日本年金機構の令和元年度 業務実績の評価

令和元年度の業務実績評価一覧

みわことを計画の証に 行り	(参考)第2期中期目	第3期		
令和元年度計画の評価項目	第2期期間中にあった評価項目	平成29年度	平成30年度	元年度
I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
1. 国民年金の適用促進対策	В	В	В	
2. 国民年金の保険料収納対策		Α	А	Α
3. 厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策		В	Α	Α
4. 厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策		Α	Α	Α
5. 年金給付		В	В	В
6. 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止	年金記録の確認等の対応	В	В	В
	再発防止及び年金記録の正確な管理	В	В	
7. 年金相談		В	В	В
	分かりやすい情報提供の推進	В	В	
8. 分かりやすい情報提供及びサービス改善の推進	公的年金制度に対する理解の促進	В	В	В
	お客様サービスの向上	В	В	
9. 年金制度改正等への対応		Α	Α	Α
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項				
1. 効率的効率的な業務運営(ビジネスプロセス改革)	効率的な業務運営体制	В	В	В
	運営経費の抑制等	В	В	
2. 外部委託の活用と管理の適正化		D	С	B
3. 社会保険オンラインシステムの運用・開発、見直し		В	В	В
4. ICT化の推進		В	В	Α
Ⅲ 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営	に関する重要事項			
	内部統制システムの有効性確保	С	С	
1. 内部統制システムの有効性確保	事務処理の正確性の確保	В	В	В
	契約の競争性・透明性の確保等	В	В	
2. 個人情報の保護		С	С	В
3. 文書管理及び情報公開		В	В	В
4. 人事及び人材の育成		В	В	В
Ⅳ 予算、収支計画及び資金計画		В	В	В
▼ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分!	こ関する計画		D	

【判定基準】

S:年度計画を大幅に上回っている。

A:年度計画を上回っている。

B: 年度計画を概ね達成している。 C: 年度計画をやや下回っている。 D: 年度計画を下回っており、大幅な改善が必要。

	平成29年度	平成30年度	元年度
S	0	0	0
Α	3	4	5
В	18	17	13
С	2	3	0
D	1	0	0
計	24	24	18

目 次

令和元年度計画	頁
I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
1. 国民年金の適用促進対策	1
2. 国民年金の保険料収納対策	3
3. 厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策	10
4. 厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策	18
5. 年金給付	22
6. 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止	29
7. 年金相談	33
8. 分かりやすい情報提供及びサービス改善の促進	38
9. 年金制度改正等への対応	48
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	51
1. 効率的効果的な業務運営(ビジネスプロセス改革)	51
2. 外部委託の活用と管理の適正化	59
3. 社会保険オンラインシステムの運用・改善・開発	62
4. ICT化の推進	67
Ⅲ 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項	71
1. 内部統制システムの有効性確保	71
2. 個人情報の保護	86
3. 文書管理及び情報公開	91
4. 人事及び人材の育成	93
Ⅳ 予算、収支計画及び資金計画	103
V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	104
VI Vの財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	104

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
I 提供するサービスその他の業務の質				
<u>の向上に関する事項</u>				
1. 国民年金の適用促進対策	1. 国民年金の適用促進対策			評価 : B
以下の取組により、国民年金の適正				
な適用を図る。				
(1) 確実な適用の実施	(1) 確実な適用の実施			
住民基本台帳ネットワークシステムに	〇地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)から提供される	〇住基ネットにより把握した 20	〇住基ネット及びJ-LISに	○20 歳到達者に届出勧奨を行う
より把握した20歳到達者については、平	住民基本台帳情報に基づき、機構で第1号被保険者となることが把握できた 20	歳到達者については、届出勧奨	より把握した 20 歳到達者等に	こと無く第1号被保険者とし
成 31 年 10 月から、機構で国民年金第 1	歳到達者については、令和元年 10 月から届出勧奨を行うことなく 20 歳到達日に	を行うことなく、迅速かつ確実	対する適用勧奨等を確実に実	て資格取得手続きを開始し、第
号被保険者となることが把握できた方に	資格取得の処理を行う業務を開始しました。	に資格取得の手続を実施しま	施したか。また住基ネットによ	1号被保険者として適用すべ
ついては、届出勧奨を行うことなく、速	令和元年度は全ての 20 歳到達者 (126 万人) のうち、第1号被保険者として適	した。これは、当機構に設置し	り把握した 34 歳、44 歳及び 54	き 20 歳到達者全員に対し、資
やかに資格取得の手続を実施する。	用すべき者(109万人)に対し、第1号被保険者として職権適用(80万人)を行	た外部委員による「業務削減会	歳到達の未加入者に届出勧奨	格取得手続きを行った。また 34
また、住民基本台帳ネットワークシス	いました。	議」での提案を実現したもので	及び資格取得手続きを行った	歳、44歳及び54歳到達の未加
テムにより把握した 34 歳、44 歳及び 54	この結果、令和元年9月以前に自主的に届出がされた方(29万人)を含め、住	す。	か。	入者に届出勧奨、届出がない場
歳到達者に対する届出勧奨及び届出がな	民基本台帳ネットワークシステム (以下「住基ネット」という。) により把握し	また、住基ネットにより把握し		合の職権による資格取得手続
い場合の資格取得の手続を確実に実施す	た20歳到達者全員の加入手続を行いました。	た 34 歳、44 歳及び 54 歳到達	〇市町村やハローワークと連携	等を実施している。
る。	〇住基ネットにより把握した 34 歳、44 歳及び 54 歳到達者(493 万人)のうち、海	者、転職者等に対する適用につ	し、適正な届出を促進するため	
加えて、未加入者の属性に応じつつ、	外から転入された方などの基礎年金番号が付番されていない方及び資格喪失後	いて、適切に対応しました。	の実効的な取組を行ったか。	〇雇用保険受給者説明会におい
地方公共団体情報システム機構(J-L	一定期間(12か月)資格取得がなされていない方(13万人)に対して届出勧奨、			て届出勧奨等の周知を実施す
IS)から提供を受ける必要がある住民	届出がない場合の職権による資格取得手続等を実施しました。		〇追納勧奨について、追納制度の	るなど、ハローワークとの連携
基本台帳情報の対象者についての検討を	O20 歳以降に国内に入国した方で国民年金に未加入の場合、現状では 34 歳、44 歳		利用割合が高い、学生納付特例	を強化している。
行い、より効率的・効果的な対策につい	及び 54 歳到達まで把握できないことから、こうした未加入者を早期に把握する		期間を有する 20 歳代後半から	
て検討を行う。	ために、J-LISから提供を受けるべき住民基本台帳情報の内容や方法を検討		30 歳代前半の方に対して勧奨	〇市町村の国民年金担当者に対
さらに、被保険者種別変更について、	し、総務省自治行政局及びJ一LISと調整を開始しました。		を実施したか。	し、情報誌(かけはし)による
届出勧奨及び届出がない場合の資格取得	〇また、退職者及びその被扶養配偶者に対しては、被保険者種別変更の届出を要す			情報提供や事務説明会等にお
等の手続を確実に実施する。	る事由が発生したときから2か月後に届出勧奨を行い、自主的な届出を促しまし		〇無年金者及び低年金者への対	ける住民への周知の依頼を行
	た。届出勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、第1号被保険者として		応の検討を進めたか。	っている。
	職権適用を行いました。			
			〇外国人の適用対策を行ったか。	○追納勧奨について、新しい取組
(2) 関係機関との連携・協力	(2) 関係機関との連携・協力		また、多言語による制度説明の	を実施したことにより、利用者
市区町村との連携を強化し、国民年金	〇市区町村との連携・協力については、機構から市区町村の国民年金担当者に向け	〇市区町村との連携・協力につい	パンフレットを作成したか。	が前年度よりも増加している。
の加入手続の改善を図り、適正な届出を	た情報誌「かけはし」(隔月発行)やパンフレットを作成し情報提供を行うとと	ては、「かけはし」等による情報		
促進する。	もに、市区町村担当者事務説明会等において、機構で作成している「国民年金事	提供を行う等、取組を実施しま		〇特別催告状に保険料を納付し
また、ハローワークとの連携を強化し、	務の手引き」及び「市区町村職員向け研修資料」を活用し、国民年金の加入手続	した。		た場合の年金の見込額を記載
雇用保険説明会における被保険者種別変	に関する説明を行い、住民への周知を依頼しました。	また、ハローワークとの連携を		したお知らせを同封できるよ
更届の届出勧奨や失業特例免除制度の説	〇転職者及びその被扶養配偶者に対して、自主的な届出を促すため、ハローワーク	強化し、転職者に対し適正な届		う検討するなど、無年金者及び
明などの取組を進める。	が実施する雇用保険受給者説明会において、被保険者種別変更の届出勧奨及び失	出を促進しました。		低年金者に向けた施策の検討

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	業を理由とする特例免除制度について周知を行うとともに、届書や申請書の配付			を進めている。
	を行い、自主的な届出を促すなど、適正な届出を促進しました。(実施回数			
	19,867 回)			〇出入国在留管理庁から提供さ
				れた特定技能外国人及びその
(3) 無年金者及び低年金者への対応	(3) 無年金者及び低年金者への対応			帯同家族に係る情報と機構が
強制加入期間内では受給資格期間を満	〇強制加入期間内で受給資格期間を満たすことができない方への任意加入制度の	〇無年金者及び低年金者に向け		保有する記録の突合せを行い、
たすことができない方に対して任意加入	勧奨実施に向け、年齢や納付状況等を勘案した効果的な方法の検討に着手しまし	た施策の検討を進めました。		未加入者への資格取得手続を
制度の勧奨を実施する。	<i>t</i> =。			行っている。
また、低年金が見込まれる方に対し、	〇24 月未納かつ 50 歳代の方に対する特別催告状(※)に、これまでの納付状況に			また、分かりやすい制度説明を
年金の見込額を通知するなどの対策につ	応じた年金の見込額及び未納分と 60 歳までの保険料を納付した場合の見込額を			行うため、多言語のパンフレッ
いて、効果的・効率的な方策を検討する。	記載したお知らせを同封できるよう令和2年度の実施に向けて検討を行いまし			トの対象言語を拡大し、作成し
さらに、追納勧奨について、これまで	<i>t</i> =。			たパンフレットを市区町村に
実施してきた2年目及び9年目に加え、	(※)外部委託事業者による納付督励を実施しても未納が解消されない者に対し、			も提供している。
追納制度の利用割合が高い、学生納付特	自主納付を促すため送付する催告文書(未納者を高所得層、納付対象層、免			
例期間を有する 20 歳代後半から 30 歳代	除対象層に分類して実施)。			
前半の方に対して勧奨を実施する。	〇追納勧奨については、	〇追納制度の利用者は、これまで		
	①当時の保険料に加算額が上乗せされる前である免除等承認後2年目	の取組に加え、新たな取組を実		
	②免除承認後 10 年の追納可能とする期限直前の 9 年目	施した結果、前年度の 16.6 万		
	の免除等期間を有する方(760万人)に対し勧奨を実施しました。	人から18.5万人となりました。		
	また、新たな取組として令和2年2月に大学卒業から概ね5年経過した方(27歳			
	到達者) であって、学生納付特例期間を有する厚生年金保険加入者 (45.7万人)			
	に対し勧奨を実施しました。			
	その結果、追納制度の利用者は前年度の 16.6 万人から 18.5 万人となりました。			
(4) 外国人の適用対策	(4) 外国人の適用対策			
法務省から提供される外国人情報と機	〇令和元年6月より、出入国在留管理庁から特定技能外国人及びその帯同家族に係	〇出入国在留管理庁から提供さ		
構が保有する記録の突合せを行い、未加	る情報の提供を毎月受けており、当該情報を活用して、出入国在留管理庁から情	れた外国人情報と機構が保有		
入者への届出勧奨及び届出がない場合の	報提供のあった特定技能外国人のうち未加入者について、翌月末に資格取得処理	する記録の突合せを行い、未加		
資格取得手続を確実に実施する。	を行う業務を開始し、漏れなく職権適用を行いました。	入者への資格取得手続を確実		
また、分かりやすい制度説明を行うた	〇外国人に対して分かりやすい制度説明を行うため、次の取組を実施しました。	に実施しました。		
め、国民年金制度周知用パンフレットの	また、これらのパンフレットは機構ホームページに掲載するとともに、市区町村	また、分かりやすい制度説明を		
言語の拡大や、新たに多言語による加入	にも活用していただくよう周知しました。	行うため、多言語のパンフレッ		
手続のパンフレットを作成する。	・令和元年6月に国民年金制度周知用パンフレット「国民年金制度の仕組み」(外	トを作成するとともに、作成し		
併せて、作成したパンフレットを市区	国語版)を9か国語から14か国語に拡大。	たパンフレットを市区町村に		
町村に提供する。	・令和元年7月に新たに「国民年金保険料免除・納付猶予申請書の説明用パンフ	も提供し、活用していただくよ		
-	レット(外国語版)」について 14 か国版を作成。	う周知しました。		

令和元年度計画	4	和元年度計画に対	する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
2. 国民年金の保険料収納対策							評価:A
以下の取組により、国民年金保険料							
の納付率の更なる向上を図る。							
 (1) 行動計画の策定	 (1) 行動計画の策定						
未納者の年金受給権を確保するた	〇令和元年度は、第3期中	期計画の初年度であ	り、中期計画目標で	ある国民年金保険	│ │ 〇令和元年度分保険料の現年度	│ │○国民年金の納付率の向上に向	 ○令和元年度行動計画に基づい
め、国民年金の納付率の向上に向けた	料最終納付率 70%台後等	⊭を確実に達成する	ことを見据え、機構	全体及び各年金事	 納付率については、対前年比+	けて、機構全体及び年金事務所	た取組の結果、各年度の納付率
機構全体及び年金事務所ごとに平成	務所において行動計画を	策定しました。			1.1 ポイントの 69.3%まで納	」 ごとに平成 31 年度行動計画を	は以下のとおり目標を上回っ
31 年度行動計画を策定し、収納対策を	各年金事務所の目標設定 とでは	については、本部	において年金事務所	ごとに納付率の高	 付率を向上させることができ、	策定し、収納対策を効果的・効	ている。
効果的・効率的に推進するとともに、	低、所得階層ごとの未納	月数、納付月数及び	免除月数の状況を反	え映し、目標を設定	 目標を 0.1 ポイント上回って	率的に推進したか。	・令和元年度分保険料の現年
 納付月数の確保に注力する。	しました。				達成しました。		度納付率は、対前年度比で+
なお、行動計画の策定に当たって	〇令和元年度分保険料の現	年度納付率について	ては、前年度実績から	ら+1.1ポイントの	平成 30 年度分保険料の令和元	〇目標達成に向けた進捗管理を	1.1 ポイントと目標を上回っ
は、最終納付率 70%台半ばを目指すと	69.3%、平成30年度分保	険料の令和元年度を	まにおける納付率は ³	平成 30 年度末から	年度末における納付率につい	徹底した上で、未納者属性に応	ている。
ともに、機構全体の目標は、以下のと	+6.8ポイントの74.9%	、平成 29 年度分保	険料の最終納付率に	ついては、平成 29	ては、平成 30 年度の現年度納	じた収納対策の実施、市場化テ	・平成 30 年度分保険料の平成
おりとする。	年度の現年度納付率から	+10.0 ポイントの	76.3%まで上昇し、	いずれも目標を上	付率から+6.8 ポイントとなり	スト受託事業者との連携強化、	30 年度末における納付率は、
① 平成 31 年度分保険料の現年度納	回りました。				目標を 1.8 ポイント上回って	強制徴収の着実な実施、納めや	平成 30 年度末から+6.8 ポ
付率については、行動計画に基づ					達成しました。	すい環境の整備等の取組を行	イントと目標を上回ってい
き、効果的・効率的に推進し、前年	(納付率等の状況)				平成 29 年度分保険料の最終納	ったか。	る。
度実績から1.0ポイント程度以上の		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	付率については、平成 29 年度		・平成 29 年度分保険料の最終
伸び幅を確保する。	平成 29 年度分保険料	66.3%	73. 4%	76. 3%	の現年度納付率から+10.0 ポ	【主な数値目標】	納付率は、平成 29 年度の現
② 平成30年度分保険料の平成31年	(伸び幅)	(+1.3ポイント)	(+7.1ポイント)	(+10.0ポイント)	イントとなり目標を 2.0 ポイ	ア 令和元年度分保険料の現年	年度納付率から+10.0 ポイ
度末における納付率については、平	平成 30 年度分保険料		68. 1%	74. 9%	ント上回って達成しました。	度納付率:前年度実績から1.0	ントと目標を上回っている。
成 30 年度末から 5.0 ポイント程度	(伸び幅)		(+1.8ポイント)	(+6.8ポイント)		ポイント以上の伸び幅を確保。	
以上の伸び幅を確保する。	令和元年度分保険料			69. 3%			〇口座振替及びクレジットカー
③ 平成 29 年度分保険料の最終納付	(伸び幅)			(+1.1 ポイント)		イ 平成 30 年度分保険料の令和	ドによる納付の実施率は、前年
率については、平成 29 年度の現年						元年度末における納付率:平成	度とほぼ同等に、また、コンビ
度納付率から8.0ポイント程度以上	〇口座振替及びクレジット	カードによる納付る	を推進するため、資格	K取得時におけるロ	〇口座振替とクレジットカード	30 年度末から 5.0 ポイント以	ニエンスストア、インターネッ
の伸び幅を確保する。	座振替等の勧奨、現金優良	良納付者や直近1月	のみが未納となって	いる方に対する口	による納付の実施率の合計に	上の伸び幅を確保。	トバンキング及びクレジット
④ 口座振替の実施率については、前	座振替申出書及びクレジ	ットカード納付申	出書と返信用封筒を	同封したダイレク	ついては、前年度比▲0.3%と		カードによる納付件数の合計
年度を上回る水準を確保し、クレジ	トメール等による勧奨、	外部委託事業者によ	くる勧奨等を実施し る	ました。その結果、	なり、前年度とほぼ同等になり	ウ 平成 29 年度分保険料の最終	数は、前年度を上回っている。
ットカード、コンビニエンススト	口座振替とクレジットカ	ード納付の実施率の	合計は、38.0%と7	なりました。	ました。	納付率:平成 29 年度の現年度	
ア、インターネットバンキング等の					また、コンビニエンスストア、	納付率から8.0ポイント以上の	〇未納者属性に応じた収納対策
納付方法についても利用促進を図	(口座振替及びクレジット	カード納付実施率)			インターネットバンキング及	伸び幅を確保。	において、効果が高い未納者層
る。		平成 30 年度	令和元年度	対前年度比	びクレジットカードによる納		や取組を強化すべき未納者層
	口座振替実施率	34. 6%	33.5%	▲1.1%	付件数の合計数については、前	〇口座振替、クレジットカード、	を見極めた特別催告状を発送
	クレジットカード納付実施	率 3.7%	4. 5%	+0.8%	年度比+1.6%で、前年度を上	コンビニエンスストア、インタ	し、令和元年度からは新規未納
			1	i	ロスルルチャカル・ナーリ	1 1 2 1 2 1 2 1 1 1	* - *

▲0.3%

合計

38.3%

38.0%

回る水準を確保しました。

ーネットバンキング等の納付

方法について利用促進が図ら

者に着目して催告文書を送付

している。また、免除等の対象

令和元年度計画	令和元年	度計画に対する取			自己評価	評価に当たっての視点	標語
	○保険料を納めやすい環境づくり	レーアコンビニエ、	ソスストアでの幼	対 インターネ		れたか。	評価の理由 になっているが申請手続を行
	ットバンキングなどによる電子					107275	っていないために未納となっ
	書の裏面及び納付書に同封する					│ │ 〇年齢や所得、未納月数等の未納	ている方に対し、簡易な申請書
	の利用促進に努めました。))) [[[[[[[[[[[[[[[[[W/ U = E1=00/	A CE TO		者属性に応じた収納対策を実	(はがき型)により免除勧奨を
	371773 (22.1.2)3 3 3 3 7 2 8					施したか。	行っている。
	 (コンビニエンスストア、インタ-	-ネットバンキン ク	ブ、クレジットカ [、]	ードによる納付		#E 0 72 70 0	1, 5 0 0
	状況)					│ │ ○外部委託事業者と本部及び年	│ │ ○外部委託事業者と連携を強化
		平成 30 年度	令和元年度	対前年度比		金事務所が連携し、外部委託業	するため、本部では、毎月定例
	コンビニエンスストア	1,533 万件	1,528 万件	▲0.3%		 者を効果的に活用したか。	│ │ 進捗打ち合わせを実施すると
	インターネットバンキング	280 万件	280 万件	▲0.1%			とともに四半期ごとに地域部
	クレジットカード	189 万件	229 万件	21.0%		│ │ 〇納付率及び強制徴収の実施状	│ │ も参加したヒアリングを実施
	合計	2,003万件	2,036万件	1.6%) 況等を踏まえ、保険料収納対策	している。また、年金事務所で
						の強化が必要な年金事務所を	は月例での打ち合わせ会議等
						指定し、本部の指導・支援の下、	を実施した。特に納付督励文書
(2) 目標達成に向けた進捗管理の徹底	(2) 目標達成に向けた進捗管理の	徹底等				納付率の向上に取組を行った	を送付した対象者に外部委託
等	〇年度目標を確実に達成するため	こ、短期未納者及び	び 24 月未納者へ	の対策等の統一	〇令和元年度行動計画に基づき、	か。(沖縄プロジェクトの発足)	事業者による後追い督励を行
目標達成に向け、厚生労働省と連携	的な取組を明示し、数値目標や網	た一取組スケジュー	-ルを定めた行動	計画を機構全体	年金事務所は週次による進捗		うなど両者の取組効果が高め
を密にするとともに、本部、年金事務	及び年金事務所において策定し	ました。			管理を行うとともに、本部にお	〇産前産後期間の保険料免除に	られるよう取り組んでいる。
所のそれぞれの役割に応じて、未納者	〇年金事務所は、行動計画に基づ	き、効果的・効率的	的に収納対策を実	淫施しました。	いては事業推進本部会議など	ついて、市区町村と連携を図り	
の属性ごとにきめ細かな対策を講じ	〇行動計画を確実に実施するため	、本部においては、	事業推進本部会	≹議等を開催し、	を通じた進捗状況の把握、年金	円滑に事務を実施したか。ま	〇必要な強制徴収を行うととも
るなど更なる収納対策の強化を図る	課題を把握・分析の上、年金事績	外所に対し必要な排	旨導・支援を行い	、年金事務所に	事務所への指導・支援を着実に	た、制度周知を実施したか。	に、国税庁への滞納処分等の権
ため、取組の効果測定結果に基づく計	おいては、週次による進捗管理を	を徹底し、遅れがあ	る場合は取組件	数や取組内容の	実施しました。		限の委任も前年度の実績を上
画を策定し、確実に実施するための進	見直しを行うなどPDCAサイ	クルに基づいた取約	組を実施しました	- 0	また、年度途中には年金事務所		回っている。
捗管理を徹底する。	〇年度後半においては、上期の実績	責を踏まえ、目標を	確実に達成する	ため、下期の行	の課題等を把握し、行動計画の		
具体的なPDCAサイクルについ	動計画を見直し、実施しました。	下期の見直しに合	合わせ、本部は目	標達成するため	見直しを行い、より成果を挙げ		〇収納対策重点支援年金事務所
ては、計画に基づき、以下のとおり行	に優先的に取り組むべき対象者	のリストを年金事績	努所に情報提供し	<i>、</i> ました。	るよう取り組みました。		に係る取組の進捗管理及び指
う。	〇収納対策が未納者属性に応じた:	効果的・効率的な	ものとなるよう、	本部において、			導強化を実施し、特に沖縄県の
① 本部においては、機構全体の年度	年齢や所得、未納月数等の未納者	首の属性別に分類し	た資料や特別催	告状の効果測定			納付率については、前年度納付
目標を設定し、目標を確実に達成す	結果を示した資料等を作成し、						率+4.2 ポイントと大きく上
るために年金事務所で、それぞれの			ることができる資	料を作成し、未			回っている。
目標を設定するとともに、行動計画	納者属性に応じた収納対策の促	進を図りました。					
を策定する。							〇産前産後期間の保険料免除に
② 年金事務所は、行動計画に基づき							ついて、市区町村と連携を図る
実行するとともに進捗状況を週次							とともに納付書同封のリーフ
で管理する。							レット等を活用した制度周知
③ 本部は、納付状況や督励効果等に							を実施している。
ついて、早期に詳細な情報を把握							
し、年金事務所の進捗状況、課題等							
を分析の上、対応策を早期に立案							

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
し、実行する。				
(3) 未納者属性に応じた収納対策	(3) 未納者属性に応じた収納対策			
本部、年金事務所、外部委託事業者	〇年金事務所は、年齢、所得、未納月数別の属性別に未納者を分類し、効果が高い未	〇所得情報を活用した納付督励		
のそれぞれの役割に応じて、年齢や所	納者層や取組を強化すべき未納者層を見極めて特別催告状等の発送や強制徴収を	及び免除等申請勧奨を実施し		
得、未納月数等、未納者の属性に応じ	効果的、効率的に実施しました。(特別催告状実施件数:966万件)	ました。また、未納状況や督励		
た収納対策を推進し、納付月数を確保	〇今年度は、新たに取組効果が高いと見込まれる新規未納者(※)に着目し、本部か	効果等の分析を行い短期未納		
するための徹底した納付督励を行う	ら新規2か月及び4か月未納者に対して催告文書を一律に送付しました。	者への納付督励等を実施しま		
こととする。	(※) 新規未納者・・・今年度から未納となった者	した。		
① 本部は、未納者に対して定期的に	新規2か月未納者催告文書 596,156件	〇本部から提供された資料をも		
納付書及び催告状等の送付を行う。	新規4か月未納者催告文書 426,676件	とに年金事務所は年齢や所得、		
また、新たに未納となった者につ		未納月数別等の未納者の属性		
いて、催告文書及び納付書を早期に	〇免除等の対象となり得る方で免除等の申請手続を行っていないために未納となっ	別に分類し、効果が高い未納者		
送付する。さらに各種催告文書につ	ている方に対し、本部から令和元年 10 月に簡易な申請書(はがき型)による免除	層や取組を強化すべき未納者		
いては、より効果的な内容となるよ	勧奨を 32 万件送付しました。また令和2年2月に追加して簡易な申請書(はがき	層を見極めて特別催告状等の		
う見直しを行う。	型)による免除勧奨を 36 万件送付しました。	発送や強制徴収を効果的・効率		
なお、所得が低い等の事情によ	〇本部による督励によっても納付がない方に対し、年金事務所から納付書や特別催告	的に実施しました。		
り、本来は保険料免除や納付猶予、	状を送付しました。			
学生納付特例の対象となり得る方	〇また、特別催告状に免除制度のチラシを同封するなど納付督励と同時に免除制度に			
であるにもかかわらず、申請手続を	ついて案内し、納付の意思がありながら経済的に納付が困難な方には、免除等の申			
行っていないために未納状態とな	請勧奨を実施しました。			
っている方について、免除等申請勧	〇下期の行動計画の見直しに合わせ、本部は目標達成するために、現年度4か月~6			
奨を行う。	か月未納者など優先的に取り組むべき対象者のリストを、年金事務所に情報提供し			
② 年金事務所は、本部による督励に	ました。			
よっても納付がない者に対して、納	○3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業、事業廃止等の相談があ			
付書及び特別催告状等を送付する。	った場合は、免除制度の利用について適切に案内を行いました。			
また、本部による免除等申請勧奨				
によっても提出されていない方に	〇外部委託事業者については、効果的・効率的な納付督励が行われるよう、効果が高			
対して、免除等申請勧奨を行う。	い属性の対象者情報を提供するなど、連携して取り組みました。			
なお、一定の所得がありながら長				
期間滞納している方には強制徴収	【別表 1:国民年金保険料の納付率等の状況】			
を確実に実施する。	【別表2:収納対策のスキーム(概念図)】			
③ 外部委託事業者は、強制徴収対象				
者以外の方に対する納付督励を実				
施する。				
(4) 外部委託事業者の効果的な活用	(4) 外部委託事業者の効果的な活用			
① 外部委託事業者と本部及び年金	 ○納付督励業務については、市場化テスト(※)法に基づき外部委託事業者に委託し、	〇市場化テスト法による外部委		
事務所が連携を強化し、納付督励業		託事業者との連携を強化する		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
務について達成目標の実現に向け	的・効率的な納付の勧奨等の取組を実施しました。	ため、本部においては、外部委		
た取組を実施する。	機構は、外部委託事業者から度重なる納付督励を行っても納付いただけない方に対	託事業者と毎月定例進捗打ち		
また、外部委託事業者の取組が不	し、特別催告状の送付や強制徴収を行いました。	合わせを実施するととともに、		
十分な場合には、督励件数増や接触		四半期ごとに、地域部も参加し		
件数及び納付約束件数増のため夜	≪用語解説≫	たヒアリングを実施し外部委		
間及び土・日・祝日の督励強化など	(※) 市場化テスト・・・「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平	託事業の進捗管理や外部委託		
の必要な要請・指導を行うととも	成 18 年法律第 51 号)に基づき実施しており、従来、官が行ってきた事業に民間	事業者への提案、指導等を行い		
に、現状の分析を十分に行い、委託	事業者の参入機会を広げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コ	ました。また、年金事務所は外		
事業の実績向上に効果的な督励方	ストでより良いサービスの提供を目指す仕組みです。機構では、この仕組みを利	部委託事業者と月例での打ち		
法や進捗管理等の検討を行う。	用して国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収を除く納付督励業務等を包括	合わせ会議等を実施し、実績向		
	的に民間委託しています。	上に向けた提案等を行いまし		
		<i>t</i> =.		
	〇また、納付督励文書の効果を高めるため、機構から外部委託業者へ納付督励文書を	〇特に、機構から納付督励文書を		
	送付した対象者の情報を提供し、外部委託事業者から文書による納付督励に対し	送付した対象者について、外部		
	て反応のない方には電話等による後追い督励の実施を要請し、機構と外部委託業	委託事業者による後追い督励		
	者が連携した取組を行いました。	を行うなど、両者の取組効果が		
	〇地域の特性や滞納者の属性に応じた効果的・効率的な納付督励が行われるよう、毎	高められるよう取り組みまし		
	月、年金事務所と外部委託事業者との個別打ち合わせを実施しました。	た		
	〇また、本部においては、外部委託事業者の進捗管理を徹底・強化するため、毎月定	〇現年度及び過年度保険料の収		
	例進捗打ち合わせを実施し、進捗管理の徹底等を行いました。	納実績割合は 16.0%となりま		
	〇さらに、本部において、外部委託事業者に対し、新規2か月及び4か月未納者への	した。		
	催告対象者情報や免除申請書提出勧奨対象者情報の一括提供を行い、後追い督励を			
	要請しました。			
	〇接触件数及び約束件数を増やすため、外部委託事業者は、効果的・効率的な督励手			
	法として夜間及び土・日・祝日等の督励を実施するとともに、年金事務所との連携			
	強化を図ることにより、現年度及び過年度保険料の収納実績は1,582万月となりま			
	した。また、外部委託事業者の督励対象月数(※)における収納実績の割合は 16.0%			
	(前年実績 15.9%) となりました。			
	※納付対象月数から納期内及び強制徴収により納付された月数を除いた月数			
	○本部においては、「日本年金機構年金個人情報を取り扱う外部委託実施要領」に基			
	づき、外部委託事業者に対して、履行状況、情報セキュリティ体制等の立入検査を			
	行い、その結果が適正であることを確認しました。			
② 外部委託事業者のこれまでの実	〇次期契約更改に向け実施した情報提供依頼(RFI)では、業務品質の向上に資す	 〇次期契約更改(令和2年 10 月		
績や取組の分析を行い、次期契約更		予定)に向けては、現行事業に		
改に向けた準備を進める。	及び類似事業の事業者から意見を求めました。	おける実績、情報提供依頼(R)		
		F I)を求めた事業者からの意		
		見をもとに、事業品質向上に向		
		けた分析を行いながら、準備作		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
		業を進めました。		
う 収納対策重点支援年金事務所の指				
	〇国民年金保険料納付率及び目標納付率の達成状況を踏まえ、312 か所の年金事務所			
納付率及び強制徴収の実施状況等				
を踏まえ、保険料収納対策の強化が必	務所として指定するとともに、当該年金事務所に特定業務契約職員を配置する等の			
要な年金事務所を指定し、本部の指		│ 管理及び指導強化を実施しま│ │		
導・支援の下、納付率の向上に取り組				
む。	向上、無年金者及び低年金者の増加を防止するため、沖縄プロジェクトを発足さ			
	せ、沖縄県内の年金事務所の若手職員を含めたプロジェクトチームを設置し、市役 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	所との情報連携等諸施策を実施するとともに、特定業務契約職員を増員するなど	トと大きく向上しました。		
	体制を強化しました。その結果、沖縄県における令和元年度分保険料の現年度納付			
	率は、55.4%(前年度納付率+4.2ポイント)となり大きく向上しました。			
ら 強制徴収の着実な実施	 (6) 強制徴収の着実な実施			
一定の所得があり保険料を長期間	 ○強制徴収の取組については、控除後所得300万円以上かつ未納月数7月以上の未納	 ○最終催告状の送付件数は、		
滞納している場合は、全員を強制徴収	 者を対象に最終催告状(※)を送付した上で、それでもなお自主的に納付しない方	142,871 件となり、平成30年度		
対象者と位置付けた上で、所得や納付	 については、着実に滞納処分を行いました。令和元年度に送付した最終催告状に係	の実績を上回りました。また、		
の状況などを踏まえつつ、最終催告状	 る納付対象月数 191 万月のうち、納付月数は 123 万月となりました。また、差押え	 督促状送付件数は 89,615 件、		
を確実に送付し、それでも自主的に納	 については、2.1万件実施しました。	 差押実施件数は 20,590 件とな		
付しない方について、滞納処分を実施	 (※)度重なる納付督励を実施しても未納が解消されない者(所得300万円以上、	り、平成 30 年度の実績を上回		
する。	 未納期間 7 月以上の者)に対し、自主納付を促すため送付する最後の催告文	りました。		
特に、平成31年度においては、控除	 書。最終催告状の指定期限までに納付されない者に対しては督促状を送付し、	 ○国税委任件数は 79 件と前年度		
後所得300万円以上かつ未納月数7月	 督促状の指定期限までに納付されない場合は、滞納処分が開始される。	│ │ の件数を上回り目標を達成し│		
以上の滞納者に督促を実施する。	│ │○督促状送付対象者のうち、控除後所得 1,000 万円以上かつ滞納月数 13 月以上の国	ました。		
また、悪質な滞納者に係る保険料の	 税委任要件に該当する方に対し、年金事務所において最優先に取組を進めた上で、			
徴収が困難な事案については、国税庁	 滞納保険料に充足する財産が発見できず、納付について誠実な意思を有すると認め			
へ滞納処分等の権限を委任する仕組				
みを積極的に活用し、前年度以上の件	 税委任)を令和元年度は 79 件(平成 30 年度は 75 件)実施しました。			
数を委任する。	 ○効率的かつ統一的に滞納処分を実施するため、徴収ルール (滞納処分等の実施時期			
なお、対象者に対する着実な徴収と	等事務処理手順)を明確化し、令和2年度の実施に向け検討を進めました。			
	Oまた、年金事務所で行っている強制徴収の定型業務について、事務センターに集約			
等の徹底を図る。	するためのモデル実施を行い、全国における本格実施に向けた検討を進めました。			
	 ○なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の強制徴収について、			
実施するため、徴収ルール(滞納処分				
等の実施時期等事務処理手順)を明確				
化するとともに、徴収体制の見直しな				
どを検討する。				

令和元年度計画		令和元年度計画に	二対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	(強制徴収の取組状						
		平成 30 年度	令和元年度	対前年度比			
	最終催告状送付件数	133,900件	142, 871 件	6. 7%			
	督促状送付件数	81,597件	89, 615 件	9.8%			
	差押件数	17,977件	20, 590 件	14. 5%			
	(強制徴収による獲	导状況)					
	(324), (324)	平成 30 年度	令和元年度	対前年度比			
	納付対象月数	1, 956, 087 月	1, 908, 943 月	▲2.4%			
	納付月数	1, 299, 177 月	1, 225, 572 月	▲ 5. 7%			
İ	獲得納付率	66. 4%	64. 2%	▲ 2. 2%			
(7) 徴収職員の育成	(7) 徴収職員の育成						
より高い専門性を有する職員を育	〇強制徴収業務に直	妾従事する職員のみな	らず、国民年金業務に	こ従事する職員に対象	〇対象者を拡大し事務研修を行		
成するため、職務に合わせた事務研修	を拡大し、等級や職	遺に応じ強制徴収業	務に必要な知識の習	得及びスキルの向上を	い、業務を担う職員のスキル向		
に取り組む。	目的とした事務研	多を実施し、制度と実	務の双方に精通した復	徴収職員の育成に取り	上に努めました。		
	組みました。						
(8) 納めやすい環境の整備	 (8) 納めやすい環境(の整備					
① 口座振替による納付に加え、コン	〇口座振替及びクレ	ジットカード納付、ゴ	ンビニエンスストアヤ	やインターネットバン	〇口座振替等による納付を推進		
ビニエンスストア、インターネット	キングによる納付	方法の周知は、I-2	- (1) -④に記載	0	するため、資格取得時における		
バンキング及びクレジットカード	〇2年前納を含む前	納制度について、納付	書に同封するリーフ	レットや、市区町村向	口座振替勧奨、ダイレクトメー		
による納付方法について周知に努	け情報誌「かけは	し」、ホームページに。	よる制度周知及び勧奨	奨を行いました。	ルによる勧奨等を実施しまし		
める。					た。また、納付しやすい環境づ		
また、前納制度について、広報の					くりとしてコンビニエンスス		
充実を図り、利用促進に努める。	(参考)「2年前納 <i>0</i>	申込状況」			トア、インターネットバンキン		
② 口座振替についてより容易な申	平成 2	9 年度 平成 3	0 年度 令和元	元年度	グ、クレジットカードによる納		
出手続の検討を進める。	32 :	5件 34 ブ	5件 38 2	万件	付方法について、納付書の裏面		
	※平成 29 年 4 月から	現金及びクレジット	カードによる 2 年前糸	納の取扱い開始	及び納付書に同封するチラシ		
	(参考) 令和元年度	末の被保険者数は平成	, 29 年度末から 3.4%	6減少	により周知を図り利用促進に		
					努めました。		
③ インターネットを利用したクレ	 ○インターネット上 [*]	でのクレジットカード	`納付については、開始	始に向けてシステム改			
ジットカード納付を可能にする仕				クレジットカード納付			
組みを、個人情報の管理など情報セ		る調達を進めています					
	〇口座振替について、インターネット上で申し込みができる仕組みの導入の検討を進						
31 年度中を目途に導入し、納めやす	めました。						
い環境の拡充を行い、併せて広報の							
充実を図り、利用促進に努める。							

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
④ 今後のキャッシュレス化や税・他	〇スマートフォン決済の導入に向け、電子決済等事業者に対するヒアリング調査を行			
の公金の納付方法の動向を踏まえ、	いました。			
新たな納付方法について検討を進				
める。				
))産前産後期間の保険料免除	(9) 産前産後期間の保険料免除			
平成 31 年 4 月から施行される国民	〇平成31年4月から施行された産前産後の保険料免除について、円滑に事務を実施	〇国民年金第1号被保険者の産		
年金第1号被保険者の産前産後期間	するため、対象者に対し制度施行前(平成30年11月)に関係機関(市区町村、ハ	前産後期間の保険料免除につ		
の保険料免除について、市区町村と連	ローワーク、保健所、医療機関)に配付したポスター、リーフレットにより制度を	いて、市区町村と連携を図り円		
携を図り円滑に事務を実施する。	周知するとともに、市区町村や保健所の窓口においては、母子手帳交付時にリーフ	滑に事務を実施しました。		
また、納付書同封のリーフレット等	レットを配付するよう依頼し周知しました。	また、納付書同封のリーフレッ		
を活用した制度周知を実施する。	〇機構から発送する納付書同封のリーフレット等により制度周知を実施するととも	ト等を活用した制度周知を実		
	に、機構ホームページ、インターネット広告及び母子手帳に産前産後免除制度に係	施しました。		
	る周知の掲載など実施しました。	〇その結果、63,377件の該当処理		
	また、市区町村向け情報誌「かけはし」に産前産後の保険料免除制度の記事を掲載	をしました。		
	し、市区町村と連携を図りました。			
	「産前産後期間の保険料免除者数」			
	令和2年3月末:63,377件			

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
3. 厚生年金保険・健康保険等の適用促				評価:A
進対策				RTIM - A
	〇厚生年金保険・健康保険等(以下「厚生年金保険等」という。)の適用促進対策	1=	〇令和元年度行動計画を機構全	〇令和元年度行動計画を策定し、
	ついては、事業主の負担の公平性や適用すべき被保険者の年金受給権を確保す	ত	体及び年金事務所ごとに策定	進捗管理を行いながら、目標達
	ため、国税庁等の関係機関からの情報を活用し、適用調査対象事業所(※)に	対	し、効果的・効率的に取組を進	成に向け、未適用事業所への適
	する加入指導に取り組みました。また、事業所調査については、届出の適正化	の	めるとともに、目標達成に向け	用促進及び適用事業所への事
	ため、調査対象を的確に選定し、重点的に取り組むことで、効果的・効率的に	調	た進捗管理を徹底したか。	業所調査を実施したことによ
	査を行いました。			り、目標を達成している。
	(※) 国税庁から情報提供を受けた従業員を雇い給与を支払っている法人事業	所	<目標>	
	等のうち、当機構が保有する情報において厚生年金保険等に適用されてい	な	加入指導による新規適用事業所	
	い事業所。		数:80,000 事業所	
(1) 未適用事業所の適用促進対策	 (1) 未適用事業所の適用促進対策		事業所調査実施目標:	
国税源泉徴収義務者情報活用の効果	〇未適用事業所の適用促進対策については、平成27年度から、国税源泉徴収義務	者	①被保険者数 10 人未満の適用事	
もあり、適用調査対象事業所が着実に	情報を活用した適用促進対策に取り組み、適用調査対象事業所は着実に減少し	7	業所:	
減少してきたことを踏まえ、引き続き	きたところであり、未適用事業所の更なる解消に向けて、以下の取組を進めま	L	当該事業所の被保険者総数の	
確実な適用促進を図るため、以下の取	<i>t</i> =。		1/5 にあたる 100 万人に相当す	
組を進める。			る事業所数以上の呼出・郵送調	
① 行動計画の策定	① 行動計画の策定		査を実施	
数値目標や具体的なスケジュール	○厚生年金保険等の適用の適正化は、事業主の負担の公平性や適用すべき被保険	者│○令和元年度における適用促進	②被保険者数 10 人以上 500 人未	
を定めた平成 31 年度行動計画を策	の年金受給権を確保する観点から、機構が取り組むべき重要課題であると位置	付 については、職員の加入指導に	満の適用事業所:	
定する。	け、職員の加入指導による新規適用事業所数を目標に掲げ取組を進めました。	よる新規適用事業所数を目標	当該事業所の被保険者総数の	
行動計画の策定に当たっては、国	○取組に当たって、機構全体目標を以下のとおり定め、目標達成のための行動計	画 に掲げるとともに、効率的・効	1/5 にあたる 400 万人に相当す	
税源泉徴収義務者情報等の関係機関	と年金事務所ごとの目標を設定しました。	果的な加入指導を実施するた	る事業所数以上の臨場調査を	
からの情報を活用し、従業員規模に	項目 機構全体目標	め、優先加入指導事業所に対す	実施	
応じて、効率的・効果的な加入指導	職員の加入指導による新規適用事業所数 80,000 事業所	る具体的な取組方針を明確に	③被保険者数 500 人以上の適用	
を実施し、職員の加入指導による新	,	□ □ した行動計画を策定しました。	事業所:	
規適用事業所数について、従来の実			当該事業所の被保険者総数の	
績と同程度の割合を確保する。			うち、70万人に相当する事業所	
			に対し臨場調査を実施	
② 目標達成に向けた進捗管理の徹底	② 目標達成に向けた進捗管理の徹底			
目標達成に向け、本部及び年金事	│ │○本部においては、年金事務所に対し、行動計画策定のための手順書を示すとと	も 〇年金事務所においては、目標達	事業所調査指摘目標:	
務所において、適用調査対象事業所	 に、目標達成に向けた行動計画策定への助言・指導を行いました。	成に向けた行動計画を策定し、	臨場調査に係る指摘事業所率	
及び調査状況を把握・共有した上で、	│ │〇年金事務所においては、策定した行動計画に基づき、週次のスケジュールを立て	進捗管理と適用対策会議によ	40%以上	
課題分析等を行うことで、確実に計	計画的な取組と進捗管理を行いました。	るPDCAサイクルに基づい		
画を実施するための進捗管理を徹底	 また、業務効率や業績向上のため、毎月の適用対策会議において、実施した取	組 た取組を実施しました。		
する。	│ │ が効果的であったかどうか確認し、より効果的な対策となるよう対応方針やス	ケ 本部においては、対策の効果検		
	│ │ ジュールの見直しを行うなど、PDCAサイクルに基づいた取組を実施しま	し 証と効果的な取組の展開、ま		
	<i>t</i> =。	た、目標未達成年金事務所に対		

令和元年度計画	令和元年	年度計画に対する取組制	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	〇本部においては、行動計画の	実施状況から、年金事務	所の取組の傾向とその効果	する進捗管理と必要な助言・指	〇未適用事業所の適用促進に当	〇未適用事業所への適用促進に
	を検証し、効果的な取組を全	ての年金事務所へ展開し	、また、目標未達成年金事	導を行いました。	たり、適用調査対象事業所の効	当たっては、前年度までに把握
	務所に対する進捗管理と必要	な助言・指導を行いまし	た。なお、本部職員が、適		率的・効果的な把握に努め、優	した適用調査対象事業所に対
	宜、年金事務所の適用対策会	議に参加し、年金事務所	の課題の把握と業務改善に		先すべき事業所を中心とした	して優先的に加入指導に取り
	向けた助言を行いました。				加入指導を実施し、適用に結び	組むとともに、国税源泉徴収義
					つけたか。	務者情報の活用等により新規
③ 適用調査対象事業所の適用の促進	③ 適用調査対象事業所の適用	の促進				に把握した適用調査対象事業
	〇令和元年度においては、加入	指導による適用事業所数	を8万事業所として目標設	〇職員の加入指導による適用事		所に対しても、速やかに加入指
	定し加入指導に取り組み、約	9.1 万事業所、約 17.6	万人を適用に結び付けまし	業所数については、目標の8万		導を行った結果、加入指導によ
	た。			事業所を上回り、9.1 万事業所		る適用事業所数は 91,342 事業
	〇この結果、平成30年度末時点	原において約36.1万事業	所であった調査対象事業所	を適用しました。		所(目標 80,000 事業所) と目
	は、令和元年度末時点で約27	7.7 万事業所まで減少しる	ました。	〇国税源泉徴収義務者情報の活		標を上回っている。
	Oまた、平成30年度末に比べ、	適用事業所数は約10万	事業所増加し、約 244 万事	用により把握した適用調査対		
	業所に、被保険者数は約57万	5人増加し、約 4,037 万人	人となりました。	象事業所数は、平成 27 年3月	〇適用事業所への事業所調査に	○適用事業所への事業所調査に
				末時点で約 97 万事業所(その	当たり、事業所の従業員規模に	当たっては、事業所の従業員規
	加入指導による取組状況			後に新たに判明した事業所を	応じた効果的・効率的な実施に	模に応じ、被保険者数が 10 人
		平成 30 年度末	令和元年度末	合わせると約 132 万事業所) で	努め、届出の適正化に努めた	未満の適用事業所は、原則、呼
	新規適用事業所数	157, 818 事業所	146, 533 事業所	したが、加入指導による取組などにより令和2年3月末時点	か。	出又は郵送による調査、被保険
	加入指導による	100 707 古光二	91, 342 事業所			者数が 10 人以上の適用事業所
	適用事業所数	100, 727 事業所	(目標) 80,000 事業所	で約 27.7 万事業所まで減少し		は、原則、臨場による調査とし
	新規適用被保険者数	395, 101 人	345, 804 人	ました。		て目標を上回る件数の調査を
	加入指導による	000 455 1	475 774 1	〇また、平成30年度末に比べ、適		実施し、臨場による事業所調査
	適用被保険者数	200, 155 人	175, 774 人	用事業所数及び被保険者数は		においては、被保険者の資格・
	**************************************	.l b >==		いずれも前年度から増加しま		報酬に係る届出の漏れや誤り
	適用調査対象事業所への取組	1		し <i>た</i> 。		を指摘し、適正な届出が行われ
		平成 30 年度	令和元年度			た事業所の割合(指摘事業所
	前年度末適用調査対象事業所	听数 	361, 481 事業所			率) が 57.6% (目標 40%) と目
	(1)					標を上回っている。
	当該年度に把握した適用調査 対象事業所数(②)	85,761 事業所	79, 399 事業所		 	 ○繁忙期における職員の増員や
	1)+2	507, 138 事業所	440, 880 事業所		付に向けて、事務処理の迅速化	
	加入指導による適用事業所数	女 100,727 事業所	91, 342 事業所		を図ることにより、健康保険被	
	既に適用済み、休業等により)	70		保険者証の交付に関係する届	
	適用対象外の事業所数	44,930 事業所	72, 578 事業所		出の処理期間短縮が図られた	
	年度末の適用調査対象事業所	f数 361, 481 事業所	276, 960 事業所		か。	処理日数を、前年同期と比べて
	適用事業所数及び被保険者数					おおむね減少させている。
		平成 30 年度	令和元年度			
	適用事業所数	2, 336, 872 事業所	2, 435, 755 事業所			
	適用被保険者数	39, 806, 245 人	40, 374, 470 人			

令和元年度計画		会系	□元年度計画	に対する取組			自己評価	評価に当たっての視点	標語
ринотдин	〇谷本の取401-						1 O 1 Im		評価の理由
ア 適用すべき被保険者数が5人以 上の法人事業所については、優先		対が5人以上の	の法人事業所			以外の従業員を	〇従来の取組において、適用すべ き事業所として把握された適		
的に加入指導等を実施し、平成31 年(2019年)9月末までを目途に、 適用を進める。 イ 適用すべき被保険者数が5人未 満の法人事業所については、事業 主とその家族以外の従業員を雇用	については、 状況は次のと	優先的に加え			事業主・家族	令和2年度	用すべき被保険者数が5人以上の法人事業所について1,006事業所を適用しました。また、適用すべき被保険者が5人未満の法人事業所のうち、事業主とその家族以外の従業員		
しているか否かの実態を確認し、 雇用が把握できた事業所について は、優先的に加入指導等を実施し、 平成 31 年 (2019 年) 9 月末までを	1	末時点の対 象事業所数 2,646	より適用した事業所数	象外と判明 した事業所 数(※2) 402	した事業所 数 (※3) 524	以降の適用 を目指す事 業所数 714	を雇用している事業所につい て 3,943 事業所を適用しまし た。		
目途に、適用を進める。	5人以上	2, 040 事業所 7, 653	事業所 3,943	事業所 984	事業所 1,381	事業所 1,345			
	(※3)取組の結	をによる事業所 事業実態がない。 時果、事業主と・	設置状況の確認 と判断される事	及び近隣等への間 業所。 事業所と判明した	引き込み、賃貸契	契約状況の確認等			
 ④ 新規に把握した適用調査対象事業所への取組ア 適用すべき被保険者数が5人以上の事業所については、速やかに加入指導を実施する。 イ 適用すべき被保険者数が5人未満の事業所については、雇用実態の把握に努め、実態把握ができた事業所から速やかに加入指導を実施す 	〇国税源泉徴収 所 79,399 事 ました。この 用しました。 ついては、引	双義務者情報 業所について)うち、被保 また、年度行	により、令和 こ、速やかなが 険者数が5人 後半に把握し	元年度に新規に 加入指導を実施 以上の事業所に	iし、33,155 事 こついては 1,2 ご残る適用調査	事業所を適用し 246 事業所を適 至対象事業所に	把握した適用調査対象事業所		
⑤ 効果的な適用促進対策の実施 取組の推進に当たっては、次によ り効果的に実施する。ア 国税源泉徴収義務者情報等を活 用し、法人の適用調査対象事業所 の的確な把握に努める。また、雇	・国税源泉徴 行っていま 査対象事業	の取組の推定の取組の推定 数収義務者情報 では、また、) でででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	進に当たって 報については 雇用保険適用 努めています	、毎月情報提供 事業所情報、活 。	共を受け、早期 法人登記簿情報	してきました。 別に加入指導を 限により適用調 美主へのアプロ	簿情報等の活用により、効果的 な適用促進対策の実施に努め		

令和元年度計画	令和元年度計画に	対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
用保険情報等により個人の適用調	一チを行うため、雇用保険被保険者情報	報の提供が受けられるよう厚生労働省と	なお、令和2年度に向けて、雇		ᄞᄦᅅᆓᅜ
査対象事業所の把握及び法人の適	調整を進めました。		用保険被保険者情報の提供が		
用調査対象事業所の補足的な把握	・また、事業の許可等の際に係る都道府!	県労働局、地方運輸局、地方整備局等か	受けられるよう厚生労働省と		
に努める。	らの通報に基づく適用促進についても、	、引き続き取り組んでいます。	調整を進めました。		
イ 厚生労働省や国土交通省等の許	情報提供元	適用に結び付けた事業所数			
可行政庁、ハローワーク、市区町	都道府県労働局	5事業所			
村等から社会保険加入状況等の情	国土交通省地方運輸局	127 事業所			
報提供のあった事業所について、	国土交通省地方整備局	942 事業所			
速やかな加入指導を実施する。					
ウ これまでの取組状況を踏まえた	・事業主への接触が困難な事業所への加え	入指導及び立入検査の取組を強化するた			
手順の整理を行うことにより、加	め、手順の見直しや、職権適用の実施に	こ取り組むとともに、困難性の高い事案			
入指導及び立入検査等の取組をよ	を取り扱う専門チームを令和2年4月	に本部に設置し、効果的な手法を整理し			
り効果的に進めるとともに、専門	適用を進めてまいります。				
人材の登用や育成について検討す					
る。					
エ 加入指導及び立入検査に従わな					
い悪質な事業所については、告発					
も視野に入れた対応を検討する。					
オ 国税源泉徴収義務者情報にはな					
く、新規法人登記情報又は雇用保					
険情報により把握した適用調査対					
象事業所について、外部委託を活					
用することにより加入勧奨等を実					
施する。					
(2) 事業所調査による届出の適正化対策	(2) 事業所調査による届出の適正化対策				
厚生年金保険・健康保険等の適用事	○事業所調査による届出の適正化対策につい	いては、調査対象を的確に選定し、重点			
業所に対する届出の適正化に向けた、	的に取り組むことで、効果的・効率的に	調査を行うため、以下の取組を進めてき			
実効性のある事業所調査を実施するた	たところです。				
め、以下の取組を進める。					
① 行動計画の策定	① 行動計画の策定				
数値目標や具体的なスケジュール	〇中期計画期間中に全ての適用事業所に対	†する事業所調査を実施することを原則	〇令和元年度における事業所調		
を定めた平成 31 年度行動計画を策	とし、調査対象事業所の被保険者総数の)5分の1に相当する事業所数以上の調	査については、中期計画期間中		
定する。	査、指摘率の向上を図ること等を目標に	掲げ取組を進めました。	に全ての適用事業所に対する		
行動計画の策定に当たっては、こ	〇取組に当たって、機構全体目標を以下のの	とおり定め、目標達成のための行動計画	事業所調査を実施することを		
れまでの調査結果、従業員規模、業	と年金事務所ごとの目標を設定しました。		原則とし、調査対象事業所の被		
種等を踏まえ、効果的・効率的な事			保険者総数の5分の1に相当		
業所調査を実施し、指摘率の向上を			する事業所数以上の調査の実		
図る。			施、指摘率の向上等を目標に掲		

令和元年度計画	令和	元年度計画に	対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	- 事業所調査実施目標			げ、効果的・効率的な事業所調		to C. Hart a.A., steel head
	項目		機構全体目標	査を実施するための行動計画		
	被保険者数が 10 人未満	当該事業所の	の被保険者総数の 1 / 5 にあたる 100 万	を策定しました。		
	の適用事業所	人に相当する	る事業所数以上の呼出・郵送調査を実施			
	被保険者数が 10 人以上	当該事業所の	の被保険者総数の 1 / 5 にあたる 400 万			
	500 人未満の適用事業所	500 人未満の適用事業所 人に相当する事業所数以上の臨場調査 被保険者が 500 人以上 当該事業所の被保険者総数のうち、70				
	被保険者が 500 人以上					
	の適用事業所	する事業所に	こ対し臨場調査を実施			
	• 事業所調査指摘目標					
	項目		機構全体目標			
	臨場調査に係る指摘事業 目標	所率(※)の	40%以上			
	(※)指摘事業所:適用事	業所への事業	・ ・所調査において、被保険者の資格や報酬			
	につい	て適正な届出	お行われているかを確認し、適用上の届			
	出内容	に漏れや誤り	があり指摘を行った結果、適正な届出が			
	行われ	た事業所(職	機により訂正を行った事業所を含む。以			
	下同じ).				
	指摘事業所率:事業	所調査におい	て指摘を行った結果、適正な届出が行わ			
	れた	:事業所の割合	(事業所調査を行った適用事業所数(調			
	査事	業所数)に対	†する指摘事業所数の割合。)			
② 目標達成に向けた進捗管理の徹底	② 目標達成に向けた進捗管	理の徹底				
目標達成に向け、本部及び年金事	〇目標達成に向け、本部及び	年金事務所に	おいて、調査対象事業所及び調査状況を	〇本部及び年金事務所において、		
務所において、調査対象事業所及び	把握・共有した上で、課題	分析等を行う	ことで、確実に計画を実施するための進	調査対象事業所及び調査状況		
調査状況を把握・共有した上で、課	捗管理を徹底し取り組みま	した。		を把握・共有した上で、課題分		
題分析等を行うことで、確実に計画				析等を行うことで、確実に計画		
を実施するための進捗管理を徹底す				を実施するための進捗管理を		
る。				徹底し取り組みました。		
③ 効果的な事業所調査の実施	 ③ 効果的な事業所調査の実	施				
事業所の従業員規模に応じた調査	〇届出の適正化のため、適用	漏れが多い傾	向にある業種の事業所等を選定し、また、	〇事業所調査実施目標について、		
手法を整理することにより、効果的・	事業所の従業員規模に応じ	て、被保険者	f数が 10 人以上の適用事業所に対しては	被保険者数が 10 人未満の適用		
効率的な事業所調査を実施する。	臨場による調査(臨場調査)、被保険者	数が 10 人未満の適用事業所に対しては呼	事業所は、原則、呼出・郵送調		
ア 被保険者数が 10 人以上の事業	出又は郵送による調査(四	·出·郵送調査	E) に分類して効率的・効果的に調査を行	査とし、10 人以上の適用事業所		
所で、これまでの事業所調査にお	った結果、取組状況は以下	のとおりです	-	は、原則、臨場調査とし、それ		
いて指摘の多い事業所、国税源泉				ぞれ目標を超える調査被保険		
義務者情報や雇用保険情報による	・事業所調査実施目標			者数に相当する事業所を調査		
従業員数と被保険者数の乖離が多	被保険者数が 10 人未満の	の適用事業所に	こついては、原則、呼出・郵送調査とし、	しました。		

令和元年度計画		令和元年	度計画に対する	取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
い業種の事業所等を優先した事業 所調査を実施する。 イ これまでの調査結果や上記アの 実施状況、従業員規模、業種等の 分析により、優先度をもった事業 所調査を行うための選定基準を定 める。	しました。 また、被保険 は、原則、臨	険者数の 128.5 者数が 10 人以. 場調査とし、調:	%の被保険者数 上 500 人未満、	に相当する事業 500 人以上の適 数のそれぞれ 10	所への調査を実施 i用事業所について 06.2%、123.4%の 調査実施 事業所数	H Cariu	計画に当たりての代点	評価の理由
ウ 算定基礎届未提出の事業所や一 定期間以上の遡及または大幅な報 酬変更等の届出をした事業所に対 して、順次、事業所調査を実施す	10 人未満 10 人以上 500 人未満 500 人以上	1,000,000 人 4,000,000 人 700,000 人	1, 284, 856 人 4, 248, 417 人 863, 476 人	128. 5% 106. 2% 123. 4%	211, 359 事業所 51, 390 事業所 719 事業所			
る。	これらの取組	る指摘事業所率 により、資格得 件となりました	。また、調査に、	数は 96,384 件、	表酬関係の指摘件 保険者数は 28,365指摘事業所率 (②/①)57.6%	〇臨場調査に係る指摘事業所率 は目標を達成しました。 これらの取組により、資格得喪 関係の指摘件数は 96,384 件、 報酬関係の指摘件数は 968,153 件となりました。また、調査に より適用した被保険者数は 28,365人となりました。		
エ 大規模事業所や複数の支店を持 つ事業所に対する事業所調査を効 率的に実施するため、本部や年金 事務所間の連携を含めた調査体制 を確立する。	るという特性 月に本部に事 ムにより突き お、令和2年	等を踏まえた効 業所調査専門チ 合わせるなど効 4月には、全国	ついては、労務 率的な調査手法 ームを設置し、 率的な調査手法	の確立を目的と 従業員と被保険 を取り入れて取 に対する調査を	(目標 40%) アム化が進んでいたして、令和元年7 者の記録をシステはり組みました。ない事任で行う「法人	〇10,000 人以上の適用事業所に ついては、7月に事業所調査専 門チームを設置し、調査を効率		
オ 法務省から提供される外国人情報と機構が保有する記録の突き合わせを行い、外国人就労者を使用する事業所に対し、適切な事業所調査を実施する。 また、分かりやすい制度説明を行うため、社会保険制度周知用パンフレットの言語の拡大や、新たに多言語による加入手続のパンフレットを作成する。	・令和元年6月 族に係る情報 ら情報提供の 特定技能外国 て適用しまし	より毎月、出入 の提供を受けて あった特定技能 人が勤務する事 た。 制度周知用パン	国在留管理庁か おり、当該情報 外国人が厚生年 業所に対して加 フレットや、加	ら特定技能外国 を活用して、出 F金保険の未加 入勧奨・事業所 入手続のパンフ	入国在留管理庁か 入者である場合は 調査を実施し、全			

		4	令和元年度 詞	計画に対す	る取組状況			自己評価	評価に当たっての視点	標語 標語
	(2) 7.014								MI III TIGO COVIDONI	評価の理由
(3) その他 ① 届出に係る事務処理の迅速化	(3) その他 ① 届出に係	2 审致加珊	の迅速ル							
ア 健康保険被保険者証の早期交付	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			イ 融昌の	曲吕 娄茲[田の選士機具	との検討 車	│ │ ○健康康保険被保険者証の早期│		
に向けて、健康保険被保険者証の							品の塩設、事 F4月と比較			
交付に関係する届出(資格取得届、							日を除く営			
資格喪失届及び被扶養者異動届)	業日)を以						ルロで味く呂	福祉の文刊に関係する福山に 係る事務処理の迅速化を図り、		
について、標準的な処理期間の目	未口/でめ	100000	、 ₺₺₺₺	ベック ここの		+ U/L.		繁忙期である平成31年4月に		
標を設定し、月次で進捗管理を行	届書				 取得届			おいて、平成30年4月と比較		
うとともに、他の届出に優先して	一個	雷子		1	·····································	細	 媒体	して、届出の受付日の翌日から		
処理を行うことにより、届出に係	年度	H30. 4	H31. 4	H30. 4	H31. 4	H30. 4	H31. 4	資格確認までの平均処理日数		
る事務処理の迅速化を図る。	平均処理	1100. 4	3.3日	1100. 4	2.3日	1100. 4	4.2日	(土日祝日を除く営業日)をお		
イ 紙媒体による届出と電子申請に	日数	4.5日	(▲1.2日)	3.7日	(▲1.4日)	7.7日	(▲3.5日)	おむね減少させることができ		
よる届出に区分した標準的な処理			(=1.2 山)		(=1.4 山)		(40.0 1)	ました。		
期間の目標を設定し、月次で進捗	届書			被	 者異動届			また、電子申請については、優		
管理を行うとともに、電子申請に	一個	雷子		1	-	紙	 媒体	先処理の明確化や事務処理の		
よる届出については、紙媒体によ	年度	H30. 4	H31. 4	H30. 4	H31. 4	H30. 4	H31. 4	標準モデル(事務フロー)に基		
る届出よりも短期間で処理する。	平均処理	1100. 1	2.8日	1100. 1	2.5日	1100. 1	4.1日	づく処理の徹底により、紙媒体		
0.2_0 / 0.2 1.0.0	日数	4.5日	(▲1.7日)	2.4日	(+0.1日)	8.5日	(▲4.4日)	よりも短期間で処理を行うこ		
		 おける屋聿		 翌日から答:		<u> </u> D 期間であし	」、 = 1. 1 ロ / リ、全国健康	とができました。		
			康保険被保							
ウ 届出に係る事務処理の迅速化を	〇届出に係る	事務処理の	迅速化を図	るため、事績	務センターに	こおける業務	络マネジメン			
図るため、事務センターにおける			取組を行い							
業務マネジメントの改善とシステ	・電子申請									
ムの改善に取り組む。			ル(事務フ	ロー)に基・	づく処理の徿	敵底				
	また、電子	申請による	届出処理を	更に迅速化	させるための	のシステムd	女修に取り組			
	みました。									
② 「厚生年金保険の保険給付及び保										
険料の納付の特例等に関する法律										
(以下「厚生年金特例法」という。)」							が可能と判			
への対応	断したもの					ついて納付額	が変を行い、	付保険料3.0億円について納付		
ア 年金事務所は、厚生年金特例法	', '''		枘付実績とな	じりました。				勧奨を行い、1,837件、1.9億円		
の事務処理マニュアルに従って、	≪用語解説				A 114 /		a -	の納付実績となりました。 		
特例納付保険料の納付勧奨等を確	(※)「厚生年									
実に実施し、進捗管理の徹底を図							記録が訂正さ			
り、納付勧奨等が遅れている事案							を負うことに			
については、本部と連携して早期	なりますが 	、納付しな	い場合は事	業王名等が?	公表されます	F.				
に改善する。										

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
イ また、厚生年金特例法の納付申				
出があった事案については、事務				
処理マニュアルに従って特例納付				
保険料の納入告知を行い、債権管				
理を徹底する。				
③ 企業年金連合会の代行返上に伴う	③企業年金連合会の代行返上に伴う準備作業への対応			
準備作業への対応	〇「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改	〇企業年金連合会からの依頼に		
企業年金連合会は代行部分の支給	正する法律」の規定の趣旨を踏まえ、企業年金連合会からの依頼に基づきデータ	基づきデータの突き合わせ作		
義務を国へ返上することとされてお	の突き合わせ作業を進めています。	業を進めています。		
り、その準備作業のため、企業年金				
連合会からの依頼に基づき必要な対				
応を行う。				
④ 船員保険制度への対応	④船員保険制度への対応			
船員保険制度に関する管理のあり	〇船員保険制度に関する適用及び報酬決定等の事務処理要領の整備の検討を進め	〇船員保険制度に関する適用及		
方及び人材育成についての検討に着	ました。	び報酬決定等の事務処理要領		
手する。		の整備の検討を進めました。		

令和元年度計画		令和元年度計画	に対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
4. 厚生年金保険・健康保険等の保険料							 評価:A
徴収対策							RT IM . A
機構設立以降、厚生年金保険等の収	○厚生年金保険等 <i>の</i>	徴収対策については	、公正・公平な保険料	料収納を確保し実績の		〇令和元年度行動計画を機構全	〇令和元年度行動計画を策定し、
納率は毎年度、前年度実績を上回り順	向上を目指すため)、滞納発生の抑制に	向けた取組と滞納処タ	分を適切に実施するな		体及び年金事務所ごとに策定	進捗管理を行いながら、目標達
調に推移している状況ではあるが、更	ど、計画的に徴収	は対策を行いました。				し、効果的・効率的に取組を進	成に向け、新たな滞納事業所へ
に公正・公平な保険料収納を確保する	また、より高い専	門性を有する職員を	育成するための専門で	研修を実施し、徴収職		めるとともに、目標達成に向け	の初期段階における納付指導
ため、以下の取組により徴収対策を推	員の育成を行いま	こした。				た進捗管理を徹底したか。	や滞納額が増加した事業所へ
進する。							の滞納処分の実施などにより、
また、滞納解消に向けた徴収体制の						<目標>	目標を達成している。
強化とともに、徴収職員の育成を進め						収納率:前年度と同等以上の水準	
る 。						を確保	
(1) 行動計画の策定	 (1) 行動計画の策定	?				収納未済額:圧縮	
厚生年金保険・健康保険等の保険料	○厚生年金保険等 <i>0</i> .	徴収対策は、負担の	公平性及び公的年金制	制度に対する信頼確保	〇令和元年度における徴収対策		
徴収対策については、平成31年度行動	の観点から、機構	が取り組むべき重要	課題であることから、	前年度実績 99.1%以	については、保険料収納を確実	国税庁への滞納処分の権限委任	
計画を策定し、以下の取組を効果的・	上の収納率の確係	とを目標に掲げ、令和:	元年度の行動計画を領	策定し、計画に基づき	に確保するため、前年度以上の	件数:前年度以上	
効率的に推進する。	徴収対策を実施し	ました。			収納率と収納未済額の削減、滞		
行動計画の策定に当たっては機構全	〇行動計画において	は、前年度以上の収	納率と収納未済額の関	削減、滞納事業所数の	納事業所数の前年度末からの	〇滞納事業所に対し、滞納状況に	〇滞納の初期段階から、迅速かつ
体として、厚生年金保険・健康保険等	前年度末からの肖	減及び前年度以上の	口座振替実施率を機	構全体の目標と定め、	削減及び前年度以上の口座振	応じて、初期段階からの迅速か	確実な納付指導を実施すると
の収納率が前年度と同等以上の水準を	それを踏まえて年	金事務所が個々の目	標を設定しました。		替実施率を目標に行動計画を	つ計画的な納付指導、経営状況	ともに、納付が困難な事業所に
確保することを目指すとともに、収納	また、目標達成に	向けて、初期対応の	徹底及び滞納額増加	時における適時の滞納	策定しました。	や将来の見通しなどを丁寧に	は猶予制度を案内するなどに
未済額の圧縮に努めることを目標とす	処分の実施などを	重点事項と定め、事	務処理手順に従った耳	取組の徹底を図りまし	また、目標達成に向けた重点事	聴き取った上での猶予制度の	より、災害や新型コロナウイル
る。	た。				項を初期対応の徹底及び滞納	案内に取り組んだか。	ス感染症の影響を受ける事業
また、目標達成に向け、取組の実績	〇年金事務所におい	vては、進捗状況を適	切に管理し、目標達成	成に向けた取組を行い	額増加時における適時の滞納		所がある中、適用事業所に占め
に基づく計画を策定し、確実に実施す	ました。また、本	部においては、実績だ	が目標を下回っている	る年金事務所が毎月開	処分等と定め、取組の徹底を図		る滞納事業所の割合(5.8%)は
るための進捗管理を徹底するととも	催する徴収対策会	議に参画するなどに	より、改善指導を行り	いました。	りました。		前年度 (5.7%) と同程度となっ
に、滞納整理関係事務処理要領に基づ	〇令和元年度の厚生	年金保険料(過年度	分を含む。以下同じ。	。) については、32 兆	○適用促進の取組等により、保険		ている。
き滞納事業所の適正な債権管理を徹底	9, 209 億円の徴収	決定に対し、32兆6,	197 億円を収納した約	結果、保険料収納率は	料徴収決定額が年々増加する		
し、滞納事業所の減少に着目して行動	99.1%となりまし	<i>.t</i> =。			中、厚生年金保険料の収納率に	○徴収困難な事業所に対し、組織	〇納付に応じない事業所に対す
計画の取組を推進する。					ついては、99.1%となり、前年	的に滞納解消に努めるととも	る適時の滞納処分、困難性が高
	厚生年金保険	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	度と同程度となりました。	に、悪質な滞納事業所について	い事業所への本部組織による
	徴収決定額	31 兆 2, 525 億円	32 兆 2, 267 億円	32 兆 9, 209 億円	また、全国健康保険協会管掌健	は、国税庁への滞納処分の権限	滞納処分に加え、国税庁への滞
	収納額	30 兆 9, 442 億円	31 兆 9, 287 億円	32 兆 6, 197 億円	康保険料の収納率は 98.4%と	委任の仕組みを活用したか。	納処分の権限委任を前年度と
	収納率	99.0%	99.1%	99.1%	なり、前年度を上回りました。		同数 (28件) 実施することによ
		1	1				り、滞納解消に努めている。
	〇令和元年度の全国]健康保険協会管掌健	康保険料(過年度分を	を含む。以下同じ。)に			
	ついては、10兆6	6,997 億円の徴収決定	に対し、10兆5,249	億円を収納した結果、		〇口座振替による保険料納付の	〇口座振替未実施の事業所に対
	保険料収納率は9	8.4%となりました。				利用促進に取り組んだか。	するチラシ送付による口座振
							替勧奨や、新規適用事業所への

令和元年度計画		令	和元年度計画(に対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	協会管掌	1 1	ヹ成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度			電話勧奨などの口座振替利用
	健康保険		-1以 23 千段	十成 30 平及	节和几千度			促進に取り組んでいる。
	徴収決定額	اد 9	k 7, 667 億円	10 兆 1,063 億円	10 兆 6, 997 億円			
	収納額	لا 9	k 5, 891 億円	9 兆 9, 340 億円	10 兆 5, 249 億円			〇これらの取組により、収納未済
	収納率		98. 2%	98.3%	98. 4%			額の圧縮に努め、厚生年金保険
								料の収納率は 99.1% (前年度
	〇適用促進の取約	組等による	る適用事業所等の	の増加に伴い、保険料	徴収決定額は年々増	〇収納未済額について、厚生年金		99.1%)、全国健康保険協会管質
	加していますが	が、新たな	な滞納事業所を均	曽やさない取組、滞終	内事業所に対する納付	保険は 2,778 億円、全国健康保		健康保険料の収納率は 98.4
	計画提出の徹原	底や計画	不履行時の厳正7	な滞納処分等に取り	組みました。令和元年	険協会管掌健康保険は1,611億		(前年度 98.3%) として、前年
	度末の厚生年金	金保険料の	の収納未済額は	2,778 億円、全国健康	康保 険協会管掌健康保	円となり、前年度と比べ若干の		度と同等以上の水準を確保し
	険料の収納未満	斉額は1,	611 億円となり	ました。		増となっていますが、新型コロ		ている。
						ナウイルス感染症の影響があ		
	収納未済額	額	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	るものと考えています。		
	厚生年金保	険	2,843億円	2, 713 億円	2, 778 億円			
	協会管掌健康	保険	1,639億円	1,566 億円	1,611 億円			
を行う等の適正な納付の履行管理により、迅速かつ計画的に保険料等の納付 督励を行い、確実な徴収に取り組むことにより滞納の長期化防止策を以下のとおり行う。 ① 新規滞納事業所に対しては、滞納整理関係事務処理要領に基づいた納付督励、納付協議及び滞納整理を確実に実施する。	指導を行い滞結 〇事業所との納付場合は、決算語 予について説明 〇特に、令和元年 染症の影響によ 分に聴取し、約	帯納の協等をおり付事と、はいいのでは、はいいののでは、はいののでは、ないののでは、ないののでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、	比及び高額化をN当たっては、一指り、納付資力の研究を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	方止しました。 舌での納付が困難であ 音認を行った上で、終 なるよう納付指導を行 言を受けた事業所、発 受けた事業所に対し	州付の猶予、換価の猶 テいました。	度の説明を行うなど早期に完納となるよう納付指導を行いました。 特に、災害等の影響を受けた事業所については、猶予制度を適切に活用するなど、丁寧な対応		
② 滞納事業所から納付が困難である								
旨の申出があった場合は、事業所の					への対応に最優先で取			
経営状況や将来の見通しなどを丁寧					個々の事業所の置か			
に聴き取った上で、納付の猶予、換		情に十分	配慮した迅速か	つ柔軟な対応に最優	先で取り組んでいき			
価の猶予の案内を徹底し、保険料緩								
和措置を講じる。また、滞納整理関	-							
係事務処理要領に基づいた分割納付			平成 29 年度		令和元年度			
のルールを適切に運用するなど、滞	納付の猶予	Ι	64	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
納事業所個々の実情に則しつつ、関	│	申請	302	件 623 件				
係法令等に基づき適切に対応する。	150 mm - 5 7 m 1	職権	30	件 120 件	‡ 144 件			

令和元年度計画		令和元年度計	画に対する取組	祖状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
③ 納付協議に応じない事業所及び約 東不履行となった事業所に対して は、関係法令に基づき厳正な滞納処	〇令和元年度の滞納 5.8%となりました		39 事業所となり	り、適用事業所	に占める割合は	〇令和元年度の滞納事業所数は 142,139 事業所、適用事業所に 占める割合は 5.8%となり、前		計画の左田
分を迅速かつ確実に執行し、滞納解		平成 29 年度	平成 30	年度 4	令和元年度	年度と比べ若干の増となって		
消を図る。	滞納事業所数	135, 306 事業所			2, 139 事業所	いますが、新型コロナウイルス		
	適用事業所に					感染症の影響があるものと考		
	占める滞納事 業所の割合	6.1%	5. 7%	6	5. 8%	えています。		
	〇繰り返し納付指導で	を行ったにもかか	わらず、納付に	-応じない事業	所、納付約束不	〇納付に応じない事業所等に対		
	履行となった事業所	所に対しては、早	期に財産調査を	実施し、滞納	処分に移行する			
	期限を書面等により							
	した結果、令和元 ^会	丰度の差押事業 所	数は33,142事	業所となりまし	ンた。 	事業所数は 33,142 事業所となり、前年度を上回りました。		
		平成 29 年度	平成 30	年度	令和元年度			
	差押事業所数	27, 581 事業所	30, 978 事	33	, 142 事業所			
(3) 徴収が困難である事業所に対する徴収対策の徹底 広域に事業を行っている等、困難性が高く滞納期間が長期となっている事業所については、本部・特別徴収対策部・都道府県代表年金事務所及び管轄の年金事務所の役割を整理し、徴収体制の強化に取り組み滞納解消を図る。なお、悪質な滞納事業所については、国税庁と連携協力し、滞納処分等の権	〇困難性が高い事案に し、全ての滞納事業	こついては、徴収	専門の本部組織 指導を行いまし るとともに、糾 納処分を確実に 業所について困	ぱである特別徴 √た。毎月発生 h付に応じない □実施しました	する保険料及び 事業所、約束不 。	対応については、特別徴収対策 部への移管を実施し、滞納処分 を確実に実施しました。		
限を国税庁に委任する仕組みを積極的 に活用し、前年度以上の件数を委任す	 特別徴収対策部の	?	和元年度所管分	}	令和2年			
る。	所管事案	前年度からの繰越分	令和元年度 移管分	合 計	3 月末			
	所管事業所数 	129 事業所	54 事業所	183 事業所	95 事業所			
	滞納額	4, 575 百万	1,637百万	6, 212 百万	5, 071 百万			
	(延滞金含む)	円	円	円	円(※)			
	(※) 年度途中で移管終	了した事業所の滞納	物額を含む。					
	 ○国税庁への滞納処:	分の権限委任につ	ついては、各国	税局との連携	強化を図った結	○国税委任件数が 28 件(平成 30		
	果、令和元年度には							
	件を委任)					なり、目標を達成しました。		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
(4) 徴収職員の育成	(4) 徴収職員の育成			
より高い専門性を有する職員を育成	〇専門性の高い職員を育成するため、令和元年8月に、国税徴収法をはじめとした	〇より高い専門性を有する職員		
するため、職務に合わせた事務研修に	関係法令についての知識を習得する「徴収分野専門研修」を延べ 10 日間行いま	の育成を目的とした「徴収分野		
取り組む。	した。(受講者数:65名)	専門研修」を実施しました。		
	この研修は、将来の機構の徴収業務を担っていく高い専門性を持った職員を育成	また、特別徴収対策部について		
	することを目的として、受講者を選定しました。	は、好成果事例の情報発信を行		
	〇特別徴収対策部においては、地域の課長会議や研修会等に参加し、困難事案への	うとともに、OJTを行うこと		
	対応で得られた好成果事例の情報発信を行うとともに、年金事務所との連携を図	で職員のスキル向上に取り組		
	り、合同捜索や合同公売等のOJTを行うことで職員のスキル向上に取り組みま	みました。		
	した。			
(5) 徴収業務に係るシステム化の推進	(5) 徴収業務に係るシステム化の推進			
徴収業務に使用している複数の支援	〇徴収業務に使用している 19 本の支援ツールについて、年金事務所における使用	〇徴収業務に使用している複数		
ツールを統合し、徴収業務のシステム	頻度や業務の効率化を踏まえ、使用する業務の目的ごとにツールの機能を整理し	の支援ツールの集約について、		
化を進める。	た上で、重複及び類似する機能を有するツールを集約し、最終的に5本程度に集	年金事務所での使用頻度が高		
	約する方針を決定しました。この方針に基づき、順次集約を行うべくシステム改	く、業務の効率化に資するもの		
	修作業に着手しており、令和2年7月以降段階的にリリースしてまいります。	から優先的に取り組みました。		
	この支援ツールの集約により、入力処理等の効率化を図るとともに、徴収業務の			
	標準化を進めてまいります。			
(6) 口座振替の利用促進	(6) 口座振替の利用促進			
口座振替を利用していない適用事業	〇口座振替未実施である適用事業所に対しては、口座振替勧奨のチラシを送付する	〇口座振替実施率については、厚		
所については、口座振替による保険料	などの取組を行いました。特に、新規適用事業所に対しては、口座振替の利用勧	生年金保険の実施率は81.8%、		
納付の利用促進を図るとともに、新規	奨を必ず行い、申請書の提出がない事業所に対し電話勧奨を行うなど、口座振替	全国健康保険管掌健康保険の		
適用事業所に対し、口座振替を利用す	の利用促進に取り組みました。	実施率は81.9%となりました。		
るよう事業主に勧奨する。	令和元年度の口座振替実施率は、厚生年金保険が 81.8% (対前年度 1.0%減)、	新規適用事業所の口座振替の		
	全国健康保険協会管掌健康保険は81.9%(対前年度1.4%減)となりました。	利用促進が課題であると認識		
		しております。		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
5. 年金給付				評価:B
年金給付の正確性の確保及びお客様				
サービスの向上を促進するため、以下				
の取組を行う。				
(1) 年金事務所における審査体制の確立	(1) 年金事務所における審査体制の確立		(1) 年金事務所における審査体	
事務センターから年金事務所への年金	〇年金給付の正確性の確保及び責任体制の明確化を図るため、平成30年より進めて	〇年金給付の審査業務の移管に	制の確立	
給付の審査業務の移管が完了すること	きた年金事務所への年金給付の審査業務の移管を平成31年4月に完了しました。	伴い、事務センターから年金事	〇年金給付の正確性の確保及び	〇年金給付の審査業務の移管に
を踏まえ、以下の取組を行う。	令和元年度は、その安定的な運営に努め、概ね順調に新体制による運営を行うこと	務所へ約 700 人の職員をシフ	責任体制の明確化を図る観点	伴い、事務センターから年金事
	ができました。	トしたところですが、大きな混	から、年金給付業務の執行体制	務所への職員のシフトを円滑
① 審査事務移管後の年金事務所の状		乱もなく完了し、年金決定に係	の整備を進めたか。	に実施し、年金事務所における
況を適切に把握し、事務処理工程等				審査業務の体制の強化につな
の検証を行った上で、お客様相談室	務所へ約 700 人の職員をシフトしました。このシフトに当たっては、平成 30 年 1	の正確性の向上につなげまし		げた。また、事務センターの業
の標準的な体制を検討し、整備を進	月に人事部内に設置した年金給付審査業務の移管に向けた推進チームにおいて、年			務を中央年金センター又は年
める。	金事務所の状況や体制を個々に把握し、年金事務所ごとに問題点の解消ときめ細か	○審査業務移管後の年金事務所		金事務所に集約・分散する検討
	な対応を行いました。	の状況把握を行った結果を踏		や、大規模拠点の体制整備の検
	また、年金事務所のお客様相談室の人員が増加し、大規模拠点の運営体制を確立する。			討を進めている。
	る必要が生じたことから、大規模 10 拠点にヒアリングを行い、課題の洗い出し及び標準的な体制の検討を進めています。これを踏まえ、令和2年度に大規模拠点の			
	の標準的な体制の検討を進めています。これを踏まえ、p和2年度に入税模拠点の お客様相談室の体制整備を進める予定としています。			
② 審査業務移管後の年金給付業務体				
	〇年金給付の審査業務の移管を踏まえ、中央年金センター、事務センター及び年金事	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
ンター、中央年金センター及び障害				
年金センターの役割を検討する。	立するための検討を進めました。また、各拠点の役割を踏まえたシステム基盤の整			
TECO O DELICIONO	備に着手しました。	中央年金センター又は年金事		
		務所に集約・分散する検討を進		
		めました。		
(2) 正確な給付の実現	(2) 正確な給付の実現		(2) 正確な給付の実現	
① お客様相談室の体制の整備	① お客様相談室の体制の整備		① お客様相談室の体制の整備	
・ 相談環境をより向上させるた	〇安定的な相談体制を維持するため、年金相談のスキルの高い有期雇用職員の無期	〇年金給付の正確性の確保のた	〇年金給付の正確性を確保する	〇正規雇用職員等の配置の推進
め、年金相談職員の配置を促進し、	転換を進め、年金相談職員の確保に取り組み、令和2年4月現在で 575 名を配置し	め窓口体制の強化に取り組ん	ため、年金事務所の窓口体制の	により相談体制の強化が図ら
正規職員、年金相談職員及び社会	ました。これにより、全国の年金相談ブース(約1,690)における正規雇用職員等	だ結果、令和2年4月現在の正	強化が図られたか。	れるとともに、年金チェックシ
保険労務士の構成による年金相談	(正規雇用職員、年金相談職員及び社会保険労務士) の配置割合は 95.6%となりま	規雇用職員等の配置割合は		ートの追加・見直しにより、年
窓口体制の整備を図る。	し <i>た</i> 。	95.6%となり、安定的な窓口体		金相談の手順の標準化と説明
	〇年金給付の審査・決定内容の品質確保・維持を図るとともに、年金事務所の給付業	制を整備するとともに、年金給		の強化が図られている。
	務の実施体制の強化、職員の専門性の向上に取り組むため、地域代表年金事務所の			
	上席年金給付専門職を複数名体制とし、6名を追加配置するとともに、年金事務所	化に努めました。		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	のお客様相談室に 49 名の年金給付専門職を追加配置しました。			計画の石田
	(令和2年4月時点 上席年金給付専門職60名、年金給付専門職247名)			
・ お客様から正確な年金裁定のた	〇お客様から正確な年金裁定に係る情報を入手するため、以下のとおり、チェックシ	〇年金相談及び請求書の点検・審		
めの情報を入手するため、チェッ	一トの追加・見直しを行いました。また、年金相談窓口における各種相談に対する	査時に使用するチェックシー		
クリスト等を見直すとともに、年	説明事項及び説明手順の標準化を図るため、令和元年 10 月より年金相談マニュア	トの追加・見直し並びに年金相		
金相談マニュアルを順次整備す	ルの整備に着手しました。	談マニュアルの整備により、年		
る。	・老齢・遺族・障害年金の項目点検チェックシートの見直し(令和元年7月及び10	金相談の手順の標準化と説明		
	月)	の強化を図りました。		
	・年金生活者支援給付金に係るチェックシートの新規追加(令和元年 10 月)			
	・老齢年金の繰上げ請求についての意思確認チェックシートの新規追加(令和2年			
	4月)			
② 事後チェック体制の強化	② 事後チェック体制の強化		② 事後チェック体制の強化	
年金給付の正確性の確保及び給付	〇年金事務所で実施した年金の審査・決定内容の正確性を組織全体で担保する体制	○老齢年金・遺族年金・障害年金	〇年金給付の正確性を確保する	〇専任部署の設置や業務処理要
誤りの早期発見のため、年金の決定	を構築するため、令和元年 10 月に年金給付部内に専任の準備チームを立ち上げ、	の決定後、速やかにその内容を	ため、年金の審査・決定内容の	領の策定など、給付誤りの防
内容を事後的にチェックする体制を	事務処理要領の策定や実施体制の整備を進め、令和2年4月に中央年金センターに	本部(中央年金センター)で検	チェック体制の整備を進めた	止・早期対応のためのチェック
整備する。	給付審査検証グループを設置しました。令和2年度より、老齢・遺族・障害年金の	証する体制を構築したことで、	か。	体制の整備を着実に進めてい
	決定内容について、順次検証作業を開始する予定です。	年金決定に関して組織全体で		る。
		責任を負う体制を確立しまし		
		た。		
	③ 事務処理誤りの総点検等への対応		③ 事務処理誤りの総点検等へ	
・ 平成 30 年から実施している			の対応	
	〇平成30年から実施している「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において			
の総点検」及び「振替加算の総点	対象者の特定が可能な事象については、順次、必要な対応を実施し、その結果を毎		等の総点検」により把握した対	
検」の事後処理について、対象者		月公表しました。 	象者への対応や再発防止等を	象者へのお支払い等の対応を
への対応を確実に実施する。	9月に公表しました。		着実に実施したか。 	順次実施するとともに、システ
・ 年金裁定に係るシステムチェッ				ム機能の強化や不要なリスト
ク機能の見直しと強化を図る。	〇年金給付の審査業務の移管に伴い、年金事務所で実施する年金決定の正確性をシ			の統廃合等により再発防止に
・ 年金センターで処理するリスト	ステム面からサポートするため、令和元年 10 月に、年金裁定において、加給年金			取り組んでいる。また、総点検
の進捗管理を徹底するための仕組	や振替加算の配偶者状態表示をシステム的に登録・チェックする機能等を構築しま	らサポートするため、年金裁定		への対応状況を毎月の事務処
みを構築し、処理漏れやお客様へ	した。	に係るシステムチェック機能		理誤り等報告において公表し
の勧奨漏れ等を防止する。		を強化し、給付の正確性の向上		ている。
	(リスト処理の改善)	につなげました。		
	〇年金センターで処理するリストについて令和元年 10 月に不要なリストの統廃合や			
	手作業による確認・入力の自動化などを目的にシステム改修を行ったことにより、	トを削減することで、事務の効		
	リストの出力総数を前年度比で約25%(約50万件)削減しました。また、併給選択が加給年金第に関するリストの処理場内が執続された時間するよう。全和三年	率化と確認漏れによる事務処理部はの時代を図りました。		
	択や加給年金等に関するリストの処理漏れや勧奨漏れを防止するため、令和元年			
	10月から「要処理リスト」と「要確認リスト」に大別し、システム的に進捗管理を	さらに、システム的にリストの		
	行う仕組みを構築するとともに、リストマニュアルについて新たに 16 種類を策定	進捗管理を行うことで処理漏		
	し、145 種類の内容を見直しました。	れ等の防止策を講じました。		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語
④ その他	④ その他		④ その他	評価の理由
以下の取組について、適正な事務		│ │ 〇損害保険会社等への照会に必	○	│ │ ○第三者行為事故による損害賠│
処理の実施と体制の構築に努める。	ため、平成31年2月から障害・遺族年金請求時に併せて損害保険会社等から情報	要な同意書を取得することで、	実施を図るため、損害賠償との	賞金と年金との調整に係る事
・ 損害賠償と年金との調整に係る	を取得するための本人同意書を提出いただくよう事務処理を見直し、徹底しまし	事務処理の迅速化・適正化を図	調整や、不正受給対策、必要な	務処理の改善や、マイナンバー
事務処理の見直しと強化	た。また、第三者行為事故状況届の受付から長期間経過しているものについては訪	りました。	届出の勧奨等を的確に実施し	による生存確認を通じた不正
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	問調査を行うとともに、その他のものについても提出勧奨を複数回実施しました。	7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6	たか。	受給対策、住基ネットの氏名変
 ・ 年金不正受給対策及び年金返納	○年金不正受給対策 (マイナンバーによる生存確認の実施) については、マイナンバ	 ○マイナンバーの収録を徹底し、	•	更情報を活用した遺族年金失
金の債権の適切な管理	│ │ 一の収録を徹底して進めるとともに、収録されていない方については、現況届に住	マイナンバー等を活用した年		権届の提出勧奨等の対応を着
	 民票の添付又はマイナンバーの記入を求めることにより、年金不正受給対策を継続	金の不正受給を防止しました。		実に実施している。
	して実施しました。			
議員の在職老齢年金に関する届	〇議員の在職老齢年金について、令和元年 10 月に本部での進捗管理の導入も含めた	〇議員の在職老齢年金の事務の		
出の事務処理の見直し	事務処理のマニュアルを策定し、これに基づき、届出事務の適正化を図るととも	明確化を図り、事務処理の適正		
	に、進捗管理を徹底しました。	化を図りました。		
・ 遺族年金失権届等の提出勧奨	〇平成30年度より引き続き、住基ネットの氏名変更情報の活用により、遺族年金の	〇適正な遺族年金の失権処理を		
	失権事由に該当する可能性がある方を毎月把握し、遺族年金失権届の提出勧奨を行	行うために、毎月、失権届の提		
	いました。(月平均:約370件)	出勧奨を実施しました。		
(3) 障害年金の事務処理の改善	(3) 障害年金の事務処理の改善		 (3) 障害年金の事務処理の改善	
① 20 歳前障害基礎年金受給者の再	○20 歳前障害基礎年金受給者の所得状況の確認については、これまでお客様から所	│ │○20 歳前障害基礎年金の受給者	〇障害年金の事務処理の改善に	│ │〇所得状況届の原則廃止や再認 │
認定の診断書提出月を誕生月に変更	得状況届を提出していただいていましたが、令和元年度から機構が直接市区町村か	が毎年提出していた所得状況	取り組み、お客様の負担軽減や	定診断書の作成期間拡大、複数
するとともに、市区町村から所得情	 ら所得情報データを取得することにより、所得状況届の提出を原則廃止しました。	届の提出を不要とするととも	 障害認定判断の公正性確保、相	の認定医が認定に関与する仕
報データの提供を受けた方について もである。	 これに合わせて、夏期に集中していることでお客様の負担となっていた診断書作成	 に、再認定の診断書の提出時期	 談対応のスキル向上が図られ	組みの創設、認定標準化のため
は、所得状況届を廃止する。	の時期を分散するため、再認定の診断書の提出期限を従来の7月末から誕生月末日	を誕生月末日とすることで、お	たか。	の認定医への情報共有等によ
	に変更しました。	客様の負担軽減を図ることが		り障害年金の事務処理の改善
		できました。		を着実に進めている。また、請
② 再認定の診断書送付時期を誕生月	〇再認定の診断書の作成期間については、これまで誕生月のみ(1か月)としていま	〇再認定の診断書を作成する期		求書等受付・点検に係る留意事
の3ヶ月前に前倒し、診断書作成の	したが、お客様の診断書作成に係る期間を確保するため、令和元年度から誕生月の	間を1か月から3か月に拡大		項の周知・提供による相談対応
ための期間を確保することでお客様	前々月から誕生月まで(3か月)に拡大しました。(8月誕生月の受給者から実施)	することで、お客様の負担の軽		のスキル向上や、不利益処分に
サービスの向上を図る。		減を図りました。		対する理由付記の充実の取組
③ 判断の公正性を一層確保するた	〇障害認定の判断の公正性を一層確保するため、障害認定医の医学的な総合判断を	○複数の認定医が認定に関与す		を進めている。
め、複数の認定医が関与する認定の	特に要する事例について、複数の認定医が認定に関与する仕組みを令和元年7月末	る仕組みと障害認定審査委員		
導入等により、障害認定の標準化を	から導入しました。また、複数の認定医で意見が異なる事案について、適正な障害	会を導入し、判断の公正性の確		
行う仕組みを構築する。	認定を確保するため、令和元年 12 月に障害認定審査委員会を設置し、令和 2 年 1	保に努めました。		
	月から毎月開催しました。			
	○認定事例の共有を図るとともに、認定医間の審査基準に対する意識の統一を図る			
な情報提供や意見集約等を行うため				
の体制を整備する。	(約 100 名参加) する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため	の標準化を図りました。		
	延期としました。このため、同月にすべての認定医(約260名)に会議で周知する			
	予定であった認定事務に関する資料を送付し、情報提供を行いました。			

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
⑤ 障害年金の相談等に対応するため、お客様相談室職員に対する障害年金業務の研修の充実を図る。また、市区町村等の関係機関との連携について検討する。		○障害年金請求書等の受付・点検に係る留意事項について、お客様相談室の職員への周知や、市区町村の国民年金窓口担当者への提供を行い、障害年金の相談対応のスキル向上を図るとともに、連携強化を図りました。 ○不利益処分に対する理由付記の充実を図ることで、認定結果に対する理解の促進を図りました。	2000	評価の理由
(4) 年金給付業務を支える職員の育成 ① 本部による年金給付の研修体制の 充実を図る。	務支援システムを構築しました。 (4) 年金給付業務を支える職員の育成 〇本部による年金給付研修については、今年度より全職員を対象とした業務知識の習得・向上を図るための業務別研修を実施することとし、年金給付業務を担当する各拠点の管理職、一般職、無期・有期職員ごとのクラスに応じた実務研修を実施しました。 また、実務指導者としてのスキル向上を図るため、上席年金給付専門職及び年金給付専門職を対象とした専門人材研修を実施しました。	含む全職員に業務別研修を実施し、大幅に実施回数を拡大しました。また、上席年金給付専	〇複雑な給付業務を正確に実施 するため、研修体制の充実が図	〇全職員を対象とした業務別研修の実施回数を拡大するとともに、専門人材向け研修が実施されている。また、実務指導者の巡回によるお客様相談室員を対象にしたOJTによる実務研修など、業務に直結する研
のため、各拠点職員に対し上席年金 給付専門職による実践型研修及び巡 回指導を行う。 また、実践型研修をより充実させ るため、実機研修に必要なシステム の構築に着手する。	対象としたOJTによる実務研修、実務指導及び年金相談窓口職員を対象とした実践型研修(年金相談対応研修)を実施しました。また、実際の年金給付業務に近い環境で実践型研修を行うため、実機研修に必要なシステム構築の検討に着手しました。 〇年金生活者支援給付金の施行に向けて厚生労働省が実施した市町村向け事務説明	〇上席年金給付専門職による巡回及び年金相談窓口職員を対象とした実践型研修により職員のスキル向上を図りました。		修が実施されている。
(5) 年金給付業務のシステム化の推進① 予約相談の事前準備業務などにR P A 技術を導入し、定型的な業務の	(5) 年金給付業務のシステム化の推進 〇年金事務所における定型的業務の効率化を図るため、令和元年7月に年金相談の 予約者に係る必要な情報(被保険者記録等)について、RPA技術を活用した自動		(5) 年金給付業務のシステム化 の推進 〇業務効率化の観点から、年金事	〇年金相談の予約者に係る必要

		4		標語
令和元年度計画 ————————————————————————————————————	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	評価の理由
効率化を図る。	印字化を 56 拠点に先行導入し、同年 10 月に全拠点に導入しました。	各業務における試行実施を行	務所等の定型的業務のシステ	な情報について、RPA技術を
	また、令和2年2月から年金請求書等の審査に必要な情報の自動印字化を試行的に	った上で、システム化の推進を	ム化を推進したか。	活用した自動印字化を導入す
	開始しました。	図りました。		ることにより業務の効率化が
② 扶養親族等申告書の審査・入力業				図られている。また、紙媒体で
務などにAI-OCR技術を導入	アウトの見直しを行うとともに、実証実験を実施し、本格対応に向けた導入方法を			提出された届書の審査・入力業
し、紙媒体で提出された届書の審査・	検討しました。			務の効率化を図るため、AIー
入力業務の効率化を図る。				OCR技術の導入の検討が進
③ 年金給付業務で使用する業務端末				められている。
の統合を見据え、事務処理の見直し	の業務端末等を統合する環境が整備されたため、中央年金センター、事務センタ	た一貫した給付体制を確立す		
等の検討に着手する。	一、年金事務所の役割の見直しについて具体的な検討に着手しました。 	るため、事務センターの業務を		
		中央年金センター又は年金事		
		務所に集約・分散する検討を進		
		めました。		
(6) お客様サービスの向上	 (6) お客様サービスの向上		 (6) お客様サービスの向上	
 ① 多様な年金受給方法の案内等	① 多様な年金受給方法の案内等		 ○多様な年金受給の方法につい	○周知内容を工夫しつつ、繰下げ
お客様に様々な機会を捉えて、年	│ │○年金繰下げ請求など多様な年金受給の方法について周知を図るため、平成31年4	 ○繰下げ請求の周知を図るため、	ての案内や年金給付の請求勧	請求など多様な年金受給方法
金の受給開始時期を 60 歳から 70 歳	 月送付分(5月生月者)から、65歳到達時に送付する年金請求書に、繰下げ制度の	チラシやリーフレットを活用	 奨を効果的に行えたか。	の案内を実施しているととも
まで自由に選択できることをご案内	 チラシを同封するとともに、記入方法の説明リーフレットをわかりやすい内容に見	し、多様な年金受給方法の案内		に、視覚障害者に対応する音声
するために以下の取組を実施する。	直しました。	を進めました。また、視覚障害	○各サービススタンダードの達	コード付与など、受給者の利便
・ 窓口相談時において、年金繰下	〇また、視覚障害のある年金受給者に対応するため、令和元年6月に音声コードを付	者に対応する音声コード付与	成率が 90%以上を維持するよ	性向上の取組を進めている。ま
げ請求などの多様な年金受給方法	与して統合通知書、改定通知書を送付するとともに、令和元年8月下旬より年金生	やお客様からの声、関係機関等	う取組を推進したか。	た、年金請求の節目となる機会
の案内を強化する。	活者支援給付金の簡易な請求書(はがき型)についても音声コードを付与し送付し	からのご意見を通知書やリー		を捉えて、年金請求書や年金請
・ お客様目線に立って、通知書や	ました。	フレット等に反映することに		求のお知らせ等の送付を計画
リーフレット等を分かりやすく見	〇このほかお客様からの声、関係機関からの要望及び職員提案を踏まえ、お客様に送	よりお客様サービスの向上を		どおり実施している。
やすい内容に見直し、年金繰下げ	付する通知書やリーフレット等について、随時内容を見直すとともに、機構ホーム	図りました。		あわせて、70 歳を超える未請
請求など多様な年金受給の方法に	ページについても更新を行いました。			求者に対し、試行的に文書や電
ついて周知を図る。				話による請求勧奨を実施する
・ ホームページの充実、市区町村				ことにより、年金給付の請求勧
等の関係機関との連携を図る。				奨の効果的な推進を図ってい
② 年金給付の請求勧奨の取組	② 年金給付の請求勧奨の取組			る。
	〇年金の受給資格を有する方の請求漏れを防止するため、年金の受給開始年齢到達			
歳及び 69 歳到達時における年金の	時に年金加入記録等を記載した年金請求書(事前送付用)を送付するなど以下の取	捉えて、お客様に年金請求書や		〇各サービススタンダードの達
お知らせや請求勧奨に加え、70歳を	組を行いました。	年金請求のお知らせ等につい		成率は、前年度を上回り、90%
超える未請求者に対する請求勧奨		て計画どおり実施しました。		以上を達成している。
(74 歳勧奨)の仕組みを構築する。	・老齢基礎年金の受給資格要件のある方(135,423件)に、65歳到達時に請求書			
	を送付することや、繰上げ請求の仕組みなどを記載した「年金請求のお知らせ」			
	を送付しました。			
	・受給資格要件を満たしていない方(30,984 件)に、記録の漏れや合算対象期			

令和元年度計画 令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
間の確認などを記載した「年金加入期間の確認について(ご案内)」を送付しました。 イ・61 歳到達時の特別支給の老齢厚生年金の請求勧奨 特別支給の老齢厚生年金の受給資格を満たす昭和 33 年 4 月 2 日から昭和 34 年 4 月 1 日に生まれた女性の方(790,094 件)に年金請求書を送付しました。 ウ・65 歳到達時の老齢基礎年金の請求勧奨 老齢基礎年金の受給資格を満たす方(149,321 件)に年金請求書を送付しました。 た。 エ・65 歳到達時の特別支給の老齢厚生年金の未請求者への請求勧奨 特別支給の老齢厚生年金受給資格を満たす方で、年金請求が行われていない方(124,699 件)に年金請求者を送付しました。 オ・69 歳到連時の未請求者への請求勧奨 老齢年金の受給資格を満たす方で、年金請求が行われていない方(57,069 件)に、「年金請求を促すためのお知らせ」を送付しました。 〇70 歳を超える未請求者への効果的な請求勧奨を実施するため、70 歳以上の未請求者の方(約3 千名)に対して、令和2年1月から文書や電話による請求勧奨を試行的に実施しました。 ③ 迅速な支給決定(サービススタンダード)の達成状況を連切に把握し、各サービススタンダードの違成する分が、「サービススタンダード(※)達成状況を把握し、達成していない拠点に対して指導を実施した結果、前年度を上回り、達成率90%以上となりました。(※)年金の請求を受けてから、年金を決定し年金証書をお届けするまでにかかる標準的な所要日数。			評価の理由

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	(老齢年金)			
	平均所要日数 達成率 平均所要日数 達成率 令和元年度 36.6 95.3% 24.3 97.5% ※令和2年3月末時点			
	遺族年金 加入状況の再確認を要する場合 加入状況の再確認を要しない場合(1か月以内) 平均所要日数 達成率 平均所要日数 達成率 空成率 であれる であれる			
実施	(7) 年金生活者支援給付金制度の着実な実施 ※取組状況は I - 9 - (1) に記載。			

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語
1 111 2 7 2211 22	DANS TEATHER STORES	H 011 lm	11 mil = 1/2 > C => 1/6/M	評価の理由
6. 年金記録の正確な管理と年金記録問 題の再発防止				評価 : B
(1) 年金記録の確認等の対応	(1) 年金記録の確認等の対応		(1) 年金記録の確認等の対応	
年金記録の正確な管理と年金記録の			○未統合記録の解明等のため、ね	│ │○未統合記録の解明等のため、ね│
確認等のため、以下の取組を行う。			んきん定期便等を活用して、年	んきん定期便や年金請求書の
① 未統合記録の解明に向けた対応	│ │① 未統合記録の解明に向けた対応		金記録にもれや誤りがないか	事前送付等を活用して、年金記
ア 「ねんきん特別便(名寄せ特別	 ○令和元年度も引き続き、未統合記録の解明を図るため以下の取組を行った結果、	□ ○未統合記録の解明に向けた取	│ │ 確認するよう呼びかけを行う	録にもれや誤りがないか確認
便)」等の未回答者に対する通知の	 未統合記録は 1,862 万件(平成 31 年 3 月)から 1,823 万件(令和 2 年 3 月)に	り組みにより 39 万件の記録の	など、年金記録の確認等への取	するよう呼びかけを実施して
送付	減少しました。	解明が進みました。	 組を適切に実施したか。	いる。
・ 「ねんきん特別便 (名寄せ特別	【別表8:未統合記録(5,095 万件)の解明状況】			
便)」等に未回答の年金受給者及			〇お客様からの年金記録に関す	〇名寄せ特別便等の未回答者に
び被保険者に対し、各自の年金	ア 「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」等の未回答者に対する通知の送付	〇「ねんきん特別便(名寄せ特別	る申出への対応として、様々な	対する呼びかけや、受給資格期
記録に「もれ」や「誤り」がない	・ 「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」等の未回答者で年金受給者の方約	便)」等の未回答者で年金受給	機会を捉えて、ご本人に記録の	間短縮に伴う制度周知と併せ
か確認するようお知らせを送付	14 万人のうち、令和元年度は約9万人(平成30年度は約5万人)に対	者の方(約14万人)に再度「年	確認を行ったか。	た未統合記録の確認の呼びか
する。	して、再度「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付しました。	金加入記録の確認のお知らせ」		けを実施している。
	その結果、11,291 人の方の記録が回復し、約648.9 百万円の年金額が	を平成 30 年度から令和元年度		
	回復しました。	にかけて送付し、約6.1万人の		〇年金請求時等の「記録確認の統
	また、「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」等の未回答者で被保険者の方	方から回答があり、その結果約		ーマニュアル」に基づく記録の
	に対して、令和2年3月より送付を開始しました。	1.1 万人の記録を回復すること		確認や、ねんきん定期便等を活
		ができました。		用した記録の確認の呼びかけ
・ 加入期間 10 年未満の方などに	・ 受給資格期間短縮に伴い、基礎年金番号と名寄せできなかった加入期間 10 年	〇未統合記録の持ち主と思われ		で来所された方の年金記録に
ついては、未統合記録の確認を	未満などの未統合記録を住基ネットに照会し、未統合記録の持ち主と思	る方に未統合記録の確認を呼		もれや誤りがないかどうかの
呼びかける通知を送付する。	われる方と判明した約 24 万人に対して、未統合記録の確認を呼びかけ	びかける通知を送付した結果、		確認を実施している。
	る通知を送付しました。	新たに 2, 176 人の方が年金を受		
	その結果、7,315人の方が記録の確認を行い、新たに 2,176人の方の年	給することができました。		〇上記の取組により、未解明記録
	金受給に結びつきました。			が 39 万件減少したが、依然と
イ ねんきん定期便による呼びかけ	イ ねんきん定期便による呼びかけ	〇「ねんきん特別便(名寄せ特別		して未解明記録が1,823万件残
「ねんきん特別便(名寄せ特別	「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」等に未回答の方に対し、年金事務			っており、今後も引き続き、解
便)」等に未回答の方に対し、最寄	所で年金記録の確認を促すメッセージを「ねんきん定期便」に記載し、直	「ねんきん定期便」に年金記録		明に向けた取組を進められた
りの年金事務所等でご自身の年金	接呼びかけました。	の確認を促すメッセージを記		l,°
記録を確認するよう促す旨を「ね	(約 7. 1 万件)	載し呼びかけました。		
んきん定期便」に記載する。				
② お客様からの年金記録に関する申	② お客様からの年金記録に関する申出への対応			
出への対応				
ねんきん定期便及び「ねんきんネ				
ット」での加入状況の確認や年金請				
求時の相談等を契機としたお客様か				
らの年金記録に関する申出等につい				

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
 て、引き続き以下の取組を行う。				計画の項田
・ 年金請求手続等で来所されるお	○年金請求時等、お客様が相談される際には、年金記録の確認に関する申出があっ			
客様に対して、年金加入記録に「も	た場合はもちろん、年金記録に空白期間が見つかった場合でも「記録確認の統一			
れ」や「誤り」がないかどうか(特	マニュアル」に基づく記録の確認を徹底しました。			
に、「ねんきん特別便(名寄せ特別				
便)」等の対象となった未統合記				
録)の確認を徹底する。				
・ 電話等で年金記録に関する問い	〇コールセンターに年金記録の相談があった際は、必要に応じて、年金事務所の窓	〇未統合記録の解明のため、コー		
合わせがあった際には、一般的な	口での相談や、インターネット環境が整っている方には「ねんきんネット」を案	ルセンターへのご相談時、年金		
説明だけでなく、年金事務所への	内しました。	請求時及び機構から送付する		
来所や「ねんきんネット」の利用に		各種通知を活用して記録確認		
よる年金記録の確認を案内する。		の呼びかけを行いました。		
・ ねんきん定期便や年金振込通知	〇ねんきん定期便や年金額改定通知(年金振込通知)書、年金請求書(事前送付用)	〇また、年金加入記録に「もれ」		
書、年金請求書(ターンアラウンド	を活用し「もれ」や「誤り」がないかどうかご本人に記録の確認を呼びかけまし	や「誤り」がないかどうか、あ		
方式)を活用し、特に転職が多い方	<i>t</i> =。	らゆる機会を通じて確認を行い		
や姓が変わったことがある方など	ねんきん定期便:約 6, 346 万件送付	ました。		
に対する注意喚起を行い、併せて	年金額改定通知(年金振込通知)書:約3,900万件送付			
年金記録の「もれ」や「誤り」が気	年金請求書(事前送付用): 約 106 万件送付			
になる方に来所等による確認を呼				
びかける。				
・ 年金請求書(ターンアラウンド方	〇年金請求書(事前送付用)に同封するリーフレットを活用し、ご本人及びご家族			
式)に、本人の記録確認に併せてご	(亡くなられた方も含む) の年金記録の確認を呼びかけました。			
家族(亡くなられた方も含む)の記	年金請求書(事前送付用): 約 106 万件送付			
録確認も促す文章を記載し、確認				
を呼びかける。				
② 左会議式味における対応	③ 年金請求時における対応			
③ 年金請求時における対応 年金請求手続で来訴されるお客様	③ 中亜調水時における対応 ○年金請求手続で来所されるお客様に対して、年金加入記録に「もれ」や「誤り」			
に対して、年金加入記録に「もれ」や				
「誤り」がないかどうかの確認をよ	がないがこ)がVV HEDIC とよう 「自 IRVIS し よ し に 。			
り一層徹底する。				
7 IEINIEUT OO				
(2) 年金記録の正確な管理等の実施	(2) 年金記録の正確な管理等の実施		(2) 年金記録の正確な管理等の	
年金記録の正確な管理とともに、業			実施	
務の効率化や利便性の向上等のため、			〇年金記録の適正な管理のため、	〇年金記録の適正な管理を行う
以下の取組を行う。			基礎年金番号とマイナンバー	ため、新規資格取得時にマイナ
① マイナンバーを利用した適正な記	① マイナンバーを利用した適正な記録管理		の紐付けを行う等の取組を行	ンバーの紐付けを行うととも
録管理			ったか。	に、被保険者種別に応じて、市
基礎年金番号とマイナンバーの紐	○資格取得届が提出された際は、住民票上の住所の申出をしていただくなどの取組	〇年金記録の適正な管理を行う		区町村、事業主又は被保険者に

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
付けを行い、年金記録の適正な管理	でマイナンバーを特定し、基礎年金番号との紐付けを徹底しました。	ため、新規資格取得時にマイナ	○厚生年金基金の記録と国の記	対する取組を進めるなど、基礎
を行うため、次のとおり取り組む。	〇被保険者及び年金受給者の基礎年金番号とマイナンバーとの紐付けの完全化を	ンバーとの紐付けを徹底しま	録の不一致を防止するための	年金番号とマイナンバーの紐
・ 新規の資格取得届が提出された	目指し、以下の取組を行った結果、約7.6万件の紐付けを行うことができ、紐付	した。	措置を講じていたか。	付けの完全化のための取組を
際にマイナンバーの届出がない場	け率は99.4%(平成31年3月)から99.6%(令和2年3月)となりました。	マイナンバーが紐付いていない		実施している。
合は、住民票の住所の届出を受け	【1号被保険者は市区町村に協力依頼】	被保険者の方への対応策とし		
てマイナンバーを確実に確認す	機構から市区町村にマイナンバー未収録者リストを送付し、市区町村におい	て、事業主、市区町村及び個人		〇年金受給者には、現況届へのマ
る。	て、当該未収録者の住基情報を関係届書にて提出していただくことを依頼しま	に対し協力依頼や個人番号等登		イナンバーの記入を求めるな
被保険者については、引き続き、	した。市区町村から提出された関係届書を処理する際に、マイナンバーとの紐	録届の提出勧奨を行い、基礎年		ど、基礎年金番号とマイナンバ
被保険者種別に応じて、市区町村、	付けを行うことで、約2.3万件の紐付けを行いました。	金番号とマイナンバーの紐付け		一の紐付けの完全化のための
事業主又は被保険者に対して照会	【2号被保険者は事業主に協力依頼】	の完全化に向けた取組を強化し		取組を実施している。
する取組を進めるなど、基礎年金	機構から事業主にマイナンバー未収録者リストを送付して、個人番号等登録届	ました。		
番号とマイナンバーの紐付けの完	の提出を依頼しました。個人番号等登録届を提出していただくことでマイナン			〇引き続き、基礎年金番号とマイ
全化を目指す取組を強化する。	バーとの紐付けを行い、約2.1万件の紐付けを行いました。			ナンバーの紐付けの完全化の
	【3号被保険者はご本人に提出勧奨】			ための取組を進められたい。
	機構からご本人に個人番号等登録届の勧奨を行い、個人番号等登録届を提出し			
	ていただくことでマイナンバーとの紐付けを行い、約0.9万件の紐付けを行い			〇事業主から提出された届書等
	ました。			の処理により変更された標準
				報酬月額等の被保険者記録の
・ 年金受給者については、平成30	【年金受給者は現況届提出時等における紐付けを徹底】			変動情報を定期的に厚生年金
年度から、基礎年金番号とマイナ	現況届へのマイナンバーの記入の取扱いを徹底することでマイナンバーとの	〇マイナンバーが紐付いていな		基金に情報提供している。
ンバーが紐付いていない場合は現	紐付けを行い、約2.3万件の紐付けを行いました。	い年金受給者には現況届への		
況届によりマイナンバー又は住民	なお、受給待機者は年金請求時におけるマイナンバーの紐付けを徹底しまし	マイナンバーの記入の取扱い		
票の住所の提出を求めているとこ	<i>t</i> =。	を徹底し、完全化に向けた取組		
ろであり、基礎年金番号とマイナ		を強化しました。		
ンバーの紐付けの完全化を目指す				
取組を強化する。				
受給待機者については、年金請求				
時の届出により、紐付けの完全化				
を図る。				
② 情報提供とお客様による確認	② 情報提供とお客様による確認			
加入者に対してねんきん定期便を	※取組状況は I - 8 - (1)に記載。			
送付し、ご自身による年金記録の確				
認を促進する。				
また、年金額改定通知(年金振込通				
知)書やねんきん定期便等の個人向				
け文書に「ねんきんネット」の案内を				
掲載するなど、「ねんきんネット」の				
利用を促進するための施策を実施す				
る。				

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
③ 届書の電子化	③ 届書の電子化			
機構側での入力誤りを防止するた	※取組状況はⅡ−4−(1)に記載。			
め、市区町村や事業所からの届書に				
ついて、電子申請や電子媒体による				
届出を一層促進するための取組を推				
進し、効率的で正確性の高い事務処				
理を推進する。				
④ 厚生年金基金への情報提供	④ 厚生年金基金への情報提供			
厚生年金基金(以下「基金」とい	〇事業主から機構に提出された届書等の処理により変更された標準報酬月額等の	〇基金加入員の記録に係る情報		
う。) の記録と国の記録の不一致を防	被保険者記録の変動情報について、6か月ごとに2回に分けて情報を提供しまし	を定期的に基金に提供しまし		
止するため、国が保有する基金加入	<i>t</i> =。	<i>t</i> = 。		
員の記録に係る情報を、定期的に基	・令和元年7月に5基金、令和2年1月に5基金に情報提供			
金に提供する。				

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
7. 年金相談				評価:B
(1) 年金事務所での相談	(1) 年金事務所での相談			
お客様の立場に立ち、効率的で正確	〇お客様の立場に立ち、効率的で正確な年金相談サービスを安定的に提供するため、		〇年金事務所における効率的で	〇来訪相談件数の増加に対し、予
な年金相談サービスを安定的に提供す	以下の取組を行いました。		正確な年金相談サービスを安	約制の定着に伴う年金相談の
るため、以下の取組を行う。			定的に提供するため、常設ブー	効率化により対応することと
① 年金相談窓口体制の整備(分室の	① 年金相談窓口体制の整備(分室の設置を含む。)		ス数の適正化、予約制の定着・	し、常設ブースの適正化に努め
設置を含む。)			待ち時間の短縮等の取組を進	ている。
ア 人口動態の変化や地域事情等を	※取組状況はⅡ-1-(1)-③-アに記載。		めたか。	
踏まえ、年金事務所等の再編につ				〇継続して予約相談の周知・広報
いて検討する。			〇年金相談センターにおけるお	に取り組んだことで、全国平均
イ 安定的な相談体制を維持するた	※取組状況は I - 5 - (2) -①に記載。		客様の利便性や相談の質の向	予約率が 93.9%(前年度は 87%)
め、年金相談職員を積極的に配置			上の取組を実施したか。	となり、待ち時間の短縮につな
し、正規職員、年金相談職員及び				がっている。
社会保険労務士により構成される			〇コールセンターにおける応答	
年金相談窓口体制の整備を進め			率向上やお客様ニーズに対応	〇予約相談の事前準備業務への
る。			するため、効果的なコールセン	RPA技術の活用を全国の年
			ターの運営や入電数の平準化、	金事務所で導入することによ
② 常設ブース数の適正化	② 常設ブース数の適正化		サービス拡充の取組を実施し	り、事務処理の効率化を図って
人口動態等を踏まえて今後の相談	〇令和2年度は、老齢年金の支給開始年齢の引き上げの影響がなく、年金請求者に	〇各拠点の常設ブース数の見直	たか。	いる。
需要を分析し、各拠点の常設ブース	係る来訪相談件数の増加が見込まれるものの、予約制の定着に伴う年金相談の効	しを検討した結果、予約相談の		
の見直しに着手する。	率化が進んだことも勘案して、各拠点の常設ブース数の検討を行いました。	効率化により、来訪相談件数の		〇年金相談センターについて、年
		増加に対応可能と判断し、現状		金事務所を補完する相談チャ
		ブース数の維持に留めること		ネルとして相談業務を実施す
		としました。		ることにより、お客様の利便性
				向上を図るとともに、研修の充
③ 年金給付業務の品質の向上	③ 年金給付業務の品質の向上			実を図ることで相談の質の向
制度と実務に精通した職員を育成	〇上席年金給付専門職が講師となり、年金相談窓口担当職員全員を対象として、ロ	〇年金相談窓口を担当する職員		上を図っている。
するため、研修の充実を図るととも	ールプレイングを取り入れた少人数制の集合研修を実施しました。	全員を対象として実践研修を		
に、引き続き、上席年金給付専門職		行いスキル向上に努めました。		〇コールセンターでの相談につ
による実践型研修を行う。				いて、目的別専用ダイヤルを開
				設し、コールセンターを効果
④ 予約制の拡充と待ち時間対策	④ 予約制の拡充と待ち時間対策			的・効率的に運営することによ
ア 予約制の定着を図ることにより	〇予約相談については、継続した周知・広報の取組により、予約制が定着しつつあ	〇継続して予約相談の周知・広報		り、コールセンター全体で 800
待ち時間の短縮に努めるととも	り、令和元年度末の全国平均予約率は 93.9% (前年同期比+6.9%) となりまし	に取り組んだことにより、令和		万件近い応答呼数を確保し、応
に、予約外のお客様に対する相談	た。また、各種証明書の再交付等簡易な相談について、相談状況を把握できるよ	元年度末の全国平均予約率は		答率は 67.2%と目標である
窓口体制のあり方の検討を進め	うにするなどお客様対応業務システムの機能改善を行い、予約制の効率化に向け	93.9%となり、予約制の定着を		70%に近い水準を確保してい
る。	た検討のため相談内容の実態把握に着手しました。	図り、待ち時間を短縮しまし		る。
	なお、予約制の拡充により、来訪者数が最も多い 13 時台の平均待ち時間が 30 分	た。		

				標語
令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	評価の理由
	以上の拠点は、前年度は2拠点ありましたが今年度はありませんでした。			Oマルチランゲージサービスに
イ 予約相談管理システムの改善や	○予約相談の事前準備業務の効率化を図るため、手作業で行われていた年金相談に	〇予約相談の事前準備業務への		ついて、10か国語の通訳サービ
予約相談の事前準備業務の効率的	必要な記録の準備について、RPA技術を活用した自動印字化を進め、令和元年	RPA技術の活用を全国の年金		スの提供を可能とするととも
な実施に向け、年金相談に必要な	7月末までに 56 拠点、同年 10 月から全ての拠点に導入しました。	事務所で導入することにより事		に利用件数も増加しており、お
記録の自動印字化を図る。	また、予約制の効率化の検討に向けて、予約の対象としない相談(各種証明書の	務処理の効率化を図ることがで		客様の利便性の向上を図って
	再交付等簡易な相談)の相談状況を把握するため、お客様対応業務システムの機	きました。また、お客様の相談		いる。
	能改善を行いました。	内容に応じた予約制のあり方の		
		検討を進めていきます。		○今後、非対面型の相談チャネル
				の拡充に向けた検討を着実に
⑤ その他のチャネル	⑤ その他のチャネル			進められたい。
遠隔地の相談対応について、効率	〇遠隔地における相談ニーズに対応することを目的として、平成 30 年 1 月より新	〇テレビ電話相談について、試行		
的・効果的な実施方法の検討を行う。	潟県佐渡市で試行しているテレビ電話相談の更なる利用促進を図るため、市報へ	実施地域である佐渡市内への		
	の掲載や金融機関等へのポスター掲示等により、地域への一層の周知に取り組み	周知を進めるとともに、実施手		
	ました。また、佐渡市の職員が書類受付時の確認を容易に行えるよう、チェック	順の見直し等、お客様が利用し		
	項目を見直す等の実施手順の見直し(令和元年10月1日)を行い、お客様及び佐	やすい環境の整備を行うこと		
	渡市にとって、より利用しやすい環境を整備することで、利便性向上に取り組み	で、相談件数が導入前と比べて		
	ました。	倍以上となる等、出張相談を効		
	その結果、テレビ電話相談ブースを設置した佐渡市佐和田地区における相談件数	率化しつつ、利用実績が向上し		
	が導入前の 175 件 (平成 29 年 1 月~12 月) から 379 件 (平成 31 年 1 月~令和元	ました。		
	年 12 月) へと大幅に増加するとともに、同市の他の3つの地区の相談ニーズが吸			
	収され、出張相談回数が導入前の30回(平成29年1月~12月)から7回(平成			
	31年1月~令和元年12月)になりました。			
	○新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、従来の出張相談からテレビ電話相談へ			
	の移行の要望を寄せる市区町村もあり、対面型の相談から非対面型の相談チャネ			
	ルの拡充について検討が求められています。			
(2) 年金相談センターでの相談	(2) 年金相談センターでの相談			
① お客様の利便性向上のため、全国	〇機構のホームページの他、全国社会保険労務士会連合会(以下「社労士会連合会」	 ○年金相談センターについては、		
社会保険労務士会連合会との連携強	という。)及び都道府県社会保険労務士会(街角の年金相談センターが設置されて	社労士会連合会へ運営委託し、		
化を図り、年金相談センター(オフ	いる 41 都道府県) の開設するホームページに「街角の年金相談センター」に関す	年金事務所を補完する相談チ		
ィス)の周知広報を行うことにより	る情報を掲載して周知広報するなど、利用促進に向けた取組を実施しました。	ャネルとして相談業務を実施		
利用促進に努める。		することにより、お客様の利便		
		性向上を図りました。		
② 相談員の品質向上のため、全国社	〇社労士会連合会と協力連携し、街角の年金相談センター単位で毎月1回以上の相	 		
会保険労務士会連合会との連携強化	談員研修を実施するとともに、年金制度改正等に伴う改正内容や事務処理等に係	研修の充実を図ることで相談		
を図る。	る相談員研修を実施するなど、研修の充実を図ることで相談員による相談の質の	員による相談の質の向上に努力		
	向上に努めました。	めました。		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況					自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
③ 利用状況を踏まえた年金相談センター(オフィス)の適正配置等の検討を行う。	※Ⅱ - 1 - (1) - ③-ア	に関連事項を記載 。						
④ 全国社会保険労務士会連合会等との委託契約のあり方について、効率性、安定性の観点から、適切な見直しを行う。	ビスレベルアグリーメ	ント)水準について、	、効率性、安			〇委託契約については、SLAの 水準の見直しを行い、令和2年 度から運用を開始することと しました。		
(3) コールセンターでの相談	設令イまトな件	相談 売き、「ねんきんダイヤル」応 上回る水準となりました。 全体の応答率として。 全体の応答率として。 全体の応答率の前年度比 平成 29 年度 平月 10,841,512 件 4,843,761 件 3,2 44.7% 本4.7%	答案は、67. した。 も、67.2%(は、約 798 2 上成 30 年度 838,425 件 221,338 件 66.6% の前 30 年度 年度 880,736 件 770,721 件 71.4% 計算等検災ルル、 1、1、4、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	6% (対前年度比- 対前年度比▲4.2 万件と、前年度を - 令和元年度 - 4,627,717件 - 3,127,534件 - 67.6% 3) - 令和元年度 - 11,881,535件 - 7,984,711件 - 67.2% フリーダイヤル」、 マル」、 マル」、 マル」、 マル」、 マル」、 マカ元年度 - 11,881,535件 - 7,984,711件 - 67.2% フリーダイヤル」、 マル、 マル、 マル、 マル、 マル、 マル、 マル、 マル	+1.0ポ ポイン 万 パヤル」、	〇目的別専用ダイヤルを開設し、コールセンターを効果的・効率的に運営することにより、コールセンター全体で800万件近い応答呼数を確保することができ、応答率としても、67.2%と、目標である70%近い水準を確保することができました。		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	 標語
, mas 1 44			評価の理由
・ 予定されている制度改正により	│ │○令和元年 10 月の 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」 の施行に基づく支	│ │〇年金生活者支援給付金制度の│	
見込まれる入電数の増加等に対応	│ │ 給対象者等からの電話相談に対応するため、令和元年8月に「年金生活者支援給	開始に伴い、請求手続き等に必	
するための体制を事前に確保す	付金専用ダイヤル」を開設しました。	要な電話相談体制を構築する	
る。	また、簡易な給付金請求書(はがき型)の送付が開始された9月からは、新たに	ことにより、円滑な制度導入に	
	5 拠点の専用コールセンターを設置し、入電量の増加に対応可能な電話相談体制	寄与することができました。	
	を確保しました。		
	応答状況としては、令和元年度約 57 万件の入電呼数に対し、約 54 万件の応答呼		
	数となり、応答率は94.9%と高い水準を確保することができました。		
	〇令和2年1月には、年金を受給されるお客様が安心して相談を受け、確実に年金		
	を受け取ることができるよう「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」を開設しま		
	した。		
	また、令和元年 10 月の台風 19 号発生時には、被災した方からの照会に対応する		
	ため、同 11 月に「被災者専用フリーダイヤル」を開設しました。		
	〇休日対応については、令和元年9月下旬から10月上旬にかけて、扶養親族等申告		
	書発送に伴う入電の分散化を図るため、「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤ		
	ル」の土曜日開設を行いました。		
	○「ねんきんダイヤル」等の応答率確保を図るため、各種通知の送付に当たっては、 		
するQ&Aのホームページ掲載を			
分かりやすく、効果的に行うこと		入し、一定の効果が見られたた	
により、入電数の抑制を図る。	いました。また、ホームページには、日別・時間別の混雑予測やQ&Aの掲載を	め、今後、更なる拡大に向けた	
7 F ¥ 1 + 0 % × 11 + 11 0 P = 1	行い、将来的なお客様の利便性向上及び入電数抑制に向けた取組として、ホーム	取組を行います。 	
・ 各種送付物の発送時期の見直し			
	〇入電数の平準化を図るため、扶養親族等申告書や源泉徴収票等の通知について、 ※送時期を八数させました。		
平準化を図る。 ・ オペレーターの応答品質を向上	発送時期を分散させました。 		
	│ │ 〇オペレーターの応答品質を維持、向上させるため、年金生活者支援給付金に係る		
トを充実させる。	のイン		
・お客様満足度調査を実施し、そ			
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	│ │○お客様満足度調査結果につい│	
により応答品質の向上を図る。	を行いました。	ては、「満足」「ほぼ満足」の割し	
	こいことでもできた。 お客様にアンケートはがきを送付し、「満足」「ほぼ満足」「普通」「やや不満」「不		
	満」の5段階で回答いただいたところ、「満足」「ほぼ満足」の合計が83.0%(前		
	年度 82.7%)、「やや不満」「不満」の合計が 4.0%(前年度 4.0%)と、満足度が	<i>t</i> =。	
	 高い結果となりました。		
	また、詳細な調査結果を委託事業者に提供し、オペレーターごとの評価結果を分		
	析、フィードバックすることで、更なる応答品質の向上を図りました。		
② マルチランゲージサービス	② マルチランゲージサービス		
マルチランゲージサービスについ			

令和元年度計画	令和元年度計画	回に対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
ては、新たな在留資格制度が開始されることを踏まえ、通訳対象言語の拡大を行う。また、利用状況等を踏まえ見直しを行う。	〇新たな在留資格制度の施行により見込る1年4月から、年金事務所やコールでから相談を受けた場合に電話を利用しージサービス」の通訳対象言語につい韓国語、スペイン語、ポルトガル語)語、タイ語、インドネシア語、ネパー能としました。 (マルチランゲージサービス利用状況) 年度 利用件数(全体) (うち従前からの5か国語利用件数) (うち追加対応した5か国語利用件数)	zンター等において日 した通訳サービスを提 いて、それまでの5か に、更に5か国語(-ル語)を追加し、10	本語の不自由なお客様 供する「マルチランゲ 国語(英語、中国語、 ベトナム語、タガログ			

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
8. 分かりやすい情報提供及びサービス				
改善の促進				評価:B
(1) 分かりやすい情報提供の推進	(1) 分かりやすい情報提供の推進		(1) 分かりやすい情報提供の推	
公的年金事業に関するお客様の理解			進	
と信頼を確保するため、分かりやすく			〇公的年金事業に関するお客様	〇チャットボットの活用、障害の
効果的な情報提供を行う。			の理解と信頼を確保するため、	ある方や高齢者にも分かりや
① ホームページの活用	① ホームページの活用		ホームページの活用、ねんきん	すく利用しやすいホームペー
お客様に分かりやすく利用しやす	○お客様が分かりやすく利用しやすいホームページとするために、次のような改	〇ホームページ上で、制度改正事	ネットやねんきん定期便によ	ジとなるよう音声や点字によ
いホームページとするため、継続的	善・充実に取り組みました。	項について分かりやすく、詳し	る情報提供など、より分かりや	る対応といった各種取組を行
に次のような改善・充実に取り組む。	年金生活者支援給付金制度等、お客様に積極的に周知すべき事項については、	く説明しました。多くのお客様	すく効果的な情報提供を行っ	い、改善を図っている。
・ お客様等からのご意見・ご要望	トップページに大型バナーを設置するなど掲載方法の工夫を図りました。	からアクセスがあり、制度周知	たか。	
やアクセス件数の分析等により、	・令和2年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書のページに、お問い合わせ	に一定の役割を果たしました。		〇年金事務所を通じて、お客様に
掲載情報を整理し、正確でより分	の多い申告書の記入方法等について説明した動画を掲載するとともに、定型的	〇新たな取組としてチャットボ		直接働きかけを行うなど幅広
かりやすいホームページを提供す	なお問い合わせに対しては、対話形式により自動応答するサービス(チャット	ットを開設し、一定の効果(利		く「ねんきんネット」の利用促
る。	ボット)を試行的に開設しました。また、令和元年度社会保険料(国民年金保	用者数、約5千件)が認められ		進の取組を進めたことにより、
・ お客様から年金事務所等に問い	険料)控除証明書のページにもチャットボットを試行的に開設しました。	たため、今後の拡大を検討しま		令和元年度にユーザIDを取
合わせの多い事項や、制度改正等	・外国語による制度周知のため、新たにリーフレット「みんなのための「社会保	す。また、動画についても多く		得した件数は、前年度の実績で
積極的に周知する必要がある事項	険」」を日本語及び 14 か国語で掲載しました。また、既に各国語で掲載してい	の方に視聴(再生回数、約2万		ある約 95.7 万件から約 11.4 万
について、Q&Aの充実、動画の掲	る「国民年金制度の仕組み」「国民年金保険料免除・納付猶予のご案内」「社会	6千回) していただいたため、		件増加し、過去最高水準の約
載及び大型バナーの設置など、掲	保険制度加入のご案内」及び「短期在留外国人の脱退一時金請求書」について、	引き続き積極的に活用を検討		107.1万件と目標数値を11.9%
載方法を工夫することにより、適	言語を追加し、それぞれ 14 か国語の掲載を行いました。	します。		上回っている。
時・適切に情報提供する。	・時節に応じたテーマをトップページ「今月のご案内」にバナーとして掲載する	○多くのお客様が利用しやすい		
	など、お客様に分かりやすい案内ができるよう工夫しました。	ホームページとなるよう掲載		〇紙から電子版ねんきん定期便
	・令和元年台風第 19 号により被害を受けられた方々にご利用いただけるよう、	内容の充実を行いました。		への切り替えを促進するため
	災害関連情報に関する専用ページを設置して、トップページにリンク(大型バ	〇令和元年度のホームページの		の様々な工夫により、約 28 万
	ナー)を貼るとともに、被災者専用フリーダイヤルのご案内、国民年金保険料	総アクセス数は約1億9,574万		人が切り替えており、今後もこ
	免除制度、厚生年金保険料等の納付期限の延長及び納付猶予制度、年金受給者	件となり、平成 30 年度に比べ		うした取組を推進されたい。
	の方々に向けた年金の受け取りや支給に関する情報等について適時情報発信	8.5%の増となりました。		
	を行いました。			○マイナポータルと「ねんきんネ
	・新型コロナウイルス感染症関連情報に関する専用ページを設置し、トップペー			ット」の連携について、ねんき
	ジにリンク(大型バナー)を掲載するとともに、同ページにおいて、国民年金			ん定期便やリーフレットを活
	保険料免除制度、厚生年金保険料等の猶予制度、年金受給者の方々に向けた年			用して周知を図っており、今後
	金の支給に関する情報等について適時情報発信を行いました。			も利用者のニーズを踏まえた
・ 障害のある方や高齢者にも利用	〇障害のある方や高齢者にも分かりやすく利用しやすいホームページとなるよう、	〇障害のある方や高齢者の利用		改善を進められたい。
しやすく分かりやすいホームペー	以下のような改善に取り組みました。	に向け、音声による対応を進め		
ジとなるよう、掲載内容の改善・充	・高齢者及び視覚障害のある方や身近に接している方に対してわかりやすい情	るとともに、点字によるパンフ		〇ねんきんネット及びねんきん
実を図る。	報提供を行うため、「年金振込通知書等について」のページに記載している「音	レットの送付案内の周知を行い		定期便をより分かりやすくす
	声コードの収録内容(例)」のテキスト版を新たに掲載しました。	ました。		るための取組として、画面デザ
	・点字によるパンフレットの送付案内を周知するため、「点字による障害状態確			インを見やすくしたり、図やグ

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語評価の理由
	認届や現況届の提出のご案内について」の説明ページを追加しました。			ラフを活用するなど工夫をし
	mind (Stonia of Med) Carlo in Carlo i			ながら新たな情報提供を行う
 ② 「ねんきんネット」による情報提供	 ② 「ねんきんネット」による情報提供			ための見直しを行っており、今
	○より見やすく分かりやすい画面となるよう、パソコン版、スマートフォン版とも	│ │ ○パソコン版、スマートフォン版 │		後も利用者のニーズを踏まえ
色、アイコンを見直し、高齢者や視		ともに画面デザインをより見		た改善を進められたい。
党の障害があるお客様にも使いや		やすくするとともに、どなたに		
すいようアクセシビリティの向上		も使いやすいようにアクセシ		Oねんきん定期便を活用し、すべ
を図る。	をより見つけやすくなるよう改善を行いました。	ビリティの向上を図りました。		ての被保険者を対象とした年
	・重複した説明や縦長のスクロールを簡素化し、画面の遷移方法を見直すことに			金記録に関する情報提供を行
	より、お客様が必要な情報へ簡単にたどり着つくことができるよう改善を行い			うとともに、年金記録確認の呼
	ました。			びかけを行っている。
│ │ イ 以下のような取組を行うことに	│ │〇前年度の増加実績を上回るユーザID取得を数値目標として、以下の取組を行う	 ○「ねんきんネット」による情報		
」 より、前年度の増加実績を上回る	 ことにより、「ねんきんネット」の利用促進を図りました。	提供については、年金事務所を		
ユーザID取得を目標として、「ね	・ねんきん定期便にユーザIDを簡単に取得できるアクセスキーを記載すると	」 通じて、お客様に直接働きかけ		
	ともに、スマートフォンでユーザID申請画面に直接遷移できるQRコードを	を行うなど幅広い利用促進の		
・ ねんきん定期便等にアクセス	印刷しました。	取組を進め、令和元年度にユー		
キー及びユーザID取得申込の	・20 歳到達者等の新規に年金制度に加入した方を対象に、アクセスキーの通知を	ザIDを取得した件数は、前年		
画面ヘリンクするQRコードを	行いました(平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月末までに、約 173 万人に送付)。	度の実績である約 95.7 万件か		
印刷し送付する。	この通知においては、年金制度の意義や「ねんきんネット」が提供するサービ	ら約 11.4 万件増加し、過去最		
「ねんきんネット」のメール配	スのメリットを分かりやすく伝えるなど、年金制度への加入当初から「ねんき	高水準の約 107.1 万件と目標数		
信機能を活用して利用促進を図	んネット」を利用していただくための取組を実施しました。	値を 11.9%上回りました。		
る。	・「ねんきんネット」の機能等やPC版・スマートフォン版それぞれのユーザ I	これにより「ねんきんネット」		
	D登録手順を紹介したリーフレットを年金事務所に来訪されたお客様等にお	の利用者の累計は前年度から		
	渡ししました。	約 72 万人増加し、令和元年度		
	・市区町村、ハローワーク等で開催する年金制度説明会や年金セミナー等におい	末時点で約578万人となりまし		
	て、「ねんきんネット」の周知用ポスターの掲示、周知用リーフレットの配布、	<i>t</i> =.		
	周知用動画の再生を行いました。			
	「ねんきんネット」の利用者に対して、世代別、加入制度別に「ねんきんネッ			
	ト」の活用方法等をお知らせするメールを配信しました。また、1年以上ログ			
	インしていない利用者に対して利用を促すメールを配信しました。			
	〇こうした取組の結果、令和元年度のユーザ I D取得件数は約 107.1 万件 (平成 30			
	年度は約 95.7 万件) となり、対前年度比 11.9%増 (11.4 万件増) となりました。			
	また、ユーザID取得件数から再発行によるID取得件数等を除いた「ねんきん			
	ネット」利用者数の累計は、令和元年度末時点で約 578 万人(平成 30 年度末時			
	点では約 506 万人)となり、対前年度比 14.2%増(約 72 万人増)となりました。			
「紙」から電子版ねんきん定期	〇「紙」から電子版ねんきん定期便への切替えを推進するため、以下の取組を行い	〇紙のねんきん定期便から電子		
便 (「ねんきんネット」上で確認)	ました。	版ねんきん定期便への切替え		
への移行を推進するため、「ねん	・ねんきん定期便の「お客様へのお知らせ」欄等を活用して、電子版ねんきん定	を促した結果、約 28 万人の方		
きんネット」及びねんきん定期	期便は郵送より1~2か月程度早く確認できることなど、「ねんきんネット」	が新たに電子版ねんきん定期		

令和元年度計画		令和元年度	度計画に対する取	双組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
便で周知を行う。	のメリットを実感できる丁寧な周知を行いました。 ・紙のねんきん定期便を選択している「ねんきんネット」利用者に対しては、「ねんきんネット」ログイン時に電子版ねんきん定期便に切替えていただくよう案内を行いました。 〇この結果、令和元年度中に新たに電子版ねんきん定期便に切替えていただいた方は、約28万人となり令和元年度末時点での累計は約97万人(平成30年度末では約69万人)となりました。				いただくよう案 ていただいた方	便に切替えていただき、「ねん きんネット」の利用促進及び経 費節減につながりました。		
	 <参考:「紙」から	ら電子版ねんきん	定期便に移行し	た件数>				
		平成 28 年度	平成 29 年度 末	平成 30 年度 末	令和元年度末			
	移行登録件数対前年度増数	約37万人	約48万人	約69万人	約 97 万人			
	※「ねんきんネ 数。	ット」で、「紕」	のねんさん定期	便の郵送は不要	と登録された人			
・ 特に若年者層に向けた広報の 拡充等により「ねんきんネット」 の一層の周知を図る。						〇大学や高等学校で実施する年金セミナーで「ねんきんネット」の一層の周知を図りました。		
ウ 年金制度改正に対応した正確な 年金見込額等を情報提供できるよ								
う「ねんきんネット」の機能改善を図る。	令和2年1月か	ら、スマートフ:	ォン版でも電子版	えんきん定期便		の施行に対応した年金見込額等の情報提供ができるよう試		
		による にな月数と金額の				算機能の改善を行いました。 〇スマートフォン版でも電子版		
						ねんきん定期便等の閲覧と国 民年金保険料の納付・後払い		
						(追納)が可能な月数・金額が 確認できるようになり「ねんき		
						んネット」の利便性が更に向上 しました。		
エ 「ねんきんネット」とマイナポー								
タルが連携を開始したことの周 知・広報を行う。	194.0 € 10 1	_			IDを取得して 「ねんきんネッ	トを活用して、マイナポータルとの連携に関する周知を行い		
		して利用できる。				ました。		
			る「ねんきんネッ 隽に関する周知を		ーフレットにお			

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語
			11 m1-12 2 C 07 135/M	評価の理由
て、国民年金保険料の納付及び免		メールを活用し、国民年金保険		
除等の案内を「ねんきんネット」を		料の追納に関する案内を行い		
活用して通知する。		ました。		
 ③ ねんきん定期便による情報提供	③ ねんきん定期便による情報提供			
ねんきん定期便の文字数の削減や		│ │ 〇ねんきん定期便による情報提│		
文字の拡大を行い、また図やグラフ				
を活用することで、年金加入記録等				
をより分かりやすく表示する。	6,345 万人に送付しました。			
	○ねんきん定期便について、記録の確認勧奨だけでなく、制度周知等にも広く活用	〇令和元年度からの新たな取組		
	するため、平成31年4月から以下の改善を行いました。	として、制度周知等ねんきん定		
	・受給開始年齢を60歳から70歳まで自由に選択できることや年金の繰下げ支給	期便の紙面の活用方法を見直		
	のメリットなどを新たに示しました。	し、図やグラフを活用するな		
	・50 歳未満のねんきん定期便では、昨年の加入実績に応じた年金額と、今年の加	ど、分かりやすい工夫をしなが		
	入実績に応じた年金額を比較できるように表示することにより、保険料を納付	ら、情報提供を行いました。		
	することが年金額の増加に繋がることを新たに示しました。			
	・文字を減らし、大きくすることで、見やすくするとともに図を活用し分かりや			
	すくしました。			
	○ねんきん定期便の「お客様へのお知らせ」欄を利用して以下の勧奨等を行いまし ,			
	た。	お知らせ」欄を利用してお客様		
	・未統合記録の解明に向けた対応として、「ねんきん特別便(名寄せ便)」、「年金			
	記録の確認のお知らせ(黄色便)」の未回答者への回答勧奨	した。		
	・「ねんきんネット」ID保有者に電子版ねんきん定期便への切替勧奨			
	・「ねんきんネット」とマイナポータルの連携に関する周知	○ ○ 和 ○ 年 年 光 仕 八 か こ の 目 古		
	○このほか、ねんきん定期便に記載されている老齢年金見込額について、具体的な 金額の表示を充実する等の改善事項を、令和2年度送付分の紙面に反映する準備	〇令和2年度送付分からの見直 しについても必要な準備を着		
	金額の表示を元美する等の政告事項を、T和2年及送刊力の私面に及映する学舗 を行いました。	実に進めており、計画どおりの		
	&1]('& C/2')	実施を予定しています。		
		天心をアたしている 9。		
 ④ 年金関係の各種情報提供	④ 年金関係の各種情報提供			
ねんきん定期便に「お客様へのお	※ねんきん定期便による取組状況はI-8-(1)-③に記載。			
知らせ」欄を設け、未解明記録の解明				
に向けた呼びかけ等、お客様に応じ				
たお知らせや勧奨等を行う。				
年金額改定通知(振込通知)書等の	〇10 月定期支払に係る年金額振込通知書で以下の案内をしました。	〇年金関係の各種情報提供につ		
個人向け文書送付の機会を活用し、	・年金生活者支援給付金制度が令和元年 10 月から開始されたことの周知	いては、令和元年度計画のとお		
お客様に応じた、また、時節を捉えた	・後期高齢者医療の均等割保険料の特例の見直しに関する周知	り、お客様に応じ、機会や時節		
必要な年金関係の各種情報を限られ	〇年金請求書(事前送付用)に繰下げ制度に関する周知のチラシを同封しました。	をとらえて実施しました。		

令和元年度計画		令和元年度計画	に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	○20 歳到達時の	か「国民年金加入のお知ら	せ」に同封するパンフレットで以下の案内			川崎か売口
特に繰下げ制度について、ねんき	をしました。					
ん定期便等の個人向け文書で広範な	・口座振替					
周知を図る。	・クレジット	カード納付				
	• 学生納付特	持例申請				
	・免除・納付	 				
	• 付加保険料	4				
	• 産前産後免	陰				
	・「ねんきん	ネット」の利用促進				
 (2) 公的年金制度に対する理解の促進	(2) 公的年金領	制度に対する理解の促進			 (2) 公的年金制度に対する理解	
年金制度に対する正しい知識と理解					の促進	
を深め、制度加入や保険料納付に結び					〇年金制度に対する正しい知識	〇全国の年金事務所において、地
付けるため、地域、企業、教育等の様々					と理解を深め、制度加入や保険	域の教育機関や自治会等に出
な場において年金制度の普及・啓発活					料納付に結び付けるため、地	向き、年金セミナーを3,834回、
動を行う「地域年金展開事業」を推進す					域、企業、教育等の様々な場に	年金制度説明会を3,028回実施
る。また、広報については、機構ホーム					おいて年金制度の普及・啓発活	するなど、公的年金制度の周知
ページ等を活用した情報提供を積極的					動を行う「地域年金展開事業」	活動に着実に取り組んでいる。
に行う。					を推進するとともに、広報につ	
① 年金セミナー、年金制度説明会の	① 年金セミナ	一、年金制度説明会の充	実		いて、機構ホームページ等を活	〇年金委員の活動支援について
充実					用した情報提供を行ったか。	は、研修や定期連絡会を実施す
	【年金セミナー	-及び年金制度説明会実施	状況】			るとともに、年金委員の活動内
		実施回数	備考		〇年金委員に対する活動支援の	容を具体的に示したり法改正
	年金セミナー	3, 834 回	左記のうち、地域年金推進員(※)の活用状況		ため、年金委員の活動内容を整	事項等を盛り込んだ「活動の手
		(平成 30 年度:3,993 回)	・実施アプローチ回数:2, 448 回		理した上で、研修や定期連絡会	引き」等を活用したりするな
			・セミナー講師回数: 390 回		等を実施し、十分な情報提供を	ど、年金委員の活動に必要な情
	年金制度説明	3, 028 回	左記のうち、		行ったか。	報提供を充実させている。
	会	(平成 30 年度:3,142 回)	〇職域型年金委員(※)の活用状況			関係団体が実施する会議や説
			(実施協力依頼)		〇市区町村、教育関連団体等の各	明会等の機会を通じた働き掛
			・企業における説明会実施回数:1,385回		団体及び地域の実情に応じた	けなどにより、引き続き年金委
			〇地域型年金委員(※)の活用状況		効果的な連携方法を検討し、そ	員の委嘱数の拡大を図られた
			(実施協力依頼)		の実現に向けた働きかけを行	い。
			・自治会等における説明会実施回数: 128 回		ったか。	
	(※)地域年	:金推進員:若い世代に対	して公的年金制度の仕組みや基本理念につ			〇自治体や関係団体で構成する
		いて正しい理解	の普及を推進するために、機構より委嘱さ			地域年金事業運営調整会議を
		れた教職員OB	· 等。			各都道府県で開催し、意見や提
	職域型	望年金委員 : 会社内で新入 ²	社員に対する年金制度の概要説明や社内で			案の反映や年金セミナーへの
		の年金制度の周	知等の活動を行う厚生労働大臣より委嘱			協力依頼などの取組を行って
		された年金委員	•			いる。

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	地域型年金委員:町内会での年金相談や、地域が開催する研修会等での年			
	金に関する講師を行う等、地域において活動を行う厚生労			〇年金セミナーや制度説明会に
	働大臣より委嘱された年金委員。			ついて、機構ホームページにお
				ける動画配信やオンライン説
ア 若手職員を中心とした講師育成	〇若手職員を中心としたセミナー講師育成のため、新入構員 422 人に対して新入構	〇年金セミナーの質の向上に向		明会等の実施に取り組まれた
のための研修やコンテストを充実	員研修時にプレゼンテーションスキル研修を実施するとともに、全国の年金事務	けて、講師育成のための研修や		ιν _°
させるとともに、受講者に応じた	所プロジェクトチームにおいて実践研修を実施しました。また、機構本部におい	コンテストを実施し、若手職員		
教材となるよう見直しを進め、年	て年金セミナーコンテストを実施し、講師スキルや説明資料を競い合うことで、	を中心としたセミナー講師の		
金セミナー等の質の向上を図る。	職員相互のレベルアップと質の向上を図りました。	育成に努めました。		
イ 従来の年金セミナー等の拡充を	〇制度周知や手続きなどの情報提供を行うため、全国の年金事務所において、自治	〇大学や高校等の学生・生徒を対		
図るとともに、保護者や教職員を	会、企業、地域の教育機関(大学、高校、専門学校等)等に出向き、学生・生徒	象とした年金セミナーを 3,834		
対象とした年金セミナーや企業の	(保護者や教職員も含む)を対象とした年金セミナーや自治会、企業等を対象と	回開催し、また、自治会、企業		
新規採用者を対象とした若年者向	した年金制度説明会を実施しました。	等を対象とした年金制度説明		
け制度説明会を積極的に実施す	また、年金制度説明会については、企業の新規採用者を対象とした若年者向けの	会を 3,028 回開催する等、年金		
る。	制度説明会も実施しました。	セミナー及び年金制度説明会		
ウ 年金セミナー等の拡充を図るた		の拡充に努め、制度周知や手続		
め、年金事務所や年金委員等それ		きなどの情報提供を行いまし		
ぞれの役割に応じた取組を強化す		<i>t</i> =.		
る。	〇年金セミナー等の拡充に当たっては、本部と地域代表年金事務所が連携し、取組	〇年金セミナー等の拡充に当た		
・ 各地域における取組状況につ	が低調な年金事務所に対する指導や助言等の支援を実施しました。	っては、本部と地域代表年金事		
いては、本部担当部と地域代表		務所が連携し、指導や助言等の		
年金事務所が連携し、管理・指導		支援を実施しました。		
体制を強化する。				
・ 教育機関における年金セミナ	〇教育機関への開催アプローチや年金セミナー講師を行う地域年金推進員の活動	〇教育機関に対して年金セミナ		
一の実施を進めるため、地域年	の活性化を図るとともに、年金セミナーの拡充に努めました。	一の開催アプローチを 2448 回		
金推進員を積極的に活用する。		実施し、また、年金セミナー講		
・ 企業等、職域における年金制	〇企業等、職域における年金制度説明会の拡充を図るため、職域型年金委員を通じ	師を 390 回実施することで、地		
度説明会の実施を進めるため、	て企業における年金制度説明会の実施に向けた協力依頼を行いました。	域年金推進員の活動の活性化		
職域型年金委員を積極的に活用		を図るとともに、年金セミナー		
する。		の拡充に努めました。		
・ 自治会、町内会等、地域におけ	〇自治会、町内会等、地域における年金制度説明会の拡充を図るため、地域型年金	〇職域及び地域における年金制		
る年金制度説明会の実施を進め	委員を通じて自治会や町内会における年金制度説明会の実施に向けた協力依頼	度説明会の拡充を図るため、年		
るため、地域型年金委員を積極	を行いました。	金委員を通じて年金制度説明		
的に活用する。		会の実施に向けた協力依頼を		
		実施し、その結果、企業におい		
		て 1,385 回、自治会等において		
		128 回の年金制度説明会を行い		
		ました。		

令和元年度計画	令和元年度計	画に対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語評価の理由
② 年金委員に対する活動支援の強化 ・ 年金委員の具体的な活動内容や その活動に対する年金事務所の関 与のあり方を明確に整理した上 で、定期連絡会や研修等を実施し て、十分な情報提供を行う。 ・ 定期連絡会や研修等の実施につ いては、本部においても実施状況 の把握・検証を行うとともに、実施 体制の強化を検討する。	② 年金委員に対する活動支援の強化 〇年金委員の活動内容を具体的に例示 金委員の具体的な活動内容を明確に 実施する年金委員研修や定期連絡会 〇年金委員の活動に資するため、法改 の手引き」の改訂版を全ての地域型 【年金委員研修及び定期連絡会実施制	には、「年間スケジュール表」を理した上で、年金事務所やできる通じ、活動に対する理解をは正事項等を盛り込んだ「地域に対する委員に配付しました。(会会では、) 実施回数 1,159回(平成30年度:1,169回) 1回 371回(平成30年度:303回) に顕著な功績が認められた年記事長表彰、理事表彰の対象者でました。(令和元年11月)の、関係団体(年金受給者協会会等の機会を捉えた年金制度を表した。	都深年のは、 で は は は は は な ま な ま な ま な ま な ま な ま な ま な		評価に当たっての視点	評価の理由
③ 「ねんきん月間」と「年金の日」に おける取組の充実 「ねんきん月間」及び「年金の日」	なお、委嘱数については、取組の強・職域型年金委員数:112,340 人(会人) ・地域型年金委員数:4,708 人(令利) ③ 「ねんきん月間」と「年金の日」 〇「ねんきん月間」及び「年金の日」	合和2年3月末)(平成31年3 日2年3月末)(平成31年3月 における取組の充実 の実施に合わせ、全国の年金事	3月末:112,187 日末:4,240人)	制度に関する説明会の実施に向けて、これらの都道府県団体に対する働きかけを全国で実施するとともに、委嘱数も対前年増と拡大させました。 〇「ねんきん月間」及び「年金の日」の実施に合わせ、年金セミ		
「ねんさん月間」及び「年金の日」 における取組の実施に当たっては、 これまでの実施結果を踏まえ、公的 年金制度の周知・啓発につながる、よ り効果的な活動方法を検討し、実施 する。	公的年金制度の周知活動(年金セミ いました。 また、「年金の日」においては、全	ナーや年金制度説明会、出張国の年金事務所を開所し週末学校長協会、全国都道府県教年金」エッセイ募集の取組を行平成30年度:1,154人)から	相談会等)を行 相談を実施しま 育委員会連合会 テいました。 の応募があり、	日」の実施に合わせ、年金セミナーや年金制度説明会、出張年金相談会等を実施し、公的年金制度の周知・啓発を行いました。 また、「年金の日」において、全国の年金事務所を開所し週末相談を実施したほか、年金エッセイの厚生労働大臣表彰等を行いました。		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語
	④ 関係団体との連携			評価の理由
市区町村、教育関連団体、社会保険		│ │ 〇年度計画に基づき、各都道府県		
労務士	会保険労務士会、教育委員会、年金受給者協会等)と連携し、地域年金事業運営	において地域年金事業運営調		
会、年金受給者協会等の各団体及	調整会議を各都道府県で計 59 回開催しました。	整会議を開催し、地域の関係団		
び各地域の実情に応じた効果的な連	│ │○地域年金事業運営調整会議では、委員の方から地域年金展開事業に関するご意	体との協力連携関係を強化す		
携方法を検討するとともに、その実	│ │ 見・ご提案をいただくとともに、機構から制度周知リーフレット等の設置や年金	るとともに、いただいたご意見		
現に向けた働きかけを強化する。	 セミナー、年金制度説明会の実施に向けた協力依頼を行いました。	等の反映により事業推進を図		
		りました。		
(3) お客様サービスの向上	(3) お客様サービスの向上		(3) お客様サービスの向上	
① 「お客様へのお約束 10 か条」の実	① 「お客様へのお約束 10 か条」の実現		〇お客様サービスの向上のため、	〇新入構員向け研修や職場内研
現			CS(お客様満足)推進の取組、	修を実施し、CS(お客様満足)
お客様へのサービスの具体的目標	〇拠点長が、自拠点内のサービス実施状況を四半期ごとにチェックし改善に努めま	〇拠点長による事務所内チェッ	わかりやすいお客様向け文書	に対する職員の意識醸成を図
を定めた「お客様へのお約束 10 か	した。また、本部職員による無予告での「サービス巡回指導」を半期ごと、全て	ク及び本部職員による「サービ	の作成、お客様からの意見の収	っている。
条」の実現に向けた取組を具体的に	の年金事務所に対して実施し、サービス実施状況の確認と必要な改善指導を行い	ス巡回指導」を実施して「お客	集や施策の反映等の取組を実	
進め、その達成状況等について、毎年	ました。	様へのお約束 10 か条」の実現	施したか。	〇お客様向け文書の作成におい
度、年次報告書(アニュアルレポー	また、アニュアルレポートに「お客様へのお約束 10 か条」の達成状況等を掲載	に努めました。		ては、一般の方などからの意見
ト)において分かりやすく周知・広報	しました。			や指摘を踏まえ、分かりやすい
する。				文書、有意義な情報提供となる
				よう改善を図っているが、今後
② CS意識向上の取組	② CS(お客様満足)推進の取組			とも年金制度に関する情報に
・「サービス推進の手引き」を基本				接する機会があまりない方の
とした研修を充実するため、サー	お客様への対応方法等に関する研修を実施するとともに、各年金事務所及び各事	場内研修を実施し、職員のCS		意見もより把握できるように
ビスリーダーを中心とした研修体	務センターにおいて、全職員を対象に職場内CS研修を実施しました。	に対する意識醸成を図りまし		努めるなど一層分かりやすい
制を確立し、効果的な研修を実施		た。		文書となるよう取組を進めら
する。		O2045->=21.4951		れたい。
	〇窓口対応コンテストを実施し、お客様対応への意識を高め、職員のスキルアップ			○ お安様のご辛見等を加集し、共
ため、CS向上に向けた取組状況 の評価を実施するとともに、窓口		戦員のスキルアップを図ると ともに、職員のモチベーション		〇お客様のご意見等を収集し、サ ービス・業務改善委員会に報告
対応における職員のスキルや対応	ひ切けました。	こもに、職員のモデベーション 向上に結び付けました。		した上で改善を行い、サービス
力を競うコンテスト等を行うこと		四上で作びらいよりに。		ウルエで吸音を打け、リーレス
により、サービスレベルの更なる				同土に乗りている。
向上を図る。				│ │○お客様アンケートを実施した│
1.3 T C E G G 0				ところ、「満足」「ほぼ満足」の
 ③ 分かりやすいお客様向け文書の作	 ③ 分かりやすいお客様向け文書の作成			合計が89.3% (前年度88.9%)、
成				「やや不満」「不満」の合計が
	 ○機構本部に設置した「お客様向け文書審査チーム」において、33 件のお客様向け	 ○お客様向け文書の作成におい		1.6%(前年度1.7%)と、概ね満
ーム」による審査を充実するととも	文書の審査を行い、お客様目線で見てより分かりやすい文書、有意義な情報提供			足いただけているとの結果が
に、お客様目線で見てより分かりや		ーム」や「お客様向け文書モニ		出ている。
すい文書を作成するため、お客様向	また、特に影響度の高い文書9件については、「お客様向け文書モニター会議」	ター会議」における意見や指摘		

は、原則、一般の方及び文書デザイナーが参画する「お客様向け文書モニター会議」での議論や指摘を踏まえて作成する。 ④ お客様からの意見の収集や施策の反映等 ・ 各年金事務所の「ご意見箱」やホームページ上の日本年金機構へのご意見・ご要望のコーナーなどから、「お客様の声」については、「お客様対応業務システム」を活用して管理・分析するととも「こ、必要な改善策を検討し、実施する。 ・ 機構のサービスに対するお客様 ○全国の年金事務所及び街角の年金相談センターを対象に「お客様満足度アンケートを実	評価の理由 〇全ての年金事務所を対象にサービス巡回指導を実施し、個別課題の把握に努め、改善指導を行い、サービスの向上を図っている。
は、原則、一般の方及び文書デザイナーが参画する「お客様向け文書モニター会議」での議論や指摘を踏まえて作成する。 ④ お客様からの意見の収集や施策の反映等 ・ 各年金事務所の「ご意見箱」やホームページ上の日本年金機構へのご意見・ご要望のコーナーなどから、「お客様の声」の収集に努めました。 〇 各年金事務所に設置した「ご意見箱」や、ホームページ上の日本年金機構へのご意見・ご要望のコーナーなどから、「お客様対応業務システム」を活用して管理・分析をら「お客様対応業務システム」を活用して管理・分析するとともに、必要な改善策と検討し、実施する。 ・ 機構のサービスに対するお客様 ○ 全国の年金事務所及び街角の年金相談センターを対象に「お客様満足度アンケー しお客様満足度アンケートを実	ービス巡回指導を実施し、個別 課題の把握に努め、改善指導を 行い、サービスの向上を図って
一が参画する「お客様向け文書モニター会議」での議論や指摘を踏まえて作成する。 ④ お客様からの意見の収集や施策の反映等 ・ 各年金事務所の「ご意見箱」やホームページ上の日本年金機構へのご意見・ご要望のコーナーなどから、「お客様の声」の収集に努めました。 〇 お客様の声」を日々収集し、それらを「お客様の声」を日々収集し、それらを「お客様の声」を日々収集し、それらを「お客様が応業務システム」を活用して管理・分析を行うとともに必要な改善策について検討し、ホームページの掲載内容やお客様にお送りする文書内容を分かりやすくするなど 43 件の改善を行いました。 ・ 機構のサービスに対するお客様 〇全国の年金事務所及び街角の年金相談センターを対象に「お客様満足度アンケー 〇お客様満足度アンケートを実	課題の把握に努め、改善指導を 行い、サービスの向上を図って
ター会議」での議論や指摘を踏まえて作成する。 ② お客様からの意見の収集や施策の反映等 ・ 各年金事務所の「ご意見箱」やホームページ上の日本年金機構へのご意見・ご要望のコーナーなどから、「お客様の声」の収集に努めました。 ② 「お客様の声」を日々収集し、それらを「お客様対応業務システム」を活用して管理・分析を行うとともに必要な改善策について検討し、ホームページの掲載内容やお客様にお送りする文書内容を分かりやすくするなど 43 件の改善を行いました。 ・ 機構のサービスに対するお客様 ② 全国の年金事務所及び街角の年金相談センターを対象に「お客様満足度アンケー ○ 「お客様満足度アンケートを実	行い、サービスの向上を図って
で作成する。 ④ お客様からの意見の収集や施策の反映等 ・ 各年金事務所の「ご意見箱」やホームページ上の日本年金機構へのご意見・ご要望のコーナーなどから、「お客様の声」の収集に努めました。 ○ 「お客様の声」を日々収集し、それらを「お客様対応業務システム」を活用して管理・分析を行うとともに必要な改善策について検討し、ホームページの掲載内容やお客様にお送りする文書内容を分かりやすくするなど 43 件の改善を行いました。 ・ 機構のサービスに対するお客様 ○全国の年金事務所及び街角の年金相談センターを対象に「お客様満足度アンケー ○ お客様満足度アンケートを実	
 ④ お客様からの意見の収集や施策の反映等 ④ お客様からの意見の収集や施策の反映等 ・ 各年金事務所の「ご意見箱」やホームページ上の日本年金機構へのご意見・ご要望のコーナーなどから、「お客様の声」の収集に努めました。 ○ お客様のご意見等を収集し、必要な改善策の検討内容をサービス・業務改善委員会に報告ら「お客様対応業務システム」を活用して管理・分析を行うとともに必要な改善策について検討し、ホームページの掲載内容やお客様にお送りする文書内容を分かりやすくするなど 43 件の改善を行いました。 ・ 機構のサービスに対するお客様 ○ 全国の年金事務所及び街角の年金相談センターを対象に「お客様満足度アンケートを実 ○ お客様がらの意見の収集や施策の反映等 ○ お客様のご意見等を収集し、必要な改善策の検討内容をサービス・業務改善委員会に報告し、43 件の改善を行うことによりお客様のサービス向上に寄与しました。 ○ お客様満足度アンケートを実	いる。
 反映等 ・ 各年金事務所の「ご意見箱」やホームページ上の日本年金機構へのご意見・ご要望のコーナーなどから、「お客様の声」の収集に努めました。 ○ 「お客様の声」を日々収集し、それらを「お客様対応業務システム」を活用して管理・分析を行うとともに必要な改善策について検討し、ホームページの掲載内容やお客様にお送りする文書内容を分かりやすくするなど 43 件の改善を行いました。 ・ 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	
 反映等 ・ 各年金事務所の「ご意見箱」やホームページ上の日本年金機構へのご意見・ご要望のコーナーなどから、「お客様の声」の収集に努めました。 ○ 「お客様の声」を日々収集し、それらを「お客様が応業務システム」を活用して管理・分析を行うとともに必要な改善策について検討し、ホームページの掲載内容やお客様にお送りする文書内容を分かりやすくするなど 43 件の改善を行いました。 ・ 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	
ームページ上の日本年金機構への ご意見・ご要望のコーナーなどから、「お客様の声」の収集に努めました。 ○「お客様の声」を日々収集し、そ れらを「お客様対応業務システム」 を活用して管理・分析するととも に、必要な改善策を検討し、実施する。 ・ 機構のサービスに対するお客様 ○全国の年金事務所及び街角の年金相談センターを対象に「お客様満足度アンケー ○ お客様満足度アンケートを実	
ご意見・ご要望のコーナーなどから「お客様の声」については、「お客様対応業務システム」を活用して管理・分析をら「お客様の声」を日々収集し、それらを「お客様対応業務システム」を活用して管理・分析するとともに必要な改善策について検討し、ホームページの掲載内容やお客様におきるでは、必要な改善策を検討し、実施する。 ・ 機構のサービスに対するお客様 ○全国の年金事務所及び街角の年金相談センターを対象に「お客様満足度アンケー ○お客様満足度アンケートを実	
ら「お客様の声」を日々収集し、それらを「お客様対応業務システム」に、必要な改善策について検討し、ホームページの掲載内容やお客様にお送りする文書内容を分かりやすくするなど 43 件の改善を行いました。 お送りする文書内容を分かりやすくするなど 43 件の改善を行いました。 ちしました。 し、43 件の改善を行うことによりお客様のサービス向上に寄与しました。 し、必要な改善策を検討し、実施する。 ・ 機構のサービスに対するお客様 〇全国の年金事務所及び街角の年金相談センターを対象に「お客様満足度アンケー 〇お客様満足度アンケートを実	
れらを「お客様対応業務システム」 お送りする文書内容を分かりやすくするなど 43 件の改善を行いました。 りお客様のサービス向上に寄 与しました。 与しました。 ちしました。 りお客様のサービス向上に寄 らいました。 りお客様のサービス向上に寄 らいました。 りお客様のサービス向上に寄 らいました。 りお客様がし、実施する。 りお客様がし、実施する。 りお客様がした。 しました。 りお客様がした。 しました。 しました。 しました。 しました。 しました。 しました。 しょう	
を活用して管理・分析するととも に、必要な改善策を検討し、実施する。 ・ 機構のサービスに対するお客様 〇全国の年金事務所及び街角の年金相談センターを対象に「お客様満足度アンケー 〇お客様満足度アンケートを実	
に、必要な改善策を検討し、実施する。 ・ 機構のサービスに対するお客様 〇全国の年金事務所及び街角の年金相談センターを対象に「お客様満足度アンケー 〇お客様満足度アンケートを実	1
る。 機構のサービスに対するお客様 〇全国の年金事務所及び街角の年金相談センターを対象に「お客様満足度アンケー 〇お客様満足度アンケートを実	
・機構のサービスに対するお客様 〇全国の年金事務所及び街角の年金相談センターを対象に「お客様満足度アンケー 〇お客様満足度アンケートを実	
の評価や満足度を把握するため、│ ト」を令和2年2月から3月に実施しました。「来訪された際の全体の満足度」│ 施し、お客様の回答結果から、│	!
「お客様満足度アンケート調査」 について、「満足」「ほぼ満足」「普通」「やや不満」「不満」の5段階で回答をいた 一定のお客様満足度が得られ	
等を実施し、その結果から課題を だき、「満足」「ほぼ満足」の合計が 89.3% (前年度 88.9%)、「やや不満」「不満」 ていることを確認するととも	
把握・分析した上で、必要な改善策 の合計が 1.6%(前年度 1.7%)と、前年度とほぼ同水準の結果となり、約 9 割 に、更なるお客様サービス向上	
を検討し、実施する。 のお客様に満足いただいている結果となりました。また、この調査結果に基づき、 のための課題を把握・分析した	
更なるお客様サービスの向上のための課題を把握・分析した上で、必要な改善策と検討しま	
を実施しました。	
調査方法:窓口に来訪されたお客様にアンケートを配布し、郵送にて回収	
調査対象件数:94, 780 件	
回答件数 : 31,087 件 (回答率:32.8%)	
・ サービス巡回指導において、「お 〇全ての年金事務所を対象にサービス巡回指導を実施し、各拠点の個別課題の把握 〇全ての年金事務所を対象にサ	
客様の声」の分析結果等を踏まえ と改善に努めるとともに、特に改善が必要な年金事務所に対する個別指導や研修 ービス巡回指導を実施し、各拠	
を現めた」の方が相来する頃また。この書に男のもことでは、特にの書が必要な中立事場がに対する個が指導である。 た現地指導や、必要に応じて改善等の事後フォローを実施し、実地による改善指導を行いました。また、把握され、点個別の課題の把握に努める	
状況を確認するためのフォロー点 た課題等を分析し、その結果をサービス・業務改善委員会に報告するとともに、 とともに、実地による改善指導	
検を実施し、更なるサービス改善・ 必要な改善策を実施しました。	!
業務改善につなげる。	
・ 運営評議会を、引き続き定期的 〇日本年金機構法等の規定に基づき、被保険者、事業主、年金給付の受給権者その 〇保険料拠出者やお客様の意見	
に開催し、そこで出された被保険しの関係者の意見を機構の業務運営に反映させるために設置された日本年金機しを反映し、開かれた業務運営と	
者等の意見を的確に業務運営に反 構運営評議会について、令和元年度は4回開催し、令和2年2月5日に、今後の するため、運営評議会を開催し	
映する。 機構の業務運営に関する提言が取りまとめられました。機構では、この提言を受しています。令和2年2月5日に	
けて、その内容を自らの業務運営に積極的に反映させ、取り組むべき課題への対し運営評議会の提言がまとめら	

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	応を進めました。	れ、これを受け、機構として取		
	【別表9:提言(運営評議会)】	り組むべき課題への対応を進		
		めました。		
⑤ 改善状況の評価	⑤ 改善状況の評価			
サービス改善・業務改善の状況に	〇お客様の意見を反映し機構のサービスの質の向上を図ることを目的として設置	〇お客様の声を反映した改善提		
ついては、「サービス・業務改善委員	した「サービス・業務改善委員会」において、お客様の声を反映した改善提案の	案の検討状況をサービス・業務		
会」や「業務適正化部会」において評	検討状況の進捗管理を行い、43 件の改善を行いました。また「業務適正化部会」	改善委員会に報告し、43 件の改		
価及び進捗管理を行い、サービス水	では、お客様の声の分析体制を強化し、事務処理誤り疑いの早期発見及び事務処	善を行うことによりお客様の		
準の向上を図る。	理誤りの再発防止を行うことによりお客様のサービス向上に寄与しました。	サービス向上に寄与しました。		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
9. 年金制度改正等への対応				評価:A
(1) 年金制度改正への対応 年金生活者支援給付金制度を適正に 実施するため、効率的かつ正確な事務 処理方法・システムを構築するととも	(1) 年金制度改正への対応		(1) 年金制度改正への対応 (年金生活者支援給付金制度)	
に、拠点及び本部における人員体制の 整備等を図る。				
① 必要な人員の確保 制度改正を円滑かつ着実に実施す るために必要な人員を確保する。	① 必要な人員確保 〇年金生活者支援給付金の受付業務等に対応するため、本部の給付担当部門や中央 年金センター等に給付金の支給要件を正確に判定する体制を整備するとともに、 全年金事務所及び事務センターに受付・相談業務等を的確に処理するための人員 として、計約700名の正規雇用職員及び有期・無期転換職員を配置しました。	〇年金生活者支援給付金制度を 円滑かつ着実に実施するため の体制を整備した結果、遅滞な く事務処理を実施することが	① 必要な人員確保 〇年金生活者支援給付金の施行 年度における事務処理を円滑 に実施するために、体制整備や 人員配置を的確に行ったか。	〇年金機構本部における実施体制を整備するとともに、年金事務所及び事務センターにおける受付・相談業務に係る人員を
		できました。		適切に配置している。
送付する。 ウ 新たに年金を請求される方には	には、令和元年11月、12月、令和2年2月の3回にわたり、改めて簡易な給付金 請求書(はがき型)等を送付しました。(合計送付数 約116万人) 〇この結果、簡易な給付金請求書(はがき型)について、令和2年3月末時点で約	要件に該当する方、基礎年金を 新規に請求する方等に対し、そ れぞれの状況に応じて、適切に 請求勧奨を行うことができま した。	② 請求勧奨 ○所得情報を円滑に取得した上で、年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者に対して、簡易に請求できるような工夫を行いつつ、案内を行ったか。また、上記以外の者についた道切な請求勧奨を行うとともに、未提出者に対する勧奨を的確に行ったか。	〇市区町村からの提供やマ、必要では、必要では、で、のでは、で、のでは、で、のでは、で、のでは、で、ので、のででは、で、ので、ので、で、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、のので、の
③ 確実な給付の実施 給付金の対象となる方に対して、 給付を確実に実施するよう給付業務 に精通した職員を配置するととも に、業務が円滑かつ適切に遂行する	③ 確実な給付の実施 〇年金生活者支援給付金を含む年金給付業務を中心とした業務に従事する新たな正 規雇用職員として「給付業務正規雇用職員」を創設し、中央年金センター等に配 置しました。また、年金生活者支援給付金の業務処理要領(マニュアル)を作成 し年金事務所等の担当者に対して事務説明会を2回開催し、年金生活者支援給付	給に関する事務に係るそれぞ れの担当部署において、安定的	者支援給付金の請求者に対し て、初年度の支払いを確実に行	体制整備等を行った上で、請求

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
ための体制を確立する。	金業務の安定的かつ円滑な事務処理体制の確保に努めました。	施行後、令和元年 12 月 13 日の		回支払いに間に合うよう支払
		初回支払いにおいては、約719		いが行われている。
		万件に及ぶ支払いを正確かつ		
		遅滞なく実施しました。		
④ 相談対応と周知	④ 相談対応と周知		④ 相談対応と周知	
厚生労働省と連携し、制度改正の	〇お客様からの相談・問い合わせに対応するため、令和元年8月5日に「年金生活	〇お客様からの相談・問い合わせ	○相談・問い合わせに対応するた	〇年金生活者支援給付金専用ダ
趣旨、内容、手続等についてお客様	者支援給付金専用ダイヤル」を開設、簡易な給付金請求書(はがき型)の送付時	の状況に合わせて必要なブー	めの十分な体制を構築し、相談	イヤルを設置し、十分なブース
への周知等を実施する。	期に合わせて9月2日に専用のコールセンターを設置し運用を開始しました。(最	ス数を確保するとともに、コー	対応を的確に行ったか。また、	数を確保するとともに、マニュ
ア お客様からの相談問合せに対応	大 500 席体制とし、「ねんきんダイヤル」と合わせると最大 1400 席設置)	ルセンターにおけるマニュア	厚生労働省との連携の下、周知	アルの作成等を通じた応答体
するため、給付金専用ダイヤルを	〇年金生活者支援給付金専用ダイヤルの応答呼数は、約53.9万件、応答率は、94.9%	ルを作成するなど応答体制を	広報を適切に実施したか。	制を適切に整備することによ
設置する。	(令和元年8月から令和2年3月まで)となっています。	適切に整備し、高い応答率(約		り、多数の相談・問い合わせに
イ 機構ホームページ、各種広報媒	〇厚生労働省と連携し、簡易な給付金請求書(はがき型)などの手続きを確実に行	95%) 及びわかりやすい応答を		対して高い応答率を実現する
体等を活用した制度改正に係る周	っていただくため、以下の周知・広報を実施しました。	実現することができました。		ことができている。また、厚生
知を行う。	(1) 厚生労働省、機構のホームページ(HP)を活用して趣旨・内容を周知	また、各種メディアを使った広		労働省と緊密に連携しつつ、周
ウ 年金事務所や市区町村等の関係	(HP掲載:平成31年4月3日~、HP特設サイト公開∶令和元年8月5日~)	報、関係機関等への働きかけな		知広報を行うことができてい
機関にポスター及びリーフレット	(2)市区町村、年金事務所窓口相談用のリーフレット配布(平成31年4月1日)	どを行いました。		る。
を配布する。	(3)市区町村向け広報誌「かけはし」の活用(令和元年9月2日)			
	(4)年金委員への協力要請(令和元年9月11日)			
	(5) 老人福祉、障害福祉の関係団体等に対し請求書の適切な取扱い等を依頼(令和			
	元年8月22日)			
	(6)テレビ番組、ラジオ番組による周知			
	(テレビ:令和元年9月22日、ラジオ:令和元年8月31日、9月21日)			
	(7) テレビ、ラジオ、インターネット広告、新聞等による周知			
	(テレビ:令和元年9月16日~10月13日・12月2日~8日(全国民放70局)、ラ			
	ジオ:令和元年9月16日~10月16日(全国AM38局)、インターネット:令和			
	元年9月17日~令和2年3月1日、新聞:令和元年12月10日~15日(全国紙			
	及び主要地方紙))			
	(8)制度周知に係るポスター、リーフレットの配布(令和元年9月中旬~)			
(2) 出入国管理法改正への対応	(2) 出入国管理法改正への対応		(2) 出入国管理法改正への対応	
新たな在留資格制度により受け入れ	〇令和元年6月より、出入国在留管理庁から特定技能外国人及びその帯同家族に係	〇出入国在留管理庁から提供を	〇新たな在留資格制度により受	〇出入国在留管理庁から特定技
る外国人について、出入国管理機関と	る情報の提供を毎月受けたうえで、情報提供のあった特定技能外国人等のうち未	受ける特定技能外国人等につ	け入れる外国人について、厚生	能外国人及びその帯同家族に
連携し、厚生年金保険、国民年金の確	加入者について、特定技能外国人が厚生年金保険の未加入者である場合は特定技	いて、厚生年金保険、国民年金	年金保険、国民年金の確実な適	係る情報の提供を受け、厚生年
実な適用を図る仕組みを構築する。	能外国人の所属する所属機関に対して加入勧奨・事業所調査を実施し、また、特	の確実な適用を図る仕組みを	用に取り組んだか。	金保険、国民年金の適用を図る
	定技能外国人及びその帯同家族が国民年金に未加入である場合は翌月末に資格取	構築し、年金事務所及び事務セ		仕組みを構築し、提供を受けた
	得処理を行う業務を開始し漏れなく職権適用を行いました。	ンターにおいて適切な事務処		情報の活用により、厚生年金保
		理を行い、漏れなく適用を図り		険、国民年金の確実な適用を行
		ました。		っている。

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
(3) 改元への対応	(3) 改元への対応		(3) 改元への対応	
お客様サービスに支障が生じること	〇改元に伴うお客様への影響をできる限り少なくするため、「改元に伴う元号によ	〇新元号への切り替えに伴うシ	〇サービスに支障が生じること	〇新元号を表示するためのシス
がないよう、システム改修を確実に実	る年表示の取扱いについて(平成 31 年4月1日 新元号への円滑な移行に向け	ステム改修及びお客様へ送付	がないよう、システム改修や通	テム改修や被保険者等に送付
施するとともに、帳票の修正等必要な	た関係省庁連絡会議申合せ)」に基づき、以下の対応を計画的に行いました。	する通知書等の対応を適切に	知書等の修正等、必要な対応を	する通知書等の修正の必要な
対応を適切に行う。	・新元号情報の設定やお客様へ送付する文書への令和「元」年表示等に係るシス	実施するとともに、お客様に対	行ったか。	対応を行うとともに、旧様式の
	テム対応	する周知を適切に行いました。		用紙による届出の取扱い等に
	・お客様へ送付する通知書等の新元号への円滑な切り替え及びそれまでの間の過			ついて、日本年金機構ホームペ
	渡期対応(訂正印による訂正及びお知らせ文書の同封)			ージ等において周知を図って
	〇通知書に改元日後の日が「平成」で表記されている場合の取扱いや旧様式の用紙			いる。
	による届出の取扱いについて、日本年金機構ホームページに掲載等、周知を図り			
	ました。			
 (4) 被扶養者要件改正への対応	 (4) 被扶養者要件改正への対応(令和2年4月施行)		 (4) 被扶養者要件改正への対応	
健康保険法の被扶養者及び国民年金	 ○健康保険法等の改正により、健康保険の被扶養者及び国民年金第3号被保険者(以	 ○健康保険の被扶養者及び国民	〇健康保険の被扶養者及び国民	○健康保険の被扶養者及び国民
第3号被保険者について、制度改正	 下「被扶養者等」という。)の要件に、日本国内に住所を有するものが追加され、	年金第3号被保険者の審査方 本金第3号被保険者の審査方	年金第3号被保険者の要件に、	年金第3号被保険者の審査等
(案)を踏まえ、適切に対応する。	日本国内に住所を有しないが渡航目的等を考慮して日本国内に生活の基礎がある	法及び審査結果に基づく事務	国内居住要件が追加されたこ	の事務処理の検討や必要なシ
	と認められる者(留学生や海外赴任に同行する家族等)に限り例外として被扶養	処理方法について、年金局と連	とを踏まえ、事務処理方法の検	ステム開発を行うなど、制度の
	者等の認定を受けることができることとされました。	携して関係団体と丁寧に調整	討やシステム開発等、適切に対	円滑な施行に向けて必要な対
	これを踏まえ、被扶養者等の該当・非該当の審査及び審査結果に基づく事務処理	の上検討し、必要なシステム開	応したか。	応を行っている。また、日本年
	の方法について検討し、事務処理が円滑に進められるよう全国健康保険協会、健	発を行うなど、制度改正の円滑		金機構ホームページ等により、
	康保険組合連合会、各共済組合等関係団体と調整を行うとともに、必要なシステ	かつ着実な実施に向け、所要の		制度改正の周知を図っている。
	ム開発を行いました。	準備を進めることができまし		
	また、各拠点に具体的な事務手順書を提示し、テレビ解説を実施しました。	た。		
	○制度改正の周知については、機構ホームページ、納入告知書に同封する「日本年			
	金機構からのお知らせ」及び市区町村向け情報誌「かけはし」による周知を実施			
	しました。			

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項				
1. 効率的効果的な業務運営(ビジネス				評価:B
プロセス改革)				р () ш . Б
(1) 組織・ビジネスプロセス改革	(1) 組織・ビジネスプロセス改革		(1) 組織・ビジネスプロセス改	
制度を実務にする組織として一体	〇再生プロジェクトで進めてきたブロック本部の廃止を始めとした、地方組織の統合		革	
的な業務を実現するため、本部・年金	による組織の一体化を図るため、現場を向き、現場から信頼される本部組織を作り			
事務所・事務センター等の業務分担・	上げるための施策を引き続き進めました。また、徴収業務等の専門性の高い業務、			
役割を不断に見直すこととし、具体的	本部現業、事務センター業務のビジネスモデルの改革を進め、専門性の強化、正規			
に以下の取組を進める。	雇用職員の現場シフト等、体制の強化を進めました。			
① 本部	① 本部		① 本部	
ア 現場から見てより分かりやす	〇現場の事業推進・支援機能を強化するため、平成31年4月に事業推進部門と事業企	〇「事業企画部門」、「事業管理部	○現場から見てより分かりやす	〇機構本部の事業部門につい
く、現場と一体となった組織とす	画部門の再編を行いました。	門」、「事業推進部門」の三部門	く、現場と一体となった組織	て、「事業企画部門」、「事業管
るため、事業企画部門・事業推進	具体的には、「事業管理部門」を新設することで、「事業企画部門」、「事業管理部門」、	体制とし、国民年金及び厚生年	とするため、事業企画部門・事	理部門」、「事業推進部門」の三
部門の再編を図る。	「事業推進部門」の三部門体制に再編成を行い、「事業企画部門」を事業の実施に関	金保険に関する本部の企画機	業推進部門の再編を図るとと	部門体制に再編成を行い、事
また、地域部の現在の体制のあ	する総合的な企画・調整を行う部門、「事業管理部門」を国民年金及び厚生年金保険	能と推進機能をより明確化す	もに、地域部が、より現場実態	業推進機能の明確化を図り、
り方も含め、より現場実態を本部	に関する基幹業務の企画を行う部門、「事業推進部門」を年金事務所、事務センター	ることで、現場の事業推進・支	を本部運営に反映できるよう	現場にとって分かりやすい体
運営に反映できるよう地域部の	の管理・支援・評価を行う部門として整理する等の見直しを行いました。	援機能を強化しました。	体制の見直しを図ったか。	制強化を図っている。
体制の見直しを図る。	○現場実態を本部運営に反映することを目的とした、「地域部のあり方検討プロジェ	〇地域部に人事・管財・業務の権		また、地域部に人事・管財・業
	クトチーム」を令和元年5月に設置し、本部各部長が担っている拠点に対する権限	限の一部を移すことにより、本	〇本部現業の正確かつ効率的な	務の権限の一部を移すことに
	や、拠点長に委ねられた権限について、拠点を管理する地域部長に権限の一部を移	部による現場支援機能の強化	実施のための執行体制のあり	より、実態を踏まえた現場の
	すこと等により、地域部の機能強化を図りました。	を図りました。	方、リスクマネジメント体制	機能強化が図られている。
	(令和元年 10 月から令和 2 年 3 月までに地域部長に移した権限等)	さらに、現場への事業推進・支	について、組織の見直しを含	
	・優先的に加入指導を行う適用調査対象事業所とされた事業所について、調査の結	援機能がより適切に発揮でき	め、検討を進めるとともに、本	〇本部現業を統合管理する部署
	果、休業等の実態を把握した場合等の適用対象外の判断	るよう、現場と本部間の役割・	部現業の執行体制等の見直し	として、統括管理部門内に「本
	・厚生年金保険料等に係る担保を徴取しない換価の猶予の承認	権限の明確化を図ることとし	を踏まえ、中央年金センター、	部事業管理部」を令和2年4
	・年金事務所の整備計画案に係る適否・優先順位の判断に対する意見の具申	ています。	障害年金センター、事務セン	月に設置し、本部現業の進捗
	・年金事務所及び事務センターにおける主任の設置・指定		ター及び年金事務所の役割分	管理・品質管理及び事務リス
	(令和2年4月から地域部長に移す権限等)		担の見直しを図ったか。	ク管理を実施する体制を構築
	・国民年金保険料収納対策・厚生年金保険適用・厚生年金保険徴収に係る各年金事			している。
	務所の目標設定及び各年金事務所が策定した行動計画の承認			
	なお、現在、基幹業務を、本部と現場が一体となって推進するための権限体制の整			〇年金給付事業部門内に「特定
	備を進めています。			事業部」を令和2年4月に設
イ 本部現業のあり方を踏まえた	〇本部現業(※)を適正に遅滞なく執行するため、令和2年4月1日付で以下の組織	〇令和2年4月1日付で組織改		置し、新規案件等で多くのお
本部組織の見直しを進め、有機的	改編を実施しました。	編を実施し、本部現業の事務リ		客様に影響のある事業など、
に結合した一体となった組織の	(※)通知や届書等の作成・封入封緘・発送等、本部各部(室)及び年金センター	スクマネジメント体制や執行		機構における重要な事業につ
実現に向け、以下の取組を行う。	で行う業務のうち、お客様の権利義務や資格記録に直接的な影響を与える事務	体制の見直しを行いました。		いて、事業の企画から執行ま
・ 本部現業の正確かつ効率的な	処理。			でを一貫して実施する体制を

令和元年度計画	令和	元年度計画に対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
実施のための執行体制のあり方、リスクマネジメント体制について、組織の見直しを含め、検討を進める。 ・ 本部現業の執行体制等の見直しを踏まえ、中央年金センター、障害年金センター、事務センター及び年金事務所の役割分担の見直しを図る。	置し、本部現業の進捗管に構築しました。 ・年金給付事業部門内に「 響のある事業など、機構 を一貫して実施する体制		実施する体制を新たで多くのお客様に影			構築している。
② 事務センター ア 事務センターの広域集約化に ついては、平成 30 年度末現在の 16 拠点を平成 31 年度中に 15 拠点	-) 点あった事務センターを令和元年 10 マーを埼玉広域事務センターへ集約)		〇事務センターの広域集約化を 促進し、事務の効率化・合理化	② 事務センター 〇令和元年度中に16拠点から15 拠点への集約を行ったか。	〇事務センターを16拠点から15 拠点への集約を行い、事務の効
に集約する。		7 年度 H28 年度 H29 年度 H30	年度 R 元年度 拠点 15 拠点	を図りました。	〇正規雇用職員、無期転換職員 及び有期雇用職員における役 割の明確化を図るとともに、 事務センター専門職(無期雇	率化・合理化を図っている。 〇事務センターの職種ごとの役割の明確化を図るとともに、事務センター専任職員制度を導
イ 事務センターの効率化効果実 現のため、以下の施策によりビジ		デルの確立) ンターを運営するため、職種ごとの	役割を整理の上、今	 ○事務センター専任職員制度を	用)の設置を進めたか。	入し、795名を配置している。
ネスモデルの確立を進める。 ・ 正規職員、無期転換職員及び有期雇用職員における役割の明		核を担う事務センター専任職員(無 元年 10 月に 795 名を配置しました。		導入するとともに、職種ごとの 役割整理を行い、役割の明確化 を図りました。	○厚生年金保険・健康保険の二 以上事業所勤務、国民年金の 強制徴収に係る定型事務につ	事務を事務センターへ集約す
確化を図る。 ・ 事務センターの実務の中核を	〇年金事務所等へ正規雇用職 【職種ごとの役割】	員 119 名の人員をシフトしました。	(令和2年4月)	〇年金事務所等へ正規雇用職員 119 名の人員シフトを行いま		収業務の集約について、モデ ル実施を行っている。
担う事務センター専門職(無期 雇用)の設置を進める。	職種 正規雇用職員	役割 管理業務、高度な判断を要する審	査・入力業務等	した。	○業務の外部委託については、	〇AI-OCR技術の導入によ
	事務センター専任職員 有期雇用職員	複雑なWM照会、届書審査事務等 届書内容とオンライン記録の突合 しない単純業務、庶務的業務等	等判断を必要と		情報セキュリティ確保の観点 から、インハウス型委託を推 進及び外部委託の効率化を図	課題解決に向けた検討を進め
	【職種別の定員推移】				るため、AI-OCRの導入	
	職種 正規雇用職員	平成 31 年 4 月 令和元年 10 月 1,711 1,711			実現に向けた取組を進めたか。	〇マイナンバーによる情報連携 により、経過管理システム上
	事務センター専任職員 有期雇用職員 ※正規雇用職員減(165:	0 795 2,403 1,608 名): 人員シフト (119 名)・電子申記	795 1, 660		〇システム刷新の対象届書の拡 大、マイナンバーによる情報	の取得ができるようになり、
	正規雇用職員増 (81 名	名): 二以上業務集約に伴う年金事務 差引(▲84 名)	所からの人員シフト		連携等により、事務処理の効 率化を図ったか。	また、事業主から大量の提出 が見込まれる電子申請主要 7

				標語
令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	評価の理由
・ 大規模事務センターにおける	〇年金事務所から集約した厚生年金保険・健康保険の二以上事業所勤務に係る業務	〇二以上業務の集約に伴うグル		届等を経過管理・電子決裁サ
運営・管理体制の確立を進め	(以下「二以上業務」という。)を実施するため、令和2年4月よりグループの新設	ープ新設、管理・厚年グループ		ブシステムの対象届書に拡大
る。	を行うとともに、大規模グループの分割、小規模グループの統合を行いました。	及び大規模グループの分割、小		するなど、事務処理の効率化
	なお、大規模事務センターにおける業務の進捗状況を適切に管理するための手法等	規模グループの統合による組		を進めている。
	を検討しています。	織体制の見直し(令和2年4		
		月)を行い、運営・管理体制の		
		確立を進めました。		
・厚生年金保険・健康保険の二以	〇二以上業務は、令和2年2月に全事務センターへの集約を行いました。	〇二以上業務は全事務センター		
上事業所勤務、国民年金の強制	また、国民年金の強制徴収に係る定型事務の集約については、令和元年 11 月からモ	への集約を実施しました。		
徴収にかかる定型事務につい	デル実施を行い、その結果を踏まえ、全事務センターへの集約に向けた検討を進め	また、国民年金強制徴収業務の		
て事務センターへの集約を進	ています。	集約については、モデル実施を		
める。		行い、全事務センターへの集約		
		に向けた検討を進めています。		
・ 事務センター業務の外部委託に	〇インハウス型委託の推進及び外部委託の効率化を図るため、機構外の作業場でデー	〇AI一OCR技術の導入によ		
ついては、情報セキュリティ確保	タ入力を行っているパンチ委託対象届書(算定基礎届及び総括表、賞与支払届及び	るインハウス型委託の実現に		
の観点から、インハウス型委託を	総括表、月額変更届)について、機構内での作業を行うためのAI-OCR技術の	向けた検討を引き続き行いま		
推進する。	導入に向けた検証を行い、文字の認識の向上等の課題を把握しました。今後、さら	す。		
・ システム刷新の対象届書の拡	に検証を重ねて課題解決に向けた取組を進めていきます。			
大、マイナンバーによる情報連携	〇国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例申請書につ	〇経過管理システムにおける機		
等により、事務処理の効率化を図	いて、令和元年 10 月から情報提供ネットワークを通じた情報連携の本格運用を開	能追加(資格喪失届(紙届書)		
る。	始するとともに、経過管理システムの対象届書に追加しました。	の一次審査省略機能等) 及び対		
・ 外部委託の効率化を図るため、	また、令和2年3月から電子申請のうち主要7届を経過管理システムの対象届書に	象届書の拡大や情報連携によ		
AI-OCRの導入実現に向け	拡大し、事務処理の効率化を図りました。	り、事務の効率化を図りまし		
た取組を進める。		た。		
事務センターにおける新たな管	○事務センター専任職員に対しては、心構えや業務に必要なスキルを身に着けること	○事務センターにおける新たな		
理モデルを踏まえ、管理・運営を	を目的とした育成プログラムを作成し、習熟度別実践研修(OJT)等を計画的に	管理モデルを踏まえ、職種ごと		
担う正規職員の育成、無期転換職	行いました。	の役割を整理し、育成プログラ		
員及び有期雇用職員の役割、実務	また、有期雇用職員に対しては、事務センター専任職員への登用を見据えて、業務	ムに基づく計画的な研修等を		
研修のあり方について具体的な	スキルの向上を図るための研修(OJT)を行いました。	実施しました。		
検討を行う。	なお、正規雇用職員に対しては、令和2年度に管理・運営を担う職員としてのスキ			
	ル習得・向上を図るための研修を予定しています。			
③ 年金事務所等	③ 年金事務所等		③ 年金事務所等	
ア お客様チャネルの拡充	ア お客様チャネルの拡充		〇年金事務所等の対面チャネ	〇年金事務所等の対面チャネル
お客様ニーズを捉えたより質			ル、コールセンター等の電話	の見直しを行う専任組織を設
の高いサービスを提供するため、			チャネル及びねんきんネット	置し、対面チャネルの見直し
業務環境整備等、お客様チャネル			等のネットチャネル等のチャ	の検討を進めている。
の再構築について、以下の取組を			ネル全体を管理する部署を設	
進める。			置したか。	〇年金給付審査業務の移管後の

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
(7) 年金事務所等の対面チャネ	〇年金事務所等の対面チャネルの見直しを行う専任組織として、平成 31 年4月より	〇年金事務所等の対面チャネル		年金事務所の状況把握を行っ
ル、コールセンター等の電話チ	未来戦略室に「チャネル戦略グループ」を設置しました。	の見直しを行う専任組織を設	〇年金事務所等における年金給	た結果を踏まえ、優先して大
ャネル及びねんきんネット等		置し、実施方針の策定に向け	付相談体制について、年金給	規模拠点の運営体制の検討を
のネットチャネル等のチャネ		て、集中的に検討を進めまし	付審査業務の移管を踏まえ、	進めている。
ル全体を管理する部署を設置		<i>t</i> =.	お客様サービスの推進及び正	
する。			確な給付の確保の観点から見	○特別徴収対策部における事業
(イ) 年金事務所等対面チャネル	〇年金事務所等の対面チャネルについて、人口動態の変化や企業活動の広域化・高度	〇審査移管後の年金事務所の状	直しを進めたか。	実績を踏まえ、適用分野にお
• 年金事務所、年金事務所分	化など経済環境の変化に係るデータの収集・分析を行うとともに、年金事務所や年	況把握を行った結果を踏まえ、		いても全国の困難性の高い事
室及び年金相談センターの	金相談センター等の実情把握を行い、平成30年7月に成田分室、平成31年2月に	優先して大規模拠点の運営体	〇年金事務所における適用・徴	案等を取り扱う本部専門組織
配置について、人口動態の変	加須分室を設置しました。	制の検討を進めました。引き続	収体制を強化するため、基幹	を設置し、適用・調査体制の強
化や企業活動の広域化・高度	〇平成 30 年1月に人事部内に設置した年金給付審査業務の移管に向けた推進チーム	き年金相談センターを含め、年	年金事務所及び特別徴収対策	化を図っている。
化など経済環境の変化を踏	において、移管前に引き続き移管後も拠点状況や体制を個々に確認・把握し、年金	金相談体制について、見直しの	部の運営状況を踏まえ、対策	
まえた配置の見直し検討を	事務所の実情に応じたきめ細かな対応を行い、体制の強化を図りました。さらに令	検討を進めます。	系業務の業務集約のあり方の	
進める。	和2年1月から大規模拠点のお客様相談室の業務運営体制について、大規模 10 拠		検討を進めたか。	
対面チャネルにおける年金	点の現場ヒアリング等を行い、課題の洗い出し及び標準的な体制の検討を進めてい			
給付相談体制について、年金	ます。これを踏まえ、令和2年度に大規模のお客様相談室の体制整備を進めるとと			
給付審査業務の年金事務所	もに、引き続き年金相談センターを含め、お客様サービスの推進及び正確な給付の			
への移管が完了したことを	確保の観点から見直しを進めます。			
踏まえ、年金相談センターを				
含め、お客様サービスの推進				
及び正確な給付の確保の観				
点から見直しを進める。				
(ウ) その他チャネル	※取組状況は I - 7 - (3) -①に記載。			
電話チャネルについて、お				
客様のニーズ別のコールセ				
ンター体制を整備し、サービ				
スの充実を図る。				
年々増加が見込まれる外国	※取組状況は I - 7 - (3) - ②に記載。			
人に対応するため、マルチラ				
ンゲージサービスの充実を				
図る。				
ネットチャネルについて、	※取組状況は I - 8 - (1) -①・②に記載。			
ねんきんネットや機構ホー				
ムページの充実を図るとと				
もに、ネットチャネルの今後				
のあり方について、情報セキ				
ュリティ確保の観点を踏ま				
え検討する。				

令和元年度計画		令和元年度詞	十画に対する取	祖状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
イ 徴収体制の整備 年金事務所における適用・徴収 体制を強化するため、基幹年金事 務所及び特別徴収対策部の運営 状況を踏まえ、対策系業務の業務 集約のあり方を検討する。	おける適用・徴収 ため、基幹年金事 収対策部の運営 対策系業務の業務					〇特別徴収対策部における事業 実績を踏まえ、適用分野におい ても全国の困難性の高い事案 等を取り扱う本部専門組織(法 人調査グループ、適用促進対策 の専門チーム)を設置し、適用・ 調査体制を強化しました。		
	特別徴収対策部の 所管事案 前年度から 令和元年度 合計 の繰越分 移管分							
	所管事業所数 129 事業所 54 事業所 183 事業所 95 事業所 滞納額 4,575 百万 1,637 百万 6,212 百万 5,071 百万			5,071 百万				
(2) 業務の合理化・標準化 ・ 拠点の業務処理マニュアルについて、法律改正や現場意見等を踏まえ、継続的に見直しを行う。	 滞納額 4,575 百万 1,637 百万 6,212 百万 5,071 百万 (延滞金含む) 円 円 円 円(※) (※) 年度途中で移管終了した事業所の滞納額を含む。 (2) 業務の合理化・標準化 ○業務処理マニュアルの見直しについては、マニュアル明確化チームを設置し、職員 				ムを設置し、職員 を決定を表現し、職員 を完まを表現の 作業を表のとなる。 作業をのとなる。 がより、14、000 は、14 000 は、14 000 は 14 000 は 14 000 は 14 000 は 14 000 は 14 000 は 14 000 は 14 000 は 16 0	作業として、9編 24,646 ページに及ぶ見直しを行い、より分かりやすいものとなるよう改善を図ることができました。また、業務処理要領確認システム(MACS)の利用者数が増加するなど多くの職員に利用されるようになりました。	ついて、法律改正や現場意見 等を踏まえ、継続的に見直し を行ったか。 また、本部現業リスクの見直 しを踏まえ、業務処理マニュ アルの整備を進めるととも	を行い、より分かりやすいものとなるよう改善を図るとともに、業務処理要領確認システム (MACS) について関係法令等へのリンクを追加するなど、使いやすさの向上を図ることにより、その利用促進

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
・ 本部現業リスクの見直しを踏ま え、業務処理マニュアルの整備を進 めるとともに、業務処理要領確認シ ステム(MACS)に掲載し、利用 促進を図る。	MACSの月間総アクセス数及びユーザー数 160 140 140 155 100 18	〇本部現業のリスク分析・評価の 結果を踏まえ、本部現業の共通 的な事務処理に関する業務処 理マニュアルを整備しました。		#I IMANATM
	〇業務支援ツールについては、業務支援ツール等運用要領の運用状況を踏まえ令和元年5月に要領改正を行い、業務支援ツールの定義、事務共有フォルダで使用するマクロ記録を有するファイルの管理、配付方法について見直し等を行いました。また、改正後の要領に基づく拠点長による月次点検結果の報告を徹底させるとともに、事務センター(1拠点)及び年金事務所(28拠点)において運用ルールの遵守状況調査を実施し、適切な管理方法とするよう指導を進めました。	運用を徹底することで、情報セ キュリティの確保を図りまし		
(3) 業務の効率化 より多くの職員が業務改善を積極 的に提案できるよう、業務改善の手法 について、改善を図る。 併せて、提出された業務改善要望・ 提案について、サービス・業務改善委 員会において業務改善工程表による 管理を行うことで課題の組織的共有 とフォローアップを確実に実施する。	(3) 業務の効率化 〇業務改善の手法については、職員提案制度実施要領(要領第24号)を見直し、提案内容を詳細かつ明確なものとできるよう、投稿する職員が特に留意する点を明記しました。 〇また、職員から提出された45件の業務改善要望・提案について、毎月1回開催されるサービス・業務改善委員会において組織的共有及び審議が行われ、21件の業務改善要望・提案が採用されました。	要望・提案が、機構のサービス 及び業務運営の改善に繋がり	(3) 業務の効率化 〇職員から提出された業務改善 要望・提案について、サービ ス・業務改善が図られるよう、 課題の組織的共有とフォロー アップを実施したか。	〇職員から提出された 45 件の業務改善要望・提案について、サービス・業務改善委員会において審議を行い、21 件の業務改善を採用し、サービス及び業務運営の改善に繋げている。

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語
(4) 適正な運営経費による効率的効果	(4) 適正な運営経費による効率的効果的な業務運営		(4) 適正な運営経費による効率	評価の理由
的な業務運営			的効果的な業務運営	
① 人員体制及び人件費	① 人員体制及び人件費			
・ 必要な人員を過不足なく配置す	〇適正な業務運営を行うため、全国規模による人事異動を実施し必要な人員を配置し	〇全国拠点網維持のため、全国規	 ○基本計画に基づき、合理化・効	│ │〇基本計画に基づき、事務セン│
ることにより、適正な業務運営を	ました。	模による人事異動を行い必要	 率化を進め、基本計画策定時	ター広域集約等による人員の
行う。		な人員を配置することで、適正	には想定されていなかった新	合理化・効率化を進めている。
		な業務運営に努めました。	 たな業務に対応するため、円	また、基本計画策定時には想
・ 機構の人員体制について、「日本	○基本計画に基づき、事務センター広域集約や情報連携開始に伴う障害年金所得情報	〇基本計画に基づき、合理化・効	 滑な業務遂行のための実施体	定されていなかった年金生活
年金機構の当面の業務運営に関	の業務見直しに伴い、約30人の合理化・効率化を進めました。また、年金生活者支	率化を進めました。また、基本	制を確保したか。	者支援給付金業務等の遂行の
する基本計画」(平成 20 年7月 29	援給付金の受付業務等に対応するため、本部の給付担当部門や中央年金センター等	計画策定時には想定されてい		ための実施体制を確保してい
日閣議決定。以下「基本計画」と	に給付金の支給要件を正確に判定する体制を整備するとともに、全年金事務所及び	なかった新たな業務に対応す	〇人件費について、給与は国家	る。
いう。)に基づき、合理化・効率化	事務センターに受付・相談業務等を的確に処理するための人員として、計約700名の	るため、円滑な業務遂行のため	公務員の給与水準の動向等を	
を進める。その際、併せて、年金	正規雇用職員及び有期・無期転換職員を配置しました。	の実施体制を確保しました。	踏まえたものとなっていた	〇人件費について、給与は国家
制度改正等の施行事務や年金保			か。	公務員の給与水準の動向等を
険料の徴収体制強化等のための				踏まえて、給与改定等を適切
特別対策などのうち、基本計画策			〇一般管理費及び業務経費につ	に実施している。
定時には想定されていなかった			いて、執行状況を分析しコス	
新たな業務に対応するため、不断			トを可視化するとともに、コ	〇令和元年度の一般管理費及び
の合理化・効率化を図りつつ、円			スト意識の徹底を図り、効率	業務経費の執行に当たって
滑な業務遂行のための実施体制			的な予算執行を進めたか。	は、複数年契約の実施、事務処
を確保する。				理機器等の本部での一括調
・ 無期転換職員やエルダー職員の	〇有期雇用職員からの無期転換を引き続き推進し、無期転換職員を令和2年4月現在	〇無期転換職員やエルダー職員		達、借上施設の借料の引下げ、
拡大・活用を図る。	で 3,094 人から 3,485 人に拡大しました。また、エルダー職員についても令和 2 年	を拡大配置しました。		入札実施によりコスト削減が
	4月現在で 795 人から 982 人に拡大しました。			図られている。
・ 拠点の人員配置状況及び業務量	〇平成28年度に実施した事務センター及び年金事務所に係る業務量調査結果を基に、	○業務内容の見直しや効率化に		
調査の結果を踏まえ、引き続き適	定員の拠点間格差の是正を令和元年度に完了させるとともに、年金生活者支援給付	より、現場実態を踏まえた人		
正人員の配置を行うとともに、本	金への対応や給付審査事務の年金事務所への移管といった新たな事業の業務量に	員配置に取り組みました。		
部における業務量調査にも取り	見合った人員を配置しました。また、本部の中央年金センター及び障害年金センタ			
組む。	一について、障害年金の不利益処分等に係る理由記載や事後チェック体制等の強化			
	に必要な人員を配置するとともに、業務量調査に向けた検討を進めました。			
	〇令和元年人事院勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一	〇令和元年人事院勧告に基づき、		
給与水準の動向や社会一般の情 	部改正が行われたことに伴い、基本給の改正等を行いました。	基本給の改正等を行いました。		
勢も踏まえ、効率化を進める。				
②机答Ⅲ弗亚汀类珍奴典	② _ 机笆珊弗乃び类效奴弗			
② 一般管理費及び業務経費 	② 一般管理費及び業務経費			
	<中期目標期間における削減目標> 〇削減目標の実現に向けて執行の効率化を進めた結果、一般管理費においては、令和	○古期日捶期間にむける判試口		
	一〇削減日標の美現に向けて執行の効率化を進めた結果、一般管理費においては、予和 元年度は、平成30年度比で5.5%に相当する額(5.2億円)の削減を行い、また、	世期日候期间にありる削減日標の実現に向けて、一般管理費		
で、執行状況を分析し、コストの可 視化を進めるとともに、コスト意識		標の美現に向けて、一般管理資 及び業務経費をそれぞれ削減		
沈心を進めることもに、コスト息諏	未伤社身にのいては、TMルチ及は、干成 W 平及丘じ I. /%に相当 9 る額(13.0 la	以い未物程貝ででれてれ削減		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況				自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
の徹底に努め、一層効率的な予算執 行を進める。	円)の削減を行	ういました。 ・			しました。		
		平成 30 年度予算	令和元年度予算	削減額			
	• 一般管理費	93.7 億円	88.5億円	5.2億円			
	〔令和5年度	までに 15%削減 〕		(▲5.5%)			
		平成 30 年度予算	令和元年度予算	削減額			
	・業務経費	941.5 億円	925.9億円	15.6億円			
	〔令和5年度ま	までに 5%削減 〕		(▲1.7 %)			
	※()は平成	は30年度比の削減割合					
	<削減目標の実	環現に向けた取組>(対	率的な予算執行)				
			7年契約の実施、事務処理 9入札によるコストの削減				
		意識を持たせる取組と	して、年金事務所ごとの				
	量、使用料金及	なびコピー機の月別使用	枚数、支払額を閲覧でき	・るコスト可視化の取			
	組を実施すると を図りました。		こおいても、コスト意識の)必要性について周知			
			は、予算額(102.1 億円)	に対して 7.9 億円を			
			の実施等による効率的な				
	とによるものは	は2.1億円でした。					
	〇業務経費の執行	う額は、予算額(2075 .	5 億円)に対して 156.6 億	意円を削減しました。			
	そのうち、複数	女年契約の実施、事務処	l理機器等の本部での一括	f調達、借上げ施設の			
	契約更新時の借	昔料の引下げ等による ?	効率的な予算執行を行っ	たことによるものは			
	58.6億円でした	Ξ.					

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
2. 外部委託の活用と管理の適正化				評価:B
「日本年金機構における業務委託の	〇調査委員会報告書の提言及び業務改善命令の内容を踏まえ、年金個人情報を取り	〇調査委員会報告書の提言及び	〇調査委員会報告書の提言及び	〇外部委託の活用を進めながら、
あり方等に関する調査委員会報告書」	扱う業務委託について、以下の取組等を実施しました。	業務改善命令を踏まえ、業務委	業務改善命令を踏まえ、業務委	案件に応じて組織横断的に進
の提言に基づき、業務の効率化を追求	・全省庁統一資格の本来等級の適用の原則化	託の内容に応じて、本来等級の	託の内容に応じた取組を実施	捗管理し、品質の確保・向上に
しつつ、業務の正確性とサービスの質	・業務の性質に応じて、機構が用意した場所で情報セキュリティリスクや受託事	適用、インハウス型委託、総合	し、年金個人情報を取り扱う業	努めている。
の向上を重視するという視点に立っ	業者が仕様書と異なる業務方法等を行うリスクを機構がコントロールできる	評価落札方式の適用、情報提供	務の正確性と品質の向上に努	
て、新しい調達・外部委託管理ルールの	形で行うインハウス型委託の推進	依頼(RFI)等の各取組をそ	めていたか。	〇外部委託の適正な管理を行う
徹底を図るため、以下の取組を進める。	・委託業者の履行能力の見極めが必要な場合の総合評価落札方式の適用の原則	れぞれ対象となる全ての案件		観点から、調達ルールの見直し
	化	について実施し、年金個人情報		を行うとともに、その周知・徹
	・情報提供依頼(RFI)の的確な実施	を取り扱う業務の正確性と品		底を図っている。
		質の向上に努めました。		また、履行開始前検査や履行中
	(令和元年度の実績)			検査等を適切に実施し、委託業
	・本来等級以上の適用については、255 契約全件に適用			務の適正な管理の改善・強化を
	・インハウス型委託については、昨年度実施した扶養親族等申告書等の届書の処			図っている。
	理、事務センター等のデータ入力業務に加え、今年度は、新規事業では、年金			
	生活者支援給付金関連の届書の処理、既存業務では、年金相談(コールセンタ			〇企業や各業界団体への訪問、ア
	一業務)、年金返納金債権の債務者調査に係る照会文書作成業務についても対			ンケートやDM送付等の取組
	象とし、当初計画していた全ての業務についてインハウス型委託を実施			を通して情報収集を図り、優良
	・総合評価落札方式の適用は、調達委員会において、業務品質を確保するための			な受託事業者の確保に努め、新
	業者の履行能力を見極める必要があると判断された 32 契約全て(扶養親族等			規事業者と契約締結している。
	申告書等受付・入力等業務、事務センター入力共同処理委託業務、年金電話相			また、委託事業者の業務ノウハ
	談業務、中央年金センター年金給付業務等)で実施			ウの蓄積による品質の確保・向
	・情報提供依頼(RFI)については、対象となる全ての案件(企画段階で29案			上及び業務効率化の観点から
	件、調達段階で 146 案件)で実施			も複数年契約や包括的委託を
				促進している。
(1) 外部委託の活用	(1) 外部委託の活用			
〇 サービスの質の向上や情報セキュ	〇サービスの質の向上や情報セキュリティ確保の観点から、今年度もルールに基づ	〇外部委託の活用を進めながら、		〇定期的な内部研修やOJT及
リティ確保の観点から、委託業務の	き、年金個人情報を取り扱う調達・外部委託全案件に対し、事業企画段階から十	各調達案件を委託内容の複雑		び外部研修を受講し、計画的な
目的や内容、特性等に応じ、インハウ	分な検討を行い、委託内容の複雑さや重要度に応じてプロジェクトチームを組成	さや重要度に応じ、進捗状況を		人材育成を図っている。
ス型委託など多様な外部委託手法の	して組織横断的に事業を進めるとともに、業務品質を確保する必要がある外部委	組織横断的に適正に管理し、品		
活用を図る。	託業務について、総合評価落札方式の適用やインハウス型委託の活用を推進しま	質の確保・向上に努めました。		○今後とも、上記の取組を着実に
	した。			実施されたい。
	具体的には、			
	・新規事業に当たる年金生活者支援給付金関連の業務に関しては、委託業務の範			
	囲が、通知書等の作成発送業務、請求書の入力処理業務、専用の電話相談業務			
	など広範囲に渡ることから、複数の部署が参画する組織横断的なプロジェクト			
	チームを設置し、事業企画段階から履行終了に至るまで、進捗管理の徹底と業			
	務品質の確保に努めました。			

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
適正な管理 〇 定期的に事業担当部署への研修を 実施し、新しい調達・外部委託管理ル ールの周知・徹底を図る。	より提出のあった仕様書の審査、各検査調書の確認を行いました。 〇外部委託先事業者が、履行体制、履行方法、個人情報等保護及び情報セキュリティ体制を整備して、業務を適正に行うことができるかを確認するために、履行開始前検査を実施しました。また、履行中検査においても履行開始前検査において確認した内容の遵守状況について確認しました。 〇外部委託先事業者が作成した納品成果物が適正であるかについて、毎月、納品時検査を実施しました。また、外部委託の履行終了後に個人情報等の返却・完全消去又は廃棄状況を確認するために履行後検査を実施しました。 〇令和元年度の実施状況は以下のとおりです。	〇外部委託の適正な管理を行う 観点から、各種検査調書の見直しを 行い、各種検査の見重担担の で定期的にし、別りまして で開始がで変にを図りました。 また、履行開始前検査を適けまた。 また、履行開始前検査を適けました。 また、強化を図りました。		
(3) 優良な受託事業者の確保 〇 業界動向の把握や優良企業の発掘 のため、情報収集の強化を図る。 〇 品質の確保、業務の効率化や情報 セキュリティ対策等の幅広い観点か ら事業者を把握できるよう、RFI	(3) 優良な受託事業者の確保 〇業界動向の把握や優良企業の発掘のため、外部委託業務の多くを占めるデータ入 力等業務、コールセンター業務、データ印字業務、運送業務を対象に、各業界団 体を訪問し情報収集を行いました。また、収集した情報については、事業担当部 署へ提供し、情報提供依頼(RFI)の確認事項や仕様書案等作成の検討材料と して活用を図りました。	〇企業や各業界団体への訪問、ア ンケートやDM送付等の取組 を通して情報収集を図り、優 良な受託事業者の確保に努め、 15 社の新規事業者と契約しま		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
の実施方法の改善について検討を行	〇優良企業の発掘に向け入札情報等を幅広く周知するために、訪問した各業界団体	した。		
う。また、RFI等を通じて収集した	に協力依頼の上、該当する公告済案件の入札情報を提供し、会員企業へ広報誌や	また、委託事業者の業務ノウハ		
情報が、調達において一層活用され	メール等で周知いただきました。	ウの蓄積による品質の確保・向		
るよう、必要な方策について検討を	ORFI協力企業の拡充を図るため、情報提供を求めるダイレクトメール(DM)	上及び、業務効率化の観点から		
行う。	を外部委託案件ごとに随時送付しました。また、RFIにおいて収集した情報を	も複数年契約や包括的委託を		
〇 事業の品質向上と効率化の観点か	組織横断的に有効活用するためにデータベース化し、企業概要情報も含めて事業	促進しました。		
ら、複数年契約、業務の包括的な委託	担当部署が閲覧できるようにしました。			
やSLAを活用した契約更新制度の	○複数年契約については、国民年金保険料納付書等作成業務、予約専用ダイヤル対			
活用等により、優良な事業者が受託	応業務、健保厚年適用届書情報等収録業務等9契約を複数年契約に転換しまし			
しやすい環境の整備を図る。	<i>t</i> =。			
	〇業務の包括的な委託の活用については、以下の2案件についてRFIの結果も踏			
	まえた見直しを行い、業者管理等の効率化を図りました。			
	・文書廃棄業務について、従来までの事務所単位での調達からエリア単位等での			
	調達へ見直しを図りました。			
	・運送業務について、これまで各拠点間の各運送業務、本部と各拠点間の各運送			
	業務を複数業者に委託していましたが、これを全国的に包括した委託契約とし			
	ました。			
	OSLA(サービス品質に関する合意)達成による契約更新については、返納金債			
	権の債務者調査業務について更新しました。			
	〇以上の優良な受託業者確保に向けた取組によって、新規に契約を締結した事業者			
	が 15 社となりました。			
(4) 調達に精通した人材の確保・育成	(4) 調達に精通した人材の確保・育成			
〇 業界動向や最新技術等の調達環境の	〇定期的な内部研修やOJTを通じて実務の習熟度を高めていくことに加え、業界	〇定期的な内部研修やOJTを		
把握に向けた外部研修の活用や、高度	動向や最新技術等の調達環境の把握、調達分野を専門とする人材の育成を図るた	通じて実務の習熟度を高めて		
専門職職員による部内研修等を通じて	め、令和元年度においては、延べ 28 名の職員が計 14 回の外部研修を受講し、計	いくことに加え、専門的外部研		
調達分野を専門とする人材の育成を図	画的に人材育成を図りました。	修を受講し、計画的に人材育成		
る 。		を図りました。		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
3. 社会保険オンラインシステムの運用・				
改善・開発				評価 : B
社会保険オンラインシステムにおけ	〇社会保険オンラインシステムの計画的な見直しや現行システムの運用・開発に当			
るITガバナンス体制を確立し、社会	たっては、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年 12 月 20 日閣議決定)を			
保険オンラインシステムの計画的な見	踏まえつつ、「厚生労働省デジタル・ガバメント中長期計画」及び「業務・システ			
直し及び現行システムの適切かつ確実	ム刷新プロジェクト憲章」の方針に則り、以下の取組を実施しました。			
な運用、制度改正や業務改善に対応し				
た開発のため、以下の取組を行う。				
「厚生労働省デジタル・ガバメント				
中長期計画」(平成30年6月25日)及				
び「業務・システム刷新プロジェクト憲				
章」(平成30年12月)の方針に則り、				
フェーズ 1 について、デジタルファー				
ストの観点から、対象届の拡大と機能				
拡充を実施するとともに、フェーズ 2				
の実現に向けて着実に取り組む。				
(1) フェーズ 1 への対応	(1) フェーズ 1 への 対応		 (1) フェーズ 1 への対応	
情報提供ネットワークシステムを通	〇経過管理・電子決裁サブシステム	 ○経過管理・電子決裁サブシステ	Oフェーズ 1 について、デジタル	 ○情報連携の開始により添付書
じた情報連携の実施や経過管理・電子	│ │ デジタルファーストによる年金記録の正確性を確保する観点から、届出や事務処	│ │ ムによる電子申請の事務処理	 ファーストの観点から、対象届	 類(所得証明等)が省略される
決裁サブシステムの対象拡大により、	 理のデジタル化を進め、職員による手作業や目視チェックの削減により、業務の	 を可能とし、年金の手続きにお	 書の拡大により、事務処理の効	 国民年金関係保険料関係届の
次の業務機能の実現を図る。	正確性を確保し効率化を進めるため、平成29年1月より経過管理・電子決裁サブ	 けるデジタルファースト(原	 率化を図ったか。	9届書や、事業主から大量の提
年金裁定請求の手続きに必要な添	│ │ システムを稼働し、順次、対象届書の拡大を進めてきました。	 則、一貫してデジタルで事務処		出が見込まれる電子申請主要
付書類情報の取得	令和元年度においては、	 理を完結させる)を実現するこ	 ○マイナンバーによる情報連携	7届について経過管理・電子決
年金生活者支援給付金及び障害基	・令和2年4月からの特定の法人(資本金1億円超の法人等)に対する電子申請	とにより、年金記録の正確性を	 について、計画に基づいて適切	裁サブシステムの対象届書に
礎年金(初診日が 20 歳前であるもの	の義務化に向けて、 e-G o v を経由して事業主から大量に提出が見込まれる	 確保するとともに審査・決裁事	│ │ に開始することができたか。	拡大し、事務処理の効率化を進
等)の所得審査への活用	算定基礎届・月額変更届・賞与支払届等の主要7届の電子申請(全電子申請処	 務の効率化を図りました。		めている。
国民年金保険料免除申請に係る所	理件数の約92%に相当)について、経過管理・電子決裁サブシステムの対象と	〇経過管理・電子決裁サブシステ		また、デジタルファーストや審
得審査の自動化	して追加したことにより、電子申請による届書の大量処理を可能とする体制整	ムの対象として、新たに電子申		査の効率化につながる 13 届書
・ 地方公共団体等への年金給付情報	備を図り、より効率的に処理できるようにしました。(令和2年3月稼働)	請7届、国民年金関係保険料関		(事業所関係届書の新規適用
等の提供	・電子申請の一層の普及を図るため、マイナポータルを経由した電子申請を可	係届の9届書を追加し、合計51		届等)を選定し、経過管理・電
・ 経過管理・電子決裁サブシステム	能にし、かつ、経過管理・電子決裁サブシステムの対象処理として追加しま	届書が経過管理・電子決裁サブ		子決裁サブシステムの対象処
の対象届について、従来の紙届書や	した。(令和2年4月稼働)	システムによる審査・決裁を行		理とすべく検討を進めている。
電子媒体に加え、電子申請に対象を	・国民年金保険料免除申請書等9届書を経過管理・電子決裁サブシステムの対	えるようにしました。		
拡大	象届書として追加しました。(平成31年4月以降、順次追加)			○マイナンバーによる情報連携
	これまでの取組により、経過管理・電子決裁サブシステムの対象届書は、合計51			について、試行運用期間に事務
	届書(全届書数(年間約1億4千万件(平成28年度実績))の約96%に相当)と			の習熟を図り、添付書類との整
	なりました。			合性の確認を行うことで、計画
	また、更なる経過管理・電子決裁サブシステムの対象届の追加に当たっては、デ			どおりに本格運用を開始して

令和元年度計画	令和元年	産計画に対する	取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	ジタルファーストにつながる事業所関係届書や審査の効率化につながる年間届出件数を踏まえて13届書を選定し検討を開始しました。						いる。 引き続き、国民年金保険料の収
	 ○マイナンバーによる情報連携の開始 個人番号管理サブシステムについては、平成28年11月よりマイナンバーと基礎年 金番号の紐付けを行い、平成29年1月よりマイナンバーによる年金相談、また、 平成30年3月よりマイナンバーによる届出・氏名変更届等の諸変更届省略を行っ てきました。 この個人番号管理サブシステムを利用して、マイナンバーを用いた情報提供ネットワークを通じた情報連携を円滑に実施するため、中間サーバによる情報連携システムを開発し、下表のとおり情報連携を開始しました。 			ム開発を進めました。当該シス テム開発により、各種手続きに おける添付書類を省略(受給権		納対策業務等の試行運用を継続している事務について、本格 運用の開始に向けた検討を計 画的に進められたい。	
	開発内容	試行運用開始	本格運用開始	備考	地方公共団体への年金給付情 報等の情報連携をスムーズに		
	必要な添付書類情報の取得	平成 31 年 4 月	令和元年7月		行うなど、事務の効率化を図りました。		
	2. 年金生活者支援給付金及 び障害基礎年金(※)の所 得審査への活用	令和元年 6 月	令和元年7月	※初診日が 20 歳前である もの等			
	3. 国民年金保険料免除申請 に係る所得審査の自動化	平成 31 年 4 月	令和元年 10 月				
	4. 地方公共団体等への年金 給付情報等の提供	令和元年6月	令和元年 10 月				
	5. 国民年金保険料の収納対 策業務等に必要な所得情 報等の取得	令和元年7月	令和2年度以降				
(2) フェーズ2への対応	(2) フェーズ2への対応					(2) フェーズ2への対応	
業務・システム刷新プロジェクト憲 章に定めるロードマップに沿って次の					〇業務プロセス点検に係る取組 を踏まえ、基本設計修正を着実		Oフェーズ2について、業務・シ ステム刷新プロジェクト憲章
事項を実施する。						に定めるロードマップに沿っ て適切に取り組んだか。	た
発準備工程推進協議会参加事業者等					ステム開発等を行う事業者の間での、業務及びシステムの認		・令和元年 10 月までに実施した 業務プロセス点検により、自動
との調整を進める。 ・ 業務プロセス点検について、平成 31 年 (2019 年) 8 月頃までにフェー	キュリティ・システム専門委員 業務プロセス等をわかりやす。 〇この結果、職員の作業を介され	く可視化する工夫	も行いました。				フローの創設やシステムチェック・システム自動入力の拡充 など、業務改善の方向を整理し
ズ2の対象となる全てのプロセス確	ム自動入力の拡充など、業務の						ている。

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
認を目指す。	で作成した業務プロセス図については、業務内容の変更に応じた変更管理を行			・業務プロセス点検の結果及び直
・ 業務プロセス点検結果を踏まえ、	い、システム開発等で活用していきます。			近までの制度改正等を基本設
要件定義を確定させ、それに基づく	○業務プロセス点検の結果及び直近までの制度改正等を基本設計に反映するため	○基盤機能等に係る基本設計修		計に反映するために必要な業
基本設計修正を行う。	に必要な業務要件定義等を進めました。また、システム開発委員会や公共調達委	正に向けた要件定義を進め、基		務要件定義等を進め、令和2年
	員会への対応などの調達準備を行い、基盤機能等に係る基本設計の修正(令和2	本設計の修正を開始しました。		2月から基本設計の修正を開
	年2月~)を開始しました。			始している。
新たなデータベースの構築やデー	〇 新たなデータベースの管理方針等については、現行の制度別・年金事務所別か	〇新たなデータベースの管理方		・新たなデータベースの管理方
タ移行について、現行システムのデ	ら個人別・全国ベースに見直し、氏名、生年月日、住所等の被保険者の固有の情	針等の策定に向けて検討を進		針等の策定に向けて、データ管
ータベースの調査を踏まえ、管理方	報を一元的に管理することを基本とし、データ管理や移行に関する論点整理など	めています。		理や移行に関する論点整理な
針・データ移行方針の策定を進める。	の作業を進めました。			ど検討を進めている。
	〇開発準備工程については、開発準備工程推進協議会参加事業者等との調整、企画	〇令和元年 10 月から開発準備工		・本格開発に向けて効率的な開
	書評価委員会、公共調達委員会等への対応などの調達準備を進め、令和元年 10	程を開始しました。この工程で		発方法等の見通しを得るため
	月から開発準備工程を開始しました。	は、本格開発の効率的な開発方		の開発準備工程を令和元年 10
	この工程ではフェーズ2の本格開発に向けた試行的な環境を構築した上で、設	法や具体的な規模・工数の見通		月から開始している。
	計・開発・テスト作業の試行実施を行い、	しを得るため、令和2年9月ま		
	・複数事業者による体制も考慮した開発方法・プロジェクト管理方法の検証	でに多くの作業を実施する必		
	・性能・アーキテクチャの妥当性の検証	要があり、機構・事業者が連携		
	・試行実施結果等を基にした開発生産性の検証	して課題の分析・解決を図りな		
	等を令和2年9月まで行うこととしています。 	がら着実に進めています。		
(3) 社会保険オンラインシステムの開	(3) 社会保険オンラインシステムの開発・運用		(3) 社会保険オンラインシステ	
発・運用			ムの開発・運用	
刷新部門及び事業部門との協働体制			〇現行の社会保険オンラインシ	○適切な運用保守・管理により、
を確立するとともに、業務の円滑な推			ステムの運用・開発において、	社会保険オンラインシステム
進のため、制度改正や業務改善に対応			安定的な稼働を維持し、システ	の安定的な稼働を維持しつつ、
したシステム開発、現行システムの適			ム事故及びシステム障害の極	制度改正や業務改善等に伴う
切かつ確実な運用について、以下の取			小化、再発防止等に取り組むと	システム開発を計画どおり実
組を行う。			ともに、制度改正や業務改善等	施している。また、業務実施に
① 制度改正の対応	① 制度改正の対応		に伴うシステム開発を適切か 	必要な支援ツールの新規作成
年金生活者支援給付金及び国民年		○制度改正の対応に当たっては、	つ確実に行ったか。	や機能改善により、手作業の効
金における産前産後保険料免除制度	め、市区町村から提供された所得情報や個人番号を用いた情報連携により取得し 	限られた期間でのシステム開		率化による業務の効率化や事
の導入などの制度改正について円滑	た所得情報を基にした要件審査や要件該当者宛ての請求書作成のほか、給付金の	発でしたが、実現すべき機能を		務処理誤りの防止等を図って -
な業務推進を図るため、必要となる	認定、結果を通知するシステムを構築し、稼働を開始しました。(平成 31 年 4 月	開発し、計画どおり施行日に合		いる。
システム開発・運用について、適切か	以降、段階的に稼働)	わせて稼働しました。 		
つ確実に取り組む。	また、20 歳到達時の国民年金加入手続きの省略については、20 歳到達年月日に			〇システム運用のリスク低減の
	達した方を対象として日次で自動的に国民年金の資格取得処理や年金手帳の作			観点から、媒体運用の回線化や
	成を行うシステムを構築し、稼働を開始しました。(令和元年9月、10月稼働)			手作業部分の自動化を実施す
	〇上記のほか、改元対応等全体で 17 件の制度改正案件のシステム開発を進めまし			るとともに、システム事故及び
	た。(うち稼働済み 13 件)			システム障害の極小化や障害

A 4		± === hr		標語
令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	評価の理由
② 業務改善の取組	② 業務改善の取組			発生時の早期復旧のための初
	│ 〇年金給付の正確性の確保の観点から、既保有情報を活用したシステムチェック機 │			動対応を着実に行っている。
用している業務支援ツールについて	能の強化及び年金請求書入力時の手入力項目のシステムによる自動取得又は判	率化の観点から、現場等からの		
は、フェーズ2へ取り込むまでの間、	定を行う機能を開発し、年金請求書審査業務の効率化及び確認漏れによる誤裁定 	意見を踏まえつつ、業務におけ		
現行システムにおいて、ツールの集	防止等を図りました。(令和元年 10 月稼働)	る現状と課題を分析した上で、		
約等を進め、事務処理の効率化を図	障害年金業務の集約後も各種ツールを介在させる多数の手作業処理等が残存し	業務改善に資するシステム開		
る。また、業務の正確かつ効率的な処	たため、障害年金業務支援システムを構築し、事務の標準化やシステム化による	発を行い、順次稼働しました。		
理を図るため、業務改善に資するシ	手作業の削減、照会対応の迅速化等を図りました。(令和2年3月稼働)			
ステム開発に取り組む。	〇上記のほか、特別催告状の通知内容の追加、年金の決定内容に係る事後チェック			
	など、全体で22件の業務改善案件のシステム開発を進めました。(うち稼働済み			
	6件)			
	※業務支援ツールの集約については、I-4-(5)に取組状況を記載。			
	○その他の業務支援ツールについても、利用者の要望等を踏まえ機能改善を行うと	〇業務支援ツールについては、事		
	ともに、新たな業務支援ツールを作成し、入力業務の効率化や事務処理誤りの防	務処理の効率化の観点から、機		
	止等を図りました。	能改善や新たな業務の実施に		
		必要なツールを作成しました。		
	〈主な機能改善等〉			
	・免除・学特入力ツール(平成 31 年 4 月稼働)			
	国民年金保険料の免除等の申請書に係るデータ入力ツールを作成し、入力委			
	託業務のインハウス化を進めました。			
	・特定技能外国人等管理ツール(令和元年9月稼働)			
	法務省から提供される特定技能外国人等の情報と厚生年金保険の加入状況			
	の一括管理を行うツールを作成し、当該情報を適切に管理して、社会保険加			
	入促進事務が行えるようにしました。			
	・二以上事業所勤務被保険者業務支援ツール(令和2年2月稼働)			
	二以上事業所勤務被保険者の情報を拠点間で共有するためのデータ化を図			
	り、拠点間での通知作成などの手作業を削減しました。			
③ システム開発・運用への取組	③ システム開発・運用への取組			
システム開発・運用に当たっては、	〇システム運用のリスク低減の観点から、媒体運用の回線化や手作業部分の自動化	〇現行システムの開発・運用を着		
引き続き、要件定義や運用手順など	などをシステム開発の要件に取り込みました。また、システム運用作業のヒュー	実に実施するとともに、システ		
の点検を徹底しつつ、必要に応じて		ム事故及びシステム障害の極		
見直しを行い、システム事故及びシ		小化や障害発生時の早期復旧		
ステム障害の極小化に取り組む。ま	〇システム事故及びシステム障害の極小化の取組として、引き続き、関係部署への	の対応を行いました。		
た、情報セキュリティ対策を含め、最				
新技術の動向を踏まえて、適切かつ	しました。			
確実に取り組む。	〇令和元年5月からの端末設備等の再構築において、情報セキュリティ対策の強化	〇令和元年5月からの端末設備		
	が図れるよう、以下の取組を実施しました。	等の再構築において、基幹シス		
	・基幹システムをインターネット上の脅威から守るため、従来からのインターネ	テムとインターネットセグメ		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	ットからの分離及び年金個人情報の分離の徹底を図り、年金個人情報の取扱い	ントの完全分離を継続すると		
	を基幹システムの領域に限定	ともに、認証方式の統一等によ		
	・年金個人情報へのアクセスは、生体認証を含めた二要素認証に統一し、認証基	る情報セキュリティの向上を		
	盤として共通基盤システムを構築	図りました。		
	・端末やサーバ等のログを一元的に管理する仕組みを導入			
	・基幹システム等からのデータの書き出し方式を見直し、外部電磁的記録媒体を			
	接続する端末を検疫PCに限定 等			
(4) 年金給付システムの最適化への取組	(4) 年金給付システムの最適化への取組		 (4) 年金給付システムの最適化	
年金給付業務・システムについて、現	〇年金給付業務・システムの最適化に向けて、以下の取組を実施しました。	〇年金給付業務・システムの最適	への取組	
行の届書の事務処理の検証、現行シス	・端末設備等の再構築においては、端末統合の実現に向けて年金給付システムへ	化に向けた準備段階として、シ	〇年金給付システムの最適化へ	〇年金給付システムの最適化に
テムの設計書等の資産・関係資料等の	のアクセスについてWeb化を実施しました。併せて、周辺サーバについては、	ステムのWeb化等を実現す	向けて年金給付業務・システム	ついて、届書を契機とする年金
分析及び現行のシステム運用の方式の	ハードウェア集約等によるシステム基盤の統合を進めるとともに、業務支援ツ	るとともに、年金給付業務にお	における正確性の向上、事務処	給付業務の可視化を始めシス
検証を実施し、改善の方向性を検討す	ールのシステム機能への取り込み等による利便性の向上や効率化を図りまし	ける業務の可視化による分析	理の効率化の観点を踏まえ課	テム運用業務、プログラムの稼
る。	<i>t</i> = 。	やシステム資産分析及びシス	題検討に取り組んだか。	働状況、設計書等のシステム資
・ 端末機器及び周辺サーバの更改を	・年金給付業務・システムの最適化に向けて、以下の取組を行い課題の洗い出し	テム運用分析を行い、改善の方		産の分析に取り組み、年金給付
円滑に進める。	と改善の方向性の検討を実施しました。	向性の検討を着実に進めまし		システムの将来的な最適化に
・ 業務フロー及びシステムの点検を	ア 現行業務の更なる正確性の向上や事務処理の効率化の観点から、届書を契	<i>t</i> = 。		向けた準備作業として、正確性
踏まえ、業務及びシステムの改善点	機とした事務処理の可視化や分析			の向上、事務処理の効率化の観
を洗い出し、所要の見直しを進める。	イ 現行システムの移行性やメンテナンス性の向上の観点から、設計書等の資			点を踏まえた課題や改善の方
	産及びプログラム稼働状況等の分析			向性の検討の取り組みを進め
	ウ 現行システムの運用業務の更なる正確性の向上や業務効率化の観点から、			ている。
	インシデントの分析			

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
4. ICT化の推進				評価:A
ICT(情報通信技術)を活用し、国				
民の手続負担の軽減、利便性の向上、正				
確・迅速かつ効率的な事務処理を実現				
するため、以下の取組を行う。				
(1) 電子申請の推進	(1) 電子申請の推進		 (1) 電子申請の推進	
厚生年金保険の適用事業所における	〇令和元年度については、特定の法人(資本金1億円超の法人等)に対する電子申	〇紙による届出を行っている事	〇令和2年4月開始の特定の法	〇電子申請義務化の対象となる
電子申請による届出を推進し、事業主	請による届出の義務化や、法人共通認証基盤を活用したマイナポータルとの連携	業所に対して「電子申請の説明	人(資本金1億円超の法人等)	事業所に加え、被保険者数 101
の行政手続の負担を軽減させるため、	が令和2年4月に開始されることを踏まえ、令和2年度以降に徹底した利用勧奨	依頼書」を送付し、9割以上の	に対する電子申請による届出	人以上の事業所であって紙に
以下の事項に取り組む。	を実施するために、以下の取組を実施しました。	事業所から回答を得ました。令	の義務化等を踏まえて電子申	よる届出を行っている事業所
・ 平成 32 年 (2020 年) 4月1日以後	ア 電子申請が義務化対象となる事業所及び被保険者数が 101 人以上の事業所	和2年度は回答内容を踏まえ、	請の利用促進の取組を行った	(18, 457 事業所)に対して利用
に開始する事業年度から適用される	に対する利用勧奨	徹底した利用勧奨を実施する	か。	勧奨の取組を進めている。
大法人の事業所に対する電子申請に	紙による届出を行っている事業所(18,457事業所)に対し、文書(電子申請	予定です。		
よる届出の義務化に係る事務につい	の説明依頼書※、周知用リーフレット)による利用勧奨を実施	〇訪問説明等サポートを希望す	〇法人設立手続きのオンライン・	〇登記後の法人設立手続きのオ
て、円滑かつ着実に実施する。	※電子申請を開始するための操作について、訪問説明等のサポート希望の有無	る事業所への対応として、新た	ワンストップ化や、厚生年金保	ンライン・ワンストップ化の実
・ 中小規模の事業所等における電子	を確認するアンケート	に 177 名の職員を配置し体制整	険の就職・退職時等の手続きに	現に向けた準備を進め、予定ど
申請の利用の推進を図るために、マ	電子媒体による届出を行っている事業所(16,382事業所)に対し、文書(周	備を図ることで、電子申請を促	関するID・パスワード方式導	おり令和2年1月から申請が
イナポータルとの連携、法人共通認	知用リーフレット)による利用勧奨を実施	進していきます。	入について、円滑な実施に向け	可能となっている。また、登記
証基盤の活用、普及啓発の推進等の	イ 効率的に電子申請処理ができるよう経過管理・電子決裁サブシステムの改修	〇電子申請が義務化対象となる	て、必要な取組を行ったか。	等を含めた法人設立手続のオ
取組を実施する。	の実施	事業所で電子媒体による届出		ンライン・ワンストップ化の実
	ウ 事業所の電子申請開始をサポートするため、新たに 177 名の職員を年金事務	を行っている事業所及び被保	〇電子申請による届出の増加に	現に向けて取組を進めている。
	所に配置し体制を整備	険者 101 人以上の事業所のすべ	対応できるよう電子申請の事	ID・パスワード方式による電
	エ ホームページ、インターネット広告による情報発信及び周知用リーフレット	てに対して周知用リーフレッ	務処理の迅速化に取り組んだ	子申請の導入に当たって、マイ
	やパンフレットの作成	トを送付しました。	か。	ナポータルを経由した申請の
i 平成 31 年度中の登記後の法人	○登記後の法人設立手続きのオンライン・ワンストップの実現に向けたシステム開	〇ホームページやインターネッ		受付のみならず、届書作成プロ
設立手続きのオンライン・ワンス	発を実施し、令和2年1月から申請を可能としました。	ト広告を活用した広報、機構か		グラムに申請機能を設けるこ
トップ化及び平成 32 年度中の登		らのお知らせ等を活用した事		とで、GビズIDによる申請を
記等を含めた法人設立手続のオン		業所への周知等様々な手段を		可能とするシステム改修を実
ライン・ワンストップ化の実現に		活用した周知活動を行いまし		施しており、引き続き、中小規
向けて、必要な対応を行う。		た。		模の事業所等も含めた電子申
ii 平成 32 年4月の導入を目指す		また、電子申請件数増加に対応		請の利用の推進を図られたい。
とされている厚生年金保険の就		するため、効率的に電子申請の		また、対象となる届書について
職・退職時の手続きに関する ID・		事務処理を行うためのシステ		も、就職・退職時の手続だけで
パスワード方式の導入に向けて、		ム開発を行い、事務処理の開始		なく、算定基礎届、月額変更届、
必要な対応を行う。		に当たって混乱が起きること		賞与支払届にも対応し、主要な
・ 電子申請による届出の増加に対応	〇事務処理の効率化のため電子申請による届書のうち主要 7 届出を経過管理・電子	のないよう、電子申請の事務処		届書についてID・パスワード
できるよう電子申請の事務処理に関	決裁サブシステムの対象とするとともに、電子申請の事務処理に関するマニュア	理に関するマニュアル作成や		方式を利用可能としている。

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
する事務センターの体制の見直しや	ルの作成や事務センター職員向けの研修を実施し、電子申請による処理の短縮に	研修を実施した上で、令和2年		
電子申請マニュアルの整備、システ	取り組みました。	3月に、予定どおり事務処理を		〇令和2年3月より、電子申請に
ムチェックの強化など、電子申請の	※電子申請による処理日数の推移は、I-3-(3)-①に記載の表を参照。	開始しました。		よる届書のうち主要7届出(資
届出の早期処理のための事務処理の	〇従来の e - G o v 経由の電子申請方法に加え、届書作成プログラムに申請機能を	〇法人設立手続きのオンライン・		格取得届、資格喪失届、算定基
見直しを行い、電子申請の標準的な	設けることで、GビズIDによる申請を可能とするためのシステム開発を実施	ワンストップ、経過管理・電子		礎届、月額変更届、賞与支払届、
処理期間の目標を設定し、処理日数	し、主要7届出について、令和2年4月1日からGビズIDの申請を可能としま	決裁サブシステム改修、Gビズ		被扶養者異動届、第3号被保険
の短縮化を目指す。	した。また、社会保険労務士がGビズIDを用いた電子申請により届書の提出代	IDに対応した届書作成プロ		者届)を経過管理・電子決裁サ
・ 事業所調査等の機会を捉えた効率	行をする際の資格確認方法について、厚生労働省及び関係団体等と検討を進めま	グラムのリリースについて、期		ブシステムの対象とし、処理の
的な利用勧奨を実施するとともに、	した。	限どおり適切に対応しました。		大幅な迅速化を実現している。
電子申請に係る分かりやすいパンフ	〇事業所調査時に電子申請の利用勧奨を実施しました。また、利用勧奨を行う職員	〇経過管理・電子決裁サブシステ		
レット等を活用し普及啓発に取り組	に対して実践的な内容の研修を複数回行うとともに、研修を録画し、いつでも確	ムの改修や電子申請処理に関		
む。また、利用勧奨を行う職員を育成	認できるようにしました。	するマニュアルの作成・研修の		
するため、研修の充実強化や蓄積さ		実施により、電子申請の処理日		
れたノウハウの共有を図る。		数の短縮を行いました。		
		〇社会保険労務士がGビズID		
		を用い電子申請により届書の		
		提出代行をする際の資格確認		
		方法について、厚生労働省及び		
		関係団体等と検討を進めてい		
		ます。		
		〇利用勧奨を行う職員に対して、		
		10月、12月、2月、3月に延べ		
		9回の研修を行うとともに、録		
		画を提供していつでも視聴で		
		きる環境を整えることにより、		
		説明スキルの向上を図りまし		
		た。		
	(2) インターネットを活用したサービスの充実		(2) インターネットを活用したサ	
の充実			一ビスの充実	
	〇情報流出事案以降、インターネットを経由したサービスの確立については、ねん			
	きんネットとホームページを中心に検討してきましたが、独立したインターネッ			
	ト環境を構築したことに伴い、インターネットを利用したサービスの拡大につい			
	て検討を開始しました。			
	① 既にインターネット環境で提供しているサービスの拡充		① 既にインターネット環境で	
ているサービスの拡充			提供しているサービスの拡充	
ア ホームページの充実	※取組状況はI-8-(1)-①に記載。			
	〇「ねんきんネット」の利便性向上として、令和2年1月に、これまでのPC版に		_	〇スマートフォン版の「ねんきん
「ねんきんネット」の機能拡充とし	加えて、スマートフォン版でも電子版ねんきん定期便及び年金の支払いに関する	〇スマートフォン版でも電子版	上や機能拡充のための取組を	ネット」でも電子版「ねんきん

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
て、申請手続を可能とする機能の 追加等について検討を進める。 ② 「事業所版ねんきんネット(仮称)」 の構築の検討	通知書の閲覧機能を追加するとともに、国民年金保険料を納付していない期間や納付が免除又は猶予された期間のうち、現時点で納付が可能な月数の合計及び保険料額の合計を確認できるようになりました。 〇「ねんきんネット」における申請手続の検討については、個人情報保護の観点から、複数の要素による本人認証機能への移行について検討を行いました。 〇ねんきんネットの領域を活用したインターネットから年金相談予約を受け付けるサービスの開始に向け、システム開発に着手しました。 ②「事業所版ねんきんネット(仮称)」の構築の検討 〇事業所へ郵送で提供している各種お知らせ文書等を電子的に提供するための「事業所版ねんきんネット(仮称)」実現に向けた検討を進めました。本サービスの実現に際しては、政府における各種電子的な送達サービスの検討(※)の状況も	「ねんきんだの関節では、「などできれているでは、「などのでは、「内よいのでは、「内よいのでは、「内よいのでは、「内よいのでは、「内よいのでは、「内よいのでは、「のでは、「	行ったか。 ②「事業所版ねんきんネット(仮称)」の構築の検討 〇「事業所版ねんきんネット(仮称)」の構築に向けて必要な検	評価の理由 定期便」などの閲覧を可能とするなど、利便性向上のための機能改善を実施している。 インターネットから年金相談の予約を受け付けるサービスを開始できるよう、必要なシステム開発を引き続き着実に進めるなど、業務のオンライン化に向けた検討を進められたい。
確実な適用業務の検討を行う。	送達の在り方について検討を行い、令和2年度中に方向性を得る」とされている。 (3) マイナンバーの活用 ※取組状況は I - 1 - (1) 確実な適用の実施に記載。 ※取組状況は II - 3 - (1) フェーズ 1 への対応に記載。			に向けた検討を進められたい。

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
通じた情報連携を開始し、他の行政				미삐아르미
機関から住民票情報や所得情報等の				
個人情報を取得することにより、国				
民年金保険料免除申請や年金請求等				
の手続きに必要な住民票や所得証明				
書等の添付書類について、試行運用				
を行った上で添付の省略を開始す				
る。また、情報提供ネットワークシス				
テムを通じて他の行政機関への年金				
情報の提供を開始する。				
さらに、マイナンバー制度を踏ま				
えた業務のあり方について検討を進				
める。				
(4) ICTを活用した業務改善の実施	(4) ICTを活用した業務改善の実施		 (4) ICTを活用した業務改善	
事務処理の迅速化と効率化を図ると	〇RPA技術の導入		の実施	
ともに、事務の正確性を確保するため、	- 予約相談の事前準備業務の効率化を図るため、手作業で行われていた年金相談に	○予約相談の事前準備業務への	○業務効率化の観点から、年金事	〇年金相談の予約者に係る必要
ICTを活用し、AI-OCR技術の	 必要な記録の準備について、RPA技術を活用した自動印字化を進め、全国の年	RPA技術の活用を全国の年	務所等の定型的業務のシステ	な情報について、RPA技術を
導入による紙媒体で提出された届書の	 金事務所で実施し、手作業の省力化を行いました。また、郵送届書(給付)の審	金事務所で導入することによ	ム化を推進したか。	活用した自動印字化を導入す
データ化やRPA技術の拡大による手	査準備業務及び事業所調査の事前準備業務へのRPA技術の活用について、試行	り事務処理の効率化を図るこ		ることにより業務の効率化が
作業の省力化、経過管理・電子決裁サブ	実施を開始しました。	とができました。今後、さらな		図られている。
システムの拡充による事務の効率化等		る対象業務の拡充に向け、複数		対象業務の拡充に向け、必要な
について取り組む。		拠点での試行実施を行った上		検討を進められたい。
		で全国展開を進めます。		
	〇チャットボットの導入	〇チャットボットを活用したコ		〇コールセンターの負荷軽減を
	コールセンターの負荷軽減を図るため、扶養親族等申告書の記載方法及び国民年	ールセンター向けの自動応答		図るため、チャットボットを活
	金保険料控除証明書の見方に関する照会対応について、チャットボットを活用し	技術導入に向けた検証を進め		用した自動応答技術導入の検
	た自動応答技術導入の試行実施を行い、質疑応答の内容を適切に設定することに	ました。		討を進めている。
	より、定型的な質問に対する一定の正答率が確保できることが確認できました。			
	今後は、本格導入に向けた検証を更に進めます。			〇紙媒体で提出された届書の審
	OAI-OCR技術の導入	○AI−OCR技術の導入に向		査・入力業務の効率化を図るた
	令和元年度においては、扶養親族等申告書及び厚生年金保険の適用関係届書(算	けた検証を進めることにより		め、AI-OCR技術の導入の
	定基礎届、月額変更届、賞与支払届)における入力業務へのAI-OCR技術の	課題を把握することができま		検討を進めている。
	導入に向けた検証を行いました。数字項目については、AI-OCR処理後に職	した。引き続き課題解決に向け		
	員が確認・補正することによって 99%を超える正確性を確保できる見通しが立	た取組を進めていきます。		
	っていますが、文字認識についてはまだ改善の必要があります。今後、さらに検			
	証を重ねて識字率を上げるとともに、複数の技術を組み合わせて識字率向上を図			
	っていきます。			

令和元年度計画	令和	口元年度計画に対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
Ⅲ 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項						
1. 内部統制システムの有効性確保						評価 : B
機構の内部統制については、理事会の統括の下、「内部統制システム構築の基本方針」(業務方法書第 16 条)に基づき、業務の適正性確保に向け、以下の取組を行いつつ、それらの取組の改善を図る。 (1) 事務処理の正確性の確保事務処理誤りの発生は、年金権の侵害につながるため、事務処理の正確性				〇事務処理誤りは、早期に発見 し、早期に対策を講じることが	(1) 事務処理の正確性の確保	
を確保する必要がある。事務処理誤り の未然防止、早期対処及び再発防止を 図るため、以下の取組を行う。	なって取組を進めた結果 [事務処理誤りの発生状 発生年度 平成 27 年度 件数 1,678	、下表のとおりとなりました。 兄(令和2年3月末時点)〕 平成28年度 平成29年度 平成	或 30 年度 令和元年度 1, 074 710	重要であることから、早期発見、未然防止及び再発防止に向けた取組を組織一丸となって進めました。		
① 事務処理誤りの早期発見及び対応 ア モニタリング等による事務処理 誤りへの対処					① 事務処理誤りの早期発見及 び対応	
・ 日報や事務処理誤り報告等の 日々のモニタリングにより事務 処理誤りを早期に発見し、個別 対応を速やかに行うとともに、 各事案の原因を分析し、その結 果を踏まえて業務処理マニュア ルの改正等を行う。	し、関係部署が連携して 金収納事務等の現行ルー に係る改善検討を行いま		因分析を行った上で、現	○事務処理誤り報告・日報等の 日々のモニタリングを通じて、 事務処理誤りを早期に把握す るとともに必要な対応を実施 しました。	〇事務処理誤りの早期発見、個別対応の迅速化、各事案の原因分析を行い、その結果を踏まえて再発防止を図ったか。 〇年次公表に合わせ、1年分の事務処理誤りについて、点検・分析を行い、その結果を周別事業	〇事務処理誤り報告・日報等の 日々のモニタリングを通じて、 事務処理誤りを早期に把握す る取組を進めるとともに、事案 発生後、原因分析、ルールの見 直し等の必要な対応を実施し ている。
イ 事務処理誤りの定期的な点検 ・ 事務処理誤りの年次公表に合わせ、当該1年分の事務処理誤りについて、点検・分析を行い、その結果を個別事案への対応及び再発防止に向けた取組に反映させる。	和元年9月12日に公表し している事象が、年金給 象判明しました。 これら同様の事象の新た		処理誤りが3件以上発生 年金関係については2事 意喚起を行うとともに、	〇年次公表に合わせ、事務処理誤 りの点検・分析及び結果公表を 実施し、その発生原因を踏まえ た、本部作成資料を基に、拠点 において伝達研修を行い、必要 な対応を実施しました。	析を行い、その結果を個別事案 への対応及び再発防止に向け た取組に反映させたか。	〇年次公表に合わせ、事務処理誤 りの点検・分析及び結果公表を 実施し、その発生原因を踏まえ 注意喚起を行うとともに、本部 作成資料を基に、拠点において 伝達研修を行い、必要な対応を

令和元年度計画		令和元年	度計画に対す	· る取組状況			自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
ウ 「お客様の声」の分析結果に基づく対応 ・ 「お客様の声」の分析や業務適正化部会の活用により、事務処理誤りの疑いのある事案を早期に発見し、必要な対応及び再発防止に向けた取組を行う。		こ「お客様の声 替在している	」11,622 件に 事務処理誤り(〇「お客様の声」の確認を行うこ とで潜在的な事務処理誤りの 発見及び再発防止を図りまし た。		実施している。
② 事務処理遅延、書類の紛失、誤送付・誤送信・誤交付(以下「重点三事案」という。)の根絶に向けた取組お客様に重大な影響を与え、機構の信頼を著しく損ねる重点三事案の発生を防止するため、以下の取組を行う。		いて、下記の取 は減少しました	組を実施した :。引き続き事	務処理ルールの			〇重点三事案については、ルール の徹底に向けた従前からの取 組を進めるとともに、研修の強 化・委託業者への指導等を行っ		○重点三事案については、ルール の徹底に向けた従前からの取 組を進めるとともに、研修の強 化・委託業者への指導等を行っ
ア 重点三事案の発生原因を分析 し、その結果に基づいた再発防止 の取組を徹底する。	 〔重点三事案の発生	生状況(令和2	年3月末時点	での各年度の多	 全生状況)〕		た結果、発生件数が平成 30 年 度 152 件から令和元年度 122 件 (令和 2 年 3 月末時点) と前年		た結果、発生件数は減少している。
イ 給付業務の審査移管など事務の 実施体制を変更したことに伴う重 点三事案の発生を防止するため、	誤り区分 発生拠点 平成 29 年度	事務処理遅延	書類紛失	誤送付・誤交 付・誤送信 175	計 256		度より減少しました。		〇重点三事案に該当する事務処 理誤りを複数回発生させた拠 点の中から重点取組拠点を指
想定されるリスクについて分析 し、必要な対策を事前に実施する。	機構職員 委託業者等	19	34	79	132 107				定し、訪問による指導等により ルールの徹底を図っている。
	市区町村 平成 30 年度	8 28 16	9 43 24	0 81 49	17 152 89				〇電子媒体紛失事案の再発防止 のため、引き続き、再発防止策
	機構職員 委託業者等 市区町村	3	6 13	32	41 22				の徹底を図られたい。
	令和元年度 機構職員 委託業者等	16 7	28 13	78 55 23	75 28				
	市区町村 ※今後事象が判 ※「委託業者等			0 ることがありま	19				
	【具体的な取組】	少しているもの ミが不可欠であ	の、重点三事 り、複数回事	案の発生防止に 務処理誤りを 多	こは業務処理要 Ě生させた拠点	ではル			

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	組拠点を指定し(4拠点)、研修の実施等ルールの徹底を図る取組を実施しまし	させた拠点の中から重点取組拠		
	た。	点を指定し、訪問して指導等を		
	〇令和元年度においては、重点三事案を含む事務処理誤り発生防止の対策として、	行うことにより、ルールの徹底		
	以下の取組を実施しました。	を図りました。		
	・「未完結リスト」の点検の実施	〇定期的な「未完結リスト」の点		
	事務処理遅延の発生防止のため、受付進捗管理システムで管理している届書等	検を行い、処理が滞留している		
	について、各拠点において定期的に「未完結リスト」の点検を行い、未完結の	可能性がある拠点に対して、地		
	件数が多い拠点等に対しては、地域部による確認及び指導を行いました。	域部による確認及び指導を行う		
	・研修等の実施	ことで、事務処理遅延の発生を		
	新人職員や副拠点長等の役職に応じた研修に本部職員を講師として派遣し、事	防止しました。		
	務処理誤り等の発生防止の取組における各階層の役割について周知徹底を図	役職に応じた研修を行い、各階		
	りました。	層の役割について周知徹底を行		
	・機構内報等を活用したルールの徹底	いました。		
	事務処理誤りの月次公表や年次公表の結果を周知することで注意喚起すると	月次公表や年次公表の結果周		
	ともに、機構内報による実際に起きた事務処理誤りの事例や再発防止策の周	知、機構内報による事務処理誤		
	知、機構LANシステムのアンケート機能を活用した「事務処理誤り再発防止	りの周知や、機構LANシステ		
	取組チェック」を毎月行い、マニュアルに基づく書類廃棄、書類交付及び封入	ムのアンケート機能を活用し		
	封緘等のルールの徹底により再発防止を図りました。	た毎月の事務処理誤り防止の		
		チェックなどを行い、マニュア		
		ルに基づくルールの徹底によ		
		る再発防止を図りました。		
	○東京広域事務センターにおいて発生した電子媒体紛失事案を踏まえ、再発防止の	│ │ 〇電子媒体紛失事案を踏まえ、再		
	ため、委託要領に基づく郵送物の受付手続の実施と確実な引渡し等について徹底	発防止策を講じました。		
	を図るとともに、全事務センターにおける防犯カメラの増設等を進めました。			
	③ 本部現業部門のリスク把握及び対応		③ 本部現業部門のリスク把握	
対応			及び対応	
	〇「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会報告書」の提言			
	を踏まえ、本部現業部門のリスクを可視化しマネジメントする体制の確立等を目	結果を踏まえ、本部現業の共通		結果を踏まえ、本部現業の共
	的に、以下の取組を実施しました。	的な事務処理に関するマニュ		
ア 本部現業部門におけるリスク の分析・評価	ア 本部現業部門におけるリスクの分析・評価 	アルを制定するとともに、管理 ツールを活用した一貫した進		アルを制定するとともに、管ツールを活用し、業務の進捗
本部現業部門の実態を詳細に	〇本部現業の全体像を詳細に把握するため、本部現業の実態調査を行い、50事業・	捗管理方法を策定しました。		況を可視化して一貫した進
把握した上で、事務処理誤り等	599 業務・2.7 万業務工程に体系的に整理するとともに、業務工程単位でリスクの			管理方法を策定している。
のリスクを分析・評価する。	分析・評価を実施しました。			
イ 本部現業部門に関するマニュ	イ 本部現業部門に関するマニュアルの改善			
アルの改善				
本部現業部門における事務処	〇本部現業のリスク分析・評価結果に基づき、本部現業の共通的な事務処理に関す			

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
接管理を一貫して行うためのシステム構築等の方針を策定する。 ・ 各種リスト処理の効率化を図るのと同時に事務処理の正確性を確保するための方策を検討し、実施する。 ④ 外部委託における事務処理誤りの防止	ACS)への掲載を行いました。(令和2年4月1日制定・施行) ウ 進捗管理方法の策定 〇部署横断的な本部現業の管理を行うためのツールを作成し、業務の進捗状況を可視化して一貫した進捗管理を実施する仕組みを策定しました。 〇各種リスト処理の効率化、事務処理の正確性を確保するための方策については、		理を強化することにより、事務	〇拠点からの報告をモニタリン
 事務処理誤り発生時の対応 事務処理誤りを発見した部署は、リスク部門等関係部署に直ちに情報提供するとともにお客様対応等を速やかに実施する。 リスク部門は、必要に応じて、監査部門と連携して原因の追加調査を行う。 事務処理誤りの発生部署は、リスク部門と共同して発生原因の調査・分析を行った上で、再発防止策の策定及びその徹底を図る。 	徹底しました。リスク統括部は、関係部署に直ちに情報提供を行い、提供を受けた関係部署は、発生部署に対して必要な対応を指示する等、お客様対応等を速やかに実施しました。また、リスク統括部は、監査部に事務処理誤りの発生状況等について情報提供し、監査部はこれを活用して監査を実施しました。リスク統括部は、監査結果を踏まえて必要な対処を行いました。リスク統括部は、事務処理誤りの発生部署と共同して、必要に応じて詳細な報告を求めて原因の調査・分析を行うとともに、再発防止策を策定してその有効性の	部署からの報告を基に、今後の 必要な対応を指示する等、組織 としてお客様対応等を進めま した。 発生部署と共同して原因の調 査・分析を行い、再発防止策の 策定や徹底を図りました。 原因の調査に当たっては、必要 に応じて監査部とも連携して	は、直ちに関係部署への情報提供及びお客様対応等を速やかに実施するとともに、発生原因の調査・分析を行った上で、再	報告を基に、組織として一元的 に今後の必要な対応の指示、お 客様対応、原因の調査・分析を 行い、再発防止策の策定や徹底

令和元年度計画		令和元年度計画に対	対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
⑥ ルールの徹底	や発出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	続き、「指示」・「事務返 整を徹底することにより た。 出状況:月平均件数) 指示 350件 62件 52件 56件 56件 56件 56件 56件 56件 56件 56件 56件 56	題絡」の事前審査において、内容の り、発出件数について平成 30 年度 事務連絡 224 件 62 件 50 件 59 件 発出予定件数を把握し、1 日の発品 務めました。 況) 3 月 77 件 90 件 92 件 現場が分かりやすい指示等の内容を マップを図りました。 下期 4 回 (81 名出席) 3 回 (83 名出席)	○「指示」・「事務連絡」の発出件数数については、平成 26 年度と見いては、平成 26 年度と見削減を達成(平成 29 年度、削減取組以降(平成 30 年度)の水準を確保しました。 ○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ⑥ ルールの徹底 〇ルールを現場に徹底させるため、指示・事務連絡の発出件数の消滅、発出時期の下分かりやすさ」に努めたか。 〇指示・事務連絡の理解を継のできるととできるといるといるなどであるといったができまれた。 〇指示・事務連絡の理解を継続するといるといるといるなどであるといるなどであるなどである。 〇指示・事務連絡の理解をといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	評価の理由 ○「指示」・「事務連絡」の発出件数について、平成26年度比で5割削減を維持するとともに、一度に指示等の発出が集中しないよう努めている。 ○指示に対する理解度チェックを毎月実施するとともに、業務処理マニュアルに対する理解度テストを3回(前年度は1回)実施し、指示及び業務処理
]容の評価を実施し、指示	さ・周知しやすさ」を観点にした現場 R等の質の向上を図りました。	易の職		
	平成 30 年度 令和元年度 ※1 点~4点(4)	2.58 点 2.63 点 点満点)で評価				
	〇重要な指示等の発	出部署の職員によるテ	レビ会議システムを活用した現場	骨向け		

令和元年度計画		令和	元年度計画に	対する取組物	大況 大況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	説明を日々実施	し、指示等	の理解度の向]上を図りまし	,t=。				
	(テレビ解説の実	施状況)							
	年 度	美	施件数						
	平成 30 年度		193 件						
	令和元年度		172 件						
	○テレビ解説で説 アナウンス研修(環境の向上を図り (アナウンス研修)	の実施や、 りました。	テレビ解説用						
	年度	実施回		数)					
	平成 30 年度	2 🛭] (56 名出席))					
	令和元年度	2 🗉	(51 名出席))					
	〇テレビ解説の質 務品質管理部の (テレビ解説に対	職員によるする現場の	評価を実施し 評価)						
	年 度		匀評価点	_					
	平成 30 年度		. 58 点	1					
	令和元年度		. 61 点]					
	※1点~4点(4点満点)	で評価						
ウ 地域部・事業推進役と業務品質	〇発出された指示	に関する理	解度を事後	的に確認する	仕組みとして	、厚生年金適	〇理解度チェックを毎月実施す		
管理部が連携し、それぞれの業務	用、厚生年金徴	収、国民年	金、年金給付	か4業務につ	いて、毎月、	理解度チェッ	ることで、指示に関する理解度		
において拠点を訪問した際に、ル					た拠点の課室	・グループに	の向上を図りました。理解度テ		
ールの遵守状況等を確認する。ま				<i>、</i> ました。			ストは前年度実績1回を上回		
た、その結果ルールの徹底が不十			1	T	T		る3回実施しました。		
分と認められる拠点に対し、直ち		厚年適用	厚年徴収	国民年金	年金給付	合計			
に指導を行う。	平成 30 年度	98. 3%	97.4%	97.0%	97. 7%	97. 6%			
	令和元年度	98. 8%	98. 4%	98.6%	98. 7%	98. 8%			
エ 機構全体で定期的に、遵守すべ	〇業務処理マニュ	アルの理解	度の向上を図	るため、「理解	翼度テスト」を	3回実施しま			
きルールについての理解度テスト	した。実施に当	たっては、	あらかじめ拠	点のマニュア	'ルインストラ	クターを対象			
を実施し、理解度の低い拠点又は	にテレビ解説を	実施し、そ	の後マニュア	'ルインストラ	クターによる	職場内研修を			
部署については個別指導を行う。	行い「理解度テ	スト」を実	施しました。						
また、現場での好取組事例を収集									
して横展開するなど、現場目線で、									
業務処理マニュアルの理解度を高									
めるのに有効な取組を実施する。	(理解度テストの	実施結果)							

令和元年度計画		令和元年度計画に対する取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	実施月	テーマ	平均正答率			
	令和元年8月	事務処理誤りが多いなど正確な理解が必要 な業務手順	95. 4%			
	令和元年 11 月	制度改正等を契機に改正された業務手順	99. 4%			
	令和2年2月	業務処理マニュアルの使用頻度(MACS の閲覧)が多い業務手順	98. 7%			
	た。また、実施担当者から、ルの管理等の制	ク等の実施結果は地域部と共有し、連携して野 通結果等を踏まえた拠点(48 拠点)への訪問指導 レールの徹底、テレビ解説の視聴、MACSの 状況についてヒアリングし、直接指導を実施しま 関は拠点長にフィードバックするとともに、地球	導では、課室長及び 利用、業務支援ツー ました。ヒアリング			
(2) リスク管理とコンプライアンス確保 の取組	(2) リスク管理と	ニコンプライアンス確保の取組			 (2) リスク管理とコンプライア ンス確保の取組	
① リスク管理	① リスク管理				① リスク管理	
お客様の大切な個人情報(年金個					○ 「「「 ○ 「情報セキュリティリスク」、	 ○各種リスクへの対策として、リ
人情報及び特定個人情報(マイナン					「システムリスク」、「事務リス	スクの分析や点検の状況につ
バー))の保護、年金制度を運営する					│ │ ク」及び「災害その他リスク」	いてリスク管理委員会へ報告
社会インフラとしての機能を維持す					 の各種リスクに適切に対応し、	するとともに、以下のとおり必
る観点から、「情報セキュリティリス					 問題事案発生の未然防止を図	要な対策を実施している。
ク」、「システムリスク」、「事務リス					│ │ るため、リスクの分析や点検の	・情報セキュリティリスクにつ
ク」及び「災害その他リスク」の各種					状況についてリスク管理委員	いて、外部の専門家による分
リスクに適切に対応し、問題事案発					会へ報告するとともに、把握し	析・評価等を実施し、これまで
生の未然防止を図るため、以下の取					たリスクに対する対応方針、対	の情報セキュリティリスク分
組を実施する。					応状況について確認し、必要な	析・評価結果等に基づき、必要
ア 情報セキュリティリスクへの対	ア 情報セキュリ	リティリスクへの対応			対策を実施したか。	な対策を講じリスクの低減を
応						図っている。
情報管理対策室が実施する外部	〇令和元年度にお	。 らいては、リスクアセスメントとして、インタ-	ーネット環境、共通	〇情報セキュリティリスクにつ		・システムリスクについて、シス
専門家による情報セキュリティリ	基盤システム等	等に対し、外部の専門家による情報セキュリテ _ー	ィリスク分析・評価	いて、外部の専門家による分		テム障害発生状況の確認及び
スク分析評価、脆弱性診断等の結	及び脆弱性診断	所を実施しました。また、平成 28 年度から平成	え30 年度にリスクア	析・評価等を実施しました。ま		必要な対応を行うとともに、同
果について、リスク管理委員会に	セスメントとし	して実施した情報セキュリティリスク分析・評 (価結果等に基づきリ	た、これまでの情報セキュリテ		様の障害が発生しないよう必
対して、定期的に報告を求めると	スクの低減策を	を「対策導入計画」として取りまとめ、順次、	実施担当部署におい	ィリスク分析・評価結果等に基		要な対策を講じ、リスクの低減
ともに、把握したリスクに対する	て対策を検討し)実施するとともに、それらの状況について、	リスク管理委員会に	づき、必要な対策を講じリスク		を図っている。
対応方針、対応状況について確認	報告を行いまし	した。		の低減を図りました。		事務リスクについて、拠点長か
し、必要な対応を行う。						らの日次の業務報告書等の確
イ システムリスクへの対応	イ システムリス	スクへの対応				実なモニタリングにより、リス
システム部門が実施する各種シ	〇各システムの障	章害発生状況について確認を行い、発生した障害	害について必要な対	〇システム障害発生状況の確認		クの早期把握及び早期対応が

				標語
令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	評価の理由
ステム開発に関する開発状況、運	応を行いました。また、それらの原因を分析し、同様の障害が発生しないよう必	及び必要な対応を行うととも		行われている。
用状況について、リスク管理委員	要な対策を講じるとともに、障害発生状況や対応状況等について、リスク管理委	に、同様の障害が発生しないよ		・災害その他リスクについて、非
会に対して、定期的に報告を求め	員会に報告を行いました。	う必要な対策を講じ、リスクの		常時の年金支払環境に係るシ
るとともに、把握したリスクに対		低減を図りました。また、その		ステム面・運用面の改善を進め
する対応方針、対応状況について		状況についてリスク管理員会		るとともに、災害時の年金事務
確認し、必要な対応を行う。		に報告を行い情報の共有を図		所等の閉鎖の基準等を新たに
ウ 事務リスク・信頼リスクへの対	ウ 事務リスク・信頼リスクへの対応	りました。		設けることや、前年度に引き続
応				いて災害発生時の初動対応・通
リスク統括部が主管部として定				信確認などを行うことにより、
期的にリスクを把握し、適切に対				拠点の業務継続計画に係る体
応を行うため、以下の取組を行う。				制強化を図っている。
・ 適切な拠点運営が行われてい	〇拠点長からの日次の業務報告等に係るモニタリングを確実に行うことで、顕在化	〇拠点長からの日次の業務報告		
るか確認するため、拠点長から	したリスク、潜在的なリスクを早期に発見して関係部に情報提供するとともに、	書等の確実なモニタリングに		〇年次公表に合わせ、事務処理誤
の日次の業務報告の点検を行	個別に対応を行いました。また、事務処理手順の確認を行い、手順に不明確な点	より、リスクの早期把握及び早		りの点検・分析及びその結果の
い、把握したリスクに対して適	等があった際には見直しを図る等の対応を行いました。	期対応を行いました。		周知を行うとともに、事務処理
切に対応する。				ルールを徹底し、リスクの低減
・ 事務処理の正確性を確保する	○事務処理誤りの年次公表に当たり、前年度に公表した事務処理誤りの集計、点検・	〇年次公表に合わせ、事務処理誤		を図っている。
ため、事務処理誤り報告の定期	分析及びその結果について、リスク管理委員会への報告、事務連絡での周知を行	りの点検・分析及びその結果の		
的な点検を行い、把握したリス	うとともに、事務処理ルールを徹底し、再発防止を図りました。	周知を行うとともに、事務処理		〇令和2年4月1日付で「本部事
クに対して適切に対応する。		ルールを徹底し、リスクの低減		業管理部」を設置し、本部現業
		を図りました。		の事務リスクマネジメント体
・ 本部現業部門で発生するリス	〇本部現業を統合管理する部署として、令和2年4月1日付で統括管理部門内に	〇令和2年4月1日付で組織改		制や執行体制の見直しが行わ
クを早期に把握するため、新た	「本部事業管理部」を設置し、本部現業の進捗管理、品質管理及び事務リスク管	編を実施し、本部現業の事務リ		れている。
な仕組みを構築し、経常的にモ	理を実施する体制を新たに構築しました。	スクマネジメント体制や執行		
ニタリングを行うことで、早期		体制の見直しを行いました。		○今後とも本部現業におけるリ
にリスクを把握するとともに、				スクの早期把握と把握したリ
把握したリスクに対して適切に				スクへの適切な対応の徹底を
対応する。				図られたい。
・ お客様対応業務システム、監	○事務処理誤りの発生状況、監査結果などの各種指標を用いたモニタリングを実施	〇リスクが高い拠点に対するモ		
査結果などの各種指標を用いた	し、リスクが高い拠点を洗い出し、これらの拠点に対しては監査機能の活用やヒ	ニタリングの強化を図り、問題		
モニタリングにより、リスクが	アリングの実施 (5拠点) 等、問題事案の早期把握及び解決並びに再発防止に取	事案の早期把握及び解決並び		
高いと考えられる本部及び拠点	り組みました。	に再発防止に取り組みました。		
のモニタリングを強化し、リス				
クの未然防止を図る。				
エ 業務継続計画(BCP)の見直し	エ 業務継続計画 (BCP) の見直し (災害その他リスクへの対応)			
(災害その他リスクへの対応)	【非常時の年金給付体制の見直し等】			
災害リスクの懸念が増大する中	○首都直下型地震等により機構本部が被災した場合に備えて遠隔地に設置した年	○非常時の年金支払環境につい		
で、非常時においても年金の支払	金支払システムの問題点を整理し、必要な機能改善について検討を行い、システ	ては、システム面・運用面とも		
いをはじめ、国民生活に影響を与	ム改修に着手しました。併せて、マニュアルの整備、恒常的な訓練の実施等、運	に改善を進めました。また、災		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
えるような業務が継続できるよ	用面についても強化を図りました。	害時の年金事務所等の閉鎖の基		HIMW.TH
う、以下について、緊急度、コスト	○災害時に優先すべき業務に必要と考えられる記録管理システムのバックアップ	準等を新たに設けることや、前		
等を含め、見直し・検討に着手す	体制確保のために、現状のシステムに被害があった場合、どういった業務へ影響	年度に引き続いて災害発生時の		
る 。	を及ぼす可能性があるかについて調査を行いました。	初動対応・通信確認などを行う		
・ 緊急時の年金給付体制の見直	〇地震等の災害時の防災対策を目的として、以下の取組を行いました。	ことにより、拠点の業務継続計		
しと対応策	・災害発生時の初動対応等の手順確認として、本部及び全拠点での防災訓練の実	画に係る体制強化を図りまし		
・ 記録管理システム、刷新シス	施	た。		
テムのバックアップ体制	・災害時の職員の安否確認手段として、安否確認システムの通信テストの実施			
• 大規模地震対策 等	・災害時に電話が不通となった場合の通信確保手段として、MCA無線機の通信 テストの実施			
	 ○台風等の災害時において、災害発生時に発令される防災情報に基づき、拠点長の			
	判断で年金事務所等の閉鎖を行うことができるよう、年金事務所等の閉鎖基準及			
	 び手順を策定し指示文書による周知を行いました。			
	│ │【新型コロナウイルス感染拡大の状況下における業務継続に向けた対応】			
	 ○新型コロナウイルス感染拡大の状況下において、業務を継続するため、お客様対			
	応時のマスク着用、風邪の症状等のある者の出勤停止、各種会議・セミナーの中			
	止や延期、時差通勤、お客様への戸別訪問や来所要請の原則中止、交代制による			
	勤務(職場と在宅勤務)等の対策を実施しています。			
② コンプライアンス確保	② コンプライアンス確保		② コンプライアンス確保	
不祥事の防止・コンプライアンス	(コンプライアンス意識の向上)			
確保のため、コンプライアンス自己	〇リスク・コンプライアンス研修の実施	〇令和元年度計画のとおり、役	〇不祥事の防止・コンプライアン	〇役職員のコンプライアンス意
点検、コンプライアンス意識調査を	・リスク管理意識やコンプライアンス意識を職場内に浸透・定着させるため、関	職員の意識を高めるための各	ス確保のため、コンプライアン	識を高めるための各種研修や、
継続的に実施するとともに、実効性	係部署との連携、外部講師の活用等により効果的で多様な研修の実施に取り組	種研修や、グループウェア等	ス自己点検、コンプライアンス	グループウェア等を活用した
のある研修や機構LANシステムを	みました。	を活用し、効果的で多様な情	意識調査を継続的に実施する	多様な情報発信が行われてい
活用した社内報等の情報発信を行	・リスク統括部・コンプライアンス部が連携して、本部各部室のリスク管理・コ	報発信を行いました。	とともに、実効性のある研修や	る。
う。また、役職員の不祥事に対して	ンプライアンス職場内研修への講師派遣、事務処理誤り防止やコンプライアン		機構LANシステムを活用し	
は、厳正に対処し、役職員に対し、定	ス意識を高めることを目的とした年金事務所内でのワーク形式(再発防止のた		た社内報等の情報発信を行っ	〇コンプライアンス意識の浸透
期的に制裁処分の情報提供及び同様	めの取組や意識啓発のためのディスカッション)による研修を実施しました。		たか。また、役職員の不祥事に	度の確認のため、機構の役職員
事案の発生防止に係る注意喚起を行			対しては、厳正に対処し、役職	
い、綱紀粛正の徹底を図る。	【参考】令和元年度に実施した主な研修		員に対し、定期的に制裁処分の	意識調査を実施し、調査結果に
	≪各種研修≫		情報提供及び同様事案の発生	
	ア 人材開発部主催の研修(「リスク・コンプライアンス」について講義)		防止に係る注意喚起を行い、綱	行われている。
	・新任所長研修、新任副所長研修、新任管理者研修、新入構員研修、正規雇用		紀粛正の徹底を図ったか。	
	登用者研修			〇役職員のコンプライアンス意
	・各地域部単位で開催する副拠点長(事務処理誤り防止推進者)研修			識の自己確認を促すため、コン
	イ 本部管理職研修(外部講師による研修)			プライアンス・個人情報保護・
	・テーマ「人権研修~ヘイトスピーチ(差別的発言)をしないために~」			情報セキュリティに関する自
	ウ リスク統括部及びコンプライアンス部主催の研修			己点検を実施している。

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	・本部における研修			
	リスク統括部・コンプライアンス部の職員が、各部室にて実施するリスク管			
	理・コンプライアンス職場内研修に講師として参加。(参加部室 18 部室、受			
	講者数延べ 587 名 (アンケートの回答者のうち、「コンプライアンスの意義や			
	重要性の理解が深まった」との肯定的回答が 96%)			
	・年金事務所における研修			
	リスク統括部が選定した年金事務所に、リスク統括部・コンプライアンス部			
	の職員が訪問し、ワーク形式を取り入れた研修を実施。(実施拠点2拠点、受			
	講者数延べ 111 名 (アンケートの回答者のうち、「コンプライアンスの意義や			
	重要性の理解が深まった」との肯定的回答が 96%)			
	≪グループウェア等を活用した情報発信≫			
	ア 全役職員あてにリスク管理やコンプライアンスに関する情報(コンプライア			
	ンス・ミニ講座)を配信			
	イ 全役職員向け機構内報の誌面において、リスク管理やコンプライアンスに関			
	する記事(リスク・コンプライアンス講座)を掲載			
	ウ 各拠点のコンプライアンス責任者等あてにリスク管理やコンプライアンス			
	に関する管理職向けの情報(リスコン通信)を配信			
	≪職場内研修の資料提供≫			
	各拠点において円滑に職場内での研修が実施できるよう、本部において作成した			
	各種研修資料をグループウェア掲示板に掲載。これらを利用して、各拠点におい			
	て研修を実施。			
	〇コンプライアンス意識調査の実施	〇コンプライアンス意識の浸透		
	役職員のコンプライアンス意識の現状等を把握し、今後のコンプライアンス確保	度の確認のため、機構の役職員		
	への取組の推進に役立てることを目的として、10月に全役職員を対象にコンプラ	のコンプライアンスに関する		
	イアンス意識調査を実施し、調査項目である「意識の高さ」「実践状況」「風通し	意識調査を実施した結果、主な		
	のよい組織風土」「通報窓口の認知度」「進捗管理・書類管理」「機構の取組に対す	調査項目において肯定的な回		
	る評価」において、いずれも肯定的な回答が9割を超えており、役職員個々にお	答が9割を超えていました。調		
	けるコンプライアンス意識は概ね浸透・定着していることが確認されました。	査結果については、全役職員に		
	また、調査結果を取りまとめ、コンプライアンス委員会に報告するとともに、全	情報提供を行いました。		
	役職員に情報提供しました。			
	〇コンプライアンスに関する自己点検の実施	〇役職員のコンプライアンス意		
	役職員のコンプライアンス意識の自己確認を促し、継続的な意識喚起を効果的か	識の自己確認を促すため、コン		
	つ効率的に図ることを目的として、「コンプライアンスに関する自己点検」を情報	プライアンス・個人情報保護・		
	管理対策室と連携し、「個人情報保護に関する自己点検」及び「情報セキュリティ	情報セキュリティに関する自		
	対策に関する自己点検」と合同で実施しました。拠点長が職員の点検結果を確認	己点検を実施しました。		
	することで問題点を把握し、必要な指導の実施や意識改善を行う契機とするとと			
	もに、自己点検が形骸化しないよう、適宜、点検項目の見直しやテスト項目を設			
	ける等の取組を行いました。			

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
③ 情報共有の促進 組織一体化のため、本部内や本部 と現場間の情報共有を促進する。また、側側を連携・相互理解を促進する。 ア・地域部の地域マネージを、部との情報の地域でである。 ・ 情報のがはできるが、でいる。 ・ テルでは、部には、のは、のは、のは、のは、のは、のは、では、のは、では、のが、では、のが、でいる。 ・ テルでのでは、できるのでは、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが	(職員の制裁処分について) 〇制裁処分の状況 ・コンプライアンス上、問題の疑いがある事業について事実確認の調査を行い、令和元年度は22件について制裁処分を行いました。 ・制裁処分を行った場合、職員制裁規程に基づき、減給以上は即時、戒告は半期ごとに公表(停職2件、戒告3件)するとともに、年2回、全拠点に対し、制裁処分の情報提供及び同様事業発生防止に係る注意喚起を発信しました。また、研修資料等に反映するなど、再発防止に努めました。 ③ 情報共有の促進 ア 本部と現場間の情報共有 〇本部と現場間の情報共有のキーマンである事業推進役(地域マネージャー)15人が、現場実態を直接幹部役職員に報告すること等により、本部における現場情報の把握と現場管理の徹底を図りました。(令和元年度は延べ約1,800 拠点(月平均約10 拠点/人)を訪問) 〇基幹業務への取組、ルールの徹底、今後の方針等について、事業推進役(地域マネージャー)が現場を訪問し、拠点職員に説明や意見交換等を行いました。事業推進役(地域マネージャー)が現場を訪問し、拠点職員に説明や意見交換等を行いました。事業推進役(地域マネージャー)の説明により解消された拠点職員の疑問や解決された問題点とともに、現場において解決することができない課題や問題点について状況を十分に把握し、本部において確認・検討を行い本部と現場の間の情報共有を進めました。 ○全ての拠点に導入したテレビ会議システムを活用し、重要な指示文書の発出部署から、現場向け説明を、令和元年度中に合計で172回行いました。	〇事業を共(地域部と、では、ののをは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	③ 情報共有の促進	評価の理由 〇事業推進役(地域マネージャー)を中心として、現場からの
・ お客様対応の状況など現場で 起きている主要な事柄を本部が 迅速に把握するため、引き続き、 拠点長からの日次での業務報告 を実施する。		〇日次報告が定着し、本部における現場の状況把握・事案対応の 迅速化が図られ、課題解消並び に再発防止へ向け本部と現場 が一体となって取り組む体制 が強化されました。		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
イ 本部内の情報共有	イ 本部内の情報共有			H I Im 45 - T Fri
・ 本部経営企画部が本部内の情	〇経営企画部を事務局とする常勤役員会を、令和元年度も継続して原則毎週1回開	○常勤役員会については、組織内		
報共有の責任部として責務を果	催し3月末までに51回開催(協議案件:203件、報告案件:207件)しました。	の情報共有・合議体制として有		
たすとともに、本部各部室は主	これにより、経営上重要な案件について役員が合議する体制を継続するととも	効に機能しており、引き続き経		
要課題についての対処状況を常	IC.	営上重要な案件等の共有が図		
勤役員会に報告し、情報共有を	役員間の組織横断的な議論により、本部内の情報共有を図りました。	られました。		
図る。				
・ 外部委託に係る本部内情報共	〇事業担当部署が実施した履行開始前検査、履行中検査等の各種検査について、検	〇事業担当部署が実施した履行		
有を図るため、調達企画部が、事	査調書により報告のあった内容について確認を行い、問題点の把握に努めるとと	開始前検査、履行中検査等の各		
業担当部署が行った委託業者の	もに、契約不履行があった場合における事件・事故・事務処理誤り報告のリスク	種検査の実施状況について、本		
検査等の内容を審査し、問題を	統括部への提出について徹底を図りました。	部内で共有することができま		
把握した場合は、リスク統括部	〇各種検査の実施状況については、2か月に1度のリスク管理委員会において報告	した。		
を通じてリスク管理委員会 へ 報	するとともに半期ごとの実施状況を常勤役員会に報告し、本部内の情報共有を図			
告する取組を徹底する。	りました。			
・ 本部現業部門におけるリスク	〇本部現業を統合管理する部署として、令和2年4月1日付で統括管理部門内に	〇令和2年4月1日付で組織改		
管理の見直し等も踏まえた、本	「本部事業管理部」を設置し、本部現業の進捗管理、品質管理及び事務リスク管	編を実施し、本部現業の事務リ		
部内情報共有を図るための仕	理を実施する体制を新たに構築しました。	スクマネジメント体制を構築し		
組みを確立する。	〇本部現業に関する事務リスク情報を把握するため、本部現業部署のグループ長が	ました。		
	本部事業管理部に日次で業務の実施状況等を報告する仕組みを令和2年4月よ			
	り構築しました。			
ウ 厚生労働省との情報共有の推進	ウ 厚生労働省との情報共有の推進			
・ 組織的に継続して取り組むべ	○厚生労働省年金局と機構の双方の幹部による定期連絡会議を、令和元年度も継続	〇定期連絡会議の開催や、年金局		
き課題の進捗管理表を引き続き	して原則隔週で開催し、組織的に継続的に取り組むべき課題の進捗状況や問題点	職員の人事交流を図ることで、		
作成し、年金局と共有するとと	について情報と認識の共有を図りました。	厚生労働省との情報共有を推		
もに、年金局と機構の定例連絡		進しました。		
会議で報告する。				
	〇厚生労働省年金局と機構との連携・相互理解を促進するため、厚生労働省(年金			
理解を促進するため、年金局職				
員と機構職員の相互の人事交流	職員の常駐を受け入れました。			
を推進する。 				
(3) 適正な監査の実施	 (3) 適正な監査の実施		 (3) 適正な監査の実施	
① 監査体制の確立	① 監査体制の確立		① 監査体制の確立	
・ 監査の専門人材を確保するた	○金融機関等での監査業務経験者、公認会計士等の専門資格を有する者を監査専門	〇監査業務の経験者及び専門資	〇監査の専門人材の確保及び監	〇民間の監査業務経験者等を採
め、外部からの人材登用を進める。	職として管理職3名を採用することにより、監査の専門人材を確保しました。	格を有する者を採用すること	査を担う人材の育成に取り組	用するとともに、外部機関が実
・ 監査を担う人材を育成するた	○監査部全職員を対象に、外部講師や高度専門職(監査アドバイザー)による研修	により、内部統制監査等に対し	むとともに、監査の品質管理体	施する研修の受講等により人
め、資格の取得・OJTの実施・外	を実施するとともに、監査部内におけるOJTの実施、日本内部監査協会等の外	て採用者の知見を取り入れて	制を強化したか。	材の確保・育成を図っている。
部機関の研修等への参加を推進す	部機関が実施する研修の受講、監査の専門資格の取得を推奨し、所属職員が日本	監査手続書を策定するなど、よ		また、業務検査調書の均一性を
る 。	内部監査協会の認定する監査専門資格を取得するなど、監査を担う人材の育成に	り実効ある監査を実施できる		確保するため、専任の品質管理

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	努めました。	体制を整備するとともに、各種		担当者を設置している。
		研修の実施等を通じて人材の		
		育成を図りました。		
・ 監査プロセスの平準化・高度化	〇年金事務所・事務センター業務検査調書の確認を企画調整グループに集約し、品	〇専任の品質管理担当者を設置		
のため、プロセスごとのチェック	質チェックを専任で行う品質管理担当者を設置するなど、品質チェック体制を整	し、監査調書の品質管理体制を		
体制を整備することにより、品質	備することにより、品質管理体制の強化を図りました。	強化することにより、業務検査		
管理体制を強化する。		調書の均一性を確保できる体		
		制を整備しました。		
② 監査手法の確立	② 監査手法の確立		② 監査手法の確立	
新たに策定されたルール等に対	〇全ての年金事務所 (312 年金事務所)、事務センター (16 事務センター) 及び年	〇恒常的に検査項目及び検査手	O新たに策定されたルール等に	〇機構の重点取組課題などから
応するため、恒常的に検査項目及	金センター(2年金センター)に対して業務検査を実施しました。	法の検討を行うとともに、機構	対応した検査項目及び検査手	重点検査項目を設定し、格付け
び検査手法の検討を行い、必要に	・年金事務所に対しては、諸規程等に基づくルールの徹底状況について確認を行	の重点取組課題などから重点	法の見直しを行い、適正な業務	に反映することにより、拠点に
応じて見直しを行うことにより、	うとともに、検査項目のうち「年金給付審査業務」、「厚生年金保険料の徴収業	検査項目を設定し、格付けに反	検査を実施するとともに、評価	おけるルール遵守意識の向上
適正な業務検査を実施する。	務」、「システム及び情報セキュリティ」、「金庫・現金の取扱い」に係る項目を	映したことにより、拠点におけ	の低い拠点に対してフォロー	を図っている。
	重点検査項目とし、当該項目の検出時に加重評価し、格付けに反映しました。	るルール順守に効果を上げる	アップ監査を実施したか。	また、業務検査結果が低評価で
	・事務センターに対しては、検査項目のうち「情報セキュリティ」、「外部委託」、	ことができました。		あった拠点に対してフォロー
	「年金給付審査業務」に係る項目を重点検査項目とし、当該項目の検出時に加	〇年金事務所・事務センター業務		アップ監査を実施し、改善を図
	重評価するとともに、拠点規模に応じた評価基準を設けて、事務センターの格	検査の検査項目に、年度途中か		っている。
	付けに反映しました。	ら「現金収納事務の見直しに係		
	・年金センターに対しては、前年度に引き続き、副センター長の担当業務(中央	る対応状況」、「事務センターに		
	年金センター6業務、障害年金センター3業務)ごとに、諸規程等に基づく業	到着する郵便等の件数確認等		
	務の実施状況及び管理に関して「ルールの徹底状況」をテーマに確認を行いま	の実施状況」等を追加し、拠点		
	した。	におけるルールの徹底状況に		
		ついて確認しました。		
・ 評価結果が低い拠点に対して	〇業務検査結果が低評価であった 16 拠点に対して、改善取組に関する妥当性及び	〇業務検査結果が低評価であっ		
は、業務監査(フォローアップ監	適切性を評価し、改善の促進を図るよう、フォローアップ監査(指導型監査)を	た拠点に対してフォローアッ		
査)により、改善取組の確実な実施	実施しました。また、平成30年度にフォローアップ監査を実施した24拠点のう	プ監査を実施し、改善を図りま		
を指導する。	ち、23 拠点において、今年度の業務検査の評価結果が向上しており、効果が出て	した。		
	いると考えています。			
・ 監査の評価結果を踏まえ、本部	〇月例で監査報告会を開催し、役員・本部関係部署の長等に対して、一般監査の実	〇監査報告会における改善提言		
関係部署に対して必要なルールの	施状況及び監査結果の報告等を行い、拠点における問題点や好取組事例の共有、	を受けて、本部関係部署より指		
見直し等について、情報提供や改	本部関係部署に対する改善提言、改善提言の対応状況等の確認及び報告を実施し	示が発出されるなど、監査結果		
善提言を行う。	ました。	に基づくルール徹底への働き		
		かけを行うことができました。		
・ 以下の業務について、監査手法	〇令和元年度においては、「年金給付審査業務」、「厚生年金保険料の徴収業務」、「シ	○重点監査テーマについて、前年		
の的確性・妥当性を高めるための	ステム及び情報セキュリティ」及び「調達プロセス・外部委託」の 4 項目を重	度の業務検査の結果を踏まえ		
取組を重点的に行う。	点監査テーマと位置づけ、監査手法の的確性・妥当性を高めるための取組を重点	た確認手順の見直しや外部専		
	的に実施しました。	門家の知見を取り入れた監査		
i 年金給付審査業務·厚生年金	・「年金給付審査業務」及び「厚生年金保険料の徴収業務」については、前年度に	手法の検討などの取組を実施		

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
保険料の徴収業務について、拠	実施した試行的な業務検査の結果を踏まえ、確認手順等を構築し、業務検査項	し、発見された検出事項に基づ		
点におけるルールの定着状況等	目に追加して拠点におけるルールの定着状況の確認を行いました。併せて、本	く拠点指導や本部関係部署等		
や本部におけるルール徹底に関	部関係部署による取組の適切性等を確認する監査を実施しました。	に対する改善提言を行いまし		
する取組を確認する。	・「システム及び情報セキュリティ」及び「調達プロセス・外部委託」については、	た。		
ii システム及び情報セキュリテ	システム関係の外部専門家を調達し、技術的支援を受けることにより、専門的			
ィ対策・調達及び外部委託業務	な知見を取り入れて監査手法の検討や見直しを行い、監査を実施しました。			
について、監査項目及び監査手				
法を検討し、必要に応じて見直				
しを行うことにより、より効果				
的な監査を実施する。なお、監査				
の実施に当たっては、外部専門				
家の知見も活用する。				
(4) 契約の競争性・透明性の確保等	(4) 契約の競争性・透明性の確保等		(4) 契約の競争性・透明性の確保 等	
契約の性質に応じた適正かつ合理的	│ │○契約の性質に応じた適正かつ合理的な契約方法の活用を図るため、継続的に研修	〇調達手続きの適正化のため、事	 ○機構における調達について、契	〇調達手続きの適正化のため、事
な契約方法の活用、調達案件の厳正な	を実施するとともに、調達案件の厳正な審査・点検の実施等により、契約の競争	業担当部署への研修を定期的	約の競争性・透明性の確保及び	業担当部署への研修を実施し、
審査・点検の実施等により、契約の競争	性・透明性の確保及びコストの削減に努めつつ、業務の正確性とサービスの質の	に実施し、調達関係諸規程等の	コストの削減に努めるなど手	調達手続の適正化に努めてい
性・透明性の確保及びコストの削減に	向上に取り組みました。	適正な取扱いの徹底に努めま	続の適正化が図られているか。	る。
努めつつ、業務の正確性とサービスの		した。		
質の向上を図る。				○競争性・透明性の確保を図るた
① 調達手続の適正化	① 調達手続きの適正化			め、競争入札に付すことを徹底
事業担当部署への研修を継続的に	〇事業担当部署への研修を定期的に実施し、延べ 156 名の職員へ調達関係諸規程等	〇競争性のある契約について、競		している。また、年金個人情報
実施し、平成30年7月31日改正の	の適正な取扱いの徹底に努めました。	争入札に付すことを徹底しま		を取り扱う外部委託について
調達関係諸規程等の適正な取扱いの	〇また、調達の実務に精通した人材を育成するため、外部機関が実施する調達分野	した。また、年金個人情報を取		は、全省庁統一資格の本来等級
徹底に努める。	の専門研修について、延べ12名の職員が計7回受講し知識の向上を図りました。	り扱う外部委託については、全		の適用の原則化を行うととも
② 適切な調達方法の選択	② 適切な調達方法の選択	省庁統一資格の本来等級の適		に、業務品質を確保するために
契約について、契約の競争性・透明	〇調達における競争性・透明性の確保を図るため、競争入札に付すことを徹底し、	用の原則化、業務品質を確保す		事業者の履行能力を見極める
性の確保を図ることを徹底し、契約	契約予定価格が少額のもの、複数年継続しての契約を前提とした更新契約、事務	るために事業者の履行能力を		必要があるものは、総合評価落
予定価格が少額のもの、複数年継続	室等の賃貸借、ビルの指定清掃業者等との契約を除いた競争性のある契約につい	見極める必要があるものは、総		札方式を適用し業務品質の向
しての契約を前提とした更新契約、	て、827 件を一般競争入札(不落随契となったものを含む。)に付しました。	合評価落札方式を適用し業務		上に努めている。
SLA随契、事務室等の賃貸借、ビル		品質の向上に努めました。		
の指定清掃業者等との契約を除き、				〇調達の適正化、透明性の確保及
競争性のある契約については、一般				び業務の正確性とサービスの
競争入札による競争入札に付すこと				質の向上を図りつつコスト削
を徹底する。				減に努め、削減率は目標の10%
また、年金個人情報を取り扱う外	〇年金個人情報を取り扱う外部委託については、255 契約全件に全省庁統一資格の			を上回っている。
部委託について、全省庁統一資格(A	本来等級以上の等級を適用するとともに、調達委員会において業務品質を確保す			
~D等級)の本来等級の適用を原則	るために事業者の履行能力を見極める必要があると判断された 32 契約全てにつ			〇複数年契約等合理的な契約形

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語
			日間に当たりでのルボ	評価の理由
とするとともに、業務品質を確保す	いて総合評価落札方式を適用しました。 			態を活用するなど業者が受託
るために事業者の履行能力を見極め				しやすい環境の整備に努めて
る必要があるものは、総合評価落札				いる。
方式の適用を原則とする。		0-myt-7-m A ##		
③ 調達委員会による事前審査等	③ 調達委員会による事前審査等	〇調達委員会等において、入札方		
	〇年度当初に年間調達計画額を定めて調達実績の状況を定期的に把握し、調達委員	式の妥当性などの調達の適正		
び効率化の観点から、年度を通じ		化、透明性の確保及び業務の正		
た調 達の進行管理を行うとと	については、調達委員会等において、入札方式、参加資格、調達単位、コンティ	確性とサービスの質の向上を		
もに、業務の正確性とサービスの	ンジェンシープラン等について審査を行いました。	図りつつコスト削減に努め、削		
質の重視及び事業リスクの観点も		減率は目標の 10%を上回りま		
踏まえ、入札方式、参加資格、調達		した。		
単位、コンティンジェンシープラ				
ン等について、一定額以上の調達				
案件の事前審査等を行う。				
・調達委員会の審査を経た調達計	〇調達委員会の審査を経た調達計画に基づき年間の調達計画額を定めるとともに、			
画に基づき年間の調達計画額を定	少額の随意契約の場合も入札に準じてホームページに見積公告を掲載するなど、			
めるとともに、総合評価落札方式	調達業務における競争性・透明性の確保及び業務の正確性とサービスの質の向上			
を適用するものを除く競争性のあ	を図りつつコスト削減に努め、総合評価落札方式を適用するものを除く競争性の			
る契約について、当該計画額の	ある契約について年間調達計画額(36,534 百万円)からの削減額は 8,378 百万			
10%以上を削減することを目指	円、削減率は 22.9%となりました。			
す 。				
④ 複数年契約等合理的な契約形態の	④ 複数年契約等合理的な契約形態の活用			
活用				
業務の効率化及び業務品質の維	○複数年契約を積極的に活用し、建物賃貸借、業務委託及びシステム関係の保守業	〇複数年契約等合理的な契約形		
持・向上を図る観点から、年度毎に仕	務等、令和元年度は 949 件の複数年契約を締結しました。また事前の情報提供依	態を活用するなど業者が受託		
様内容を変更することがないと判断	頼(RFI)も参考に、調達単位を適切に分割するなど、業者が受託しやすい契	しやすい環境の整備に努めま		
される長期契約が可能な調達案件な	約となるよう努めました。	した。		
どについて、複数年契約等合理的な				
契約形態を活用し、業者が受託しや				
すい環境の整備に努める。				
また、業者の履行能力に問題が生				
じることがないよう、必要に応じて				
調達単位を適切に分割する。				

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
2. 個人情報の保護				評価:B
お客様の大切な個人情報(年金個人	〇情報セキュリティ対策の強化に当たっては、厚生労働大臣の業務改善命令(平成	〇情報セキュリティ対策の強化	〇情報セキュリティ対策の強化	〇情報セキュリティ対策の強化
情報及び特定個人情報(マイナンバ	27年9月)を踏まえて策定した「業務改善計画」(同年12月)に沿って、組織面、	に当たっては、「業務改善計画」	を図る観点から、「業務改善計	について「業務改善計画」に基
一))を確実に保護し適切に管理するた	技術面及び業務運営面の取組を進め、再発防止のために必要な対処を行ってきた	に沿って進めてきた、組織面、	画」に基づき進めてきた「組織	づく取組が以下のとおり維持・
め、以下の取組を行う。	ところですが、令和元年度においては、この業務改善計画に基づき構築した共有	技術面及び業務運営面のそれ	面」、「技術面」及び「業務運営	継続して実行されている。
	フォルダやインターネット環境の適切な運用、継続的な研修・点検の実施のほか、	ぞれの取組を維持・継続し、再	面」の取組を維持・継続して実	また、これらの取組を機構自ら
	保守期限の到来した機構LANシステムなどの端末設備等の再構築において、シ	発防止のために必要な対処を	行されていたか。	自律的に維持・継続するため、
	ステム構成の見直しを行い、情報システムの独立性及び完全性を確保しつつ事務	行ってきました。また、継続的・		PDCAサイクルの確立に向
	の利便性の向上を実現しました。	自律的なPDCAサイクルの	<組織面>	けたルールの策定を進めるな
	また、監査や検査等により判明した情報セキュリティに関する課題等に対し、継	確立に向けたルールの整備等	・情報管理対策本部	ど、再発防止に向けた一定の努
	続的・自律的なセキュリティマネジメントシステム(PDCAサイクル)の確立	を進めました。	・厚労省との連携の強化	力が認められる。
	に向けたルールの整備などの取組を進めました。		・機構CSIRT	
			・最高情報セキュリティアドバイ	<組織面>
(1) 組織面の対策	(1) 組織面の対策		ザー	(情報管理対策本部、厚労省との
・ 情報セキュリティ対策を一元的に	〇情報管理対策本部においては、機構の情報セキュリティの方針決定や進捗確認を	〇情報管理対策本部、情報管理対	・情報セキュリティ対策支援業者	連携強化及び機構CSIRT)
管理するための「日本年金機構情報	行ってきたほか、外部の機関による監査等で明らかになった課題への対応策をま	策室及び機構CSIRTの体	・管理業務専任役	・情報管理対策本部及び機構CS
管理対策本部」、その下の実施組織で	とめるなど、情報セキュリティ対策の継続・強化を推進してきました。	制を維持し、情報セキュリティ		IRTの体制が引き続き維持
ある情報管理対策室及び情報セキュ	また、機構と厚生労働省の役職員を構成メンバーとする「情報セキュリティ対策	対策の強化を図りました。ま	<技術面>	され、情報セキュリティに関す
リティインシデントへの即応性を向	連絡会議」及び「情報セキュリティ対策連絡会議ワーキンググループ」において、	た、最高情報セキュリティアド	・システム上の対策	る方針決定や各種対策に係る
上するための機構CSIRTを十分	機構の情報セキュリティに関する課題を共有しました。	バイザー及び情報セキュリテ	・検疫PC及び共有フォルダ	進捗管理等が行われている。ま
に機能させることにより、情報セキ	〇情報管理対策室は、情報セキュリティ強化に関する関係部署への指示及び総合調	ィ対策支援業者の体制を維持	・独立したインターネット環境に	た、「情報セキュリティ対策連
ュリティ対策に必要な体制を引き続	整を行うとともに、業務改善計画に基づいて設置した年金個人情報等専用共有フ	し、専門的・技術的な知見に基	よる業務利用	絡会議」等において厚労省との
き確保する。	オルダ、インターネット環境等の適正な運用を確保するための取組を推進してき	づく助言を受けることにより、	・情報セキュリティリスク分析評	間で情報セキュリティ強化に
	ました。	情報セキュリティ対策の強化	価・脆弱性診断等の実施	関する課題を共有している。
・ 情報セキュリティ対策を確実に実	〇機構CSIRTは、担当職員のインシデント対処スキルの向上を目的として、厚	を図りました。大規模拠点にお	・SIEMの導入	(最高情報セキュリティアドバ
施するとともに新たな脅威に対応す	生労働省と機構による合同訓練を実施したほか、内閣サイバーセキュリティセン	いては、情報セキュリティ対策		イザー及び情報セキュリティ対
るため、その助言等を行う高度な専	ター(NISC)及び情報通信研究機構(NICT)が主催する各種研修への参	強化のため、情報セキュリティ	<業務運営面>	策支援業者)
門的知識・経験を有する者(又は機	加や機構内研修を実施しました。	点検業務等に従事する職員の	・情報セキュリティポリシー	・最高情報セキュリティアドバイ
関)による業務支援体制を引き続き	また、情報セキュリティインシデントへの対処手順について、年金個人情報の保	逐次拡充を図りました。	・情報セキュリティ研修	ザー及び情報セキュリティ対
確保する。	護に関する対応を強化するため、機構CSIRTへの報告手順の明確化等、対処		・標的型メール攻撃対処訓練	策支援業者を引き続き設置し、
	フローの見直しを行いました。			専門的・技術的な知見に基づく
	〇最高情報セキュリティアドバイザー及び情報セキュリティ対策支援業者から専		<監査>	助言を受けることにより、情報
	門的・技術的な知見に基づく助言を受けることにより、情報セキュリティ対策の		・技術面の妥当性を評価する外部	セキュリティ対策の強化を図
	強化を図りました。		監査の実施	っている。
・ 大規模拠点における情報セキュリ	O大規模拠点における情報セキュリティ対策強化のため、情報セキュリティ点検業		外部委託先監査及び外部委託管	(管理業務専任役)
ティ体制強化のため、情報セキュリ	務等に従事する職員(管理業務専任役)を平成30年4月以降配置し、逐次拡充を		理監査の実施	・管理業務専任役の配置を拡充
ティ点検業務等に従事する管理業務	図っています。			し、大規模拠点における自己点
専任役の拡充を図る。	・平成30年度:27拠点配置			検機能の強化を図っている。

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	・令和元年度:38拠点配置			
				<技術面>
(2) 技術面の対策	(2) 技術面の対策			(システム上の対策)
・ 年金個人情報等専用共有フォル	〇機構LANシステムについては保守期限到来に伴い、令和元年5月から7月末ま	〇情報システムの独立性及び完		・インターネット上の脅威が及ば
ダ及び機構LAN共有フォルダにつ	つ でにかけて実施した端末設備等再構築において、平成30年7月25日改定後の「政 全性を確保するため、引き続き			ないよう、引き続き、基幹シス
いては、より適切に管理することが	府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(以下「政府統一基準群」	インターネット環境の基幹シ		テム及び機構LANシステム
できるよう運用の改善を図るととも	という。)に準拠した情報セキュリティ対策を施した仕様として、共通基盤シス	ステム及び機構LANシステ		についてインターネット環境
に、運用状況を定期的に確認する。	テム及び共通事務システムとしてシステム構成の見直しを行い、更改しました。	ム(共通事務システム)の領域		と分離を徹底した上で、職員間
インターネット環境については、	従来からの「インターネット環境からの分離」及び「年金個人情報の分離」の徹	からの分離を徹底の上、職員が		の情報伝達や共有に係る利便
利用状況を定期的に確認し、適切に	底を図り、年金個人情報の取扱いを基幹システム領域に限定する仕組みの強化を	行う情報伝達や共有に関する		性を向上させている。
管理運用する。	図りつつ、職員が行う情報伝達や共有に関する共通事務の利便性を向上させまし	共通事務の利便性を向上させ		(検疫PC及び共有フォルダ)
情報セキュリティを確保したイン	<i>t</i> =。	ました。		・検疫PCにより入口対策を徹底
ターネット環境の活用について、引	〇年金個人情報等専用共有フォルダ及び機構LAN共有フォルダ (共通事務共有フ	〇共有フォルダは、検疫PCによ		の上、共有フォルダの不要なフ
き続き検討を進める。	ォルダ)の運用に当たっては、その適切な運用を確保するために策定した共有フ	る入口対策を徹底の上、点検や		ァイルの削除を徹底するため、
・ 機構が管理・運用する情報システ	ォルダ等運用要領に基づき、毎月、情報セキュリティ責任者において、共有フォ	ファイルの自動削除など、要領		最終更新日から2年を経過し
ム等について、外部専門家によるリ	ルダ内の重要な情報を含むファイルへのアクセス権の設定の状況等について点	に基づく運用を徹底しました。		たファイルの自動削除を実施
スク分析評価・脆弱性診断等を実施	検し、その結果を機構本部に報告するとともに、引き続き職員への意識付けを徹			している。
し、その結果を踏まえて、必要な対策	底してきました。			(独立したインターネット環境
を講じる。	また、不要なファイルの削除を徹底するため、最終更新日から2年を経過したフ			による業務利用)
・ 業務に影響を与える可能性のある	ァイルの自動削除を令和元年 10 月、令和2年1月及び3月に実施しました。な			・インターネット環境の利用状況
セキュリティイベントの発生をより	お、ファイルの自動削除については、今後も四半期ごとに実施していきます。			を定期的にモニタリングする
早期に検知するための対策の導入に	〇インターネット環境については、平成 30 年 3 月、新たに厚生労働省統合ネット	〇インターネット環境は、要領に		こと等により、当該環境の安定
ついて検討する。	ワーク内の領域に、基幹システム及び機構LANシステムの領域から分離した環	基づく運用を徹底するととも		的な運用の確保を図っている。
	境を構築し、平成 30 年 11 月からインターネットの業務利用を本格的に開始し	に、定期的に利用状況をモニタ		(情報セキュリティリスク分析
	ています。令和元年度においては、一部の利用者権限の管理作業をシステム化す	リングし意図しない利用がな		評価・脆弱性診断等の実施)
	るなど運用の効率化を図るとともに、定期的に利用状況のモニタリングを実施	されていないことを確認して		・計画的に情報セキュリティリス
	し、意図しない利用がなされていないことの確認を行っています。また、令和2	います。		ク分析評価及び脆弱性診断等
	年度から特定の法人(資本金1億円超の法人等)に対する電子申請による届出が			を実施している。
	義務化されたことに伴い、機構職員の厚生年金保険の加入手続き等のインターネ			(SIEMの導入)
	ット環境による電子申請・電子申告の実施に向けて、情報セキュリティの確保を			・ねんきんネットについて、セキ
	十分考慮しつつ、専用端末を設置し、必要な事務処理手順の整備等を行ったとこ			ュリティイベントの発生をよ
	ろです。			り早期に検知する仕組み(SI
	○情報セキュリティリスク分析評価・脆弱性診断は、外部の専門家を活用して、リ	〇情報セキュリティリスク分析		EM)を導入し、セキュリティ
	スク評価については共通基盤システム、インターネット環境等を対象として、脆	評価・脆弱性診断を計画どおり		対策を強化している。
	弱性診断についてはインターネットに接続しているシステム等を対象として実	に実施しました。		
	施したところですが、追加対策の実施が必要なリスクは検出されませんでした。			<業務運営面>
	〇ねんきんネットについて、令和2年1月のシステム更改を機に、セキュリティイ	Oねんきんネットについて、セキ		(情報セキュリティポリシー)
	ベントの発生をより早期に検知する仕組み(SIEM ※)を導入しました。	ュリティイベントの発生をよ		・政府機関等の情報セキュリティ
	※SIEM(Security Information and Event Management)とは、サーバやネ	り早期に検知する仕組みを導		対策のための統一基準群に準

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	ットワーク機器、セキュリティ関連機器、各種アプリケーションから集めら	入しました。		拠するよう、機構ポリシーにつ
	れたログ情報を統合管理し、各種ログの相関分析を行うことで、危険と思わ			いて必要な改正を行っている。
	れる予兆を含めた脅威を検知する仕組みのこと。			(情報セキュリティ研修)
				・全役職員に対し、情報セキュリ
(3) 業務運営面の対策	(3) 業務運営面の対策			ティ研修や個人情報保護・マイ
・ 情報セキュリティポリシーなどの	〇日本年金機構情報セキュリティポリシー及び各種手順書等については、政府統一	〇情報セキュリティポリシーは、		ナンバーに係る研修の実施、研
情報セキュリティに係る諸規程等に	基準群に準拠し、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」を参照しつつ、情報	政府統一基準群等に準拠し、改		修後の理解度テスト、自己点検
ついては、政府機関等の情報セキュ	セキュリティリスクの評価結果を踏まえながら、機構の運用実態に則するよう、	正しました。		等の実施により、役職員に対し
リティ対策のための統一基準等の動	令和元年6月30日及び令和2年1月1日に改正を実施しました。			情報セキュリティ対策の重要
向や情報セキュリティリスクの評価	○情報セキュリティ関係諸規程及び情報セキュリティの重要性を理解させるとと	〇全役職員及び派遣職員に対す		性の周知を図っている。
結果を踏まえ、実効性に留意し、速や	もに、適切な情報セキュリティ水準の維持を図るため、各拠点において、全職員	る情報セキュリティ研修や個		(標的型メール攻撃対処訓練)
かに改正する。	及び派遣職員を対象とした情報セキュリティ研修を計2回(平成31年4月~令和	人情報保護・マイナンバーに係		・メール利用頻度が高い職員に対
・ 役職員が情報セキュリティ対策及	元年6月、令和元年11月~12月)実施しました。また、役員を含む幹部職員を対	る研修の実施、研修後の理解度		し標的型メール攻撃対処訓練
び個人情報保護の重要性を認識し、	象とした情報セキュリティ研修を令和元年10月に実施しました。	テスト、自己点検の実施によ		を実施し、その結果を基にフォ
それぞれの役割に応じた責務を果た	個人情報保護・マイナンバーに関する研修は全職員及び派遣職員を対象に平成31	り、情報セキュリティ対策の重		ローアップを行い、注意喚起を
すことができるよう、情報セキュリ	年4月から令和元年6月にかけて実施しました。また、特定個人情報の取扱いに	要性及びその役割に応じた責		図っている。
ティ研修及び個人情報保護・マイナ	関する研修を、幹部職員を対象に平成31年4月に、全職員を対象に令和元年5月	務の周知徹底を図りました。併		
ンバーに関する研修を定期的・継続	に実施し、ルール及び各拠点で発生した個人情報に関する事案について情報の共	せて、研修教材の見直しを実施		<監査>
的に実施する。また、情報セキュリテ	有により再発防止策を徹底しました。	しました。		(技術面の妥当性を評価する外
ィ研修の成果については、理解度テ	〇情報セキュリティ研修の成果を検証するため、同研修実施後の令和元年7月及			部監査の実施)
ストや自己点検、模擬訓練により検	び令和2年1月に情報セキュリティ理解度テストを実施しました。また、実効			・情報セキュリティ対策の技術面
証する。	性の高い点検が実施できるよう、情報セキュリティ等に関して毎月内容が変わ			の対応について妥当性を確認・
・ インシデント発生時に、各自が情	るテスト形式の設問を取り入れた自己点検を実施しました。なお、研修教材			評価する独立した外部専門家
報セキュリティインシデント対処手	は、照会が多い事項、理解度テスト及び自己点検の結果等を反映して適宜見直			による監査を実施している。
順書等に定められた役割、責任、権限	しを行うとともに、管理職として実施すべき情報セキュリティ対策を取りまと			(外部委託先監査及び外部委託
に基づき、迅速かつ適切な対応がと	めた「情報セキュリティ管理職ハンドブック」を逐次更新しました。			管理監査の実施)
れるよう、関係機関・システム運用委	〇役職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、標的型メール攻撃対	〇職員の情報セキュリティに対		・外部委託先における個人情報の
託先との連携体制、内部の指揮命令・	処訓練を令和元年10月29日、11月5日及び7日に実施しました。これらの標的型	する意識向上を図るため、業		保護・管理状況及び事業担当部
連絡体制等を確立するための訓練や	メール攻撃対処訓練において職員に求められる対応が適切にできていなかった	務上メール利用頻度が高い職		署による検査状況を確認する
研修等を行う。	者に対する2回目の訓練を令和2年2月14日に実施し、フォローアップを行いま	員を対象に標的型メール攻撃		監査を実施し、必要な改善を求
各拠点で発生した個人情報に関す	した。	対処訓練を実施しました。		めている。
る事案の背景や原因を分析した情報	〇令和元年度における本部リスク管理の見直しにおいて、情報セキュリティに係			
を提供することにより、その教訓を	る追加対策の実施が必要な取組はありませんでした。			
活かした再発防止策を徹底する。				
・ 本部リスク管理の見直しの取組				
(本部現業リスクの洗い出し、リス				
ク管理体制の見直し等)を踏まえ、必				
要に応じて情報セキュリティ対策の				
検討を行う。				

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由	
(4) 左合图(桂起土取口机之以如天式の	(4) 左合用しはおも取り扱うは如子打の第二と第四				
(4) 年金値入情報を取り扱う外部安託の 適正な管理	(4) 年金個人情報を取り扱う外部委託の適正な管理 				
	※取組状況はⅡ−2−(2)に記載。				
あり方等に関する調査委員会報告書」	次収組(水がは 1 一 2 一 (2) 1 こ 記載。				
の提言に基づき、業務の効率化を追求					
しつつ、業務の正確性とサービスの質					
の向上を重視するという視点に立っ					
て、新しい調達・外部委託管理ルールの					
徹底を図る。					
1873 C L 0					
 (5) 監査によるチェック	 (5) 監査によるチェック				
	○ 「情報セキュリティ管理基準」(平成 28 年経済産業省告示第 37 号)を基準とし	 ○業務改善計画に基づく、情報セ			
施し、個人情報保護に関する取組に	│ │ て、業務改善計画に基づく必要な情報セキュリティ対策(技術面)の強化及び改	キュリティ対策の技術面の対応			
対する技術面の対応について、妥当	│ │ 善が適切に行われていることを確認・評価するため、独立した外部の専門家によ	について、外部の専門家による			
性等の確認・評価を行う。	る以下の監査を実施しました。	監査を実施し、業務改善計画及			
・ マイナンバーを含む個人情報の保	・ リスク評価・分析に対する監査	び日本年金機構情報セキュリテ			
護・管理状況にかかる適切性を確認	・ 統合的なログの管理・運用に関する監査	ィ対策推進計画に照らし適切で			
する監査を実施する。	・ 外部機関との情報連携に関する監査	あるという結果でした。			
・ 外部委託先における個人情報の保					
護・管理状況及び事業担当部署によ	〇マイナンバーによる情報連携システムの品質を確認するため、総合テスト及び受	〇マイナンバーを取り扱う情報			
る管理・指導状況の適切性を確認す	入テストが適切に行われる仕組みが構築されているか、その仕組みに基づき適切	連携システムに対するシステム			
る監査を実施する。	に実施されているか等を確認する監査を実施しました。	監査を実施し、総合テスト及び			
		受入テストが適切に行われる仕			
		組みが構築され、適切に実施さ			
		れていることを確認しました。			
	○個人情報等を取り扱う外部委託業務(以下の 24 契約)の契約先に対して、個人	〇外部委託先における個人情報			
	情報の保護・管理が適切に行われているか監査を実施するとともに、事業担当部	の保護・管理状況及び事業担当			
	署に対して、諸規定等に基づく必要な検査が適切に行われているか監査を実施し	部署による検査状況を確認する			
	ました。	監査を実施し、発見した検出事			
	・ 事務センターにおけるパンチ委託に係る外部委託(4 契約)	項について、事業担当部署及び			
	・ 年金センターにおける年金給付業務等に係る外部委託 (3契約)	外部委託受託事業者に改善対応			
	・ 年金相談センター・常設型出張相談所運用業務に係る外部委託(1契約)	を求めました。 			
	- 年金生活者支援給付金請求書(はがき形式請求書)の作成及び発送準備業務				
	に係る外部委託(1契約)				
	・ 保険料納入告知額・領収済額通知書の作成及び発送準備業務に係る外部委託				
	(4契約)				
	・ 予約受付専用ダイヤルにおける電話対応業務等に係る外部委託(3契約)				
	・ ねんきん定期便の作成及び発送準備業務に係る外部委託(7契約)				

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等の受付・審査・入力等業務に係る 外部委託 (1 契約)			

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由	
3. 文書管理及び情報公開				評価:B	
(1) 文書の適正管理	(1) 文書の適正管理		(1) 文書の適正管理		
文書の適正管理のため、以下の取組	○文書の適正管理のため、届書等文書の受付、審査、決裁、保存、廃棄といったエ	〇令和2年3月からの経過管理・	〇適正かつ効率的に文書を保存・	〇文書の適正かつ効率的な管理	
を行う。	程全体を改めて見直し、文書管理手法を確立すべく、令和元年 10 月より未来戦	電子決裁サブシステムにおける	活用するための方法(電子デー	方法について、引き続き調査・	
① 保存期間の見直し	略室に設置した「紙ゼロプロジェクトチーム」において、以下の取組の検討等を	電子申請処理の開始に合わせ文	タ化等) について調査・検討を	検討を進めるとともに、経過管	
お客様からの申請書類など年金記	組織横断的かつ集中的に進めました。	書管理規程等を改正しました。	行うとともに、経過管理・電子	理・電子決裁サブシステムにお	
録や年金額に関係する文書の保存期	・令和2年3月からの経過管理・電子決裁サブシステムにおける電子申請処理の	〇引き続き、業務実態・コスト等	決裁サブシステムにおける電	ける電子申請処理の開始に合	
間について、制度上必要となる期間	開始に合わせ、提出された電子データを適切に保存するため文書管理規程等の	を踏まえ、文書の適正かつ効率	子申請処理の開始に合わせ、提	わせ、提出された電子データを	
を改めて検討し、その結果を踏まえ、	改正を行いました。引き続き、保存された電子的文書の適正かつ効率的な管理	的な管理方法について、検討を	出された電子データを適切に	適切に保存するため文書管理	
必要な規程改正等を行う。	- 方法の検討を進めています。	進めています。	保存するため必要な諸規程の	規程等の改正を行っている。	
② 適正な管理の実施	・実質的に永年保存となっているお客様からの申請書類など年金記録や年金額に	〇年金記録や年金額に直接関係	改正を行ったか。		
適正かつ効率的に文書を保存・活	直接関係する文書について、長期保存による実務上の課題やコスト等を整理し	しない文書については、廃棄ル		 ○年金記録や年金額に直接関係	
用するための方法(電子データ化等)	つつ、制度上保存が必要となる期間等を引き続き検討するとともに、処理済み	ールを確立し、現在、このルー	 ○年金記録や年金額に直接関係	 せず、保存期間満了後に廃棄可	
について調査・検討を行うとともに、	の紙届書や電子媒体の適正かつ効率的な保存に係る方策の調査・検討を進めて	ルに基づき廃棄を進めていま	しない文書について、保存期間	能となっている文書の整理・廃	
実際の業務において、全ての文書が	います。	す。	 満了後の廃棄可能となった文	- - - 棄について、引き続き取り組む	
適正に管理されるよう体制整備を進	・年金記録や年金額に直接関係しない文書については、平成29年度に廃棄ルール		 書の整理・廃棄を促進したか。	│ │ 必要がある。	
める。また、保存期間が経過し、廃棄	│ │ を確立し、現在、このルールに基づき廃棄を進めているところですが、保存期				
可能となった法人文書については、	間満了後の廃棄可能な文書の整理・廃棄を促進するため、計画的な廃棄に向け				
速やかに廃棄を実施し、経費を節減	 た体制の整備、スケジュールの策定等の取組を開始しました。				
する。					
③ 電子申請等への対応					
電子申請や電子媒体で提出された					
届書等の取扱いについて、当該電子					
データを原本として適正に管理する					
方法を検討し、結論を得る。					
(2) 情報公開の推進	(2) 情報公開の推進		 (2) 情報公開の推進		
法令等に基づく情報公開に適切に対			- - - - ○法令等に基づく情報公開に適	 ○事務処理誤りや業務運営に関	
応するとともに、お客様の視点に立っ			切に対応するとともに、業務運	 する情報、年次報告書につい	
た情報公開を行うため、業務運営の状			営の状況や目標の達成状況、組	て、法令や諸規程に基づき、必	
況や目標の達成状況、組織や役員に関			織や役員に関する情報などに	要な情報公開を適切に実施し	
する情報などを分かりやすい形で広く			ついて、お客様の視点に立った	ている。	
適切に公開する。			分かりやすい形で広く適切に		
① 事務処理誤り等の公表	① 事務処理誤り等の公表		公開を行ったか。		
お客様の権利に影響するような事	 ○日本年金機構情報開示規程に基づき、事務処理誤りの月次・年次(9月)の公表	 〇日本年金機構情報開示規程に			
件・事故、事務処理誤り等に関し、「日	を行いました。	基づき、毎月事務処理誤りの公			
本年金機構情報開示規程」等に基づ		表を行うとともに、年次で前年			
き、開示の手続や事務処理誤りの月		 度に公表した事務処理誤りの			

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
次・年次の公表等を適切に実施する。		集計、点検・分析結果等につい		町岡公石田
		て公表を行いました。		
② 業務運営に関する情報の公表	② 業務運営に関する情報の公表			
日本年金機構法に基づき公表が義	〇日本年金機構法に基づき公表が義務付けられている事業計画等の情報及び個別	〇公表に当たっては、必要な情報		
務付けられている業務方法書、役員	規程にて公表することとしているお客様の声の主な内容等の情報について、適時	が適時適切に公表されている		
制裁規程、職員制裁規程、事業計画等	適切に公表を行いました。また、それらの必要な情報が適時適切に公表されてい	か確認を行い、その確認結果を		
や日本年金機構の個別規程にて公表	るか確認を行い、確認結果を常勤役員会に報告しました。	常勤役員会に報告しました。		
することとしているお客様の声の主				
な内容及び反映状況、役職員の制裁				
の状況、契約に関する情報などが適				
切に公表されているか確認を行うと				
ともに、確認結果を常勤役員会に報				
告する。				
③ 年次報告書(アニュアルレポート)	③ 年次報告書(アニュアルレポート)の作成・公表			
の作成・公表				
日本年金機構がこれまで取り組ん	〇年次報告書(アニュアルレポート)(以下「アニュアルレポート」という。)につ	〇単年度の業務実績だけでなく、		
できた課題への対応状況や業務運	いては、単年度(平成30年度)の業務実績だけでなく、機構設立以降10年間に	機構がこれまで取り組んできた		
営、組織及び報酬等の役員に関する	おける主な取組や、平成 28 年 4 月から 3 年間で取り組んできた日本年金機構再	取組等について掲載し、お客様		
情報等について、お客様目線で、より	生プロジェクトの取組と成果について掲載するとともに、図や表をできるだけ多	目線で分かりやすく見やすくと		
分かりやすく見やすく取りまとめた	く用いることで、分かりやすく見やすくなるよう取りまとめ、令和元年 12 月に	りまとめ、公表しました。		
年次報告書(アニュアルレポート)を	公表しました。			
作成し、お客様が容易に閲覧できる	〇また、アニュアルレポートについては、昨年度と同様に、ホームページに掲載す	Oアニュアルレポートは、ホーム		
よう、機構ホームページへの掲載、年	るほか、本部から事務連絡を発出し、各拠点(年金事務所・街角の年金相談セン	ページに掲載するほか、年金事		
金事務所等の窓口への設置及び市区	ター・事務センター)や市区町村、ハローワーク等へ送付し備え置くとともに、	務所等の窓口に設置し、また、		
町村等の関係機関への配布を行うと		市区町村や年金委員、ハローワ		
ともに、地域年金展開事業での一層		一ク等に配付するとともに、年		
の活用等を図る。	さらに、年金事務所から年金委員へアニュアルレポートの冊子等を配付し、活動	金委員の委嘱活動や年金委員研		
	時における積極的な活用を依頼する従来の取組に加え、年金委員の委嘱活動や年	修等、地域年金展開事業におい		
	金委員研修での活用の依頼等、地域年金展開事業での活用を図りました。	ても積極的な活用に努めまし		
		<i>t</i> =.		

令和元年度計画	令和	和元年度計画に対する取組状	況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
4. 人事及び人材の育成						評価 : B
制度を実務にすることをミッシ	○制度を実務にすることをミッ	ションとした実務機関として	の業務の安定性・確実性の確保			
ョンとした実務機関としての業務	に重点を置く人事を実現する	とともに、機構全体やお客様に	こ貢献する職員を高く評価する			
の安定性・確実性の確保に重点を置	評価体系の構築を進め、国民	の信頼に応える人材を育成す	る制度の充実を図りました。			
く人事を実現するとともに、機構全						
体やお客様に貢献する職員を高く						
評価する評価体系を構築すること						
で、国民の年金を確実に守り信頼に						
応える人材を育成する。						
(1) 人事方針、人材登用	(1) 人事方針、人材登用					
安定的かつ確実な組織運営体制					〇安定的かつ確実な組織運営	○現場・本部業務に精通した人
を確保する人事制度の確立に向け					体制を確保するため、現場・	材を育成するため、全国異動
て、以下の取組を行う。					本部業務に精通した人材や	や本部・現場間の人事異動を
					専門性の高い分野に精通し	促進させるとともに、年金給
① 安定的かつ確実な組織運営に	① 安定的かつ確実な組織運営	に向けた人事			た人材を育成するための人	付分野・システム分野におけ
向けた人事					事配置を行い、また、無期転	る専門職の配置拡大を行っ
・ 本部のリスク管理体制の見直	〇年金事務所の機能集約、事務	センターの集約状況及び本部	現業の再構築等による組織改編	○組織の見直しに伴い、本部と	換職員の役割を整理し、その	ている。
し等、組織の見直しに伴い資格	を踏まえ、本部と拠点の資格	と職責の見直しを実施しまし	<i>t</i> =。	拠点の資格と職責の見直し	拡大を図るとともに、経験を	また、事務センター専任職員
と職責のあり方の検討を行う。	また、拠点のG級ポストに引	き続き地方出身の本部部長級	の職員を配置しました。	を実施しました。	有するエルダー職員の活用	を創設し、無期転換職員の拡
	【機構の資格】G:ゼネラル	マネージャー職群、M:マネ	ージャー職群、		分野の検討を進めたか。	大・活性化を進めるととも
	C・S:一般	職群				に、経験を必要とする業務を
					〇新規採用者や専門性が求め	エルダー職員に担わせ、活用
・ 全国拠点網を安定的に維持・	〇全国拠点網を安定的に維持・	運営するため、人事ヒアリンク	グに加え地域部と連携し各拠点	○組織の一体化を進めるため、	られる業務への外部人材の	分野の充実を図っている。
運営するための全国異動を行	の状況把握を行い、拠点相互	間の全国異動を引き続き行う	とともに、組織一体化と制度と	本部・拠点間の異動を促進し	採用は人材が確保されたか。	
うとともに、現場に近い地域	実務に強い人材を育成する観	点から本部・拠点間の人事異	動を促進しました。	ました。		○多様な採用活動により、新規
部、事業推進役と連携し、組織	区分	全国異動	経験者		〇評価者及び被評価者の研修	採用者の確保に努めるとと
の一体化を進めるための本部・		令和元年 10 月	(参考:平成30年10月)		の充実を図るなど人事評価	もに、ITガバナンスや内部
現場間の人事異動を引き続き	全国異動	8,693人 (79.0%)	8,678人 (79.7%)		の公平性・公正性・納得性を	監査機能を強化するための
実施する。	本部・拠点間異動	2,857人 (26.0%)	2,579 人 (23.7%)		高めた制度の運用が図られ	
					ていたか。	る。
	る割合				○制度と実務の双方に精通し	〇評価スキルの向上を図るた
					た職員や専門性の高い人材、	め、新たに、全ての拠点の課
・ 人事部において、職員と個別	○人事部において、半期ごとに	人事ヒアリング(個別面談)		〇人事部による人事ヒアリン	また、無期転換職員・有期雇	室長等に対する評価者研修
面談を実施することにより、意	環境を把握するとともに、職	員に求められる役割への意識	の醸成を図り、意欲と伸びしろ	グに加え、地域部との連携強	用職員を育成するため、業務	を実施するとともに、人事評
欲と伸びしろのある職員を発	のある職員の発掘、育成に努	めました。		化を開始し、多面的な視点か	別研修などの研修体系を見	価制度の理解と定着促進を
掘し、本部業務を経験させる	〇さらに、現場・本部業務に精	通した人材を確保する観点か	ら、現場の職員と接する機会の	ら意欲と伸びしろのある職	直したか。	図るため、主任研修を活用し

等、人を育てる人事配置を行 う。

- 体系の構築
- 分野の業務を長期に担当し、制 度と実務の双方に精通した職 員を育成する体系化されたキ た。 ャリア開発の仕組みを検討す

- 基盤的業務を長期に担当し、 実務に精通した職員を育成す る仕組みを検討する。
- び有期雇用職員の活性化
 - に正規職員、無期転換職員及び 有期雇用職員の役割を明確化 し、職種毎の処遇や人材育成の 見直しを図る。
 - 定的確保を図るため、無期転換 規職員への登用を進める。
 - を図るため、有期雇用職員につ いて、その能力・経験を踏まえ た無期転換を推進することを 検討する。

多い地域部と人事部の連携を強化し、現場の業務に従事していた職員にも本部業務を経験 させる等、人を育てる人事配置に反映しました。

- ② 専門人材・基盤的な人材の人事 ② 専門人材・基盤的な人材の人事体系の構築
 - ・ 特に高い専門性が求められる|〇特に高い専門性が求められる部署に配置された職員について、ロールプレイングによる研|〇専門性を高めるための研修| 修や外部の研修機関の利用など専門性を高めるための研修を実施し、人材を育成するとと もに、年金給付分野及びシステム分野に精通した職員を専門職として新たに配置しまし

区分	配置人数	
	令和2年4月1日現在	(参考:平成31年4月1日現在)
年金給付専門職	275 人	227 人
上席年金給付専門職	81 人	74 人
システム専門職	46 人	42 人
上席システム専門職	7人	6人

- ○年金生活者支援給付金の受付業務等に対応するため、本部の給付担当部門や中央年金セン│○年金給付業務に従事する新 ター等に給付金の支給要件を正確に判定する体制の整備を目的に、新たな職種として、給 付業務正規職員を令和元年7月に創設し、77人を登用しました。
- ③ 無期転換職員の拡大・活性化及 ③ 無期転換職員の拡大・活性化及び有期雇用職員の活性化
 - 組織を安定的に運営するため | 〇事務センターの安定した事業実施体制を確立するため、正規雇用職員、無期転換職員及び | 〇組織安定化のため、新たな職 有期雇用職員の役割を整理し、厚生年金保険適用・国民年金業務に関する届書審査業務等 を担う新たな職種として事務センター専任職員を創設し、業務内容やスキルに応じた処遇 となるよう、月給制や人事評価による昇給制度を併せて導入しました。
 - 〇また、事務センター専任職員については、育成プログラムを実施し、登用時研修に加え、 制度理解研修、スタートアップ研修、習熟度別実践研修及びフォローアップ研修を実施し、 人材育成を行いました。
 - スキルのある優秀な職員の安 | 〇スキルのある優秀な職員の安定的な確保のため、有期雇用職員及び無期転換職員を対象と | 〇無期転換職員及び有期雇用 した正規雇用職員への登用試験を実施し、令和元年10月に51人を登用しました。
 - 職員及び有期雇用職員から正|〇年金生活者支援給付金の受付業務等に対応するため、本部の給付担当部門や中央年金セン ター等に給付金の支給要件を正確に判定する体制の整備を目的に設置した給付業務正規 雇用職員への登用試験を実施し、令和元年7月に77人を登用しました。
 - ・ 無期転換職員の拡大・活性化 〇有期雇用職員からの無期転換を引き続き推進し、無期転換職員を令和2年4月現在で 〇有期雇用職員からの無期転 3.094 人から 3.485 人に拡大しました。

員を発掘し、人を育てる人事 配置に反映させました。

を実施するとともに、年金給 付分野及びシステム分野に 専門性を持った人材を育成 しました。

- たな職種として、給付業務正 規職員を創設しました。
- 種として事務センター専任 職員を創設するとともに、役 割に応じた処遇体系としま した。また、事務センター専 任職員について、育成プログ ラムを実施し、人材育成を行 いました。
- 職員からの正規雇用職員登 用を進めました。
- 換を引き続き推進し、無期転 換職員の拡大を図りました。

〇職員が健康で働きやすい職 場環境を確立するため、メン

ントの防止、また、長時間労 働の是正に対する取組を進 めたか。

新たに専門職を配置し、高い一〇労働協約に基づく、健全で安一 定した労使関係を維持して いたか。

た被評価者研修を新たに実 施している。

- タルヘルス対策やハラスメ O基盤的業務を担う人材や専 門性の高い分野の人材を育 成する研修を充実させると ともに、無期転換職員や有期 雇用職員の育成を強化する ための研修プログラムの整 備を図っている。
 - 〇メンタルヘルス対策につい ては、研修受講者の拡大や長 時間勤務者等に対する健康 相談を実施するとともに、ハ ラスメント防止対策につい ては、当該カリキュラムを実 施する研修の拡大や全管理 職を対象に自己点検を導入 するなど、意識の醸成を図っ ている。

また、長時間労働の是正は、 ノー残業デーの徹底や拠点 ごとの時間外勤務時間数を 管理職の人事評価に導入す るなどにより、前年度に比べ 時間外勤務が減少している。

〇必要な都度、労働協約に基づ き、団体交渉を行っている。

的な無期転換職員よりも専門 職員を制度化する。

④ 高年齢者層の活用

- 人材について、エルダー職員制 度の充実の観点から、更に活用し する分野について具体的に検 討する。
- 60歳を超える職員の能力・経 験を活用するため、定年の65歳 への段階的な引き上げについ て、具体的なあり方を検討す る。
- なお、その際、役職定年制や、 エルダー職員制度のあり方及 び 60 歳を超える職員の給与水 準の適切な設定など必要な措 置を検討する。

事務センター等において一般 | 〇事務センターの安定した事業実施体制を確立するため、正規雇用職員、無期転換職員及び | 〇事務センターの安定した事 有期雇用職員の役割を整理し、厚生年金保険適用・国民年金業務に関する届書審査業務等| 性の高い業務を担う無期転換| を担う新たな職種として、事務センター専任職員を令和元年 10 月に創設し、795 人を配| 置しました。

④ 高年齢者層の活用

- ・ 高年齢者層(60歳以上層)の | 〇職員の知識、経験を活かして 60歳以降も活躍できる分野を拡大するため、以下のとおり | 〇人材育成指導員の新設や管 エルダー制度の充実を図りました。
 - ・各種研修の体制強化のため、地域で実施する研修の講師業務を行う人材育成指導員を新 設し、令和2年4月現在で9人配置。
 - ・情報セキュリティ点検業務の実施体制の強化のため、管理業務専任役を令和2年4月現| 在で49人配置。
 - ・納付率等を維持・向上させる体制確保のため、公権力の行使を伴う業務を担うエルダー 職員を令和2年4月現在で20人配置。
 - ・返納金債権の回収事務を推進し債権管理事務の適正化を図るため、年金返納金債権に係 る業務を担うエルダー職員を令和2年4月現在で40人配置。

区分	配置人数	
<u></u>	令和2年4月1日現在	(参考:平成31年4月1日現在)
人材育成指導員	9人	0人
管理業務専任役	49 人	40 人
公権力行使業務	20 人	12 人
返納金債権業務	40 人	40 人

○定年の引上げ及びそれに伴う役職定年制度並びにエルダー職員制度のあり方及び給与水│○国家公務員の動向等を踏ま 準について、国家公務員の動向等を踏まえて検討を開始しました。

⑤ 女性の活躍推進

- 業主行動計画に基づき、女性管 理職の育成及び登用を進め、年 度末の女性管理職比率につい て着実な増加を目指す。
- 女性職員がより活躍できるよ を継続実施する。

⑤ 女性の活躍推進

- ・ 女性活躍推進のための一般事 O女性管理職の育成及び登用を促進するため、女性職員を対象とした研修やキャリア面談の O女性職員を対象とした研修 実施、内報誌による情報発信をサポートチームにより実施したほか、適材適所の配置に努 めた結果、管理職比率は昨年同期を上回ることができました。
 - ○また、育児休業等の職員の学習環境である通信研修「学びなおしプログラム」により業務 研修及び子育てサポートの情報を発信したほか、今年度より新たに「働く女性の健康管理 研修」を実施し、女性が長く働き続ける取組を実施しています。
- うサポートチームによる支援│○女性管理職については、引き続き拠点長・地域部との情報連携を図り人材発掘を進めてい ます。

(女性管理職比率)

令和2年4月	(参考) 平成31年4月
14. 1%	13. 7%

- 業実施体制を確立するため、 事務センター専任職員を創 設しました。
- 理業務専任役等の拡大など、 高年齢者層(60歳以上層)が 活躍できる分野を拡大しま した。

- えて、定年の引上げについて 検討を開始しました。
- や面談等により、適材適所の 配置を行い、女性管理職比率 が向上しました。

⑥ その他

管理職の負担軽減と若手育成 のため、「課長代理」については 配置の拡大を図るとともに、 「主任」については、引き続き 配置する。

⑥ その他

〇次期管理職を育成するとともに、管理職の負担軽減を図る役割を担う課長代理を、令和2 年4月現在で805人に配置を拡大しました。特に年金給付審査業務の安定的な体制確保の ため、お客様相談室に重点的に配置しました。

また、管理職及び課長代理等を補佐し、基幹業務を円滑に推進する役割を担う主任につい ても、令和2年4月現在で1,870人を配置しました。

区分	配置人数	
运 力	令和2年4月1日現在	(参考:平成31年4月1日現在)
課長代理	805 人	742 人
主任	1,870人	1,856 人

○管理職の負担軽減と若手育 成のため、課長代理の配置を 拡大するとともに、主任につ いても引き続き配置しまし

(2) 優秀な人材の確保

将来の採用環境、現在及び将来の 人材ポートフォリオ等を総合的に 勘案し、計画的な採用を図る。

- を図るため、インターンシップの 実施やWebを活用したセミナ 一、採用パンフレットの充実等の 新たな取組を強化するとともに、 公的年金業務の意義について積 極的に説明し、これを担う意欲の ある者を採用する。また、内定者 交流会の実施やWebを活用し たネットワークにより、学生との 積極的な接触を図る。
- 分野及びシステム分野等につい ては、業務体制の強化のため、外 部人材を採用する。
- 向けては、同一労働同一賃金の観 点を踏まえ、必要な処遇の見直し を検討する。
- (3) 適正な人事評価制度の運用 人事評価の公平性・公正性・納得 性を高め、厳正で明確な人事評価制 度の運用を図る。

(2) 優秀な人材の確保

- 新規採用者の安定的な人材確保 Oこれからの機構を担う人材や、地方拠点を支える人材等を確保するため、新卒採用活動に O採用規模の拡大に伴い、新卒 おいては、拠点の若手職員を採用サポーターに委嘱し、採用セミナー等に参加させるなど、 採用体制を強化しました。
 - 〇また、インターンシップ、Webを活用したセミナー及び内定者交流会を実施するととも に、早期の採用選考により令和元年10月1日に12人、令和2年4月1日に376人が入構 しました。

採用活動体制を強化すると ともに、インターンシップ、 Webセミナー等を実施し 優秀な人材の確保に努めま した。

- また、専門性が求められる調達 │○専門性が求められるシステム分野等の知識を有する人材確保に向け、機構ホームページ及 │○I T ガバナンス及び内部監 びハローワークでの募集に加え、転職サイトを活用した募集を実施し、システムの専門性 を有する人材8人、監査の専門性を有する人材3人の外部人材を採用しました。
- ・ 有期雇用職員の安定的な確保に | 〇有期雇用職員の安定的な確保や同一労働同一賃金への対応の観点から、令和2年4月の導 | 〇有期雇用職員の安定的な確 入に向け、有期雇用職員に係る服喪休暇の取得対象者の範囲の拡大や、結婚休暇の取得時 期の見直しを行いました。また、ライフサポート休暇の取得可能日数を現行の2日から3 日へ見直しを行いました。
 - (3) 適正な人事評価制度の運用
- ・ 能力評価について、資格や職責 │ ○能力評価については、公平性・公正性を高めるため、資格や職責に応じた、人事評価の基 │ ○公平性、公正性、納得性の高

- 査機能の強化を図るため、外 部からシステムや監査の専 門性を有する人材を採用し ました。
- 保に向け、必要な処遇の見直 しを実施しました。

ごとに求められる役割を明確に ることを検討する。

- 実績評価について、職員の意見 を踏まえつつ、納得性の高い評価 のあり方を検討する。
- づき」の醸成による改善を促すた き続き実施する。
- 研修を継続して実施する。
- 利用して、制度の理解とその定着 促進を図る。

(4) 人材の育成

材を育成するため、集合研修を中心 とした業務別研修を強化するとと もに、専門性の高い人材を育成する│ ため、外部機関を活用した研修を充 実するなど、研修体系を総合的に見・階層別研修の実績 直し、実施する。

準の明確化について令和2年度中の拠点周知に向けて検討しました。

し、人事評価の基準として導入す│○また、実績評価については、より納得性の高い評価となるよう、拠点全体の努力の成果が│ 職員個人の評価に反映される仕組みの構築について検討しました。

・ 求められる役割を認識させ、「気 | 〇意欲・実績ともに低い職員への対応として、同一等級で能力評価が通算4回以上C評価以 | 〇低評価が続く職員に対して、 下となった者等、求められる役割を果たさず低評価が続いている職員 75 人に対し、研修、 め、意欲・実績ともに低い職員を | 指導、経過観察を含む「キャリア開発プログラム」を実施しました。また、今年度より個 | 対象に能力改善プログラムを引し、人のキャリア開発に重点を置いたプログラムに見直し、職員の自信と意欲に繋がるカリキ ュラムとしました。

	令和元年度	(参考:平成30年度)
受講者数	75 人	71 人

- ・ 評価スキル向上のための評価者 | 〇評価スキルの向上を図るため、人事評価の目的の再確認、評価者としての心構え、人事評 | 〇評価スキル向上を図る観点 価作業の留意点等について、上期は拠点長(所長、事務センター長)に対して、評価者研 修を実施し、下期は新たに、全ての課室長及び事務センターグループ長に対して、評価者 研修を実施しました。
- ・ 被評価者に対しては、若手・中 | 〇人事評価制度の理解と定着促進を図るため、階層別研修(新入構員研修、正規雇用登用時 堅職員を対象とした集合研修を│ 研修及びセルフマネジメント研修)や、新たに主任研修を活用した被評価者研修を実施し ました。

(4) 人材の育成

制度と実務の双方に精通した人|〇制度と実務の双方に精通した人材を育成するため、階層別・業務別研修を強化するととも|〇無期転換職員・有期雇用職員 に、専門性の高い分野の人材や基盤的業務を担う人材を育成する研修を充実するなど、無 期転換職員・有期雇用職員を含めた機構職員全体の研修体系を総合的に見直し、人材の育 成強化に取り組みました。

	令和元年度	(参考:平成30年度)
延べ受講者数	4,577 人	4, 327 人

業務別研修・専門別研修の実績

	令和元年度	(参考:平成30年度)
延べ受講者数	20, 267 人	5, 123 人
(うち無期転換職員数)	2, 424 人	787 人
(うち有期雇用職員数)	6, 522 人	320 人

い評価制度となるよう、能力 評価及び実績評価について 検討しました。

キャリア開発に繋がるプロ グラムを実施しました。

から評価者研修を、評価制度 の理解と定着促進の観点か ら被評価者研修をそれぞれ 実施しました。

を含めた研修体系を総合的 に見直し、研修の拡大を図 り、人材育成を強化しまし た。

- 的な見直し
 - に求められる役割を果たす人 材を育成す るため、より効果 的な研修となるよう実施時期 やカリキュラムを見直す。
 - や業務経験に応じた研修体系 とし、さらに制度と実務の双方 を取り入れた研修カリキュラ ムとなるよう総合的な見直し を行い、実施する。
 - また、実践研修に必要な研修 用システムの構築に着手する。
- ② 専門人材の育成

を検討する。

- ③ 基盤的業務を担う人材の育成 を担う人材については、正確な業 務を行うための業務研修を検討し する。
- 員の育成強化
 - 務研修を実施する。
 - 育成及び安定的な雇用確保に つながるため、研修を実施す る。

- ① 階層別研修・業務別研修の総合 │ ① 階層別研修・業務別研修の総合的な見直し
 - ・ 階層別研修については、職責│○階層別研修については、研修の実施時期を採用時から昇格や登用時などの節目に合わせた│○階層別研修は、採用時から節 研修体系に再整理し、職責に求められる能力開発のためのカリキュラムを設定し研修を実│ 目に合わせた研修体系を整 施しました。
 - · 業務別研修については、役割 | 〇業務別研修については、機構職員全員が集合研修を受講する体系に見直し、大幅な拡大を | 〇無期転換職員、有期雇用職員 行いました。また、職種や階層ごとの役割や業務経験に応じた研修カリキュラムとし効果 | 的な研修を実施しました。

また、実践研修に必要となる研修用システムの構築に向けて、検討を開始しました。

- ② 専門人材の育成
- 高い専門性が求められる分野│○高い専門性が求められる分野(徴収、調達、システム、情報セキュリティ)においては、│○高い専門性が求められる職 (年金給付、徴収、調達、システー・外部の研修機関や専門講師を招聘して専門性を高める研修を実施しました。
- ム及び情報セキュリティ)の研修│○また、年金給付分野においては、年金相談窓口を担当する職員全員を対象として、ロール│ 研修を行いました。 プレイングを取り入れた少人数制の集合研修を実施しました。
 - 3 基盤的業務を行う人材の育成
- 事務センターなど基盤的業務 | 〇年金生活者支援給付金の業務を行う給付業務正規職員に対して集合研修を行ったほか、事 | 〇基盤的業務を担う給付業務 務センター業務を行う事務センター専任職員に対して、正規雇用職員によるOJT指導を | 中心とした育成プログラムを実施しました。
- ④ 無期転換職員及び有期雇用職 │④ 無期転換職員及び有期雇用職員の育成強化
 - ・ 無期転換職員の役割を明確に | 〇無期転換職員及び有期雇用職員の全職員に対して集合研修を実施し、育成強化を図りまし | 〇無期転換職員に対しては、担 した上で、担当業務に応じた業一た。なお、無期転換職員に対しては、担当業務に応じた業務研修を実施しました。
 - ・ 有期雇用職員の採用後の早期 | 〇有期雇用職員については採用内定後の研修プログラムを整備し、音声付教材の提供、テレ | ビ会議研修に加え、集合研修の実施などにより早期育成に繋げました。

備しました。

- を含む全職員に業務別研修 を実施し、大幅な拡大を行い ました。
- 〇各種実践研修に必要となる 研修用システムの構築の検 討に着手しました。
- 員には分野ごとに効果的な
- 〇年金相談窓口を担当する職 員全員を対象として実践研 修を行い、スキル向上に努め ました。
- 正規職員や事務センター専 任職員のスキル向上を図り ました。
- 当業務に応じた業務研修を 実施し、有期雇用職員に対し ては、集合研修を含む早期育 成プログラムを整備し、それ ぞれ育成強化を図りました。

⑤ 研修の質の向上

- キルや講師としての能力が高 | る研修の質の向上を図る。
- は、外部講師を積極的に招へい する。

(5) 働きやすい職場環境の確立

立ができる働きやすい職場環境を 確立するとともに、働き方改革関連 法への確実な対応と、メンタルヘル ス対策を中心とした取組を進めて いく。

① メンタルヘルス対策

く「4つのケア」の実施のため、 「職員の教育研修」、「職場環境等 の把握と改善」、「メンタルヘルス 不調への気付きと対応」、「職場復 帰における支援」の取組を積極的 不調の発症や深刻な事態の未然 防止を図るとともに、病気休職者 の職場復帰を円滑かつ実効ある ものとする。

- 拠点長等に対するラインケア の対応を実行させるための研 | 修、若手職員へのセルフケア対 策の研修や健康保険組合と連 携した研修を充実する。
- ・ 職員・家族・上司が、外部の 健康相談窓口に電話による相 談や面接カウンセリングを受

⑤ 研修の質の向上

- 内部講師については、業務ス | 〇年金給付業務研修の講師を務める上席年金給付専門職に対しては、統一教材や手順書を用 | 〇講師養成研修を実施し、講師 いた講師養成研修を行い、講師のスキル向上に努めました。
- い職員を選抜・育成し、さらな | 〇また、職場内における「情報セキュリティ研修」を実施する人材育成推進者に対しては、 情報セキュリティ対策の注意事項等を盛り込んだ講師用資料を作成した上で、講師養成研 修を実施し、職場内研修の充実を図りました。
- 専門性の高い研修について │○高い専門性が求められる分野(徴収、調達、システム、情報セキュリティ)の研修では、 │○専門性の高い研修について 外部講師を積極的に活用し、実務に活かせる能力の向上を図りました。
 - (5) 働きやすい職場環境の確立
- 職員が、健康で、仕事と生活の両丨〇職員の健康で働きやすい職場環境を確立するため、メンタルヘルス対策、ハラスメント対丨〇職員の健康で働きやすい職 策、長時間労働の是正及び年次有給休暇の確実な取得を中心とした取組を実施するととも に、衛生管理体制の強化を行いました。

また、日本年金機構健康保険組合と連携し、生活習慣病の重症化予防を目的として、健康 | 管理、疾病予防及び健康づくりに取り組みました。

○働き方改革関連法への対応として、有期雇用職員の安定的な確保や同一労働同一賃金への 対応の観点から、令和2年4月の導入に向け、有期雇用職員に係る服喪休暇の取得対象者 の範囲を拡大や、結婚休暇の取得時期の見直しを行いました。また、ライフサポート休暇 の取得可能日数を現行の2日から3日へ見直しを行いました。

① メンタルヘルス対策

「心の健康づくり計画」に基づ|〇拠点長及び人材育成推進者、本部管理職に対して、日本年金機構健康保険組合と連携した|〇メンタルヘルス研修の実施、 メンタルヘルス研修を実施しました。また、今年度より、人材育成推進者が拠点管理職に 対して伝達研修を実施し、メンタルヘルス研修の受講者の拡大を図りました。

年 度	令和元年度	(参考:平成30年度)
受講人数	1, 211 人	1,099人

に推進し、職員のメンタルヘルス 〇
石手職員へのセルフケア対策として、「採用3年目研修」や本部女性職員を対象とした「働 く女性の健康管理研修」を今年度より実施しました。

研修名	採用3年目研修	働く女性の健康管理研修
受講人数	195 人	37 人

〇メンタルヘルス不調の発生防止のため、外部の健康相談窓口である「こころとからだの健 康相談」事業を全職員に対して周知するとともに、人事異動者や長時間勤務者に対しては、 その都度、同事業を案内しました。

【こころとからだの健康相談実施件数】(令和2年3月末現在)

年 度	令和元年度	(参考:平成30年度)
相談人数	349 人	345 人

- の質の向上に努めました。
- は外部講師を招聘し、能力の 向上を図りました。
- 場環境を確立するための取 組を実施するとともに、働き 方改革関連法への対応とし て、令和2年度の実施に向 け、有期雇用職員に係る休暇 制度を改正しました。
- 長時間勤務者の上長又は産 業医との面談等の対策に取 り組んだ結果、メンタル不調 者の割合は減少しました。

けられる仕組みを強化する。

- ストレスチェックの集団分析 | を活用した職場改善を図る。
- 用し、早期復帰並びに確実な復 帰の強化を図る。

〇ストレスチェックにより高ストレス者と判定された職員に対して、産業医との面接指導の 申出の勧奨を行いました。また、今年度よりストレスチェックによる集団分析結果に基づ き、衛生委員会において職場環境を改善するための活動を指示しました。

・ 職場復帰支援プログラムを活 【ストレスチェック実施状況】

年 度	令和元年度	(参考:平成30年度)
受検者数	21,536 人	20,827 人
高ストレス該当者数	3,644 人	3, 496 人
高ストレス割合	16.9%	16. 8%

○専門医を活用した職場復帰支援プログラム(※)の実施をしました。

※職場復帰を実効あるものとするため、休職期間中のケアから職場復帰のフォローまでの 5つのステップを実施。

- 1 第1ステップ・・・休職開始及び休職期間中のケア
- 2 第2ステップ・・・主治医による職場復帰可能の判断
- 3 第3ステップ・・・職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成
- 4 第4ステップ・・・最終的な職場復帰の決定
- 5 第5ステップ・・・職場復帰後のフォローアップ

【メンタル不調により1か月以上休業した職員の割合】(令和2年3月末現在)

年 度	令和元年度	(参考:平成30年度)
長期休業者	133 人	148 人
割合	0. 90%	1. 07%

【職場復帰支援プログラム実施件数】(令和2年3月末現在)

年 度	令和元年度	(参考:平成30年度)
実施件数	52 人	81 人

② ハラスメントの防止

- て、職員研修等を通じて周知徹 底する。
- 相談体制と調査体制の強化を た。 ントの根絶を目指し、働きやす い職場を実現する。
- ② ハラスメントの防止
- ・ ハラスメントの防止につい | 〇全職員を対象とする職場内研修や新任所長・新任副所長・新任課室長研修・副拠点長研修 | 〇ハラスメント防止に係る研 の集合研修において、ハラスメント防止研修を実施するとともに、今年度は新たに、全国│ 修の拡大やハラスメントの 拠点長研修や業務別管理者研修(指導者コース)においても実施し、周知徹底を図りまし
- 通じ、早期対応によるハラスメ│○加えて、全国の拠点長及び本部の管理職に対して、改正労働施策総合推進法(パワハラ防│ 止法)による指針に関するハラスメント防止研修を実施しました。
 - ○ハラスメント防止対策に関する自己確認と継続的な意識喚起を図るために、管理職向けの┃ ハラスメント自己点検を実施しました。
 - 〇機構内報などの職員向け媒体を利用したハラスメント相談窓口の相談員の周知徹底を図 り、ハラスメント防止に対する意識を高めました。
 - 〇改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)により、相談内容の多様化や環境の変化に迅速 に対応するため、ハラスメント専任チームの体制強化を図りました。

禁止行為の周知徹底、改正労 働施策総合推進法による指 針を周知することによりハ ラスメント防止に対する意 識を高めました。

【ハラスメントに関する調査件数と認定件数】(令和2年3月末現在)

年 度 令和元年度		(参考:平成 30 年度) 51 件	
調査件数	55 件	51 件	
認定件数	6 件	3 件	

③ 長時間労働の是正

- 底、「ゆう活」や「一斉退社」の 促進などの取組を推進する。
- 時間外労働の上限規制に対応 した勤務時間管理を徹底する。
- 恒常的な時間外勤務の要因に の解決策を検討する。
- 業務を軽減するなど、健康障害 防止の推進を図る。

③ 長時間労働の是正

- ・ 全拠点へのノー残業デーの徹 | 〇全拠点に対して、ノー残業デーの徹底や「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」を実施すると | 〇完全消灯による一斉退社や ともに、令和元年8月14日から16日を集中取組期間として、一斉退社による完全消灯を 実施しました。また、9月以降も、毎月最終水曜日を一斉退社による完全消灯を実施しま
 - 〇時間外勤務の縮減を目的として、管理職を含めた拠点ごとの時間外勤務時間数の縮減時間 を人事評価指標に導入しました。
- ついて分析し、長時間労働是正│〇時間外勤務が増加、又は時間外勤務が多い拠点に対して、勤務実態調査(ログ調査等)を実 施するとともに、長時間労働による健康障害防止の観点から、長時間労働を行っている管 ・ 時間外勤務が一定時間を超え │ 理職に対して、拠点訪問を行い、要因分析のため、個別ヒアリングなどを実施しました。 た職員の健康状態を把握し、必一〇更なる時間外勤務の要因分析のため、全職員へのアンケートを実施しました。
- 要に応じて上長による面談や│○時間外勤務が月 60 時間を超えた職員に対する自己診断(健康チェック)による上長等と の面談に加え、月80時間を超えた職員に対しては確実に産業医と面談するよう指示しま した。

【時間外勤務の状況】(令和2年3月末現在)

<管理職>

(時間:分)

年 度	令和元年度	(参考:平成30年度)
本部	26 : 57	30 : 19
拠点	32 : 34	33 : 30

<一般職>

(時間:分)

年 度	令和元年度	(参考:平成30年度)
本部	28 : 18	29 : 35
拠点	18 : 21	19 : 17

- ④ 年次有給休暇の確実な取得 に留意しつつ、計画的な取得促進 に取り組む。
- ④ 年次有給休暇の確実な取得
 - 年次有給休暇の時季指定義務 | 〇仕事と生活の両立(ワークライフバランス)の促進の観点から、休暇取得促進の徹底を行い | 〇ワークライフバランスの促 ました。なお、改正労働基準法による年次有給休暇の時季指定義務については、年休5日 未取得者一覧を各拠点長に通知し休暇取得の促進を図りました。
 - 〇人事評価指標に年次有給休暇取得日数を導入しました。
 - ○機構内報などの職員向け媒体を利用し、年次有給休暇の取得励行や時季指定義務について 周知しました。
- 進の観点から、年次有給休暇 等の取得促進や育児休業等 の取得促進を行った結果、年 次有給休暇の取得日数は昨 年度と同程度となっていま す。

管理職を含む拠点の時間外 勤務縮減を人事評価に導入 するなどにより、管理職・一 般職とも時間外勤務が減少 しました。

【年次有給休暇取得状況】(令和2年3月末現在)

年 度	令和元年度	(参考:平成30年度)
取得日数	12.7日	12.9日

⑤ 子育てや介護との両立

基づき、男性職員の育児への参加 促進や、育児休業から復帰しやす い受け入れ体制、介護休暇を取り やすい環境整備に取り組む。

⑤ 子育てや介護との両立

第4期一般事業主行動計画に│○次世代育成支援対策推進法により策定した「第4期一般事業主行動計画(計画期間:平成│○安心して仕事と家庭の両立 30年4月~令和3年3月)」に基づき、職員が安心して仕事と家庭の両立ができる職場を 目指し、全ての拠点において労務研修を実施し、育児休業等の取得促進に資するよう各種 休暇制度の周知を行いました。

また、介護休暇を取りやすい環境づくりに向けて、休暇制度の周知などを行いました。

【男性の育児休業取得人数】(令和2年3月末現在)

年 度	令和元年度	(参考:平成 30 年度)
取得人数	28 人	27 人

【女性の育児休業取得率】(令和2年3月末現在)

第4期一般事業主行動計画	平成31年4月1日~令和2年3月31日	98. 13%
(参考)	平成30年4月1日~平成31年3月31日	99. 37%
第4期一般事業主行動計画	十成 30 年 4 月 1 日~ 十成 31 年 3 月 31 日	99. 37%

(6) 健全な労使関係の維持

定した労使関係を引き続き維持する。

(6) 健全な労使関係の維持

民間労働法制下における健全で安│〇機構の全国的な労働組合組織である2つの労働組合と締結している「労使間の取扱いに関│〇労使関係については、労使間 する基本協約」(労働協約)に基づき、職員の労働条件に関し団体交渉を行いました。

のルール(労働協約)に基づ き団体交渉を行うなど、健全 で安定した労使関係を維持 してきました。

ができる職場を目指し、労務 研修や機構内報の媒体を通 じて制度周知を実施した結 果、女性の育児休業の取得率 は、第4期一般事業主行動計 画の目標である90%以上とな っています。

令和元年度計画	令和元年度計画に対す	る取組状況		自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
	Ⅳ 予算、収支計画及び資金計画Ⅴ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画					評価:B
(IV 予算、収支計画及び資金計画)	見込まれる財産の処分に関する計画 ○令和元年度の予算及び収支計画に対しての予す。 区分 業務経費 国民年金の適用関係業務 厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用関係業務 国民年金の収納関係業務 厚生年金保険・健康保険・船員保険の徴収関係業務 オンラインシステム経費年金相談等経費年金相談等経費年金相談等経費 年金生活者支援給付金事業経費ー般管理費	事執行等の実績は 予算額 2,075.5億円 899.9億円 119.4億円 330.9億円 268.7億円 43.2億円 137.7億円 687.3億円 488.4億円 112.3億円 1,058.5億円 3,246.4億円	決算額 1,919.0億円 850.7億円 109.5億円 318.6億円 253.7億円 41.9億円 627.7億円 440.6億円 80.8億円 996.6億円	○中期計画、年度計画に沿った予算等を作成しました。また、予算執行については、事業内の見直しからでででであり、では、事業のででであり、では、ののでは、事業のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	〇令和元年度予算を適正に執行したか。	○令和元年度の予算執行実績については、事業内容の見直しや入札によるコスト削減に努めるなど、適正な予算執行がされている。 ○令和元年度の財務内容については、監査法人による監査報告において、機構の財政状態、運営状況等すべての重要な点において、適正に表示しているものと認められており、適正な内容となっている。

令和元年度計画	令和元年度計画に対する取組状況	自己評価	評価に当たっての視点	標語 評価の理由
(V 不要財産又は不要財産となること				
が見込まれる財産の処分に関する計				
画)_				
「日本年金機構の資産管理の在り方に関	〇「日本年金機構の資産管理の在り方に関する会議」において、「速やかに廃止す	〇令和元年度計画のとおり、「速	〇「日本年金機構の資産管理の在	〇未納付となっている 16 宿舎の
する会議」において、速やかに廃止する	ることが適当」とされた 22 宿舎のうち、境界確定や地歴調査、建物の環境汚染	やかに廃止することが適当」と	り方に関する会議」において、	うち、7 宿舎について国庫納付
ことが適当とされた宿舎等について	調査等の対応を完了した7宿舎を国庫納付しました。	された 22 宿舎のうち、7宿舎	「速やかに廃止することが適	の手続きが完了している。
は、速やかに国庫納付を行う。	これにより、平成30年度までに国庫納付が完了している6宿舎と合わせて13宿	の国庫納付を行いました。	当」とされた 22 宿舎のうち、	
今後廃止することが適当と見込まれ	舎の国庫納付が完了しました。		残り 16 宿舎について、国庫納	〇今後廃止することが適当と見
る宿舎について、新たに宿舎需要予測			付の手続きを進めたか。	込まれる宿舎について、需要の
を実施し、宿舎保有、広域住居手当、借	〇今後廃止することが適当と見込まれる宿舎について、「日本年金機構の資産管理	〇令和元年度計画のとおり、今後		予測及びコスト比較を行って
上宿舎についてコスト比較を行い、廃	の在り方会議」で承認された宿舎存廃判定手法により、現時点で推計できる拠点	廃止することが適当と見込ま	〇今後廃止することが適当と見	いる。
止すべき時期を検討する。	別定員配置人数及び広域異動者数を用いた 10 年後 20 年後の入居者数に基づく	れる宿舎について、需要予測と	込まれる宿舎について、宿舎需	
また、耐震補強工事の未実施等によ	宿舎需要の予測を行い、宿舎保有、広域住居手当、借上宿舎についてのコスト比	コスト比較を実施しました。	要の予測を行い、宿舎保有、広	〇仮移転中の年金事務所につい
り、仮移転中の年金事務所及び将来に	較を実施しました。		域住居手当、借上宿舎について	て、PPP/PFI手法の活用
わたり宿舎の需要が見込まれる地域に			のコスト比較を行ったか。	について外部専門機関の意見
おいて、老朽化等により使用できない	〇耐震補強工事の未実施等により仮移転中の年金事務所について、PPP/PFI	○PPP╱PFⅠ手法の導入を		も踏まえ検討した結果、従来方
状態の宿舎で、建替の方がコスト面で	手法の活用を検討した結果、従来方式による建替えとして設計業務を調達しまし	検討した結果を踏まえ、建替え	〇仮移転中の年金事務所及び宿	式による建替えを行うことを
有利となる場合について、PPP/P	<i>t</i> =。	のための設計業務調達を実施	舎の需要が見込まれる地域に	決定している。
FI手法の活用を含め、多様な手法に		しています。	おいて、老朽化等により使用で	
よる建替の検討を行う。			きない状態の宿舎で、建替の方	
特に、都市部における宿舎について			がコスト面で有利となる場合	
は、現有資産を活用した宿舎の戸数増			について、PPP/PFI手法	
加手法について検討することで、都市			の活用を含め、多様な手法によ	
部における宿舎不足の解消を目指す。			る建替の検討を行ったか。	
(VI Vの財産以外の重要な財産の譲渡				
又は担保に関する計画)				
なし				

令和元年度予算

令和元年度収支計画

(単位:百万円)

	(十四・日/川)/
区別	金額
収入	
運営費交付金	324, 188
運営費交付金	105, 403
事業運営費交付金	207, 553
年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金	11, 233
その他の収入	452
計	324, 641
支出	
業務経費	218, 786
保険事業経費	89, 986
オンラインシステム経費	68, 731
年金相談等事業経費	48, 835
年金生活者支援給付金支給業務事務費	11, 233
一般管理費	105, 855
計	324, 641

(注記) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(単位:百万円)

区別	金	額
費用の部		324, 641
経常費用		324, 641
業務経費		218, 786
保険事業経費		89, 986
オンラインシステム経費		68, 731
年金相談等事業経費		48, 835
年金生活者支援給付金支給業務事務費		11, 233
一般管理費		105, 855
人件費		95, 649
その他一般管理費		10, 206
収益の部		324, 641
経常収益		324, 641
運営費交付金収益		324, 188
運営費交付金収益		105, 403
事業運営費交付金収益		207, 553
年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金収益		11, 233
その他の収入		452
純利益 (△ 純損失)		0
総利益(△総損失)		0

(注記1)金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注記2) 当法人における退職手当については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

令和元年度資金計画

区別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	324, 641
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
計	324, 641
資金収入	
業務活動による収入	324, 641
運営費交付金による収入	105, 403
事業運営費交付金による収入	207, 553
年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金による収入	11, 233
その他の収入	452
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
計	324, 641

令和元年度業務実績報告書<別表>目次

	資料名称	ページ
【別表 1】	国民年金保険料の納付率等の状況	1
【別表 2】	収納対策のスキーム(概念図)	2
【別表 3】	厚生年金保険等の適用促進等に係る令和元年度行動計画の取組状況	3
【別表 4】	厚生年金保険適用関係指標の推移(年度別)	4
【別表 5】	厚生年金保険の適用促進に係る取組状況	5
【別表 6】	事業所調査関係内訳(年度別)	6
【別表 7】	厚生年金保険料等の収納対策に関する指標の推移(年度別)	7
【別表 8】	未統合記録(5,095万件)の解明状況	9
【別表 9】	提言(運営評議会)	10
参考資料	令和元年度予算の執行(決算)状況	11

国民年金保険料の納付率等の状況

事項	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1号被保険者数※	1,904 万人	1,864 万人	1,805 万人	1,742 万人	1,668 万人	1,575 万人	1,505 万人	1,471 万人	1,453 万人
(対前年度比)	(-1.7%)	(-2.1%)	(-3.1%)	(-3.5%)	(-4.3%)	(-5.5%)	(-4.5%)	(-2.3%)	(-1.2%)
納付月数	9,407 万月	9,010 万月	8,817 万月	8,607 万月	8,291 万月	7,835 万月	7,406 万月	7,287 万月	7,114 万月
(対前年度比)	(-4.9%)	(-4.2%)	(-2.1%)	(-2.4%)	(-3.7%)	(-5.5%)	(-5.5%)	(-1.6%)	(-2.4%)
全額免除者数	568 万人	587 万人	606 万人	602 万人	576 万人	583 万人	574 万人	574 万人	583 万人
(対前年度比)	(+3.1%)	(+3.3%)	(+3.2%)		(-4.3%)	(+1.2%)	(-1.5%)	(-0.0%)	(+1.5%)
全額免除率 (対前年度比)	30. 4%	32. 0%	34. 1%	35. 1%	35. 0%	37. 5%	38. 7%	39. 5%	40. 6%
	(+1. 4%)	(+1. 6%)	(+2. 1%)	(+1. 0%)	(-0. 0%)	(+2. 5%)	(+1. 1%)	(+0. 9%)	(+1. 1%)
強制徴収の着実な実施	最終催告送付 30,045 件 督促状送付 17,615 件 差押実施 5,012 件	34, 046 件	最終催告送付 78,030 件 督促状送付 46,274 件 差押実施 10,476 件	65, 654 件 督促状送付 46, 586 件 差押実施	最終催告送付 84,801 件 督促状送付 43,757 件 差押実施 7,310 件	最終催告送付 85,342 件 督促状送付 50,423 件 差押実施 13,962 件	最終催告送付 103,614 件 督促状送付 66,270 件 差押実施 14,344 件	督促状送付 81,597 件 差押実施	最終催告送付 142,871 件 督促状送付 89,615 件 差押実施 20,590 件
最終納付率	65. 3%	64. 5%	65. 1%	67. 8%	70. 1%	72. 2%	73. 1%	74. 6%	76. 3%
(現年度からの伸び幅)	(+5. 3%)	(+5. 2%)	(+6. 4%)	(+8. 8%)	(+9. 2%)	(+9. 1%)	(+9. 8%)	(+9. 6%)	(+10. 0%)
過年度1年目	62. 2%	62. 6%	63. 5%	67. 2%	68. 6%	69. 9%	71. 5%	73. 4%	74. 9%
(現年度からの伸び幅)	(+2. 9%)	(+3. 9%)	(+4. 5%)	(+6. 3%)	(+5. 5%)	(+6. 5%)	(+6. 5%)	(+7. 1%)	(+6. 8%)
現年度納付率	58. 6%	59. 0%	60. 9%	63. 1%	63. 4%	65. 0%	66. 3%	68. 1%	69. 3%
(対前年度比)	(-0. 7%)	(+0. 3%)	(+1. 9%)	(+2. 2%)	(+0. 3%)	(+1. 7%)	(+1. 3%)	(+1. 8%)	(+1. 1%)
口座振替実施率 (対前年度比)	35. 6%	35. 3%	35. 6%	35. 7%	35. 1%	35. 7%	35. 5%	34. 6%	33. 5%
	(-0. 4%)	(-0. 3%)	(+0. 3%)	(+0. 1%)	(-0. 6%)	(+0. 6%)	(-0. 3%)	(-0. 9%)	(-1. 1%)
クレジット実施率 (対前年度比)	1. 4% (+0. 2%)	1. 5% (+0. 1%)	1.8%	1.8%	1.9%	2. 3% (+0. 4%)	2. 9% (+0. 5%)	3. 7% (+0. 8%)	4. 5% (+0. 8%)
マルチペイメント利用状況 (コンピニ、クレジットカード、 インターネット、ペイジー)	1,382 万件 (+5.7%)	1,482 万件 (+7.2%)	1,615 万件 (+9.0%)	1,835 万件 (+13.6%)	1,982 万件 (+8.0%)	2,064 万件 (+4.1%)	1,978 万件 (-4.2%)	2,003 万件 (+1.3%)	2,036 万件 (+1.6%)

[※] 第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

収納対策のスキーム(概念図)

納めやすい環境づくりの整備

- 〇 口座振替の推進
 - 口座振替割引制度の導入

 $(H17.4\sim)$

任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)

(口座振替率)

29年度末 30年度末 R1年度末 35% 35% → 34% 330万人 291万人 310万人

○ □座振替による2年前納制度の導入

 $(H26.4\sim)$ (利用状況) 29年度 R1年度 30年度 → 25万件 → 28万件 26万件

〇 クレジットカード納付の導入

(利用状況) $(H20.2\sim)$ 29年度 R1年度 30年度 172万件 → 189万件 → 229万件

〇 コンビニ納付の導入 $(H16.2\sim)$

(利用状況) 29年度 30年度

R1年度 1,518万件 → 1,533万件 → 1,528万件

○ インターネット納付の導入

(利用状況) $(H16.4\sim)$ 29年度 30年度 R1年度

288万件(※)→280万件(※)→280万件(※) ※ゆうちょ銀行(郵便局)におけるマルチペイメント処理

への切り替え分を含む。

〇 現金及びクレジットカードでの2年

前納制度の導入 (H29.4~)

(利用状況)

29年度 30年度 R1年度 8万件 → 6万件 10万件 納付督励の実施

・質の向上 •効率化

文書

強

制

徴

収対

象

付

督励

対

象

免

没除等对

市

虰

村

から

の

所得情報

(令和2年3

月現

在

全市

町

村

 \mathcal{O}

9%より提供

未

納

者

H29年度 3,706万件 H30年度 3.785万件 R 1年度

にも応じない度重なる督励

3,272万件

H29年度 3,311万件 H30年度 2,582万件 R 1年度 2.350万件

戸別訪問(面談)

話

H29年度 614万件 H30年度 526万件

R 1年度 419万件 強制徴収の実施

不公平感の解消と波及効果

		29年度	30年度	令和元年度
	最終催告状	103,614件	133,900件	142,871件
}	督 促 状	66,270件	81,597件	89,615件
	財産差押	14,344件	17,977件	20,590件

• 最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

○国税庁への強制徴収委任

[基準] 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上(H27.10~) [実績] H29年度 54件 → H30年度 75件

○納付督励の外部委託(H17.10~)

	文書	電話	戸別訪問	合計
H29 年度	827万件	3,309万件	607万件	4,743万件
H30 年度	756万件	2,580万件	520万件	3,855万件
R 1 年度	582万件	2,348万件	412万件	3,342万件

免除等の周知・勧奨

年金(社会保険)事務所単位での行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知(H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入(H17.4~)・納付猶予対象者の拡大(H28.7~)

免除や学生納付特例(学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組)を周知・勧奨し、

- 免除基準の緩和・免除の遡及承認(H17.4~)
- 免除の遡及期間の見直し(H26.4~) 申請免除の簡素化(①継続意思確認H17.7~ ②申請免除手続きの簡素化H21.10~ ③所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26.10~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化(H20.4~)
- 免除委託制度開始(H28.4~)

(注)国民年金保険料徴収100円当たりの徴収コストを試算すると、国民年金保険料の徴収コスト 100円当たり約3円、 強制徴収コスト 100円当たり約25円(平成30年度実績)

普及• 啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

厚生年金保険等の適用促進等に係る令和元年度行動計画の取組状況

		項	Ī	目	年間	目 標	值 (A)		実	績	(B)	達	成 率 (B/A)
		新規通	適用事業所数	Ţ						146, 533 事	業所		
1				指導により、 付いた事業所数	80	0,000事	業所	91,342 事業所			掌業所		114. 2 %
'		新規通	囿用被保険者	数	345, 804 人								
	適用			指導により、 た被保険者数						175, 774			
	促進	加入指	≨享施回数	Ţ				回					
2		内訳	(1) 電話・ス	文書による加入指導				内訳	(1)	784, 889 🖪	1		
		(2) 来所要請による加入指導					(2)	756, 191 🖪					
			(3)戸別訪問	引による加入指導					(3)	119, 402 🗉	1		
		事業所	f調査(総合	調査)実施数						263, 468 事	事業所		
			臨場調査	実施数						60, 551 事	事業所		
2	事業		四场砂耳	指摘率		40 %				57. 5 %	ó		143.8 %
			呼出·郵送	実施数						202, 917 事	事業所		
			調査	指摘率			26.4 %			ó			
	事業所調査により、適用となった 被保険者数									28, 365 人			

【別表4】

○ 厚生年金保険適用関係指標の推移(年度別)

項番	指標名	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度と 令和元年度と の比較
1	新規適用事業所数	事業所	67, 300	69, 719	74, 677	91, 457	113, 430	157, 184	182, 422	165, 007	157, 818	146, 533	92. 8%
2	全喪事業所数	事業所	54, 629	56, 845	49, 974	31, 309	40, 391	41, 173	39, 957	41, 644	41, 414	42, 279	102. 1%
3	適用事業所数(年度末現在)	事業所	1, 748, 578	1, 745, 027	1, 758, 192	1, 800, 619	1, 867, 185	1, 974, 655	2, 109, 345	2, 227, 353	2, 336, 872	2, 435, 755	104. 2%
4	適用調査対象事業所数(年度末現在)	事業所	107, 935	246, 165	387, 840	357, 303	245, 335	647, 786	513, 332	421, 377	361, 481	276, 960	76. 6%
5	被保険者数(資格取得分)	人	5, 971, 161	6, 064, 813	6, 298, 001	6, 535, 050	6, 697, 394	6, 913, 401	7, 476, 219	7, 333, 746	7, 432, 648	7, 325, 594	98. 6%
6	被保険者数(資格喪失分)	人	5, 808, 127	6, 019, 435	6, 124, 748	6, 053, 223	6, 031, 851	6, 038, 882	6, 148, 007	6, 401, 556	6, 743, 903	6, 760, 819	100. 3%
7	被保険者数(年度末現在)	人	34, 411, 013	34, 514, 836	34, 717, 319	35, 272, 821	35, 985, 388	36, 863, 741	38, 217, 576	39, 112, 169	39, 806, 245	40, 374, 470	101. 4%
8	職員による加入指導事業所数(文書・電 話・来所要請・訪問指導ののべ事業所数)	事業所	34, 252	57, 453	113, 112	65, 163	490, 619	1, 131, 194	1, 515, 661	1, 215, 093	1, 590, 536	1, 660, 482	104. 4%
9	適用対策を講じた結果、適用した事業所数	事業所	4, 808	6, 685	8, 322	19, 099	39, 704	92, 550	115, 105	99, 064	100, 727	91, 342	90. 7%

厚生年金保険の適用促進に係る取組状況

未適用事業所に対する適用促進

- 〇 従来より、雇用保険適用事業所情報(平成14年度~)、法人登記簿情報(平成24年度~)を活用し、未適用の可能性がある事業所を把握し、加入指導に取り組んできた。
- 〇 平成27年度からは、国税庁より、従業員を雇い給与を支払っている法人事業所の情報の提供を受け、これを加入指導に 活用することにより、更なる適用促進の取組を進めている。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
新規適用事業所数	91,457	113,430	157,184	182,422	165,007	157,818	146,533
うち、加入指導により適用した事業所数	19,099	39,704	<u>92,550</u>	<u>115,105</u>	99,064	100,727	91,342
加入指導により適用した被保険者数	56,329	123,649	239,024	265,002	228,970	<u>200,155</u>	<u>175,774</u>

適用事業所に対する事業所調査

○ 被保険者の資格や標準報酬等の詳細な確認等を総合的に行う総合調査を強化することにより、未適用従業員に係る適用 漏れの防止及び届出の適正化を推進している。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
総合調査実施数	98,106	185,856	210,959	297,777	323,986	326,474	263,468
調査により適用した被保険者数	18,178	14,713	13,170	9,007	19,241	38,072	28,365

これまでの取組による適用状況

厚生年金の適用の可能性がある者(国民年金被保険者実態調査における推計)

約200万人程度 [H26.3末時点] 約156万人程度(※) 〔H29.3末時点〕

※適用拡大により対象となった 短時間労働者約12万人程度を含む 厚生年金の適用の可能性がある法人事業所(国税庁情報に基づく調査対象)

約97万件 〔H27.3末時点〕

↑ 約35万件 約28万件 〔R2.3末時点〕

〔この間に新たに厚生年金の適用の可能性があると判明した法人事業所〕

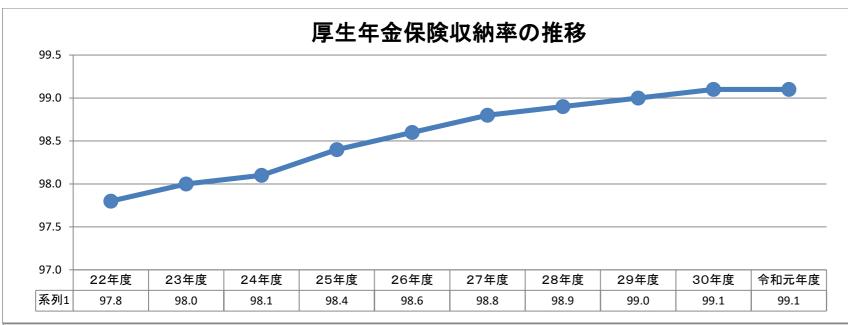
〇 事業所調査関係内訳(年度別)

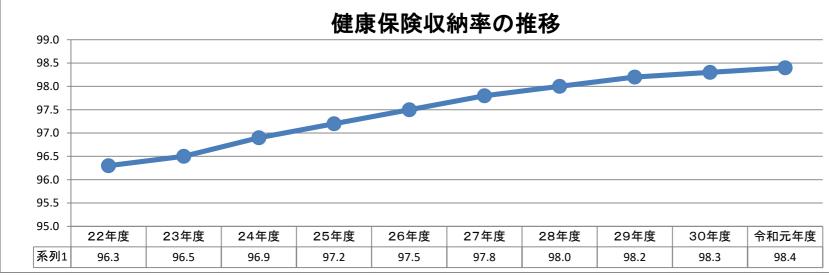
項番		指標名	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	30年度と元年 度との比較
1	事業所調査実施事業所数 ①		事業所	157,477	437,325	491,188	463,075	474,098	492,001	565,356	481,848	326,474	263,468	80.7%
2	①のうち、総合調査事業所数 ②		事業所	32,030	80,003	94,561	98,106	185,856	210,959	297,777	323,986	326,474	263,468	80.7%
3	8 総合調査実施割合(②/①)		-	20.3%	18.3%	19.3%	21.2%	39.2%	42.9%	52.7%	67.2%	100.0%	100.0%	_
4	事業所調査	被保険者からの情報提供	事業所	1,483	1,508	1,343	1,071	496	385	489	445	521	460	88.3%
5	のきっかけ となった	地方運輸局等からの情報提供	事業所	970	703	671	482	242	168	169	123	138	118	85.5%
6	情報提供数	都道府県労働局からの情報提供	事業所	679	251	164	91	60	70	120	191	161	185	114.9%

厚生年金保険料等の収納対策に関する指標の推移(年度別)

指标	票名	単位	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
/1	厚生年金保険	億円	232,430	239,581	246,116	254,629	266,941	281,830	297,992	312,525	322,267	329,209
保険料決定額 (過年度分を含む)①	協会管掌健康保険	億円	74,985	76,722	81,192	82,950	86,312	89,104	93,068	97,667	101,063	106,997
	船員保険	億円	387	378	374	366	372	370	373	374	374	376
/口吸烟 地外帮	厚生年金保険	億円	227,253	234,699	241,549	250,472	263,196	278,362	294,754	309,442	319,287	326,197
保険料収納額 (過年度分を含む)②	協会管掌健康保険	億円	72,243	74,074	78,653	80,606	84,183	87,121	91,211	95,891	99,340	105,249
	船員保険	億円	344	341	340	337	345	348	355	359	363	365
	厚生年金保険	億円	407	380	362	369	323	338	285	240	267	234
不納欠損額③	協会管掌健康保険	億円	201	191	188	199	178	189	163	137	157	137
	船員保険	億円	5	4	4	1	3	3	2	3	1	1
15 / - ' - '	厚生年金保険	億円	4,770	4,502	4,205	3,788	3,422	3,130	2,952	2,843	2,713	2,778
収納未済額 ①-②-③	協会管掌健康保険	億円	2,541	2,457	2,351	2,145	1,951	1,793	1,693	1,639	1,566	1,611
9	船員保険	億円	38	33	30	29	23	18	16	12	10	10
/ 100 / 100	厚生年金保険	%	97.8	98.0	98.1	98.4	98.6	98.8	98.9	99.0	99.1	99.1
保険料収納率 ②/①	協会管掌健康保険	%	96.3	96.5	96.9	97.2	97.5	97.8	98.0	98.2	98.3	98.4
9	船員保険	%	88.9	90.1	91.0	92.0	92.9	94.1	95.2	95.9	97.1	97.1
滞納事	業所数	事業所	162,461	162,735	154,013	141,284	138,162	135,860	134,940	135,306	133,807	142,139
差押える	事業所数	事業所	13,707	17,798	22,556	24,626	25,094	24,300	25,174	27,581	30,978	33,142
	厚生年金保険	%	81.6	82.7	83.0	83.3	83.1	83.2	83.0	82.7	82.8	81.8
口座振替実施率	協会管掌健康保険	%	82.1	82.9	83.2	83.2	83.4	83.5	83.2	83.0	83.3	81.9
	船員保険	%	68.4	68.9	68.7	69.3	70.6	71.3	72.0	72.3	73.5	74.4

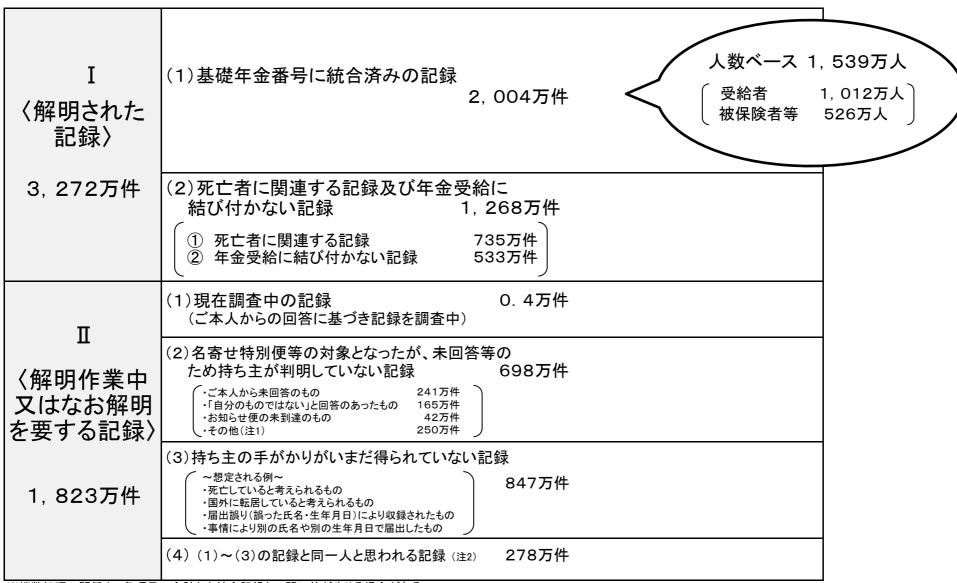
⁽注1)協会管掌健康保険とは、全国健康保険協会が運営している主に中小企業の従業員を対象とした健康保険のことです。同健康保険の保険料については、 年金保険料と併せて、機構が一括して徴収を行っています。





未統合記録(5,095万件)の解明状況

<令和2年3月時点>



※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

⁽注1)「その他」は、「「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの」、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり 特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等 (注2)(4)は、(1)~(3)の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録

令和2年2月5日

日本年金機構 理事長 水島 藤一郎 殿

> 日本年金機構運営評議会 座長 菊池 馨実

提言

日本年金機構は、令和2年1月1日で、発足10周年を迎えた。この間、年金記録問題や 不正アクセスによる情報流出事案等、問題事案への対応を中心とした事業運営や再生プロジェクト等の内部統制、ガバナンス改革に取り組むとともに、基幹業務については、着実に実績を積み上げてきた。特に、国民年金保険料の納付率向上対策や厚生年金保険の未適用事業所に係る適用促進対策等の取組みについては、機構発足以来の継続的な取組みの積み重ねにより大きな成果を上げている。

更に国民から真に信頼され、職員が誇れる組織にするためにも、年金制度改正の動向やデジタル化といった社会経済情勢の変化を見据えつつ、基幹業務等に係る各種施策について、厚生労働省と連携し、業務量に応じた必要な予算・人員を確保しながら、引き続き推進することが肝要である。

これらを踏まえ、私たち運営評議会として下記について提言する。

記

- 1. 高齢化が進み、公的年金の役割がますます重要になることから、正確な年金制度の理解と事務手続きの徹底を図るため、年金制度説明会や年金委員制度の更なる充実に取り組むとともに、市区町村や社会保険労務士会などの関係機関との協力体制の強化に努めること。さらに、政府において進められている地域共生社会の連携体制の枠組みに年金相談の関係者が位置付けられたことを踏まえ、年金事務所や年金委員と他の相談支援機関との連携強化を図ること。
- 2. 国民年金の適用・収納対策や厚生年金保険の適用・徴収対策については、引き続き着実に成果をあげるために、将来を見据えた効果的、効率的な手法を無年金者・低年金者の発生防止対策を含め検討すること。また、年金給付については、正確な給付の更なる追求に向けた対策を着実に推進すること。

なお、これら対策の検討・推進にあたっては、上記 1. の関係機関等と適切に連携すること。

3. 令和元年度からスタートした年金生活者支援給付金の制度や、今後予定されている年金制度改正への対応については、制度を実務として正確かつ円滑に業務を行うためにも、厚生労働省と連携し、業務量に見合った人員・予算・実施体制を確保し、必要なシステム改修を行うなど、万全の準備をした上で対応すること。

また、その他基幹業務の推進に資する体制確保に努めること。

4. 政府のデジタル・ガバメント実行計画が改定され、デジタル社会の実現への取組みが加速していこうという現状を踏まえ、デジタルワークフローの確立に取り組み、お客様の利便性の向上と業務効率化の促進を図ること。

令和元年度予算の執行(決算)状況【総括表】

	一般旬	萱理費		業務経費		年金生活者支援	給付金事業経費
	人件費 (税)	物件費 (税)	保険事業経費 (保険料)	オンラインシステム (保険料)	年金相談等事業経費 (保険料)	人件費 (税)	物件費 (税)
予算額	956.5億円	102.1億円	899.9億円	687.3億円	488.4億円	16.4億円	95.9億円
3,246.4億円	1,058	.6億円		2,075.6億円		112.	3億円
決算額	902.4億円	94.2億円	850.7億円	627.7億円	440.6億円	16.1億円	64.7億円
2,996.4億円	996.	6億円		1,919.0億円		80.	· 8億円
不用額	54.1億円	7.9億円	49.2億円	59.6億円	47.8億円	0.3億円	31.2億円
250.0億円	不用額:	62. 0億円		不用額:156.6億円		不用額:	31. 5億円
	_	不用額:1.9億円	不用額:15.0億円	不用額: 26.5億円	不用額:11.6億円	_	不用額:16.9億円
①入札による減少 71.9 億円	-	理業務経費の入札減(0.7 億円)	○ 扶養親族等申告書の受 付・入力・審査業務委託 費の入札減(3.2億円) ○ 事務センターにおける通 知書作成・発送業務委託 経費の入札減(3.0億円) 等	公的年金給付総合情報連携システム等のハードウェア借料の入札減(17.1億円)等	○ ねんきん定期便作成経費 の入札減 (5.5億円) ○ 振込通知書作成経費の入 札減 (5.3億円)等	_	○ 請求書(TA)作成経費の 入札減(6.9億円) ○ 支援給付金専用ダイヤル の入札減(4.6億円)等
	_	不用額:0.2億円	不用額:3.2億円	_	不用額:0.4億円	_	_
②事務の効率化 3.8億円	-	実地監査にかかる旅費交通費 の減 (0.2億円)	出張時における旅費交通費の 減(1.5億円)	-	予約相談を活用した社労士の 出張相談経費の減(0.4億円)	-	-
③事業内容の変更等 72.9億円	_	不用額:5.6億円	不足額:▲3.6億円	不用額:33.1億円	不用額:26.1億円	_	不用額:11.7億円
(7)	_	_	不用額:0.2億円	_	不用額:1.7億円	_	_
機構の努力・精査に よるもの 1.9億円	-	_	インハウス化に伴う加入者ダイヤルの電話機等購入経費の減(0.2億円)	_	インハウス化に伴う予約受付 専用ダイヤルの電話機等購入 経費の減(1.4億円)等	_	_
小計 (①+②+③(ア))	_	不用額:2.1億円		· 不用額:58.6億円		_	不用額:16.9億円
	_	不用額:5.6億円	不足額:▲3.8億円	不用額:33.1億円	不用額:24.4億円	_	不用額:11.7億円
(イ) 事業の延期、外的要 因による見直し等に よるもの 71.0億円	_	○ LAN端末設備運用管理業 務経費の減(3.1億円) ○ 年金事務所等の内部管理 経費の減(1.9億円)等	○ パンチ委託業務のインハウス型委託への変更による処理時間の増(▲13.2億円) ○ 国民年金人の発送件数が見込を下回ったことによる減(2.7億円)等	管理業務経費の減(8.8億円) 〇経週管理システム等のアプリケーション保守業務にかかる作業量の減(8.2	○ 記録確認のお知らせ通知 送付の見直しによる減 (7.1億円) ○ 振込通知書の発送件数が 見込を下回ったことによ る減 (3.5億円)等	-	請求書(TA)等の発送件数 が見込を下回ったことによる 減(9.2億円)等
	不用額:54.1億円	不用額:0.2億円	不用額:34.6億円	_	不用額:9.7億円	不用額:0.3億円	不用額:2.6億円
の	○ 休業・休職者及び欠員に 伴う減(41.4億円) ○ 退職手当の減(12.7億 円)等		特定業務契約職員等にかかる 給与及び賞与の減(34.6億 円)	-	特定業務契約職員等にかかる 給与及び賞与の減(9.7億 円)	退職手当の減(0.3億円)	特定業務契約職員等にかかる 給与及び賞与の減(2.6億 円)

令和元年度予算の執行(決算)状況【事項別表】

						令和元年度				
項			事項	事項の概要	予算額(A) (百万円)	決算額(B) (百万円)	差(A-B) (百万円)		主な増減要因	
一般 管理費	ア.	一般	管理に必要な経費		105, 855	99, 660	6, 195			
		1	職員人件費	機構職員の基本給及び諸手当	95, 649	90, 242	5, 407	④人件費等	- 休業・休職者及び欠員による減(41.4億円) - 退職手当の減(12.7億円)	
	2		施設整備費	機構が保有管理する年金事務所 建物及び宿舎等の改修等を行う ために必要な経費	1, 957	1, 916	41	③事業内容の見直し等	- 人件費・資材等の高騰による工事経費の増(▲0.7億円) - 文書保管業務委託経費の増(▲0.4億円) - 松本年金事務所建て替え工事完了の延期による減(1.5億円)	
		3	上記以外の物件費	機構の内部管理事務や各種会議 等を実施するために必要な経費 (旅費、土地建物借料、雑役務 費等)	8, 249	7, 502	747	①入札による減少 ②事務の効率化等 ③事業内容の見直し等	- LAN端末設備運用管理業務経費の減 (3.1億円) - 年金事務所等の内部管理経費の減 (1.9億円) - 間接業務システム運用管理業務経費の入札減 (0.7億円) - 建物等総合管理業務委託経費の入札減 (0.6億円) - 実地検査にかかる旅費交通費の減 (0.2億円)	
保険事業 経費					89, 986	85, 071	4, 915			
	イ.	国民	年金の適用業務に必要な経費		11, 936	10, 950	986			
		1	適用対策の実施に必要な経費 (未加入者に対する届出勧奨 等)	国民年金未加入者や国民年金への種別変更を要する者に対するお知らせの作成・郵送経費及び住民基本台帳ネットワークの使用料、年金制度の説明及び届出勧奨(育取得、口座振替、免除申請等)のため戸別訪問を行う有期雇用職員に要する経費	2, 444	2, 184	260	④人件費等	- 特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(2.1億円)	
		2	事務センターに必要な経費(国 年適用)	国民年金適用の各種届書の入 力、通知書作成及び発送準備等 業務の委託に要する経費、事務 センター建物の賃借料	4, 003	4, 017	▲ 14	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	- 通知書作成・発送業務委託経費の入札減(0.7億円) - パンチ委託業務のインハウス型委託への変更による処理時間の増 (▲1.0億円)	
			その他(年金事務所等における 事業運営費等:国年適用)	年金事務所等において国民年金 の適用関係業務を実施するため の帳票印刷経費や電話照会対応 の外部委託経費等の事業運営費 等	5, 489	4, 749	740	③事業内容の見直し等 ④人件費等	- 加入者ダイヤルの受電件数の減(3.7億円) - 特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(3.0億円) - インハウス化に伴う加入者ダイヤルの電話機等購入経費の減(0.2億円)	

						令和元年度				
項			事項	事項の概要	予算額(A) (百万円)	決算額(B) (百万円)	差(A-B) (百万円)		主な増減要因	
保険事業 経費(続き)	ウ. _	国历	年金の徴収業務に必要な経費		26, 868	25, 369	1, 499			
		1	納付督励業務の委託に要する経 費	公共サービス改革法に基づき国 民年金保険料の収納業務を民間 企業に委託するための経費	4, 704	4, 365	339	③事業内容の見直し等	・外部委託の成功報酬の支払いが見込みを下回ったことによる減(3.3 億円)	
		2 免除等の勧奨に必要な経費(免 内に必要な文書、申請書等		刷経費、郵送経費及び免除等申	416	396	20	①入札による減少	・学生納付特例申請書 (TA)作成経費の入札減 (0.1億円)	
				納付督励業務や関係書類作成補助等を行	8, 939	8, 091	848	①入札による減少 ③事業内容の見直し等 ④人件費等	- 特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(7.6億円) - 特別催告状作成経費の入札減(1.8億円) - 特別催告状の発送件数の増(▲0.9億円)	
		4	納付書の作成等に必要な経費	国民年金保険料の納付書、催告 状等の帳票印刷経費、郵送費、 納付書の作成、印字及び封入封 緘委託経費	6, 553	5, 916	637	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	- 納付書作成経費の入札減 (3.4億円) - 納付書の発送件数の減 (2.7億円)	
		5 事務センターに必要な経費(国 年徴収)		国民年金徴収の各種届書の入 力、通知書作成及び発送準備等 業務の委託に要する経費	1, 898	2, 380	▲ 482	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	- 通知書作成・発送業務委託経費の入札減(1.8億円) - パンチ委託業務のインハウス型委託への変更による処理時間の増 (▲6.7億円)	
			国民年金事業の制度改正等に要 する経費	産前産後免除等の制度改正事項 の対応に要する経費	118	108	10			
			その他(年金事務所等における	年金事務所等において国民年金 の収納関係業務を実施するため の帳票印刷経費等の事業運営費 等	4, 240	4, 113	127	③事業内容の見直し等 ④人件費等	・特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(1.7億円) ・年金事務所からの特別催告状等の送付件数の増(▲0.3億円)	

					令和元年度				
項		事項	事項の概要	予算額(A) (百万円)	決算額(B) (百万円)	差(A-B) (百万円)		主な増減要因	
保険事業 経費(続き)	工. 厚	生年金保険等の適用業務に必要な紹	費	33, 093	31, 856	1, 237			
	1	適用対象事業所の適用促進に必 要な経費 (加入勧奨業務委託)	社会保険未加入事業所に対する加入 勧奨業務に必要な旅費、勧奨用チラ シ等の印刷経費、郵送経費、文書・ 電話による加入勧奨業務の外部委託 経費	75	43	32	②事務の効率化等	・出張時における旅費交通費の減(0.4億円)	
	2	国税庁源泉義務者情報等を活用 した適用調査対象事業所対策に 係る経費	国税情報等により把握した社会保険 未加入事業所に対する訪問による加入勧奨業務を行う有期雇用職員、文書による加入勧奨の外部委託費	8, 424	7, 333	1, 091	②事務の効率化等 ④人件費等	・特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(9.0億円) ・出張時における旅費交通費の減(1.1億円)	
	3	事務センターに必要な経費(厚 年適用)	厚生年金適用の各種届書の入力、通知書作成及び発送準備等業務の委託に要する経費、事務センター建物の賃借料	12, 601	13, 292	▲ 691	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	- 通知書作成・発送業務委託経費の入札減 (0.5億円) - 不落随意契約に伴う納入告知書作成・発送業務委託経費の増 (▲1.4億円) - パンチ委託業務のインハウス型委託への変更による処理時間の増 (▲5.4億円)	
	4	算定基礎届等の事務処理に要す る経費	標準報酬の定時決定を行うための算定基礎届等の印刷経費、郵送経費、 事業所向けの説明会会場賃借料、書 類の受付、入力業務等を行う派遣職 員に必要な経費	1, 489	1, 462	27	②事務の効率化等	- 繁忙期にかかる机・椅子等の賃借料の減(0.2億円)	
	5	市町村の国民健康保険と連携した適用対策に係る事業所調査等 に必要な経費		1, 374	1, 215	159	④人件費等	特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(1.5億円)	
	6	その他(年金事務所等における 事業運営費等:厚年適用)	年金事務所等において厚生年金 保険等の適用関係業務を実施す るための帳票印刷経費等の事業 運営費等	9, 130	8, 511	619	④人件費等	特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(6.0億円)	
	才. 厚	生年金保険等の徴収業務に必要な絡	5 費	4, 317	4, 194	123			
	1	健康保険・厚生年金保険の保険 料徴収対策に必要な経費	厚生年金保険料の滞納処分に係 る旅費、帳票類の印刷経費、戸 籍謄本の手数料等に要する経費	155	153	2			
	2	その他(年金事務所等における 事業運営費等:厚年徴収)	年金事務所等において厚生年金の徴 収関係業務を実施するための帳票印 刷経費や滞納事業所から納付受託し た証券を金融機関へ委託する経費等 の事業運営費	4, 162	4, 041	121	②事務の効率化等 ④人件費等	・特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(1.3億円) ・年金事務所の機能集約見直しによる工事経費等の減(1.1億円) ・納入告知書の発送件数の増(▲1.1億円)	

						令和元年度				
項			事項	事項の概要	予算額(A) (百万円)	決算額(B) (百万円)	差(A-B) (百万円)		主な増減要因	
保険事業 経費(続き)	カ.	. 年会	金給付業務に必要な経費		13, 772	12, 702	1, 070			
		1	年金の裁定及び支払等給付事務 に必要な経費	障害認定医への謝金、年金証書等の印刷経費、 郵送経費、年金支払いに係る源泉徴収票等の作 成及び発送準備委託経費、扶養親族等申告書の データ入力業務等の外部委託経費等の年金の裁 定及び支払に要する経費	8, 076	7, 030	1, 046	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	 ・扶養親族等申告書の受付・入力・審査業務委託費の入札減(3.2億円) ・源泉徴収票等の発送件数の減(2.8億円) ・源泉徴収票作成経費の入札減(2.3億円) ・支給額変更通知書作成経費の入札減(0.6億円) 	
		2 事務センターに必要な経費(E 年・厚年給付)		各種届書の入力、通知書作成及 び発送準備等業務の委託に要す る経費	922	922	0			
		3	その他(年金事務所等における 事業運営費等:国年・厚年給 付)		4, 774	4, 750	24	③事業内容の見直し等 ④人件費等 ・特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(3.0億円) ・中央年金センター借料の支払時期変更(令和2年5月→令和元による増(▲2.7億円)		
オンライン システム 経費	+.	. 社会	ὰ保険オンラインシステムに必要な	· 経費	68, 732	62, 769	5, 963			
		1	社会保険オンラインシステムの 運用等に必要な経費	年金保険事業を適切に行うため の社会保険オンライシステムの 運用等に要する経費		51, 721	3, 490	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	- 公的年金給付総合情報連携システム等のハードウェア借料の入札減 (17.1億円) - オンライン端末設備運用管理業務経費の減 (8.8億円) - 業務端末統合の実施時期見直しによる減 (6.0億円)	
		2	社会保険オンラインシステムの 見直しに必要な経費	公的年金業務の業務・システム 最適化計画に基づき、社会保険 オンラインシステムを見直すた めに要する経費	12, 888	10, 520	2, 368	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	・年金業務システムの設計書等管理システム更改経費の入札減(8.4億円) ・経過管理システム等のアプリケーション保守業務にかかる作業量の減(8.2億円)	
		3	情報セキュリティ対策の強化に 必要な経費	日本年金機構の不正アクセスに よる情報流出事案を踏まえた情 報セキュリティ対策強化に要す る経費	633	528	105	①入札による減少	・情報セキュリティリスク評価・分析及び脆弱性診断業務経費の入札 減(1.0億円)	

					令和元年度				
項		事項	事項の概要	予算額(A) (百万円)	決算額(B) (百万円)	差(A一B) (百万円)		主な増減要因	
年金相談等 事業経費	ク. 年 	金相談等に必要な経費		48, 835	44, 059	4, 776			
	1	年金事務所等の相談施設に必要 な経費(相談窓口の設置・改修 等)	年金事務所建物の賃借料、耐震補強 工事を実施するために一時移転をす る際の移転料や賃借料等の年金相談 窓口の設置等に要する経費	2, 890	3, 091	▲ 201	③事業内容の見直し等	・文書保管業務委託経費の増(▲1.8億円)	
	2	年金事務所及び年金相談セン ター等における相談対応経費	年金相談センター建物の賃借料、年金事務所、年金相談センターにおける相談業務委託経費、臨時の出張相談所の設置等に要する経費	6, 018	5, 771	247	②事務の効率化等 ③事業内容の見直し等	・年金事務所窓口における社労士配置人数実績による委託経費の減(1.2億円) ・年金相談センター借料の減(0.5億円) ・社労士の出張相談経費の減(0.4億円)	
	3	常に年金記録が確認できる仕組 みに必要な経費 (「ねんきん ネット」サービス)	いつでも年金記録が確認できる ねんきんネットの利用促進を図 るためのシステム開発の企画等 の支援経費等の運営経費	104	75	29	②事務の効率化等	・ねんきんネット利用促進のための周知方法の見直しによる減(0.3億円)	
	4	ねんきん定期便に必要な経費	加入期間、保険料納付実績及び将来 の年金給付に関する情報をわかりや すくお知らせするねんきん定期便の 作成、送付に必要な経費	6, 141	5, 485	656	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	・ねんきん定期便作成経費の入札減(5.5億円) ・ねんきん定期便の発送件数の減(1.0億円)	
	5	コールセンターの運営、電話相 談体制拡充に必要な経費	コールセンター建物の賃借料、年金 受給者等からの電話相談、各種書類 の送付依頼の受付等を行うコールセ ンター、予約受付専用ダイヤルに要 する経費	5, 171	4, 793	378	②事務の効率化等 ③事業内容の見直し等	・ねんきんダイヤルの受電件数の減による外部委託費及び電話料金の 減(3.7億円) ・インハウス化に伴う予約受付専用ダイヤル電話機等購入経費の減 (1.4億円)	
	6	被保険者記録提供及び年金振込 通知書等に必要な経費	年金請求書(事前送付)、年金 振込通知書等の印刷経費、郵送 経費、作成及び発送準備委託経 費等	9, 429	8, 467	962	①入札による減少 ③事業内容の見直し等	- 振込通知書作成経費の入札減 (5.3億円) - 振込通知書の発送件数の減 (3.5億円)	
	7	個人番号の導入に必要な経費	個人番号制度の利用開始に当たり、基礎 年金番号と住民票コードを紐付けるため に要するリーフレット等作成経費、登録 勧奨作業業務委託経費、登録勧奨に係る 郵送経費等	5, 499	4, 483	1, 016	③事業内容の見直し等	・マイナンバー収録経費(受給待機者分)の減(7.1億円) ・J-LIS照会件数実績による手数料の減(2.0億円)	
	8	住民基本台帳ネットワークを活 用した住所変更届等の省略に必 要な経費		52	47	5			
	9	その他(年金事務所等における 事業運営費等:年金相談)	年金事務所等において年金相談 業務を実施するための物件費等 の事業運営費等	13, 531	11, 847	1, 684	③事業内容の見直し等 ④人件費等	・特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(9.7億円) ・記録確認のお知らせ通知送付の見直し(被保険者分)による減(7.1 億円)	

						令和元年度				
項			事項	事項の概要	予算額(A) (百万円)	決算額(B) (百万円)	差(A-B) (百万円)	主な増減要因 		
年金生活者 支援給付金 事業経費	ケ、年金生活者支援給付金事業に必要な経費				11, 233	8, 082	3, 151	1		
				機構職員(年金生活者支援給付金業 務従事者)の基本給及び諸手当	1, 642	1, 613	29	④人件費等	- 退職手当の滅(0.3億円)	
		2		給付金請求書(TA)の作成及び発送、請求に係る相談、請求書の受付・審査、支給決定・振込通知書の作成及び発送、並びに給付金専用ダイヤル等に要する経費	9, 591	6, 469	3, 122	 ①入札による減少 ②事業内容の見直し等 ④人件費等 - 請求書(TA)等の発送件数の減(9.2億円) - 請求書(TA)作成経費の入札減(6.9億円) - 支援給付金専用ダイヤル委託費の入札減(4.6億円) - 特定業務契約職員等にかかる給与及び賞与の減(2.6億) - 振込通知書作成経費の入札減(1.0億円) 		
			総合計		324, 641	299, 641	25, 000			

注:金額については、端数処理の関係で合計に一致しない場合がある

項			事項	平成2	9 年度	平成3	0年度	令和元	(単位:日 <u>万円)</u> :年度
- 4			李炽	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
一般 管理費	ア	_	般管理に必要な経費	107, 657	104, 711	108, 984	103, 500	105, 855	99, 660
		1	職員人件費	94, 338	92, 298	94, 991	90, 718	95, 649	90, 242
		2	施設整備費	2, 116	1, 450	1, 957	1, 820	1, 957	1, 916
		3	上記以外の物件費	11, 203	10, 961	12, 036	10, 962	8, 249	7, 502
保険事業 経費				78, 858	76, 569	85, 620	79, 802	89, 986	85, 071
	1	. 国	民年金の適用業務に必要な経費	10, 783	9, 223	11, 164	10, 080	11, 936	10, 950
		1	適用対策の実施に必要な経費 (未加入者に対する届出勧奨等)	1, 990	1, 869	2, 186	2, 004	2, 444	2, 184
		2	事務センターに必要な経費 (国年適用)	3, 044	3, 269	3, 869	3, 925	4, 003	4, 017
		3	その他(年金事務所等における事業運営費等) (国年適用)	5, 749	4, 085	5, 109	4, 151	5, 489	4, 749

項			事項	平成2	9 年度	平成3	0年度	令和元	元年度
内			学 供	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
保険事業 経費 (続き)	ウ.	国	民年金の徴収業務に必要な経費	27, 641	25, 733	27, 183	24, 707	26, 868	25, 369
		1	納付督励業務の委託に要する経費	7, 057	6, 251	5, 774	4, 668	4, 704	4, 365
		2	免除等の勧奨に必要な経費 (免除等申請書の送付等)	607	469	436	403	416	396
		3	国民年金保険料の収納対策に必要な経費	8, 007	6, 770	8, 815	7, 922	8, 939	8, 091
		4	納付書の作成等に必要な経費	6, 706	6, 425	6, 590	6, 361	6, 553	5, 916
		5	事務センターに必要な経費 (国年徴収)	1, 368	1, 632	1, 685	1, 769	1, 898	2, 380
		6	国民年金事業の制度改正等に要する経費	73	90	57	73	118	108
		7	その他(年金事務所等における事業運営費等) (国年徴収)	3, 823	4, 096	3, 826	3, 511	4, 240	4, 113

項			事項	平成2	9年度	平成3	0年度	令和法	元年度
块			学 块	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
保険事業 経費 (続き)	Ι.	厚	生年金保険等の適用業務に必要な経費	25, 147	24, 554	31, 458	29, 418	33, 093	31, 856
		1	適用対象事業所の適用促進に必要な経費 (加入勧奨業務委託)	471	68	88	24	75	43
		2	国税庁源泉義務者情報等を活用した適用調査対象 事業所対策に係る経費	6, 320	5, 673	7, 913	7, 076	8, 424	7, 333
		3	事務センターに必要な経費 (厚年適用)	8, 720	9, 816	11, 399	11, 458	12, 601	13, 292
		4	算定基礎届等の事務処理に要する経費	1, 150	1, 247	1, 283	1, 355	1, 489	1, 462
		5	市町村の国民健康保険と連携した適用対策に係る 事業所調査等に必要な経費	0	0	0	0	1, 374	1, 215
		6	その他(年金事務所等における事業運営費等) (厚年適用)	8, 486	7, 750	10, 775	9, 505	9, 130	8, 511
	才	厚	生年金保険等の徴収業務に必要な経費	3, 283	2, 994	4, 091	3, 742	4, 317	4, 194
		1	健康保険・厚生年金保険の保険料徴収対策に必要 な経費	121	98	111	108	155	153
		2	その他(年金事務所等における事業運営費等) (厚年徴収)	3, 162	2, 896	3, 980	3, 634	4, 162	4, 041

項			事項	平成2	9 年度	平成3	0年度	令和元	(単位:白万円) 元年度
坝			学 块	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
保険事業 経費 (続き)	カ.	年	金給付業務に必要な経費	12, 003	13, 037	11, 724	11, 855	13, 772	12, 702
		1	年金の裁定及び支払等給付事務に必要な経費	5, 059	6, 321	5, 949	5, 889	8, 076	7, 030
		2	事務センターに必要な経費 (国年・厚年給付)	756	895	840	825	922	922
		3	その他(年金事務所等における事業運営費等) (国年・厚年給付)	6, 188	5, 821	4, 935	5, 141	4, 774	4, 750
オンライン システム 経費	+.	社	会保険オンラインシステムに必要な経費	44, 703	43, 903	58, 761	54, 475	68, 732	62, 769
		1	社会保険オンラインシステムの運用等に必要な経 費	38, 204	37, 893	49, 025	45, 241	55, 211	51, 721
		2	社会保険オンラインシステムの見直しに必要な経 費	5, 110	4, 925	8, 936	8, 570	12, 888	10, 520
		3	情報セキュリティ対策の強化に必要な経費	1, 389	1, 085	800	664	633	528

項			事項	平成2	9 年度	平成3	0年度	令和元	:年度
-A			学 况	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
年金相談等 事業経費	年金相談等 事業経費 ク. 年金相談等に		金相談等に必要な経費	42, 455	41, 234	42, 746	40, 561	48, 835	44, 059
		1	年金事務所等の相談施設に必要な経費 (相談窓口の設置・改修等)	3, 004	2, 408	2, 723	2, 649	2, 890	3, 091
		2	年金事務所及び年金相談センター等における相談 対応経費	6, 069	6, 154	5, 974	5, 950	6, 018	5, 771
		3	常に年金記録が確認できる仕組みに必要な経費 (「ねんきんネット」サービス)	104	3	104	32	104	75
		4	ねんきん定期便に必要な経費	5, 701	6, 268	6, 155	5, 741	6, 141	5, 485
		5	コールセンターの運営、電話相談体制拡充に必要な経費、相談予約受付専用窓口の運営に必要な経 費	4, 573	4, 630	4, 707	4, 639	5, 171	4, 793
		6	被保険者記録提供及び年金振込通知書等に必要な 経費	6, 184	7, 584	7, 381	7, 106	9, 429	8, 467
		7	個人番号の導入に必要な経費	4, 151	1, 264	4, 725	4, 178	5, 499	4, 483
		8	住民基本台帳ネットワークを活用した現況届等の 省略に必要な経費	1, 989	2, 371	48	46	52	47
		9	その他(年金事務所等における事業運営費等) (年金相談)	10, 680	10, 551	10, 928	10, 220	13, 531	11, 847
年金生活者 支援給付金 事業経費	ケ.	年	金生活者支援給付金事業に必要な経費	0	0	0	0	11, 233	8, 082
		1	職員人件費	0	0	0	0	1, 642	1, 613
		2	物件費	0	0	0	0	9, 591	6, 469
			総合計	273, 674	266, 418	296, 111	278, 338	324, 641	299, 641